

# 令和元年度 年次報告書

日本貸金業協会は貸金業の健全な発展に貢献します。



## 安心・信頼の目印「ゆずり葉」

日本貸金業協会のシンボルマークは

「譲葉(ゆずりは)」の花言葉“新生”をモチーフに図案化したものです。

古い葉から新しい葉に生まれ変わり、上に向かって伸びていく様子を「V」の形で現したもので、

「今まで築き上げてきたものを大切にしながら

新しく発展していく協会でありたい」という思いをこめています。

この協会の証であるシンボルマークが『安心・信頼の目印』としての役割を果たしています。

## 発刊のご挨拶

日本貸金業協会

会長 今井 三夫



このたび、令和元年度の協会活動についてご報告するとともに、関係資料及び公知情報などをお届けいたします。

貸金業界を見ますに、貸金業者数は引き続き緩やかに減少傾向となっている一方で、貸付残高についてはこのところ増加基調にあります。こうした中、フィンテック等を活用した金融サービスの進展や、人口減少・高齢化などの社会環境の変化は、貸金業界における構造変化やビジネスモデルの再構築を一層加速させていくものと考えております。

また、足元では新型コロナウイルス感染症の長期化が懸念されており、日本経済の先行きは不透明感を増しつつあります。

会員各位におかれましては、円滑な資金供給を通じて資金需要者の真摯な経済活動への展開を後押ししていただくとともに、本協会が策定した感染予防対策ガイドラインに沿った業務運営をお願いいたします。

大きな変化の中にある貸金業界ではありますが、本協会は、今後とも中立公正な立場で、新たな課題に的確に対応し、業界が社会の皆さまから弛みなく信頼を得て持続的に発展することができるよう取り組みを進めて参ります。

今回発刊する報告書をご高覧いただき、資金需要者の利益の保護と、業界の健全な発展に向けた本協会の昨年度の取り組みについてご理解いただければ幸いです。

今後とも本協会に対するご支援とご協力を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

# 日本貸金業協会の概要

## 【名称】

日本貸金業協会（英文名：Japan Financial Services Association）

## 【設立日】

平成19年12月19日

## 【所在地】

〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル2F・3F

## 【電話番号】

03-5739-3011（代表）

## 【相談・紛争解決窓口】

0570-051-051

## 【Webサイト】

<https://www.j-fsa.or.jp>

## 【国の指定及び認定等】

### ● 本協会の設立

平成19年12月19日付で、貸金業法第26条第2項の規定に基づき設立認可を受けました。

### ● 指定試験機関

平成21年6月18日付で、貸金業法第24条の8第1項の規定に基づく貸金業務取扱主任者資格試験の実施に関する事務を行う「指定試験機関」として内閣総理大臣の指定を受けました。

### ● 認定個人情報保護団体

平成22年3月31日付で、個人情報の保護に関する法律第47条第1項の規定に基づく「認定個人情報保護団体」として金融庁長官から認定を受けました。

### ● 指定紛争解決機関

平成22年9月15日付で、貸金業法第41条の39第1項の規定に基づく「指定紛争解決機関」として金融庁長官から指定を受けました。

### ● 登録講習機関

平成22年9月30日付で、貸金業法第24条の36第1項の規定に基づく「登録講習機関」として金融庁長官の登録（有効期間3年）を受け、以降2回の更新を受けています。

（初回登録日：平成22年9月30日、以降都度更新）

## 【役員体制】令和2年6月26日現在

## 公益理事

---

副会長（自主規制会議議長）	池尾 和人	立正大学経済学部 教授
	垣内 秀介	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
	田島 優子	弁護士
	長友 英資	株式会社ENアソシエイツ 代表取締役
	増田 悦子	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事長

## 会員理事

---

副会長（貸金戦略会議議長）	木下 盛好	アコム株式会社 代表取締役社長兼会長
副会長（総務委員会委員長）	河野 雅明	株式会社オリエントコーポレーション 取締役会長
	青山 照久	株式会社セゾンファンデックス 代表取締役社長
	石塚 啓	三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長
	片岡 龍郎	東光商事株式会社 代表取締役社長
	金子 良平	SMBC コンシューマーファイナンス株式会社 代表取締役社長

## 常任理事

---

会 長	今井 三夫
副会長	北角 誠英

## 会員監事

---

内田 隆司	新生商事株式会社 代表取締役
岡本 強	栄光商事株式会社 代表取締役社長

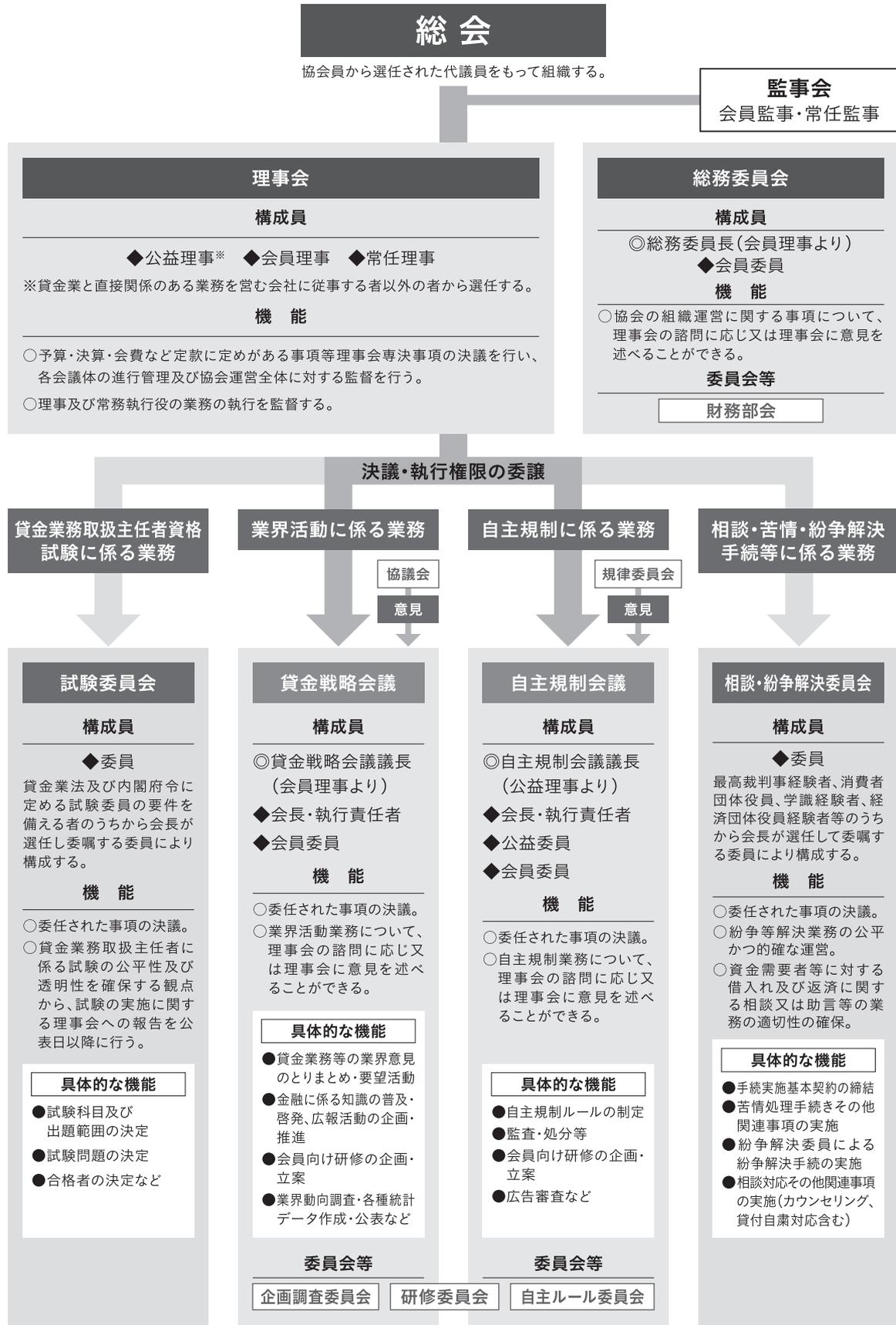
## 常任監事

---

小幡 浩之

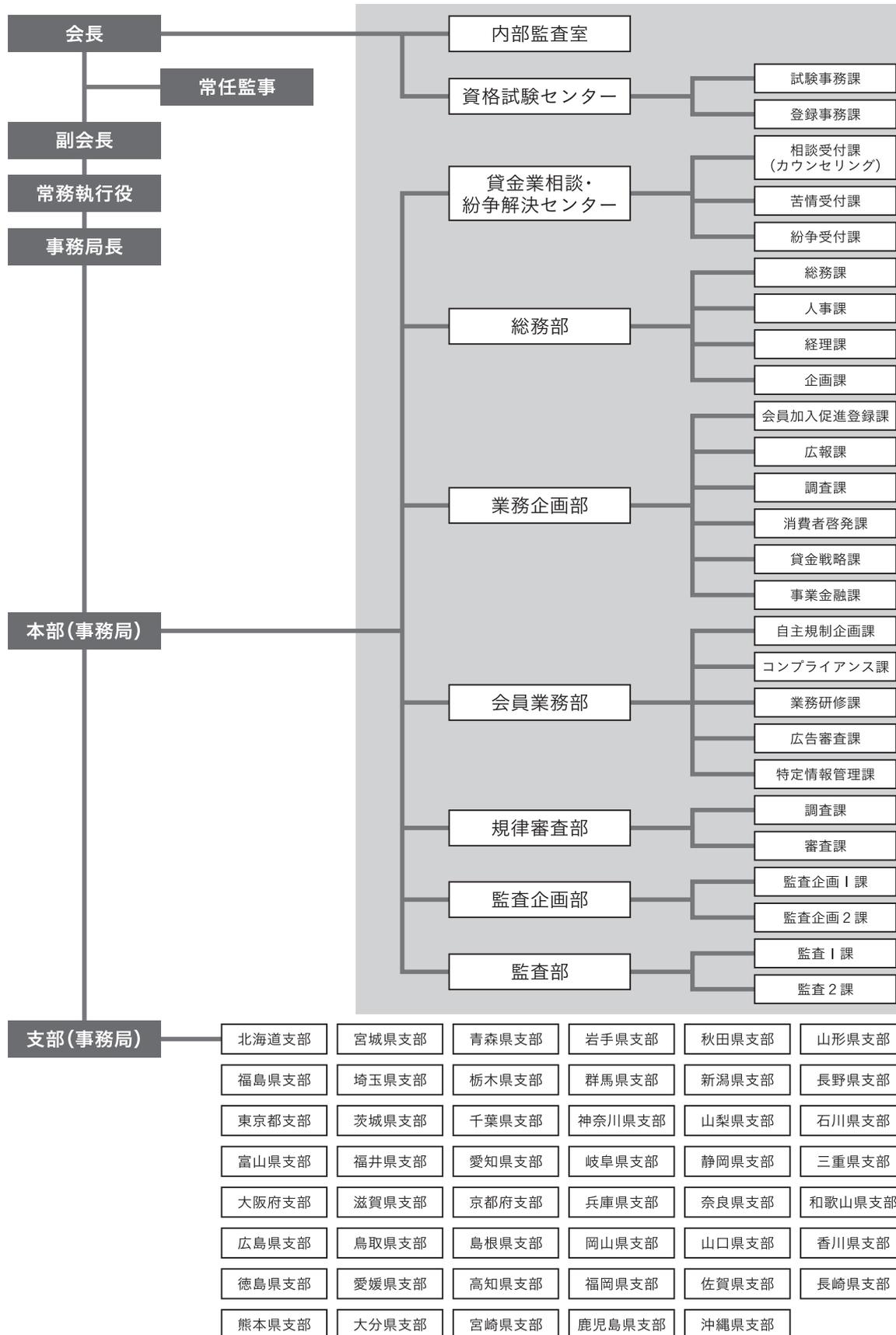
# ● 主要会議体の機能と構成

平成26年6月18日現在



# ● 事務局組織（本部・支部）

平成29年4月1日現在



## 目次

発刊のご挨拶	1
日本貸金業協会の概要	2
<b>第1編 協会活動報告</b>	
第1章 協会活動概要	8
第2章 業務に関する事項	19
<b>I. 自主規制部門</b>	
1. 法令・諸規則等遵守の徹底・整備・充実	19
2. 相談・苦情・紛争解決対応	30
3. 監査の実施	50
<b>II. 貸金戦略部門</b>	
1. 広報・啓発活動	60
2. 調査・研究活動	63
<b>III. 主任者資格部門</b>	
1. 貸金業務取扱主任者 資格試験・登録講習・主任者登録	64
<b>IV. 各種建議要望</b>	
1. 令和3年度政府税制改正に関する要望	74
第3章 総会・理事会・委員会・協議会・役員等	76
<b>第2編 財務報告</b>	
第1章 令和元年度 財務諸表及び財産目録	82
<b>第3編 資料</b>	
第1章 統計資料（金融庁・月次統計・公知情報等）	98
付録 貸金業が担う資金供給機能等に関するアンケート調査結果について	134
年表	166

# 第1編

# 協会活動報告

## 第1章 協会活動概要

本協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図ることによって、国民経済の適切な運営に資することを目的に活動している。

令和元年度は前年度の成果と反省を踏まえ、「貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護に従来以上に取組みを強化する。」ことを事業方針とし、自主規制機関としての役割を堅持しつつ、協会員及び資金需要者等に資する施策を掲げ、この事業方針達成のため、次の業務を行った。

### [ 自主規制部門 ]

## 1. 貸金業関係法令等の遵守状況把握及び効果的支援・指導の強化

### (1) 関係部門との連携による協会員への個別指導の実施

監査結果、法令等違反事案、苦情事案等から指導が必要と判断した協会員及び新規加入協会員に対しJFSA-Learningの受講を推奨し、さらに受講を希望する協会員を含め、計115協会員2,169名が受講、1,818名が講座を修了した。また、協会員からの貸金業関係法令等に照らした業務相談などについて、1,574件に対応し個別指導を実施した。

### (2) 社内規則の点検指導等による内部管理態勢確立の支援

新規加入の44協会員及び新規加入予定の50業者の社内規則策定支援を実施した。また、要望のあった協会員に対し、法令等遵守状況を記載した「コンプライアンスシート」の開示を実施した。

### (3) 協会員のコンプライアンス態勢強化のための提供機能の充実

JFSA-Learningについて、「貸金業務に関する全般的な学習を目的とした基礎講座と、個人情報の保護と利用に関する基礎知識の学習を目的とした個別講座（「個人情報の保護と利用」）に加え、平成31年4月から犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認についての基礎学習を目的とした個別講座（「犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認の実施等」）の提供を開始した。また、貸金実務に関りが深い民法と犯罪収益移転防止法施行規則が令和2年4月1日に改正施行されることに伴い、専用テキスト（「貸金業の基礎実務」）の改訂を行った（令和2年4月1日に「第6版」として発行）。

「法令判例等検索システム」については、最新の法令、判例等を追加した。さらに、協会員からの問い合わせや業務相談などについて、代表的なものは、機関誌（JFSAnews）に掲載するとともに、協会Webサイトに掲載し、協会員への指導に反映させた。

その他、協会員に業務用書式の提供（販売）を行うとともに、法令上、交付・掲示・備付けなどが求められる書類等を協会Webサイトに掲載し周知した。

### (4) 出稿広告の審査及び指導の継続実施

協会員の広告の出稿にあたり、広告審査基準等に基づき、新聞、雑誌、テレビ、電話帳の審査対象広告343件の審査を実施した他、テレビCM3,189件、新聞・雑誌7,734件、電話帳873件の出稿広告のモニタリングを行った。なお、協会員の要請に基づき、審査対象外広告320件を確認し、個別指導を実施した。また、インターネット広告におけるアフィリエイト広告等の出稿状況を調査し不適切な出稿のあった非協会員やヤミ金融業者の新聞広告やWebサイトを調査し、法令等違反事案については監督官庁に報告するとともに、非協会員への指導及び該当ヤミ金融業者摘発等についての要請を行い、当該ヤミ金融業者広告の削除状況を確認した。

## (5)反社会的勢力への対応

「反社会的勢力への対応」の徹底として、協会Webサイトに「反社会的勢力への対応における留意点」等を掲載し周知するとともに、協会の反社会的勢力への対応支援としての「特定情報照会サービス」の定着を推進した。

## 2. 貸金業関係法令等の改正等への対応及び実務上の課題の検討

### (1)貸金業関係法令等の改正等に伴う自主規制基本規則等の改正

- ①「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」の施行
- ②「疑わしい取引の参考事例」の改訂
- ③「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」の一部改正
- ④「民法の一部を改正する法律」の施行

上記の改正等に伴い、「社内規則策定ガイドライン（「個別ガイドライン」及び「規程記載例」）」について所要の改正を行い、協会員へ周知した。

### (2)貸金業関係法令等の改定等に伴う意見募集

- ①「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」
- ②「利息制限法施行令等の一部を改正する政令（案）及び貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」
- ③「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等
- ④「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」
- ⑤「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令等の改正案」
- ⑥「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(案)
- ⑦「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）
- ⑧「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）
- ⑨「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」
- ⑩「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等
- ⑪「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）

上記の各改正案等の公表に対応し、協会員に意見募集を行い、本協会でき取りまとめ、検討のうえ当局へ意見提出した。

### (3)関係省庁等と連携した協会員への周知

- ①疑わしい取引の参考事例の改訂について
- ②一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関からの周知要請について
- ③疑わしい取引の届出における届出書の入力要領の改訂について
- ④「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績について
- ⑤「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集（令和元年8月改訂版）等の公表について
- ⑥「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に関するパブリックコメントの結果等について
- ⑦令和元年台風第19号による被害を踏まえた犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正について
- ⑧令和元年台風第19号による被害を踏まえた貸金業法施行規則の一部改正について
- ⑨「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」（2019年9月）の公表について
- ⑩「経営者保証に関するガイドライン」Q&Aの一部改定について
- ⑪特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正に係る周知要請について
- ⑫「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
- ⑬「経営者保証に関するガイドライン」の特則の積極的な活用について

- ⑭「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績について
- ⑮新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた対応について
- ⑯新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた貸金業法施行規則の一部改正について

上記のほか、令和元年8月に発生した大雨や台風第15号、19号に伴う「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の運用・利用周知や相談についての案内、被災された協会員様への案内、「認定個人情報保護団体対象事業者向け実務研修会」開催のご案内等、何れも協会Webサイトに公表し協会員へ周知した。

### 3. 協会員に対する監査の実施

本協会は、貸金業者の業務の適正な運営の確保と資金需要者等の利益の保護を図ることを目的として、協会員の法令及び定款、業務規程その他の規則の遵守状況並びに協会員の営業及び財産の状況等を監査している。

本協会の監査は、一般監査と特別監査があり、一般監査には、協会員の主たる営業所及び従たる営業所等において帳簿等を点検する「実地監査」と、協会員から本協会に提出を求めた報告書等に基づいて行う「書類監査」がある。また、特別監査は、法令等の順守状況、内部管理態勢の整備状況に関し、特定の項目について点検を行うもので、監督官庁から要請された項目等について、実態の調査を当該協会員に対し行う「機動的監査」と、協会の監査において認められた指摘事項について改善報告等を求めた当該協会員に対して行う「フォローアップ監査」がある。

令和元年度は、実地監査と書類監査の相互補完の強化を図りつつ、協会員の規模や業務内容等に応じて各監査項目の検証深度にメリハリを付けるなど、効率的・効果的な監査の実施に努めた。

#### (1)実地監査

実地監査については、101協会員に対して実施した。このうち一般監査は、88協会員に対して実施し、特別監査は、書類監査で指摘事項が多かった協会員及び特に実態把握が必要と認められた協会員、計13協会員に対して実施した。

実地監査の結果、指摘件数は56件で、指摘事項があった26協会員については改善指導等を行った。

#### (2)書類監査

書類監査については、平成28年度からの「1協会員当たり原則3年に1回の頻度」での実施が2巡目となることから、書類監査報告書等を大幅に見直し、令和元年1月から2月にかけて実施した。監査対象とした372協会員の内訳は、令和元年12月12日現在の協会員で令和2年4月1日から翌年3月31日に登録満了を迎える320協会員と平成31年1月以降新たに協会に加入した42協会員及び自主提出した10協会員である。

書類監査の結果、指摘件数は34件で、指摘事項のあった26協会員については架電及び郵送等により改善指導を行った。

#### (3)行政との連携

本協会が自主規制機関として監査機能を十分に発揮するには行政庁等との連携が不可欠である。

このため、監査部長は、継続的に主な登録行政庁や警察、消費者団体等を訪問して情報交換等を行った。また、個々の実地監査については、監督指針等を踏まえた登録行政庁との役割分担を念頭に、登録行政庁と十分に調整等を行って実施し、監査結果については情報提供を行った。

## 4. 法令等違反に対する措置及び指導

- ① 法令等違反の届出が233事案（前年度373事案）あり、定款等に基づき3協会員に対して勧告、5協会員に対して文書による注意を行い、改善指導を行った。
- ② 協会員における法令等違反の再発等の防止について、処分等の対象となった協会員に対しては、再発防止のための改善策等の策定及び実行状況等についての報告を求めるとともに、必要があると考えられる場合には、協会への来訪を求め、又は往訪のうえ、不適切な事案が発生した背景、原因等についてヒアリングを行い、協会員と問題意識の共有を図った。処分等は不要であるとされた事案についても、規律委員会での審議の結果をそれぞれの協会員に通知する際に、改めて法令等違反の再発等の防止について注意喚起を行った。

## 5. 相談・苦情・紛争解決対応

- ① 相談・苦情・紛争解決における受付件数は、合計20,280件（前年対比増減率-6.6%）、内訳は「相談」が20,256件（同-6.6%）、「苦情」が20件（同-23.1%）であり、「紛争解決」は4件（同-60.0%）であった。また、貸付自粛手続きにおいては、「登録」が2,070件（同-18.2%）、「撤回」が875件（同±0.0%）であった。多重債務相談の一環として実施している「生活再建支援カウンセリング」については、再発防止を目的に家計収支の改善実行、家族間の関係性の改善及び買い物癖やギャンブル癖等の克服のためのカウンセリングを実施した。（相談者66名、総面接回数246回）
- ② 令和元年10月に、主な消費者団体（12団体）を対象として、年1回開催している「消費者団体への活動報告会（第9回）」を実施した。また、同年6月、12月には、国民生活センター相談員等との「実務担当者意見交換会（第9回、第10回）」を実施し、資金需要者等への相談を的確に行うための情報の共有化及び相互連携の強化を図った。
- ③ 各都道府県の主要な消費生活センターに対し、協会活動への理解と貸付自粛制度の説明及び一層の連携強化と資金需要者等への相談機会の拡充を目的に訪問活動を行った。また、一都三県の消費生活センター相談員との意見交換会を年2回開催し、相互理解を深めるとともに、相談員の「生の声」を聞き、資金需要者等の利益の保護に向けた情報の共有化を図った。（対象数160箇所、訪問延べ回数164回）
- ④ 協会員各社の相談対応担当者と、年2回意見交換会を開催し、相談・苦情・紛争解決に向けた取組み状況等を伝えることで、一層の理解の促進を図るとともに、各社の相談対応における資金需要者等の利益の保護に向けた更なる連携強化を図った。
- ⑤ 財務局、消費者団体、消費生活センター及び社会福祉協議会等からの依頼に基づき、相談員の相談対応スキルアップを目的とした研修会へ講師を派遣し、「カウンセリング的手法を活用した相談スキル及び家計管理支援の方法」等について研修を行った。（延べ8団体、受講者数：172名）
- ⑥ 協会員からの要請に基づき、お客様相談及び債権管理業務等に従事する社員に対し、「カウンセリング的手法を取り入れた顧客対応」を目的とした社内研修会に講師を派遣し、顧客対応におけるトラブルの未然防止について提案を行った。（延べ18社、受講者数：259名）
- ⑦ ADR加入貸金業者向けに「センターだより」を4回発行し、相談・苦情・紛争解決事案に関する情報のフィードバックを行った。

## 6. 貸付自粛制度の活用と推進

- ①利用者の利便性を考慮し、令和2年4月1日から貸付自粛申告Web化をすることとし、その対応を図った。
- ②「貸付自粛制度訴求用ポスター」を全国銀行協会と共同で作成した。また、当該協会との定例会で貸付自粛制度に係る諸問題の解決を図るとともに、意見交換会を実施し当該制度の周知活動等に努めた。
- ③全国銀行協会の自粛業務連携開始案内を掲載した貸金業相談・紛争解決センターリーフレットを各消費生活センターへ配布した。
- ④「ギャンブル等依存症問題啓発週間」(令和元年5月14日から5月20日まで)に関するキャンペーンの内容を全国銀行協会と協議し連携を図るとともに、一般消費者向けの「ギャンブル依存度チェック」を協会ホームページに掲載し訴求に努め、833件のアクセスがあった。
- ⑤全国の財務局と協会本部・支部との共同でティッシュ配布等を行った。
- ⑥ギャンブル依存症に関係する団体の連絡先窓口等の情報収集及び訴求方法の検討を行った。
- ⑦公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会主催のセミナーを受講し、今後の連携等について説明を行った。

## 7. 他団体との連携

- ①相談・苦情・紛争事案に関し、定期的に消費者団体及び各団体相談員との意見交換会を行い、資金需要者の声を聞き取り、利益の保護に努めた。
- ②協会員との意見交換会を行い、消費者団体からの声をフィードバックするとともに、日頃の苦情・相談の事例等もフィードバックし顧客対応向上の支援に努めた。
- ③貸付自粛制度について、リーフレット等で周知活動に努めた。また、大学や専門学校等において出前講座を行うなど、金融経済教育活動を行った。

### [ 貸金戦略部門 ]

## 1. 積極的な広報の実施

広く業界への理解の促進を図るため、業界動向、業界を取り巻く環境変化やそれに伴う課題、協会活動等について、次のとおり広報活動を行った。

### (1) 広報誌「JFSA」の刊行

フィンテックを活用した金融サービスを展開する協会員インタビューや業界動向、協会活動等を掲載した広報誌「JFSA」を9月と3月に刊行し、協会員をはじめ関係行政や消費生活センター等、各号それぞれ約2,600先に配布した。

### (2) 「年次報告書」の刊行

平成30年度の協会活動や統計情報、資金需要者向けや貸金業者向け調査結果のポイントを掲載した「平成30年度 年次報告書」を8月に刊行し、協会員をはじめ関係行政や消費生活センター等3,000先に配布した。

### (3) 調査研究結果等の公表

貸金業界のトレンドを捉えた統計情報を「月次統計資料」として取りまとめ、毎月、定期的に協会ウェブ

サイト上で公表するとともに、金融庁と日本銀行各記者クラブにニュースリリースした。

#### (4)「JFSA news」の刊行

法令遵守に資する記事や、業界動向、協会員への連絡事項等を掲載した機関紙「JFSA news」を毎月刊行し、協会員専用サイトを通して協会員に情報提供を行った。なお、制作を内製化し経費削減を図るとともに、活字を大きくし見やすさを向上させるなど誌面デザインを一新した。

#### (5)協会ウェブサイトの新コンテンツのリリース

- ①協会活動を広く一般に周知するため「広報TOPICS」コーナーを新設し、ヤミ金融被害防止活動、教育機関における出前講座等の金融経済教育活動、協会員に対する研修会の模様等を掲載した。
- ②協会員の社会的地位向上を図る施策の一つとして、協会員のCSR活動を紹介するページを新設し、掲載申し込みを受けた協会員を掲載した。

#### (6)その他

- ①マスコミからの取材に適時対応し、正確な情報の発信に努めた。
- ②金融紙に会長メッセージや協会活動の記事を寄稿し、協会活動や貸金業界の動向を広報した。
- ③「本協会に加入する貸金業者は安心して借入れの相談ができる」ということを資金需要者等に継続的に広報するため、ポスターを協会員に継続配布した。

## 2. 資金需要者等への金融に関する知識の普及及び啓発

貸金業に係る金融知識の普及及び啓発、ヤミ金融の被害防止等に関する注意喚起、貸金業相談・紛争解決センターの活用等を通じて、資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とした啓発活動を次のとおり行った。

#### (1)資金需要者等を対象としたリーフレット類の製作及び配布

- ①小冊子「金融トラブル防止のためのQ & A BOOK」を20万部製作し、各自治体の成人式及び消費生活センター等へ無償配布した。
- ②金銭教育教材「暮らしとローン・クレジット」を継続して配布した。
- ③ヤミ金融被害防止のポスター及び現状に即した内容に改定したリーフレットを継続して配布した。
- ④貸金業相談・紛争解決センター案内リーフレットを継続して配布した。

#### (2)講師派遣・出前講座の実施

- ①高等学校、大学のほか、一般消費者等を対象とした消費者啓発のための出前講座を延べ6回実施し、400名の参加があった。
- ②東京都が主催する資金需要者向けセミナー（出前講座）に講師を派遣し、若年者向け講座を延べ6回（参加者649名）、高齢者向け講座を30回（参加者799名）の実施に協力した。

#### (3)成年年齢引下げに伴う若年者向け金融経済教育の推進

日本教育新聞（発行部数23万部）記事下に講師派遣制度及び「金融トラブル防止のためのQ & A BOOK」無償配布に係る広告を掲載し、若年者の金融経済教育向上に資するための当協会の取組みを高等学校関係者に周知した。

#### (4)協会ホームページの活用

協会ホームページ内の悪質業者一覧を適時更新し、資金需要者等にヤミ金融業者との接触防止に関する注意喚起を行った。（令和2年3月末現在1,001件の事例を掲載）

## (5)その他

- ①金融庁及び5財務局、6財務事務所の協力依頼に応じ、ギャンブル等依存症問題啓発週間（令和元年5月14日～20日）における広報活動に参加した。
- ②東京都が主催する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に本協会職員及び協会員会社の社員（延べ7社9名）が参加・協力し、高齢者向け金融トラブル被害防止セミナーの実施、消費者啓発資料及びキャンペーングッズの街頭配布等を行った。（令和元年6月、11月）
- ③金融庁の依頼により、「多重債務者相談強化キャンペーン2019」キャンペーンポスター等の協会員店舗における掲示について協力した。（令和元年9月～12月）

## 3. 貸金業界の現状等に係る調査研究の実施

### (1)調査研究活動の概要

資金需要者等を取り巻く社会環境が高度情報化社会の進展等によって大きく変化する中で、資金需要者等の利益の保護並びに貸金業者が担う資金供給機能が適時かつ円滑に発揮されているか等の観点から、資金需要者等の現状と動向や、貸金業者における若年者への貸付に対する取組状況、貸金業者の経営実態等の把握を目的とした調査を行った。

### (2)調査結果の公表

- ①統計資料としての連続性の観点や、自主規制機関としての位置付け等を鑑み、「若年者への貸付に対する取組みについて」、「資金需要者の現状と動向に関する調査結果報告」及び「貸金業者の経営実態等に関する調査結果報告」をアンケート調査結果として、それぞれ公表を行った。
- ②貸金業界のトレンドを捉えた統計情報として、月次で「月次統計資料」の公表を行った。

## 4. 法令等に関する調査研究及び政府等への建議要望

貸金業に関する税制の問題を調査研究し、令和2年度税制改正要望を策定のうへ、次のとおり政府等に建議要望した。

- ①令和元年7月10日、金融庁へ要望書を提出した。
- ②同年10月29日、自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」に要望書を提出した。
- ③同年11月6日、立憲民主党、国民民主党による共同会派「財務金融合同部会」に要望書を提出した。

金融庁に対して、貸金業法施行規則に関する規制緩和要望を提出し、初めて規制緩和（契約締結書面、受取書面等に関する貸金業登録番号の「更新回数」省略）が図られた。

## 5. 協議会活動状況

- ①令和元年6月21日から7月26日にかけて全国10箇所で開催し、第12回定時総会報告を含む協会運営状況の報告を行うとともに、協会員が直面している業務上の課題や協会運営上の要望事項等に対する意見交換会を実施した。また、外部講師によるセミナーのほか、懇親会を開催し協会員相互の親睦、協会員と協会の交流を図った。
- ②令和元年12月3日に地区協議会正副会長懇談会を開催し、今年度の地区協議会実施報告の後、来年度の同協議会の方向性について説明のうえ意見交換するとともに、協会活動報告及び業界動向等について意見交換を行った。

## 6. 事業金融分野の取り組み

- ①フィンテック、AI等を活用した新たな事業スキームとしてトランザクション・レンディング、ソーシャル・レンディング、サプライチェーン・ファイナス、POファイナス等の類型を調査し、既存の事業者金融との棲み分け、事業継続上の課題等を検討した。
- ②Fintech協会と合同で、内閣府規制改革推進会議において、事業者金融業態の実状、課題等について説明するとともに、同協会主催の勉強会で説明を行った。
- ③日本ファクタリング業協会及び金融庁と共同で、偽装ファクタリングの実態等について、意見交換会を実施した。
- ④金融庁によるソーシャル・レンディング匿名化要件緩和を受け、第二種金融取引業協会と共同で、「貸付型ファンドに関するQ&A」を公表し、協会員等に説明を行った。

## 7. 金融制度スタディ・グループの関与強化

金融審議会における決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループに、当協会から専門委員としての要請を受け参加し、「決済法制」の後払い方式（ポストペイ）について意見等を述べた。また「仲介法制」に関して、貸金業法上の媒介における課題等を整理し、金融庁事務局に説明を行った。

## 8. 新業務・新商品を担う他団体との戦略的連携

- ①金融庁の新たな見解（法令解釈）情報、消費生活センター等の被害相談事項への注意喚起等を協会ホームページまたは「JFSAnews」を通じて情報提供を行った。
- ②Fintech協会、全国事業者金融協会、キャッシュレス推進協議会、クラウドファンディング協会等との意見交換を実施し、協会員への有益な情報の入手を図り、継続的連携強化を図った。

### [ 自主規制・貸金戦略部門 ]

#### 1. 研修の実施等

- ①弁護士による「民法改正に伴う実務上の留意点」及び個人情報保護委員会による「個人情報保護法の概要」をテーマにしたコンプライアンス研修を、東京（令和元年10月18日）、福岡（11月7日）、大阪（11月11日）、名古屋（11月19日）の4会場で開催し、協会員、非協会員合計で416社580名が出席した。
- ②弁護士による「犯罪収益移転防止法の改正動向と貸金業者におけるマネロンリスクへの実務上の留意点」をテーマにしたテーマ別研修を、東京（令和元年12月11日）、大阪（令和2年1月16日）の2会場で開催し、協会員263社341名が出席した。

## [主任者資格部門]

## 1. 資格試験の実施

- ①全国17試験地(20会場)において令和元年度貸金業務取扱主任者資格試験を実施した。  
②試験の結果

試験日	令和元年11月17日(日)
受験申込者数	11,460人
受験者数	10,003人
受験率	87.3%
合格者数	3,001人
合格率	30.0%
合格基準点	29点
合格発表日	令和2年1月10日(金)

## 2. 主任者登録事務の実施

- 貸金業務取扱主任者の登録(登録更新含む)及び変更等に関する事務を正確かつ迅速に実施した。  
(平成31年4月1日から令和2年3月31日)

登録申請書受理件数	6,669件
登録完了通知発送件数	3,407件
更新完了通知発送件数	4,775件
登録の変更・取消し・拒否件数	1,872件
登録抹消件数	3,555件
令和2年3月31日現在登録主任者数	26,458人

## 3. 登録講習事務の実施

- ①令和元年度貸金業務取扱主任者講習実施計画に基づき、全国10地域において、平成28年度に主任者登録を受け更新時期を迎えた者を中心として22回の登録講習を実施した。  
②講習の実施及び結果

受講申込者数	4,632人
受講者数	4,528人
受講率	97.8%
修了者数	4,528人

③マイページを活用した主任者活動支援策の実施

主任者活動の支援を目的として、主任者専用サイト（マイページ）に貸金業法及び関係法令等の改正状況、貸金業に関する各種判例、金融検査結果事例集等の関係資料を6つのカテゴリーに別けて継続して掲載した。また、登録講習教材及び主任者活動の支援に有効と考える資料等の電子書籍による提供を開始した。

令和2年3月31日現在マイページ登録者数	12,685人
登録率	47.9%

[ 総務部門 ]

1. 協会員数の推移（平成31年4月～令和2年3月）

	平成31年・令和元年									令和2年			計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
加入	4	6	5	2	2	3	6	3	4	4	2	3	44
退会	▲1	▲1	▲1	0	0	▲1	▲2	▲1	0	0	0	▲1	▲8
廃業	▲6	▲6	▲4	▲3	▲7	▲5	▲4	▲6	▲8	▲6	▲3	▲5	▲63
不更新	0	0	0	▲1	0	0	▲1	▲2	▲1	0	0	0	▲5
協会除名	▲1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1
月末協会員数	1,082	1,081	1,081	1,079	1,074	1,071	1,070	1,064	1,059	1,057	1,056	1,053	
協会加入率	63.3%	63.6%	63.9%	64.0%	63.8%	63.8%	63.9%	63.7%	64.0%	64.1%	64.1%	63.9%	

2. 協会加入促進

- ①令和元年度の本協会加入は44業者であり、令和2年3月末日で協会員数は1,053業者、貸金業者の協会加入率は63.9%となった。
- ②本部と支部連携の下、社内規則策定や登録申請手続きの支援を行う「貸金業者登録申請に関する支援制度」を活用し通期で50業者の支援申込があり、うち支援中業者等を除く19業者が本協会へ加入した。
- ③本協会が提供しているサービスや支援内容をまとめた「協会員様へのサービスの提供、ご支援について」等を作成し、登録行政庁の協力も仰ぎつつ加入促進活動を推進した。

3. 財務局及び都道府県行政への協力

- ①財務局や各都道府県から委託を受け、貸金業者の登録申請・更新・変更等の申請書類及び事業報告書・業務報告書の受付事務について業務処理を円滑に行った。
- ②令和元年6月7日付「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立による貸金業法及び同法施行規則の改正に伴い、行政協力事務規則の改正及び協定締結行政庁との協定更改を実施した。

## 4. 協会運営規則の改正等

---

令和への改元を受け、協会運営規則及び協会内運営規程等について、所要の改正を行うとともに、事務分掌、個人情報取扱規程、情報取扱規程等協会内運営規程について見直しを行い、所要の改正を行った。

## 5. 有人支部の効率化と特例支部の低コスト化

---

- ① 相対的に家賃の高い和歌山県支部事務所の移転及び福岡県支部事務所の減床を図るとともに、職場環境の改善を要する岩手県支部事務所及び徳島県支部事務所を移転した。また、引き続き賃貸借契約更新時に合わせた家賃減額交渉の実施及びその他経費の削減を図った。
- ② 支部による協会員等訪問活動を継続的に実施するとともに、登録行政庁主催の貸金業監督者会議や多重債務問題対策協議会等への出席、その他申請・届出に係る訪問や定期訪問を行うなど、登録行政庁、消費生活センターとの連携強化に努めた。

## 6. 内部監査の実施及び役職員のコンプライアンスの徹底等

---

- ① 人員増強による内部監査態勢の強化を図るとともに、従来の監査項目に加え、業務プロセスにおける計画・組織・権限・規程等の整備・遵守状況及び外部委託先管理状況の検証を行うなど監査手法の高度化に取り組み、本部並びに拠点支部全部署への定期監査を実施し、協会業務の有効性・効率性を評価・検証した。
- ② コンプライアンス態勢を再構築するため、引き続きコンプライアンス方針・リスク管理方針等について周知徹底を図るとともに、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス推進計画等を策定し、これに沿って実行した。更に、協会内リスク管理態勢確立のため、リスク管理方針に基づき、リスク管理規程等を新設し、リスク管理委員会を開催する等、態勢整備を図った。
- ③ 昨年2月の協会ホームページに対する不正アクセスによる情報流出等を踏まえ、外部専門家によるネットワーク（イントラネット）診断及びペネトレーションテスト、情報セキュリティ監査を実施し、システムリスク管理態勢整備に活用するとともに、情報セキュリティに関する定期的なレポート及びチェック体制を整備した。

## 第2章 業務に関する事項

### I. 自主規制部門

#### 1 法令・諸規則等遵守の徹底・整備・充実

##### 1. 法令改正等対応

###### (1) 貸金業関係法令等の改正等に伴う自主規制基本規則等の改正

- ① 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」の施行により、「個別ガイドライン」について、令和元年10月1日、一部改正を行った。
- ② 「疑わしい取引の参考事例」の改訂により、「社内規則策定ガイドライン」について、令和元年11月1日、一部改正を行った。
- ③ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」の一部改正により、「社内規則策定ガイドライン」の見直しを行い、令和2年3月1日、一部改正を行った。
- ④ 「民法の一部を改正する法律」の施行により、「社内規則策定ガイドライン」の見直しを行い、令和2年3月1日、一部改正を行った。

###### (2) 貸金業関係法令等の改正等に伴う意見募集対応

- ① 「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」が個人情報保護委員会から公表され、意見募集手続きが開始された。  
これに伴い、令和元年5月8日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行った。(協会員からの意見提出はなかった)
- ② 「利息制限法施行令等の一部を改正する政令(案)及び貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」が金融庁から公表され、意見募集手続きが開始された。  
これに伴い、令和元年5月23日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行った。(協会員からの意見提出はなかった)
- ③ 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等が金融庁から公表され、意見募集手続きが開始された。  
これに伴い、令和元年6月5日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行った。(協会員からの意見提出はなかった)
- ④ 「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」が金融庁から公表され、意見募集手続きが開始された。  
これに伴い、令和元年8月9日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行い、協会員から寄せられた意見を取りまとめ、金融庁に意見を提出した。
- ⑤ 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令等の改正案」が金融庁から公表され、意見募集手続きが開始された。  
これに伴い、令和元年9月11日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行った。(協会員からの意見提出はなかった)
- ⑥ 「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(案)が金融庁から公表され、意見募集手続きが開始された。  
これに伴い、令和元年9月13日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行った。(協会員から

の意見提出はなかった)

- ⑦「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)が金融庁から公表され、意見募集手続きが開始された。

これに伴い、令和元年10月17日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行い、協会員から寄せられた意見を取りまとめ、金融庁に意見を提出した。

- ⑧「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)が金融庁から公表され、意見募集手続きが開始された。

これに伴い、令和元年12月5日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行った。(協会員からの意見提出はなかった)

- ⑨「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」が個人情報保護委員会から公表され、意見募集手続きが開始された。

これに伴い、令和元年12月18日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行い、協会員から寄せられた意見を取りまとめ、金融庁に意見を提出した。

- ⑩「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等が金融庁から公表され、意見募集手続きが開始された。

これに伴い、令和2年1月30日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行った。(協会員からの意見提出はなかった)

- ⑪「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)が金融庁から公表され、意見募集手続きが開始された。

これに伴い、令和2年3月18日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行った。(協会員からの意見提出はなかった)

## 2. 適切な業務の確保に係る周知・要請

### (1)関係省庁等との連携

- ①「疑わしい取引の参考事例の改訂について」を平成31年4月5日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ②「疑わしい取引の届出における届出書の入力要領の改訂について」を平成31年4月5日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ③「認定個人情報保護団体対象事業者向け実務研修会」開催のご案内」を令和元年5月30日、同年8月20日、同年9月17日、同年10月2日、同年11月6日、同年12月12日、同年12月25日及び令和2年1月24日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ④「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績について」を令和元年7月10日及び令和2年1月7日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑤「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集(令和元年8月改訂版)等の公表について」を令和元年8月19日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑥「令和元年8月の前線に伴う大雨による災害」に関し、お見舞い文書、相談窓口開設案内、貸金業者宛被災者対応等要請等文書を令和元年9月3日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑦「令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害」に関し、お見舞い文書、相談窓口開設案内、貸金業者宛被災者対応等要請等文書を令和元年9月19日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑧「令和元年台風第15号による災害」に関し、お見舞い文書、相談窓口開設案内、貸金業者宛被災者対応等要請等文書を令和元年9月30日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑨「令和元年台風第19号に伴う災害」に関し、お見舞い文書、相談窓口開設案内、貸金業者宛被災者対応等要請等文書を令和元年10月18日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑩「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」に関するパブリックコメントの結果等について」を令和元年10月18日に協会Webサイトに掲載し周知した。

- ⑪ 「令和元年台風第19号による被害を踏まえた犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正について」を令和元年10月21日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑫ 「令和元年台風第19号による被害を踏まえた貸金業法施行規則の一部改正について」を令和元年10月21日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑬ 「「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」(2019年9月)の公表について」を令和元年10月29日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑭ 「「経営者保証に関するガイドライン」Q & Aの一部改定について」を令和元年10月29日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑮ 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正に係る周知要請について」を令和元年12月18日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑯ 「「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」を令和元年12月23日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑰ 「「経営者保証に関するガイドライン」の特則の積極的な活用について」を令和元年12月27日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑱ 「新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた対応について」を令和2年2月12日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑲ 「新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた貸金業法施行規則の一部改正について」を令和2年3月18日に協会Webサイトに掲載し周知した。

## (2)関係機関等との連携

- ① 「一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関からの周知要請について」を平成31年4月5日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ② 「令和元年8月の前線に伴う大雨による災害の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用周知および相談への対応等について」を令和元年9月3日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ③ 「令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用周知および相談への対応等について」を令和元年9月19日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ④ 「令和元年台風第15号による災害の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用周知および相談への対応等について」を令和元年9月30日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑤ 「「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に係る諸連絡について」を令和元年10月10日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑥ 「令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用周知および相談への対応等について」を令和元年10月18日及び同年10月25日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑦ 「「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の運用に係る周知依頼について」を令和元年11月19日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑧ 「「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の運用について」を令和2年3月27日及び同年3月31日に協会Webサイトに掲載し周知した。

### 3. 社内規則策定の支援及び指導

令和元年度に貸金業者登録申請の支援として、新規加入の44協会員及び新規加入予定の50業者の社内規則策定支援を実施した。

### 4. コンプライアンス態勢強化のためのサービス提供

#### (1) 学習支援プログラムの提供

協会員の従業者を対象とした学習支援プログラム「JFSA-Learning」による研修・指導を実施した。

受講対象は、①新規入会協会員、②法令等違反届・監査結果、資金需要者からの苦情等により受講が必要と判断された協会員のほか、③一定の要件を満たす受講要望のある協会員としている。

また、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認の基礎学習を目的とした個別講座を新設し、平成31年4月より提供を開始している。

#### 学習支援プログラム「JFSA-Learning」

法令等遵守態勢整備の観点から、本協会が必要と判断した協会員に無償提供するe-ラーニング機能（インターネットを活用した教育システム）を活用した学習システムであって、協会員の従業者向けの貸金業法に基づく研修・指導をサポートするもの。

平成24年7月から実施している本プログラムは、学習テキストと、学習テキストを基に作成された理解度テストの二つから構成され、理解度テストに解答することで学習の理解度が測定できる。

#### 令和元年度学習支援プログラム「JFSA-Learning」実施結果

##### 【合計】

受講状況	受講対象数		受講数		修了者数	修了率
		221社	47,024名	115社	2,169名	1,818名

##### 【内訳】

##### 《新規入会協会員》

受講状況	受講対象数		受講数		修了者数	修了率
		46社	823名	18社	295名	253名

##### 《指導対象協会員》

受講状況	受講対象数		受講数		修了者数	修了率
		93社	37,474名	15社	240名	105名

##### 《受講要望協会員》

受講状況	受講対象数		受講数		修了者数	修了率
		82社	8,727名	82社	1,634名	1,460名

## (2)法令・判例等検索システムの提供

協会員に対して、法令・判例等に照らした業務の適切性、適正性確保のためのツールとして「法令・判例等検索システム」を、協会員専用サイトにおいて無償提供している。

「法令・判例等検索システム」は、民間の専門企業等が提供している法令・判例データベースに、協会独自のカスタマイズとして、行政・協会の処分事例、本協会の各種規定及び行政のパブリックコメントを収録しており、法令や各種規定の改正、制定に適時対応し、収録データの充実を図っている。

### 「法令・判例等検索システム」の主な内容

収録データ		
▶ 法令：約13,000法令	▶ 判例：約30万件	▶ 更新頻度：随時

## (3)反社会的勢力に係る情報の提供

反社会的勢力との関係遮断に関し、監督指針等が改正され反社情報を一元的に管理したデータベースの構築体制等が求められることとなったことを踏まえ、協会員の対応への支援として、「特定情報照会サービス」を日本信用情報機構（JICC）へ業務委託し、平成26年7月より提供している。平成27年3月から事後検証の態勢整備を支援する「フィードバックサービス」を開始しているが、協会員の要望を考慮し、平成28年度からサービス対象に「法人貸付に係る連帯保証人」を追加したうえで、JICCへの債権登録件数を1,000件以上から300件以上の協会員へと利用条件の緩和を図り実施している。

## (4)コンプライアンスシートの開示

協会員が自社の法令等遵守状況の確認のほか、取引先等への「安全・安心」を表明できる客観的情報として、要望のあった協会員に対し法令等遵守状況を記載した「コンプライアンスシート」の開示を実施しており、令和元年度は4件の開示申請があり、「コンプライアンスシート」を開示した。

# 5. 問合せ等に対する指導の実施及び業務用書式等の改訂による内部管理態勢確立の支援

## (1)電話等による協会員からの業務上の各種問合せへの対応状況

協会員からの法令や諸規則等に照らした実務相談や社内規則策定、さらには広告出稿審査等に係る相談や問合せ等に随時対応している。

### 協会員からの各種問合せ件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
社内規則等	26	27	24	10	9	17	23	24	12	21	23	37	253
広告勧誘等	7	8	11	15	7	6	6	5	14	14	8	12	113
法令等解釈	51	55	44	55	49	56	63	59	74	72	52	71	701
書式類関係	17	10	7	13	9	6	15	9	20	13	23	54	196
JFSA-Learning	11	5	19	17	13	25	20	13	12	10	3	5	153
その他	9	12	17	11	15	9	13	10	10	8	13	31	158
合計	121	117	122	121	102	119	140	120	142	138	122	210	1,574

令和元年度の問合せ件数は、1,574件と前年度の1,394件に対し、180件増加（前年度比112.9%）した。増加の要因としては、民法（債権法）及び犯罪収益移転防止法施行規則の改正に伴う社内規則の改正に関する問合せや、民法（債権法）の改正に伴う業務用書式の改訂に関する問合せの増加が考えられる。

「社内規則等」については、前年度より100件の増加（前年度比165.3%）となり、民法（債権法）及び犯罪収益移転防止法施行規則の改正に伴う社内規則策定ガイドラインの改正に関する問合せが多く寄せられた。

「広告勧誘等」については、前年度より27件減少（前年度比80.7%）となり、広告を出稿する協会員の理解が浸透してきたことが要因と考えられる。

「法令等解釈」については、前年度より78件減少（前年度比89.9%）となり、協会員の業務に関する理解が浸透してきたことが窺える一方で、民法（債権法）及び犯罪収益移転防止法施行規則の改正に関する問合せが多く寄せられた。

「書書類関係」については、前年度より119件増加（前年度比254.5%）となり、民法（債権法）の改正に伴う業務用書式の改訂に関する問合せが多く寄せられた。

「JFSA-Learning関係（業務研修会含む）」については、前年度より5件増加（前年度比103.3%）となり、これまでと同様に同ツールの内容や操作方法に関する問合せが寄せられた。

## (2)業務用書式及び法定交付書類等のひな型の提供等

貸金業者の業務支援として、貸金業法において交付・掲示・備付等が規定されている書類等（以下「法定交付書類等」という。）に関し業務用書式を販売している。また、当該書式のデータを協会Webサイトに掲載しダウンロード可能な状態で閲覧に供している。

その他、販売をしていない「法定交付書類等」についても同様にWebサイトに掲載等している。

令和元年度は、年月日記入欄へ元号（令和）を追記する改訂のほか、令和2年4月に施行された改正民法（債権法）に対応するための改訂を行った。

## 6. 出稿広告の審査・支援・指導

### (1)広告出稿審査の年度別実施状況

「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第43条に基づき、協会員により新聞・雑誌、テレビ、電話帳に出稿される個人向け無担保無保証貸付けの契約に係る広告について事前の出稿審査を実施している。

#### 広告出稿審査の新規申請件数

（単位：件）

媒体 （審査開始時期）	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
新聞・雑誌 （平成20年8月より）	662	570	866	403	351	281	455	265	226	244	281	114
電話帳 （平成21年8月より）	—	179	264	194	192	137	160	145	114	110	92	71
テレビ （平成20年9月より）	31	92	113	103	146	106	77	73	131	135	264	149
合計	693	841	1,243	700	689	524	692	483	471	489	637	334
初回承認率（注）	63.6%	62.1%	60.7%	72.7%	94.5%	98.3%	97.5%	93.8%	95.5%	97.1%	98.1%	97.3%

（注）初回承認率（初回申請で改善要請を受けることなく1回で承認された広告の割合）は“協会員の自主規制ルール理解度の目安”と考えており、平成24年度以降は4媒体平均94%以上となり、自主規制ルールが着実に浸透してきている。

### (2)広告出稿のモニタリング調査結果

広告出稿審査対象の広告が、本協会の承認を受けて出稿されているかどうかのモニタリング調査を、実施している。

また、テレビについては、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第48条に定める「放送時間帯」、「出稿本数」等を遵守しているかどうかのモニタリング調査を施している。

新聞・雑誌、電話帳の未承認広告の割合（未承認件数／調査件数）・テレビの自主規制違反件数（全出稿件数に占める割合）

	新聞・雑誌	電話帳	テレビ
平成20年度	17.2% (666/3,872)	—	2件(—)
平成21年度	1.3% (192/14,322)	—	4件(0.09%)
平成22年度	0.9% (211/23,595)	13.9% (132/948)	1件(0.03%)
平成23年度	0.45% (86/19,304)	1.6% (17/1,053)	2件(0.05%)
平成24年度	0.04% (6/16,755)	0% (0/800)	4件(0.11%)
平成25年度	0.01 (2/16,242)	0% (0/779)	0件(0%)
平成26年度	0% (0/16,999)	0% (0/752)	2件(0.07%)
平成27年度	0% (0/13,243)	0% (0/644)	2件(0.07%)
平成28年度	0% (0/11,667)	0% (0/682)	0件(0%)
平成29年度	0.10% (10/9,618)	0.12% (1/804)	13件(0.43%)
平成30年度	0.18% (15/8,261)	0% (0/863)	1件(0.03%)
令和元年度	0% (0/7,734)	0% (0/873)	1件(0.03%)

モニタリング調査を始めた平成20年度は、本協会の承認を受けずに投稿された新聞広告の割合が17.2%あったが、当該広告を投稿していた協会員に対する指導、及び広告関係団体等に対する協力要請を継続的に行ってきた結果、平成24年度以降、未承認広告の割合が1%以下となっており、広告出稿状況は健全化した状態となっている。

また、広告出稿審査の対象外である貸付商品の種類（有担保貸付、事業者向貸付等）及び広告媒体（チラシ等）合計320件について、協会員からの確認依頼に対応し適正な広告出稿の支援を行った。さらに、協会のWebサイト102社、及びインターネット広告（バナー、アフィリエイト広告等）において、多重債務者や生活困窮者に対して借入を誘引するような表現がある不適切な355サイトのモニタリング調査や個別指導を行った。

(3)出稿広告の健全化に向けた対応状況

適正な広告が出稿されるための取り組みとして、公益社団法人日本広告審査機構（JARO）等の広告関係団体と連携した活動を継続するとともに、令和元年度は、民放連、及び在京テレビ5社連絡会幹事会社と広告に関する活動状況について情報連携を行なっている。

また、非協会員の新聞広告等の調査結果について、監督官庁へ情報提供を行う他、ヤミ金融やカード現金化等の悪質な業者の広告についても監視等を行い、撲滅に向け監督官庁との情報連携を実施している。

## 7. 法令等違反届出状況と措置状況

(1)協会員からの法令等違反に係る届出状況

本協会では、定款第12条の規定に基づき、協会員に対して、行政当局による立入検査、本協会の実地監査、協会員自らによる社内調査等において、法令等に違反する行為があったことを認識したときは、協会に「法令等違反に係る届出書」を提出することを求めている。

この定款の規定に基づき、本協会発足から令和元年度末までに、協会員から提出された法令等違反届出事案の総件数は5,476件となっている。

令和元年度は、法令等違反事案として233件の届出があり、前年度（373件）より140件減少している。

次に、令和元年度における届出事案の上位5事案を内容別に見ると、

- ・個人信用情報の提供（法第41条の35）に係る事案が55件
- ・契約締結時の書面の交付（法第17条）に係る事案が30件
- ・変更の届出（法第8条）に係る事案が26件
- ・契約締結前の書面の交付（法第16条の2）に係る事案が13件
- ・返済能力の調査（法第13条）に係る事案が12件

となっており、これら（136件）で届出事案全体（233件）の約6割を占めている。

なお、令和元年度の届出事案の内容を前年度と比較すると、該当条文等による分類のほとんどにおいて減少しており、特に、個人信用情報の提供（法第41条の35）に係る事案が62件の減、契約締結時の書面の交付（法第17条）に係る事案が17件の減と2桁の減少となっている。

法令等違反届出状況

(単位:件)

該当条文等	年度		平成19~26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		合計	
	協会 員数	事案数	協会 員数	事案数	協会 員数	事案数	協会 員数	事案数	協会 員数	事案数	協会 員数	事案数	協会 員数	事案数	協会 員数	事案数
8条(変更の届出)	353	520	55	61	30	38	14	16	18	22	23	26	493	683		
12条の2 (業務運営に関する措置)	43	44	2	2	5	5	3	3	2	2	4	4	59	60		
12条の3 (貸金業務取扱主任者の設置)	30	31	0	0	3	3	1	1	2	2	4	4	40	41		
12条の6(禁止行為)	20	23	3	3	2	2	3	3	1	1	0	0	29	32		
12条の8 (利息、保証料等に係る制限等)	25	30	9	9	8	8	5	5	6	6	4	4	57	62		
13条(返済能力の調査)	137	185	44	55	26	33	11	12	14	15	9	12	241	312		
13条の3(基準額超過極度 方式基本契約に係る調査)	79	93	41	61	10	10	4	4	8	8	5	7	147	183		
14条(貸付条件等の揭示)	78	78	5	5	6	7	2	2	8	8	2	2	101	102		
15条(貸付条件の広告等)	78	86	29	29	5	5	5	7	6	7	2	2	125	136		
16条の2((保証)契約締結 前の書面の交付)	183	191	19	21	18	20	17	18	18	19	12	13	267	282		
17条 (契約締結時の書面の交付)	272	358	24	35	29	37	34	46	36	47	25	30	420	553		
18条(受取証書の交付)	125	154	13	19	9	13	7	8	17	23	6	7	177	224		
19条(帳簿の備付け)	137	162	15	24	15	21	12	14	13	17	10	10	202	248		
19条の2(帳簿の閲覧)	11	27	1	6	1	1	1	4	2	3	1	3	17	44		
21条(取立て行為の規制)	139	193	14	20	2	2	13	16	12	18	8	10	188	259		
22条(債権証書の返還)	45	63	6	12	7	8	3	3	4	4	5	5	70	95		
24条(債権譲渡等の規制)	30	31	2	2	1	1	1	1	1	1	0	0	35	36		
41条の35 (個人信用情報の提供)	317	765	84	140	43	88	33	57	81	117	40	55	598	1,222		
出資法5条2項 (高金利の処罰)	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	26		
自主規制基本規則	156	211	6	8	6	6	13	17	13	19	4	5	198	266		
その他(注)	373	434	38	50	28	35	23	23	29	34	26	34	517	610		
合計(※)	2,657	3,705	410	562	254	343	205	260	291	373	190	233	4,007	5,476		

(注) その他のうち主なもの。

12条の4(証明書の携帯等)、24条の6の2(開始等の届出)、24条の6の9・10(事業報告書の提出等)

(※) 合計欄の協会員数は、各条項の協会員数を加算したものの。

(2) 協会員に対する措置状況

① 法令等違反に伴う措置について

協会員から提出された「法令等違反に係る届出書」については、定款第56条に基づいて設置された「規律委員会」において個別事案ごとに審議を行ったうえで、「自主規制会議」あるいは「理事会」を経て、協会員に対する処分等の措置が決定されている。

平成20年度から令和元年度までに措置を行った協会員は延べ125協会員で、この内訳は、定款第21条に基づく処分である除名、会員権停止、譴責が30協会員、定款第22条に基づく勧告が19協会員、定款第5条による文書注意が76協会員となっている。

なお、措置協会員数は、平成27年度以降、一桁台の横ばい圏で推移している。

令和元年度に措置を行った協会員数は、8協会員となっている。

なお、措置の内訳は、勧告が3協会員、文書注意が5協会員となっており、定款第21条に基づく処分とした協会員はなかった。

② 書類監査に伴う措置について

本協会監査部による書類監査に応じない協会員については、上記①と同様の手続を経て、協会員に対する処分等の措置が決定されている。

平成20年度から令和元年度までに措置を行った協会員は延べ255協会員で、この内訳は、定款第21条に基づく処分である除名、会員権停止、譴責が173協会員、定款第22条に基づく勧告が27協会員、定款第5条に基づく文書注意が55協会員となっている。

なお、これまでに措置を行った255協会員のうち246協会員は、本協会発足直後の平成20年度及び平成21年度に措置を行った協会員である。

令和元年度においては、平成27年度以降と同じく、措置を行った協会員はなかった。

措置状況

(単位：協会員数)

		除名	会員権停止	譴責	勧告	文書注意	計			除名	会員権停止	譴責	勧告	文書注意	計
平成20年度	法令等違反	0	5	0	4	7	16	平成27年度	法令等違反	0	0	2	0	5	7
	書類監査	0	81	26	27	55	189		書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	86	26	31	62	205		計	0	0	2	0	5	7
平成21年度	法令等違反	0	1	0	0	6	7	平成28年度	法令等違反	0	2	1	0	5	8
	書類監査	6	50	1	0	0	57		書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	6	51	1	0	6	64		計	0	2	1	0	5	8
平成22年度	法令等違反	3	3	2	0	10	18	平成29年度	法令等違反	0	0	0	2	4	6
	書類監査	2	5	0	0	0	7		書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	5	8	2	0	10	25		計	0	0	0	2	4	6
平成23年度	法令等違反	0	2	1	3	6	12	平成30年度	法令等違反	0	0	0	1	5	6
	書類監査	0	1	0	0	0	1		書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	3	1	3	6	13		計	0	0	0	1	5	6
平成24年度	法令等違反	0	2	2	1	10	15	令和元年度	法令等違反	0	0	0	3	5	8
	書類監査	0	0	0	0	0	0		書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	1	10	15		計	0	0	0	3	5	8
平成25年度	法令等違反	0	0	2	5	4	11	合計	法令等違反	3	17	10	19	76	125
	書類監査	0	0	0	0	0	0		書類監査	8	138	27	27	55	255
	計	0	0	2	5	4	11		計	11	155	37	46	131	380
平成26年度	法令等違反	0	2	0	0	9	11								
	書類監査	0	1	0	0	0	1								
	計	0	3	0	0	9	12								

### (3) 協会員における法令等違反発生の防止

処分等の対象となった協会員に対しては、再発等防止のための改善策等の策定及び実行状況等についての報告を求めるとともに、必要があると考えられる場合には、協会への来訪を求め、又は往訪のうえ、不適切な事案が発生した背景、原因等についてヒアリングを行い、協会員と問題意識の共有を図った。処分等は不要であるとされた事案についても、規律委員会での審議の結果をそれぞれの協会員に通知する際に、改めて法令等違反の再発等の防止について注意喚起を行った。

## 8. 個人情報の漏えい等に係る報告について

本協会は、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に基づく認定個人情報保護団体として「個人情報保護指針」を定め、協会員において個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、直ちに金融庁および本協会への報告を求めている。

令和元年度に提出のあった「個人情報の漏えい等に係る報告」は198件で、前年度の195件から3件の増加となっている。これを漏えい等の態様別にみると、第三者による不正アクセスは前年度の3件から16件の増加となっている。

### 個人情報の漏えい等に係る報告

(単位：件)

漏えい等を 起こした者  漏えい等の態様	平成29年度				平成30年度				令和元年度						
	従業員	配送業者	業務委託先	その他	従業員	配送業者	業務委託先	その他	従業員	配送業者	業務委託先	その他			
配送等における誤配	121	3	117	1	0	32	0	32	0	0	31	0	27	4	0
誤送付	68	55	0	13	0	68	56	0	12	0	63	56	0	7	0
メールの誤送信	10	10	0	0	0	12	10	0	2	0	10	8	0	2	0
FAX誤送信	18	16	0	0	2	13	8	0	5	0	8	8	0	0	0
誤手交	2	2	0	0	0	3	2	0	1	0	6	3	0	3	0
口頭漏えい	3	3	0	0	0	8	8	0	0	0	7	7	0	0	0
誤廃棄	12	11	0	0	1	10	7	0	3	0	18	12	0	6	0
紛失	38	20	17	1	0	26	18	6	2	0	10	6	2	2	0
不正アクセス	7	0	0	0	7	3	0	0	0	3	19	0	0	0	19
盗難	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	14	9	1	1	3	20	11	0	8	1	26	16	1	3	6
計	295	129	137	16	13	195	120	38	33	4	198	116	30	27	25

## 9. コンピュータシステム障害等に係る報告について

コンピュータシステムを用いて大量に業務処理を行う貸金業者においてシステム障害が発生した場合には、資金需要者等の社会経済生活等に影響を及ぼすおそれがあるほか、その影響は単に一貸金業者にとどまらないことから、行政当局(財務局)は登録貸金業者に対し、コンピュータシステム障害等が発生した場合には、逐次に障害等に係る報告を行うよう求めており、本協会も同様の報告を求めている。

令和元年度は136件の「障害発生報告書」が提出されており、前年度の172件から36件の減少となっている。

### コンピュータシステム障害の報告状況

(単位:件)

脅威の類型	説明	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数
サイバー攻撃をはじめとする意図的要因	外部からのサイバー攻撃による障害	5	10	4	4	10	15
	コンピュータウイルスへの感染による障害	0	0	0	0	0	0
	その他の意図的要因による障害	0	0	0	0	3	3
非意図的要因	ソフトウェアの不具合等による障害	9	12	57	69	12	15
	ハードウェア等物理的な不具合等による障害	7	13	8	10	1	1
	設定ミス、操作ミス、外部委託管理上の問題等による障害	16	18	14	28	27	41
	その他の非意図的要因による障害	2	2	34	38	39	61
災害や疾病	災害や疾病による障害	1	1	0	0	0	0
他分野の障害からの波及	利用する電気通信サービスからの波及による障害	7	10	14	18	0	0
	利用する電力利用からの波及による障害	1	2	0	0	0	0
	利用する水道供給からの波及による障害	0	0	0	0	0	0
	その他の波及による障害	0	0	5	5	0	0
その他	上記の脅威の類型以外の理由による障害	0	0	0	0	0	0
計		48	68	136	172	92	136

## 2 相談・苦情・紛争解決対応

貸金業相談・紛争解決センター及び都道府県各支部相談窓口では、金融ADR制度における指定紛争解決機関として、「資金需要者等の利益の保護を図る」ことを目的に、貸金業務に対する信頼を確保して、中立公正な立場から各種相談・苦情対応、紛争解決を支援している。特に多重債務問題については、債務の原因となる失業や生活費の補てん、ギャンブル・遊興費等さまざまな相談者の状況に応じて、問題解決の方法等についての助言や情報を提供したり、再発防止を目的とした貸付自粛制度の活用及びカウンセリングによる生活再建支援を行っている。また、学生、高齢者等消費者を対象に金融トラブル防止のため金融経済教育（出前講座）等の業務を推進している。

### 【貸金業相談・紛争解決センターの構成】

#### 相談・紛争解決委員会

- ・相談・紛争解決等に関する業務の中立公正かつ的確な運営を確保するために、外部有識者で構成されている。

#### 貸金業相談・紛争解決センター

#### 相談受付課（カウンセリング）

- ・貸金業関連相談に対し、事実関係を確認し、迅速に適切な助言を行う。
- ・多重債務、返済困難等の相談に対し、債務状況や返済能力等を把握した上で必要な助言や、情報提供として他の相談機関への紹介を行う。
- ・多重債務、返済困難等の再発防止を目的とした「生活再建支援カウンセリング」や「家計管理支援」を行う。
- ・自らの浪費の習癖があることやギャンブル等依存症により本人やその家族の生活に支障が生じるおそれがある場合に、貸付自粛制度を案内する。

#### 苦情受付課

- ・契約者等（申立人）から貸金業者（相手方）に、貸金業務に対する不満足の説明と認められる相談がなされた場合は苦情として受け付ける。
- ・苦情申出内容及び事実関係を確認して申立人及び相手方に説明等を行い解決を図る。
- ・苦情の解決の見込みがないと認められる場合は、紛争解決手続（ADR）への移行意思を確認して紛争受付課に引継ぐ。

#### 紛争受付課（金融ADR）

- ・紛争の申立てを受理したときには、相談・紛争解決委員会に対し、その旨を通知する。
- ・紛争解決手続を実施する。
- ・貸金業者と手続実施基本契約締結に関する事務を行う。

## 1. 概況

### (1) 総受付件数

総受付件数は、20,280件（前年対比-6.6%）となっている。

相談・苦情のアクセス方法別では、電話20,107件、次いで来協（支部含む）95件、文書53件、FAX15件、メール6件となっている。

紛争については、紛争申立書の提出が4件となっている。

（単位：件）

分類	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	前年対比
電話		22,835	21,759	21,544	20,107	-6.7%
来協		125	110	94	95	+1.1%
文書		33	51	40	53	+32.5%
FAX		24	18	21	15	-28.6%
メール		0	2	3	6	+100.0%
紛争申立書		17	12	10	4	-60.0%
総受付件数		23,034	21,952	21,712	20,280	-6.6%

### (2) 受付状況

「相談」は、20,256件（前年対比-6.6%）となっている。

内訳は、「一般相談」4,872件（前年対比-6.9%）、「多重債務関連相談」6,275件（前年対比-9.8%）、「業者向け問合せ（誤認電話）」9,109件（前年対比-4.0%）となっている。なお、「業者向け問合せ（誤認電話）」が、相談件数の4割以上を占めている。

「苦情」は、20件（前年対比-23.1%）となっている。

「紛争」は、4件（前年対比-60.0%）となっている。

（単位：件）

分類	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	前年対比
相談	一般相談	11,157	6,235	5,232	4,872	-6.9%
	多重債務関連相談	6,317	6,480	6,960	6,275	-9.8%
	業者向け問合せ（誤認電話）	5,470	9,184	9,484	9,109	-4.0%
	小計	22,944	21,899	21,676	20,256	-6.6%
苦情		73	41	26	20	-23.1%
紛争		17	12	10	4	-60.0%
合計		23,034	21,952	21,712	20,280	-6.6%

## 2. 相談

### ▶ 「相談」の定義

貸金業務等に関連し、協会に助言等を求めるものを「一般相談」という。これに対し、貸付自粛、返済困難、ヤミ金融関連及び自己破産等、経済的窮状または返済困難に陥っている場合など、状況の改善のための助言等を求めるものを「多重債務関連相談」とし、また、業者の相談窓口と誤認して当センターに架電があった場合を「業者向け問合せ（誤認電話）」として分類している。

分類		定義
一般相談	融資関連	融資先紹介依頼・必要書類・借入一本化等の融資関連 借入限度額・返済内容・契約内容等に関する相談
	信用情報関連	信用情報の開示、登録等に関する相談
	身分証明書等の紛失等	身分証明書の紛失や盗難における対処等に関する相談
	業者等の連絡先	貸金業者の相談窓口等の案内貸金業者の登録の有無や廃業の確認等についての照会
	帳簿の開示	取引履歴や契約内容等の開示及び閲覧に関する相談
	その他	貸金業・クレジット・銀行等に関連する相談

分類		定義
多重債務関連相談	貸付自粛・本人	制度に関する本人からの相談
	貸付自粛・本人以外	制度に関する本人以外（家族等）からの相談
	返済困難	支出増、収入減等に起因する返済相談及び自己破産・調停・民事再生手続き等 債務整理に関する相談
	ヤミ金融・違法業者	ヤミ金融、違法業者に関する相談

業者向け問合せ（誤認電話）	業者の相談窓口と誤認して当センターに架電した場合
---------------	--------------------------

### (1)相談受付状況

#### ■ 相談概要

##### ① 一般相談

受付件数は、4,872件（前年対比-6.9%）となっている。

「信用情報関連」は増加しているが、他の分類に関しては減少傾向となっている。

##### ② 多重債務関連相談

受付件数は、6,275件（前年対比-9.8%）となっている。

「貸付自粛・本人」は増加しているが、他の分類に関しては減少傾向となっている。

##### ③ 業者向け問合せ（誤認電話）

ナビダイヤル及び代表電話の案内ガイダンスの設定や相談窓口の案内表示を改善するとともに、貸金業者に対して誤認電話減少に向けた取り組みを依頼している。

(単位:件)

分類	年度	平成28年度	平成29年度	前年対比
一般相談	融資関連	2,396	894	-62.7%
	信用情報	464	552	+19.0%
	身分証明書等の紛失等	371	244	-34.2%
	業者の連絡先	652	950	+45.7%
	登録業者確認	520	410	-21.2%
	契約内容	3,631	367	-89.9%
	返済義務	213	254	+19.2%
	過払金	110	73	-33.6%
	その他	2,800	2,491	-11.0%
	小計	11,157	6,235	-44.1%
多重債務関連相談	貸付自粛依頼・撤回	4,703	5,014	+6.6%
	返済困難	944	921	-2.4%
	ヤミ金融・違法業者被害なし	414	313	-24.4%
	ヤミ金融・違法業者被害あり	222	189	-14.9%
	自己破産・調停・民事再生手続き	34	43	+26.5%
	小計	6,317	6,480	+2.6%
	業者向け問合せ	5,470	9,184	+67.9%
相談合計	22,944	21,899	-4.6%	



分類	年度	平成30年度	令和元年度	前年対比
一般相談	融資関連	1,738	1,660	-4.5%
	信用情報関連	474	497	+4.9%
	身分証明書等の紛失等	204	121	-40.7%
	業者等の連絡先	1,357	1,165	-14.1%
	帳簿の開示	26	11	-57.7%
	その他	1,433	1,418	-1.0%
	小計	5,232	4,872	-6.9%
	多重債務関連相談	貸付自粛・本人	1,861	1,907
貸付自粛・本人以外	3,440	2,859	-16.9%	
返済困難	1,203	1,168	-2.9%	
ヤミ金融・違法業者	456	341	-25.2%	
小計	6,960	6,275	-9.8%	
業者向け問合せ	9,484	9,109	-4.0%	
相談合計	21,676	20,256	-6.6%	

※平成29年度に「融資関連・契約内容」に含めていた「誤認電話」を、「業者向け問合せ（誤認電話）」へ移行した。

※平成30年度に以下のような分類変更を行なったため数値が変動した項目がある。

- ①「融資関連」に、「契約内容・返済義務・過払金」を統合した。
- ②「業者等の連絡先」として、「業者の連絡先・登録業者確認」を統合した。
- ③「自己破産・調停・民事再生手続き」及び融資関連相談の内、返済のための融資相談と判明したケースを、「返済困難」へ移行した。

## 2 相談内容詳細

### ①一般相談

一般相談の内、「融資関連」1,660件は、個別取引等に関連する「契約」912件と、新規・追加融資に関連する「融資」748件となっている。

これらの相談には適切な助言及び他機関の相談窓口を案内している。他機関への紹介件数は192件であり、主な紹介先窓口は信用情報機関64件、法テラス50件等であった。

### 他機関への紹介先

(単位:件)

紹介先	信用情報機関	法テラス	都道府県	協議会 社会福祉	弁護士会・ 司法書士会	基金 生活サポート	クレジット カウンセリング 協会	消費生活 センター	福祉医療機構	その他	合計
件数	64	50	16	14	10	9	7	6	3	13	192

### ②業者向け問合せ（誤認電話）について

業者と誤認して協会に架電された件数は9,109件となっている。なぜ誤認したのか、令和元年7月より5,817件の媒体を調査した結果、業者のホームページに掲載されている指定紛争解決機関の表示を業者への連絡先と誤認したケースが最も多く、1,363件であった。

誤認防止のための協力要請を業者へ継続して行っているところである。

業者向け問合せ（誤認電話）の調査結果（令和元年7月より実施）（単位：件）

媒体種別	合計（項目別）
HP（含・検索結果）	1,363
案内（DM・広告物）	757
請求書	735
明細書	495
申込書	318
カード送付状	217
法的手続着手予告書	71
契約書	71
加盟店・提携店等	61
事前説明書	53
振込用紙	19
口座振替依頼書	4
その他※1	741
媒体不明※2	912
合計	5,817

相談者の誤認電話を防止するための業者ホームページ改善協力要請内容

◆指定紛争解決機関の表示について◆

- 貸金業の広告以外のページには、「日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター」の表示は不要。
- 「企業情報」の下段には、「日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター」の表示は不要。
- ホームページの「フッター」には、「日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター」の表示は不要。

※「業者の問合せ窓口」と誤認されるため

- ※1 その他…協会員より発信された何らかの情報によるが、媒体種別が特定できないもの。
- ※2 媒体不明…どのようにして協会の連絡先を知ったかの情報が一切ないもの。

③多重債務関連相談（33ページ図表参照）

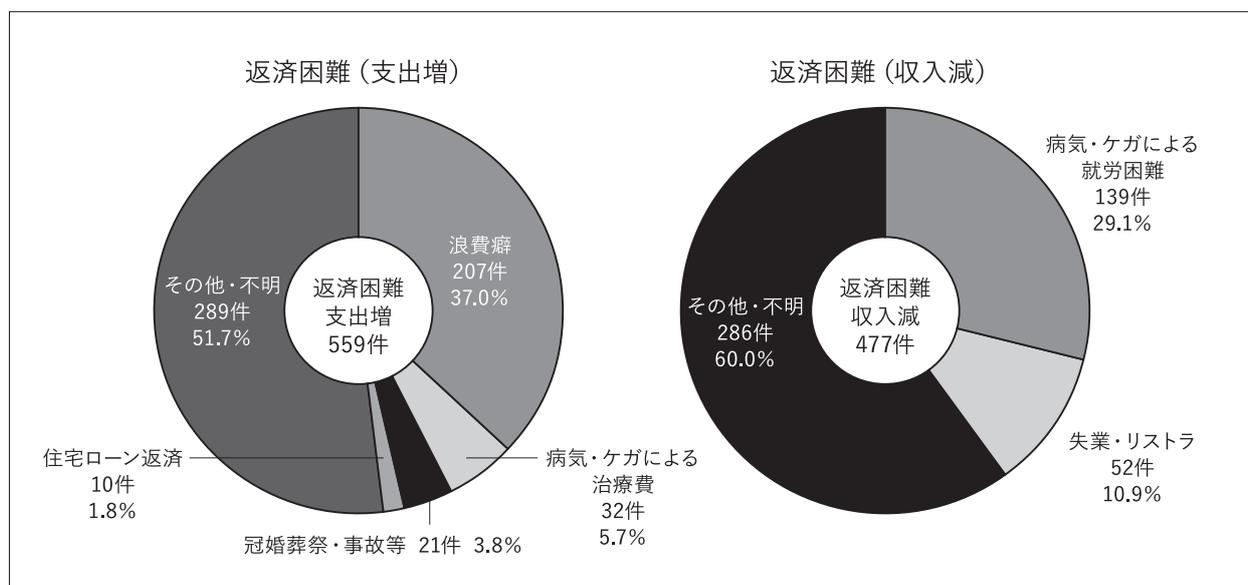
I. 返済困難に関する相談

多重債務関連相談のうち、「返済困難」の相談は1,168件となっている。

その原因として、「支出の増加」によるものが559件であり、主な原因としては、「浪費癖」、「病気・ケガによる治療費」、「冠婚葬祭・事故等」、「住宅ローン返済」が270件（48.3%）、具体的な支出増の原因が聞けなかったもの「その他・不明」が289件（51.7%）となっている。

「収入の減少」によるものは477件であり、主な原因としては、「病気・ケガによる就労困難」、「失業・リストラ」191件（40.0%）、具体的な収入減の原因が聞けなかったもの「その他・不明」が286件（60.0%）となっている。

「支出の増加」又は「収入の減少」以外の残り132件は、「生活再建支援カウンセリング」の希望者等からの問合せである。



返済困難 年代別平均債務件数・金額

債務内容が聞けた363人 (単位:件)

年代別	相談人数	債務件数	債務額(万円)
10歳代	1	1	15
20歳代	73	3	51.3
30歳代	78	3.8	63.3
40歳代	71	3.6	72.1
50歳代	67	3.5	91.6
60歳代	44	2.9	47.6
70歳代	23	2.5	44.2
80歳代	6	1.5	60.9
	363(合計)	2.7(平均)	55.8(平均)

「返済困難」1,168件の内、債務内容を聞くことができたのは、363人であり、年代別では、20歳代及び30歳代が上位(計151人)で、全体の40%以上を占めている。

債務内容を聞くことができた363人の債務件数・債務額の平均は、2.7件・55.8万円になっている。(無担保のみ)

Ⅱ. ヤミ金融・違法業者に関する相談 (36ページ「(2)ヤミ金融・違法業者」参照)

Ⅲ. 貸付自粛に関する相談 (38ページ「(3)貸付自粛制度」参照)

【トピックス】新型コロナウイルス感染症関連相談受付状況

令和2年2月1日から5月31日までに受付した件数は307件となっており、主に収入減を理由とする「返済困難」が119件(38.7%)と最も多く、次いで業者の電話が全くつながらない等の「業者等の連絡先」が102件(33.2%)となっている。

1 受付状況

(単位:件)

		2月	3月	4月	5月	計	
相談件数		1,555	1,784	1,519	1,475	6,333	
コロナ関連相談			25	141	139	307	4.8%
一般相談	返済困難	1	21	56	41	119	38.7%
	融資関連	-	2	20	8	30	9.8%
	業者等の連絡先	1	-	34	67	102	33.2%
	ヤミ金融・違法業者	-	-	3	1	4	1.3%
	貸付自粛	-	-	11	11	22	7.2%
	信用情報関連	-	-	7	4	11	3.6%
その他		-	2	10	7	19	6.2%

2 相談内容

▶ 返済困難

- ① コロナウイルスの影響で休みとなり出費が増え、給料は減り、返済に苦慮している。
- ② 派遣社員で、職場で咳をするとコロナウイルスと思われ、「休め」と言われ、勤務時間を減らされたため返済できなくなった。
- ③ コロナウイルスの影響でホテルの仕事がなく、収入が減少したため支払の目処が立たない。
- ④ あてにしていた副業のアルバイトがコロナウイルスの影響で閉店したため、次回入金日の目処が立たない。

▶ 業者等の連絡先(業者等と誤認して協会へ相談されたものを含む)

- ① コロナの影響でパート収入が減少して、10日の引き落としが出来なかった。30日に再引き落としの通知が来たが、家族などへ金策しているが、期日までに間に合いそうもない。相談できますか。
- ② カードのキャッシングの支払い猶予を業者に相談したいが、架電しても、自動音声のまま15分程度待たされて、その後切れてしまう。
- ③ コロナの影響で返済が遅れることを伝えたいのですが、電話が全く繋がらない。
- ④ コロナウイルスの影響もあり海外旅行をキャンセルしたいが、カード会社から全額戻るか確認したいので対応窓口を教えてください。

▶ 融資関連

- ①自営業者だが、コロナウイルスの影響で赤字となる可能性がある。赤字になると借入枠を減らされることになるのか。
- ②現在、弁護士に依頼し任意整理を行なっているが、コロナウイルスの影響で収入が減ってしまい、生活資金を借りるため、社会福祉協議会に相談したが、任意整理中は融資できないと言われた。

▶ その他

- ①FAXで「コロナ対策緊急融資」の案内がきた。貸金業者の登録番号も記載なく、怪しいと思い協会に情報提供の電話をした。(ヤミ金融・違法業者)
- ②半年前SNSで知ったヤミ金融から何度かに分けてお金を15万位借り(業者名・住所等不明)、7万は返したがコロナウイルスの影響で失業し後は返済ができていない。57万請求され、支払わないと情報をばらまくとか家に行くなどと脅されたので警察に相談したが現状では動けないと言われた。また、弁護士に相談したらコロナウイルスで対応できないと言われた。どうしたらよいか。(ヤミ金融・違法業者)
- ③法人カードで借入れているが、コロナウイルスの影響で資金繰りがショートしている。返済期日を遅らせることはできないか、措置はないのか。(その他)
- ④自営をしているものだが、コロナウイルスの影響で収入が厳しい。消費者金融会社等に借入れがあるが、協会として、また、貸金業界として救済策の対策はないか。(その他)

(2)ヤミ金融・違法業者

受付件数は341件(前年対比-25.2%)で、平成28年度より減少傾向が続いている。

「ヤミ金融・違法業者被害あり」108件の内、「現金被害」にあったケースが92件となっている。「現金以外の被害」16件については、「携帯電話・スマートフォンを購入して送るように指示された」10件、「キャッシュカード・通帳を送るように指示された」6件となっている。

接触媒体は、「インターネット閲覧」が76件と最も多く、次いで「FAX」68件、「DM」40件となっている。

1 受付件数

(単位:件)

分類	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	前年対比
ヤミ金融・違法業者被害あり		222	189	155	108	-30.3%
ヤミ金融・違法業者被害なし		414	313	301	233	-22.6%
合計		636	502	456	341	-25.2%

2 接触媒体

(単位:件)

接触媒体	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	前年対比
インターネット閲覧		130	84	114	76	-33.3%
FAX		168	97	94	68	-27.7%
DM		63	57	42	40	-4.8%
電話		73	37	26	25	-3.8%
メール受信		32	79	32	20	-37.5%
紹介		2	5	9	6	-33.3%
不明		168	143	139	106	-23.7%
合計		636	502	456	341	-25.2%



※ヤミ金融・違法業者の代表的な手口や、被害にあわないための注意点等について、リーフレットで注意喚起を図っている。(詳しくは、当協会ホームページ参照)

ヤミ金融・違法業者相談341件の男女別については、男性が7割以上を占めている。  
年齢を聴取することができた相談者166人を集計したところ、相談件数及び被害件数ともに50歳代が最も多く、突出している。

**3 性別** (単位: 件)

性別	件数	比率
男性	257	75.4%
女性	84	24.6%
合計	341	100.0%

**4 年代別** (単位: 件)

年代別	相談件数	比率	被害あり件数	比率
20歳代	19	11.5%	6	11.0%
30歳代	25	15.0%	11	20.4%
40歳代	29	17.5%	5	9.3%
50歳代	53	31.9%	20	37.0%
60歳代	19	11.5%	7	13.0%
70歳代	17	10.2%	5	9.3%
80歳代	4	2.4%	0	0.0%
合計	166	100.0%	54	100.0%

**【参考】「給与ファクタリング」について**

～給与ファクタリングとは～

「給与の債権を買い取って金銭が前借りできる」などと宣伝し、高額な手数料で金銭を貸し付ける「給与（給料）ファクタリング」に関する相談が、平成31年4月頃より新たに寄せられている。協会としては、相談者から状況を聴き取り、適切な相談機関を案内するとともに注意喚起を行っている。

《給与ファクタリングの相談事例》

①消費生活センターからの相談事例

給与ファクタリングの契約に関する相談があった。株式会社〇〇〇（屋号：〇〇）の給与ファクタリングを利用（今月で4ヶ月目）している。毎月残債務の20～30%の手数料を支払って返済しているが、違法ではないかとの問い合わせがあり、どのように回答したらいいですか。

②契約者本人からの相談事例

登録業者で借り入れができないので、インターネットで貸金業ではないと記載してあった業者から、毎月給料日に5万5千円を払って4万2千円を借り、手数料を1万3千円払うことを繰り返していた。転職により給料日が20日から25日になるので、返済日の変更を申し出たところ、契約通りにしてくれと強い口調で言われ応じてもらえない。

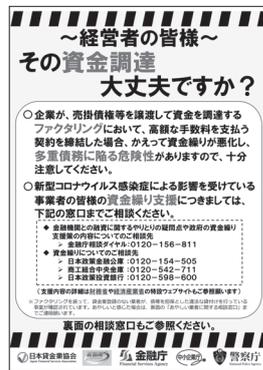
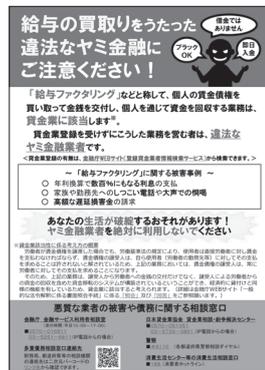
③家族からの相談事例

孫が返済できなくなり、債務整理をお願いしている。債務整理中は、借り入れができないと聞いていたが、祖父が孫の通帳を見たところ〇〇業者から4万7千円の振り込みがあった。本人に聞いたら給料を債権として取られているがヤミ金ではないと言っている。これは登録された業者なのでしょうか。

※相談者のプライバシー配慮のため表現を一部変更している。

【参考】〈金融庁ホームページ「給与の買取りをうたった違法なヤミ金融にご注意ください!」より抜粋〉

いわゆる「給与ファクタリング」などと称して、業として、個人（労働者）が使用者に対して有する賃金債権を買い取って金銭を交付し、当該個人を通じて当該債権に係る資金の回収を行うことは、貸金業に該当します。



※ファクタリングを偽装して高額な手数料を要求する業者についても行政と連携して注意喚起を図っている。

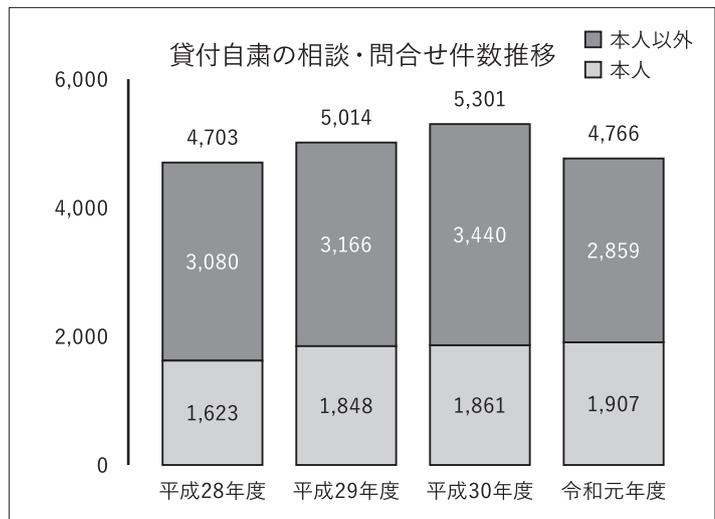
(3)貸付自粛制度

「貸付自粛制度」とは、日本貸金業協会の設立当初から多重債務問題解決の一環として浪費癖を持つなどの理由で貸付自粛を受けたいとの本人からの申告を受け、自粛対象者である旨の情報を個人信用情報機関に登録を依頼し、当該個人信用情報機関の会員が、その情報を受けて貸付けの自粛を促す取組を行っている制度である。

1 貸付自粛の相談・問合せ

相談・問合せ件数は、4,766件（前年対比-10.1%）。

本人からの相談・問合せは、1,907件（前年対比+2.5%）、本人以外から相談・問合せは、2,859件（前年対比-16.9%）となっている。



平成31年3月29日から「一般社団法人全国銀行協会」(個信センター)が当協会と連携して貸付自粛制度を開始した。

これに伴い、個人信用情報機関である、日本信用情報機構（JICC）、シー・アイ・シー（CIC）、全国銀行個人信用情報センター（個信センター）の3機関が貸付自粛情報登録の運用を実施している。

貸付自粛についての相談にはギャンブル等依存症に関連する相談が含まれることから、状況に応じて生活再建支援カウンセリングを案内している。（40ページ「(4)生活再建支援カウンセリング」参照）

## 2 個人信用情報機関への登録状況

協会からの個人信用情報機関への登録件数は2,070件で、前年対比で減少しているが、「一般社団法人全国銀行協会」(個信センター)の登録件数647件を合算すると2,717件となり、貸付自粛登録件数は7.3%増加となっている。

(単位:件)

分類	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年	令和元年度	前年対比		
						差異	比率	
協会	登録	2,241	2,496	2,532	2,070	-462	-18.2%	
	撤回	705	815	875	875	0	0.0%	
計		2,946	3,311	3,407	2,945	-462	-13.6%	
個信センター	登録	平成31年3月29日から貸付自粛制度を開始				647	-	-
	撤回	平成31年3月29日から貸付自粛制度を開始				115	-	-
計		平成31年3月29日から貸付自粛制度を開始				762	-	-
登録		2,241	2,496	2,532	2,717	185	7.3%	
撤回		705	815	875	990	115	13.1%	
合計		2,946	3,311	3,407	3,707	300	8.8%	

## 3 ギャンブルを起因とする貸付自粛登録集計

登録件数2,070件の内、ギャンブルを起因とする貸付自粛登録件数は、899件(構成比43.4%)である。

(単位:件)

	総申込			ギャンブル登録者合計	性別		ギャンブル種類(複数選択含む)									合計
	来協	郵送	合計		男性	女性	①パチンコ	②スロット	③競馬	④競輪	⑤競艇	⑥くじ	⑦オートレース	⑧その他	⑨未回答	
上期	306	819	1,125	496	478	18	433	27	112	22	47	3	2	14	0	660
下期	268	677	945	403	391	12	344	24	87	18	42	1	0	16	1	533
合計	574	1,496	2,070	899	869	30	777	51	199	40	89	4	2	30	1	1,193
比率	27.7%	72.3%	-	43.4%	96.7%	3.3%	65.1%	4.3%	16.7%	3.4%	7.5%	0.3%	0.2%	2.5%	0.1%	-

## 【トピックス】貸付自粛のWeb申告受付開始について

平成19年12月の協会設立時から、貸付自粛制度の適切な運用の確保と的確な周知活動を行ってきたところ、平成31年4月19日に閣議決定された「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に基づき、金融庁と連携してギャンブル等依存症対策推進強化に取り組み、貸付自粛制度の幅広い利用促進を図るための一つとして、令和2年4月1日から、従来の来協と郵送に加えて、Web(インターネット)による申告受付を開始した。これによりスマートフォンやパソコンから24時間いつでも貸付自粛の申告が可能となった。

貸付自粛のWeb申告受付開始については、【貸金業相談・紛争解決センターリーフレット】や【全国銀行協会と共同作製した「貸付自粛制度」ポスター】等で広く周知を図っているところである。

日本貸金業協会  
貸金業相談・紛争解決センター  
0570-051-051  
貸付自粛制度のWeb申告が始めました!!  
無料 貸付自粛制度

貸金業相談・紛争解決センター  
リーフレット

自分で決めた。もう借りない。増やさない。  
ご存知ですか?  
貸付自粛制度  
ギャンブル・買い物・浪費・進費の過剰費  
ついお金を借りすぎてしまう  
そんな方に  
貸付自粛制度とは  
申請できるのはご本人のみです。

全国銀行協会と共同作製した「貸付自粛制度」ポスター

#### (4)生活再建支援カウンセリング

##### ▶「生活再建支援カウンセリング」の定義

「借金は整理できたが、家計管理が苦手な今後の生活が不安」「依存的な行動（ギャンブルや買い物癖）が治らない」といったケースには、多重債務の再発防止を目的とした生活再建支援カウンセリングを行っている。

カウンセリングを担当する相談員は、産業カウンセラー、認定心理士、心理相談員、FP技能士、消費生活相談員等の資格を持つ職員を中心に、一定の研修を受けた職員が行っている。

(産業カウンセラー2名、認定心理士2名、心理相談員3名、FP技能士1名、消費生活相談員1名(重複あり))

相談者との信頼関係を元に、心理カウンセリングを通じて、家計管理の改善実行や債務の原因となった問題行動の改善に取り組んでいる。(相談料は無料)

金銭や家計管理の実行を支援する「生活再建支援カウンセリング」は、協会独自の取り組みである。

多重債務問題は家族を巻き込む問題でもあり、本人のために親族や配偶者は立ち直るための重要なキーパーソンである場合が多く、家族を含めたカウンセリングを行っている。

##### 1 受付状況

新規相談者41人、前年度から繰り越した継続相談者25人、合計66人の相談者に対し、面接及び電話によるカウンセリングを246回(面接162回、電話84回)実施した。

(単位:件)

新規・継続	年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		人数	面接回数	人数	面接回数	人数	面接回数	人数	面接回数
新規相談者		34	150	40	121	30	102	41	160
前年度からの継続相談者		99	575	69	370	40	177	25	86
合計		133	725	109	491	70	279	66	246

##### 2 新規相談者の属性等について

新規相談者41人の内、「債務者本人」25人(61.0%)、「配偶者」12人(29.3%)、「親族」4人(9.7%)となっている。

年代別では、「債務者本人」は、30歳代9人、40歳代7人、20歳代6人の順となっている。

カウンセリングの主訴は債務者本人が「ギャンブル癖を治したい」、「金銭感覚を治したい」等で、本人以外には「家族関係を治したい」、「家計管理を身に着けたい」等となっている。

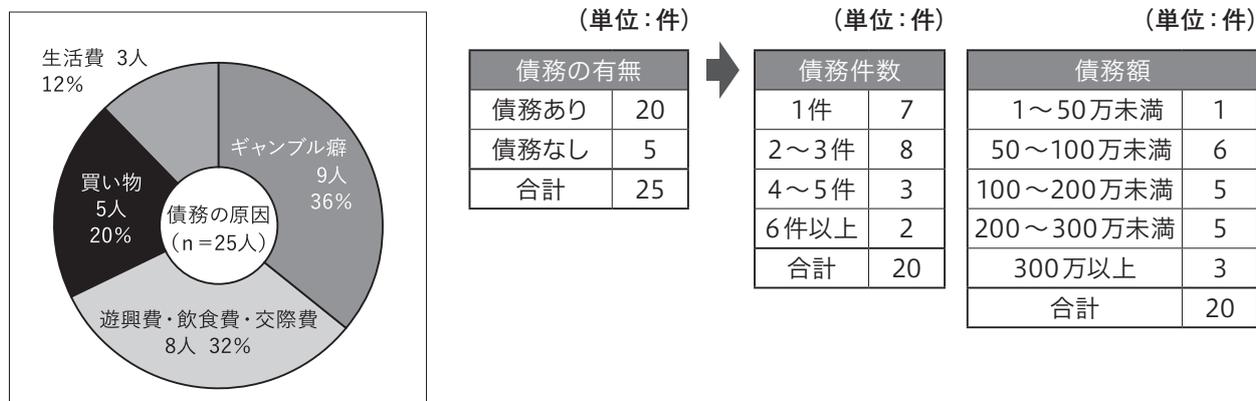
(単位:件)

性別	債務者本人	構成比	配偶者・親族	構成比	合計	構成比
男性	20	80.0%	2	12.5%	22	53.7%
女性	5	20.0%	14	87.5%	19	46.3%
合計	25	100.0%	16	100.0%	41	100.0%

(単位:件)

年代別	債務者本人	構成比	配偶者・親族	構成比	合計	構成比
20歳代	6	24.0%	1	6.2%	7	17.1%
30歳代	9	36.0%	4	25.0%	13	31.7%
40歳代	7	28.0%	5	31.3%	12	29.3%
50歳代	3	12.0%	5	31.3%	8	19.5%
60歳代	0	0.0%	1	6.2%	1	2.4%
合計	25	100.0%	16	100.0%	41	100.0%

新規相談者25人の主な債務原因は、ギャンブル癖9人(36%)、遊興費・飲食費・交際費8人(32%)であった。相談時の債務の有無については、相談時「債務あり」20人、「債務なし」5人(相談前に精算を含む)であった。債務あり相談者20人の債務件数は、「2～3件」8人、「1件」が7人等で、債務額は、「50～100万未満」6人、「100～200万未満」「200～300万未満」各5件等となっている。



### 3 終了結果

カウンセリング終了者36人。うち、17人に改善の結果確認ができた。結果は最も順位の高い項目を集計した。改善の結果が確認できた終了者17人の内、4人が当年度の新規相談者で、残り13人が前年度以前からの継続相談者である。19人は連絡が取れなくなる等、途中で中断したため、未確認である。カウンセリングの相談期間は長い人で5年超のケースもあるが、大体1年程度を目安としている。

終了者の改善内容	前年度以前継続者	令和元年度受付者
問題行動が改善された	8	2
家族関係が改善された	4	0
債務状況が改善された	0	0
家計状況が改善された	1	2
合計	13	4

### 4 アンケート調査による相談者の声

生活再建支援カウンセリングを終了した本人及び家族(配偶者・親族)からのアンケート調査。(平成30年度より開始)

<p>親しい人にも相談しにくい事を電話で話せて、まずは気持ちが楽になりました。夫への具体的な言葉かけを知らせて下さったり、私共の状況を頭ごなしに否定せず、1つ1つアドバイス下さったこともとても嬉しかったです。ありがとうございました。</p>
<p>4年という大変長い間、お世話になりました。金銭に関する事は勿論、人間関係など生活に関する事まで、アドバイスを頂き、とても助かりました。アドバイスして下さった所を、今後に活かして人の手を借りる事なく、自分で金銭管理を出来るようになりたいと思います。</p>
<p>2年半の間、たくさんのご指導ありがとうございました。相談するたび、気持ちが楽になり、改善点を教えてくださり、少しずつですが、頑張っって実行し、夫婦関係が改善されました。とても前向きに生活が送れるようになりました。本当にありがとうございました。</p>
<p>(※カウンセラーの)お陰で子供がこんなに変わるものかと感謝しています。親の気持ちも変わりました。ありがとうございました。又、身内が同じような問題で悩んでいたの、協会を紹介しました。身内も助かって喜んでおります。感謝しかありません。ありがとうございました。</p>

※(※)内の文言は、わかりやすくするため当センターで補記した。

※相談者のプライバシー配慮のため表現を一部変更している。

### 3. 苦情

#### ▶「苦情」の定義

「貸金業務等に関し、その契約者による当該貸金業務等を行った者に対する不満足の説明」としており、苦情申立人の申出・主張の内容に従って分類している。

#### (1)苦情受付状況

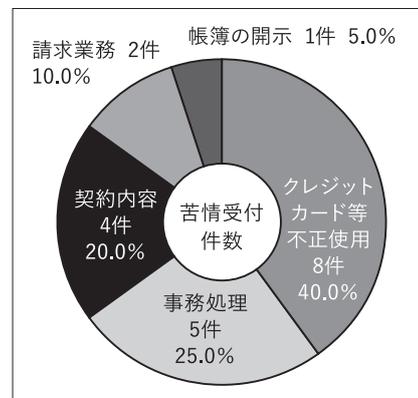
(単位：件)

分類	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	前年対比
クレジットカード等不正使用		0	11	8	8	0.0%
事務処理		14	10	6	5	-16.7%
契約内容		22	5	4	4	0.0%
帳簿の開示		15	7	3	1	-66.7%
融資関連		2	0	2	0	-
個人情報		4	3	1	0	-
請求業務		12	2	1	2	+100.0%
過払金		0	3	1	0	-
金利		2	0	0	0	-
広告・勧誘(詐称以外)		1	0	0	0	-
その他		1	0	0	0	-
合計		73	41	26	20	-23.1%

「苦情」受付件数は、20件（前年対比-23.1%）。

協会が平成22年10月の指定紛争解決機関（金融ADR）開設以降、最も少ない年間の受付件数となった。

- ※クレジットカード等不正使用（8件）
- ※事務処理（5件）→事務処理ミス及び電話対応時の曖昧な説明等
- ※契約内容（4件）→契約の事前説明と内容の相違等



#### (2)終了件数・所要日数

苦情手続きを終了した19件（平成30年度からの繰越事案1件含む）の終了までの所要日数は、「1か月未満」11件、「1か月以上～3か月未満」7件、「3か月以上～6か月未満」1件となっている。

(単位：件)

処理結果	苦情として解決	苦情処理手続段階における所要日数別内訳				合計
		1か月未満	1か月以上 3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上	
処理結果	(苦情として)解決	11	7	1	0	19
	移行	0	0	0	0	0
	打ち切り	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
合計		11	7	1	0	19

### (3)業態別苦情件数

業態別苦情件数は、以前は消費者向無担保貸金業者や信販会社への苦情が多かったが、相談・苦情における電話担当者の初期対応の改善を図るため、協会員向けに「カウンセリング的手法を用いた顧客対応研修」や、「協会員との意見交換会」を行ったりなどした結果、年々、苦情件数は減少し、逆に、クレジットカード不正使用等で、クレジットカード会社への苦情件数が増加傾向となっている。

業態	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	前年対比
消費者向無担保貸金業者		30	20	10	5	-50.0%
流通・メーカー系会社		6	1	6	3	-50.0%
事業者向貸金業者		0	0	4	2	-50.0%
消費者向住宅向貸金業者		9	3	2	1	-50.0%
クレジットカード会社		0	0	2	8	+300.0%
信販会社		11	9	2	1	-50.0%
消費者向有担保貸金業者		6	5	0	0	-
手形割引業者		9	2	0	0	-
建設・不動産業者		0	0	0	0	-
質屋		0	0	0	0	-
リース会社		2	1	0	0	-
日賦貸金業者		0	0	0	0	-
不明		0	0	0	0	-
合計		73	41	26	20	-23.1%

#### 【参考】

#### 《苦情件数の減少について》

電話担当者の初期対応による苦情の改善を図るため、平成28年度より協会員向けに「カウンセリング的手法を用いた顧客対応研修」を実施し、顧客対応のための支援を行ってきた結果、苦情件数は大幅に減少し、協会員の顧客対応窓口整備が整って来た。

また、相談者から寄せられる不満足の表明事案には誤解や思い違い等によるものもあり、協会員の担当者と連携をとって事実確認を行った結果、下記の事例のように苦情の申し立てに至らずに済むケースもある。

#### 《苦情とならない不満足の表明事例》

##### [申立て内容]

契約時、連絡などは携帯電話に架けるようお願いし登録していたが、本日、会社に連絡の電話がかかってきた。たまたま、私とその電話を取ると、本人確認もせず用件を話し出した。登録したはずの携帯電話に連絡はなく、会社に電話をかけてきたのは納得できないし、個人情報などの管理は大丈夫なのか心配になった。協会から指導してほしい。

##### [貸金業者確認回答]

電話の内容については、録音された音源により確認した。

確認すると、連絡先は携帯電話が登録されていたが、相談者は2か月以上遅れている状態で、連絡先である携帯に電話をしているが、全くつながらず、また連絡もない状態であった。当方としても音信不通の状態が続いたので、やむを得ず会社へ連絡し、電話に出た方にフルネームで2度確認をしてから用件を伝え、配慮して手短かに終わらせた。相談者には、こちらから事情を説明させていただくのでお伝えいただきたい。

##### [協会の対応]

相談者に、確認内容を伝えたところ、相談者も携帯電話に出ず、着信は確認していたが、連絡しなかった事実は認め、相手方の対応については納得された。

協会より、返済が遅れる場合は必ず連絡することを助言し、返済方法についても相手方に相談されるように伝え承諾される

※相談者のプライバシー配慮のため表現を一部変更している。

## 4. 紛争

### ▶「紛争」の定義

契約者等と貸金業者との間の紛争につき、紛争解決委員（弁護士）が中立公正の立場で両当事者の交渉を仲介し、和解による解決を図る。

#### (1)紛争解決手続（ADR）受理状況

（単位：件）

分類	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	前年対比
クレジットカード等不正使用		4	6	2	2	0.0%
契約内容		4	1	2	2	0.0%
過払金		4	3	0	0	-
融資関連		1	1	1	0	-
帳簿の開示		0	1	0	0	-
請求業務		1	0	0	0	-
個人情報		1	0	3	0	-
事務処理		0	0	1	0	-
その他		2	0	1	0	-
合計		17	12	10	4	-60.0%

「紛争」受付件数は、4件（前年対比-60.0%）。

「クレジットカード等不正使用」、「契約内容」ともに2件。

※クレジットカード等不正使用（2件）→契約上会員規約に基づいて、「カードの利用に際し暗証番号が利用されたときは、クレジットカード会社に責任がある場合を除き、カード契約者が支払い義務を負う」とされているため、不正使用された過失が認められない等。

※契約内容（2件）→契約の事前説明や電話で説明された条件と、契約時の条件が相違している。

#### (2)終了件数・所要日数

平成30年度からの繰越事案2件を加えた6件について紛争解決手続を実施し、5件手続きを終了。次年度への繰越事案は1件となった。

終了までの所要日数は、令和元年度の既済事案5件中、6か月以上を要した事案が2件（40.0%）で、平成30年度とほぼ同じであった。6か月以上要した事案に、期間を長引かせる共通した要因は見当たらず、それぞれの要因として、当事者が協会では対応困難な内容を要求したり、クレジットカード不正使用における書類提出に時間を要したことが考えられる。

紛争事案の請求の価額は、「60万円超140万円以下」1件、「140万円超300万円以下」2件、「300万円超1000万円以下」1件、「1000万円超1億円以下」1件であった。

(単位:件)

紛争解決手続 (ADR) 受理内訳					
令和元年度 受理分	平成30年度 受理繰越分	終了		次年度へ繰越	
		令和元年度 受理分	平成30年度 受理繰越分	令和元年度 受理分	平成30年度 受理繰越分
4	2	3	2	1	0

(単位:件)

(単位:件)

処理結果	紛争解決手続における所要日数別 内訳	紛争解決手続における所要日数別 内訳				
		1 か月未 満	3 か月未 満以上	6 か月未 満以上	6 か月未 満以上	合計
和解		0	1	0	2	3
取下げ		0	0	0	0	0
見込みなし		0	1	1	0	2
合計		0	2	1	2	5

分類	終了事由の別						
	成立		不調	小計	不応諾	移送	合計
	和解	特別 調停					
カード等不正使用	0	0	1	1	0	0	1
契約内容	3	0	1	4	0	0	4
合計	3	0	2	5	0	0	5

(単位:件)

分類	請求の価額						
	60万円 以下	60万円超 140万円 以下	140万円超 300万円 以下	300万円超 1000万円 以下	1000万円超 1億円 以下	1億円超	計
契約内容	0	0	2	1	1	0	4
カード等不正使用	0	1	0	0	0	0	1
合計	0	1	2	1	1	0	5

### (3)手続実施基本契約の締結状況

貸金業者は例外なく当協会と「手続実施基本契約」を締結することが、貸金業法第12条の2の2により必須となっているため、貸金業登録後速やかに手続を行うようお願いしており、令和元年度の締結率は99.5%となった。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
貸金業者数	1,709	1,700	1,691	1,687	1,684	1,680	1,675	1,670	1,655	1,650	1,647	1,647		
協会員	1,082	1,081	1,081	1,079	1,074	1,071	1,070	1,064	1,059	1,057	1,056	1,053		
非会員	627	619	610	608	610	609	605	606	596	593	591	594		
基本契約締結数	1,705	1,698	1,689	1,683	1,677	1,675	1,668	1,664	1,652	1,646	1,642	1,639		
締結率 (%)	99.8	99.9	99.9	99.8	99.6	99.7	99.6	99.6	99.8	99.8	99.7	99.5		
新規締結	6	4	4	4	6	7	4	10	6	5	4	4		64
廃業	16	11	13	10	12	9	11	14	18	11	8	7		140

## 5. 広報・講演等活動状況

貸金戦略部門からの依頼に基づき、貸金業相談・紛争解決センターから職員を派遣し講演活動を実施した。

	講座	センター職員による講演回数
(1)	<u>東京都主催による「資金需要者向けセミナー」と連携した講座</u> 東京都と連携し、高齢者と大学生・専門学校生向けの金融トラブル防止に関するテーマの出前講座	24回
(2)	<u>消費生活相談員等向け講座</u> 消費生活相談員等の相談対応スキルの向上を目的とした各研修会でカウンセリング的手法を活用した相談。スキル及び家計管理支援の方法等の出前講座	5回
(3)	<u>一般消費者・学生向け講座</u> 「成年年齢引き下げ」による金融トラブル・被害の懸念に対応したローンやクレジットに関する基礎的な知識や金融トラブル防止について、大学生、一般消費者などを対象とした出前講座	2回
(4)	<u>協会員等向け講座</u> お客様相談及び債権管理業務等に従事する職員に対する「カウンセリング的手法を取り入れた顧客対応」を目的とした社内研修会や「資金需要者等の現状と動向に関する調査結果について」等の出前講座	12回
(5)	<u>協会員向け講座（実務研修）</u> お客様と信頼関係を築き適切な支援を行うためのカウンセリング的手法を用いた実務研修（初級編・中級編・上級編）	全3回



(1)東京都主催による「資金需要者向けセミナー」と連携した講座風景



(2)消費生活相談員等向け講座風景



(3)一般消費者・学生向け講座



(4)協会員等向け講座風景



(5)協会本部で行われた協会員向け講座(実務研修)  
「カウンセリングの手法を用いた実務研修風景」

金融経済教育推進のために…

## 日本貸金業協会の **出前講座** をご活用ください

～無料で講師を派遣いたします～

成年年齢の引下げ(2022年4月1日)に伴い、社会経験が乏しい18・19歳をターゲットにした消費者被害の増加が懸念されております。また、超高齢化社会を背景に、オレオレ詐欺などの特殊詐欺の被害も後を絶ちません。当協会は、関係行政等とも連携しながら、中・高校生、大学生等の若年者および高齢者を対象に、金融トラブル防止のための金融経済教育に取り組んでおります。消費者の皆さまが安心して豊かな生活を送るための一助として、ぜひ当協会の出前講座をご活用ください。

### 若年者向け出前講座

**プログラム例**

- ローン・クレジットの仕組み
- 利息の計算方法
- 若年層が狙われやすい金融トラブルの事例
- 多重債務に陥らないための心構え
- 困ったときの相談先

マルチ商法 (USB投資詐欺)

個人間融資

### 高齢者向け出前講座

**プログラム例**

- 高齢者が巻き込まれやすい特殊詐欺などの金融トラブルの事例
- 金融トラブルに巻き込まれないためのポイント

あなたの銀行口座が  
犯罪に使用されて  
います

キャッシュカード詐欺盗

還付金を振り込みます  
ので、指示に従って  
操作して  
ください

還付金等詐欺

(貸金業相談・紛争解決センターリーフレットより)

## (6)その他活動

### 1 消費者団体への活動報告会の開催

令和元年10月28日、消費者団体との関係維持・向上等を目的とした活動報告会（通算9回）を開催した。

〈参加団体〉（一財）消費科学センター、（特非）消費者機構日本、（公財）生協総合研究所、（一社）全国消費者団体連絡会、（公社）全国消費生活相談員協会、東京都地域消費者団体連絡会、（特非）東京都地域婦人団体連盟、（一財）日本産業協会、（一財）日本消費者協会、（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（10団体）



### 2 行政・警察当局等との連携

多重債務問題やヤミ金融等違法業者問題の状況把握と適切な対応を図るため、全国の登録行政庁（43か所）、警察本部等（35か所）、主要消費生活センター等（32か所）を訪問して情報提供・意見交換を行った。

### 3 協会員との意見交換会

令和元年6月20日、11月19日、「協会員との意見交換会」（通算5回）を開催し、各社の「お客様相談関係部署責任者」と相談・苦情への対応、障害者・高齢者対応、詐欺事案の現状等について意見交換を行った。



### 4 消費生活センターへの訪問活動及び意見交換会

都道府県の主な消費生活センターに対し、一層の連携強化による資金需要者等の相談機会の拡充を目的とした訪問活動を行った。（対象数160か所、訪問延べ回数164回）

また、令和元年8月7日、令和2年1月21日、「消費生活センター相談員との意見交換会」（通算4回）を開催し、協会の活動及び業界の動向を報告するとともに、消費者問題等について意見交換を行った。



### 5 国民生活センター相談員との「実務担当者意見交換会」の開催

令和元年6月25日、12月17日、「国民生活センター相談員との実務担当者意見交換会」（通算10回）を開催し、資金需要者等への相談を的確に行うために情報の共有化及び相互連携を図った。内容は、給与ファクタリング、情報商材、成年年齢引き下げ等の話題が提示された。



### 6 「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」への参加

東京都多重債務問題対策協議会が主催する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」（上期：令和元年6月13,14日、下期：11月3,4日）に参加し、ヤミ金融被害防止に向けた消費者への啓発活動を行った。



## 7 「センターだより(季刊)」の発行

手続実施基本契約を締結した加入貸金業者向けに「センターだより」を年4回発行し、苦情・紛争解決事案に関する情報等のフィードバックを行った。



## 8 指定紛争解決機関(ADR)の会議体について

指定紛争解決機関：日本貸金業協会・全国銀行協会・信託協会・生命保険協会・  
日本損害保険協会・保険オンブズマン・日本少額短期保険協会・  
証券・金融商品あっせん相談センター(8団体)

「金融ADR連絡協議会」は、年4回(令和元年6月6日、10月10日、12月4日、令和2年3月26日)開催され、「苦情・紛争の解決に向けた工夫について」、「金融ADR機関の認知度向上に向けた取組みについて」、「金融ADR機関への利活用・アクセス向上に向けた取組みについて」、「利用者対応の質的向上等に資するための工夫について」等について意見交換を行った。

また、「金融トラブル連絡調整協議会」は、年2回(令和元年6月26日、令和2年1月15日)開催され、「各指定紛争解決機関の業務実施状況」、「苦情・紛争の解決に向けた取組み」、「ADR機関へのアクセス・利活用の機会向上に向けた取組み」、「金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況」等について報告し、意見交換を行った。

### 3 監査の実施

#### 1. 令和元年度監査計画

##### (1) 監査方針

本協会の監査は、監査にあたっての基本原則である「協会の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施するが、重大な法令違反に対しては厳正に対処するとともに、法令等違反が発生した場合には再発防止に向けた指導を強化する。

監査に際しては、監督当局や消費生活センター等の関係機関と引き続きより緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、本協会の監査に関することは「監査ガイドライン」によるものとする。

##### (2) 監査の重点事項

令和元年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

- ① 法令等遵守状況および経営管理機能の発揮状況
- ② 返済能力調査の適切性
- ③ 取引時確認等の実施状況（マネロン・テロ資金供与対策への対応状況を含む）
- ④ システムリスク管理態勢の整備状況
- ⑤ 法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証

##### (3) 監査対象協会員等

- ① 実地監査 一般監査、特別監査を合わせて100協会員程度を対象に実施する。
- ② 書類監査 平成28年度の改定に基づき、原則として3年に1回の頻度で実施する（対象協会員は、貸金業登録の満了日を基準に選定する）。  
なお、令和元年度書類監査の対象協会員は、貸金業登録満了日が、令和2年度に到来する協会員および平成31（2019）年1月以降の新規加入協会員を対象とし、令和元年度下期に行う。

#### 2. 監査の手法等

##### (1) 実地監査

###### ① 対象協会員

一般監査は、協会員自らの内部管理態勢の整備・充実に支援するとの観点から、当局検査や協会監査の実施状況、協会員の規模や業務内容等を総合的に勘案して対象協会員を選定、実施した。

また、特別監査は、監督官庁から要請があった協会員及び協会が監査結果等に基づき改善報告等を求めた協会員を対象に実施した。

###### ② 事前調査等

監査実施通知書に貸金業務に関する質問書を同封し、契約書ひな型等関係資料とともに返送を受け、さらに、電話によるヒアリングなどを加えて業務内容等の把握に努めた。

また、担当監査員は、対象協会員に係る調査・確認結果とこれを踏まえた主要監査項目と検証事項、着眼点等を取りまとめ、監査部門全員が参加する「監査情報報告会」に提出、同報告会から意見・アドバイス等を受けて監査に臨んだ。

### ③本調査等

「監査ガイドライン」(実地監査マニュアル)に基づき法令等順守状況及び内部管理態勢の整備状況を検証した。また、指摘事項については、発生原因まで掘り下げて検証し、改善措置及び再発防止策に係る改善指導を行った。

また、対象協会員が適切な業務運営の確保のために独自に取り組んでいる良い事例については、対象協会員の協力のもと、関係資料も含め積極的に収集した。

### ④その他

法令・諸規則等の遵守の徹底及び違反行為の再発防止に資するため、実地監査で指摘した事例については、解説を付して「指摘事例集」として取りまとめて協会員に周知した。また、協会員の内部管理態勢の整備・充実に資するため、実地監査で収集した良い事例についても、取りまとめて協会員に周知した。

## (2)書類監査

### ①対象協会員

平成30年12月末現在の協会員で平成31年4月1日から翌年3月31日に登録満了日を迎える429協会員と平成30年1月以降新たに本協会に加入した41協会員の合計470協会員を対象に実施した。

(スケジュール)

- a. 令和2年1月15日 書類監査実施通知書発送
- b. 令和2年2月17日 書類監査報告書提出期限
- c. 令和2年5月20日 監査結果通知書発送

### ②設問について

平成28年度から開始した3年に1回の頻度の書類監査が一巡したことを機に、効率性・実効性の観点から全般的な見直しを行った。

設問については、監査本来の目的であるモニタリングに重点を置き、業務運営上の基本的事項について、簡潔な質問をして回答を得る方式とすることに努めた。設問数は、貸付実務編19問、態勢整備編29問、法令改正編12問で、合計60問とした。

### ③改善指導について

設問に対し未整備、未実施と回答した協会員には、架電及び郵送等により改善指導を実施した。

## (3)「監査ガイドライン」の公表

「監査ガイドライン」は、本協会が自主規制機関として実施している協会員に対する監査の内容をわかりやすく整理したもので、「Ⅰ 監査の基本事項」「Ⅱ 監査の実施手続き」「Ⅲ 書類監査報告書等(実施及び改善ツール)」「Ⅳ 実地監査マニュアル(実地監査の手引書)」の4部構成となっている。

「監査ガイドライン」を公表することは、監査の透明性を高めるとともに貸金業界の信頼性向上に資するものと考え、平成27年12月、協会Webサイトに第1版を掲載し、以降、法令改正等に伴う改訂を重ね、現在、第7版を掲載している。

## 3. 監査結果について

### ①実地監査

#### (1)監査結果の概要

令和元年度の実地監査は、101会員(前年度と同数:内訳:一般監査88会員、特別監査13会員)に対して実施した。業態別では消費者向けが58会員(構成比57.4%)、事業者向けが43会員(同42.6%)であった。

監査の結果、指摘があった会員は26会員(前年度33会員)で、その割合は25.7%(同32.7%)であった。指摘件数の合計は56件(同58件)で、実施した1会員当たりの指摘件数は0.6件(同0.6件)、指摘があった1会員当たりの指摘件数は2.2件(同1.8件)であった。

指摘事項については、「契約締結前・契約締結時書面関係(貸金業法第16条の2及び第17条)」及び「返

済能力調査関係（貸金業法第13条）」が多く、指導事項では、「ホームページの記載事項」、「反社会的勢力に対する態勢整備」及び「社内規則」に関するものが多く見受けられた。

①実施会員数等

実施協会員数 (A)	101協会員	指摘有協会員の発生率 (B/A)	25.7%
指摘有の協会員数 (B)	26協会員		

②指摘件数等

区分	指摘項目	指摘事項	指導事項		指導事項
			法令等違反事項	改善事項	
一般監査	貸金業法	47件	15件	32件	
	自主規制関連	2件	1件	1件	
	その他法令	1件	0件	1件	
小計	指摘件数	50件	16件	34件	224件
特別監査	貸金業法	6件	1件	5件	
	自主規制関連	0件	0件	0件	
	その他法令	0件	0件	0件	
小計	指摘件数	6件	1件	5件	33件
合計	指摘件数 (C)	56件	17件	39件	257件
指摘有の協会員数* (D)		26協会員	10協会員	22協会員	96協会員
実施した1協会員当たりの指摘件数 (C/A)		0.6件	0.2件	0.4件	2.5件
指摘有の1協会員当たりの指摘件数 (C/D)		2.2件	1.7件	1.8件	2.7件

\* 「法令等違反事項」と「改善事項」の両項目を指摘した協会員があるため、合計数は一致しない。

- ・「改善事項」とは、①「法令・諸規則等」に抵触していると認められるもののうち、軽微な不備で、監査期間中に改善が完了したことを確認した事案、及び監査期間中に改善に着手しており自主的な改善完了が期待できる事案。②「法令・諸規則等」で明示されている違反行為に類似した行為と判断した事案。
- ・「指導事項」とは、①現行法令等に照らし改善を要すると認められる事案。②抵触している「法令・諸規則等」の該当条文が努力義務規定の事案。
- ・「その他法令」とは、貸金業法・自主規制基本規則以外で貸金業務に適用される法令で、犯罪による収益の移転防止に関する法律、出資法等である。

《参考》実地監査結果の年度別推移

実施年度 (和暦)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	累計 (平均)
実施会員数 (A)		32	64	61	84	102	105	123	119	131	119	101	101	1,142
監査結果 (1)	指摘有の会員数 (B)	29	58	28	19	39	43	48	53	72	36	33	26	484
	指摘有会員の発生率 (B/A)	90.6%	90.6%	45.9%	22.6%	38.2%	41.0%	39.0%	44.5%	55.0%	30.3%	32.7%	25.7%	42.4%
監査結果 (2)	指摘件数 (C)	183	194	94	57	103	85	88	117	140	64	58	56	1,239
	実施した1会員当たりの指摘件数 (C/A)	5.7	3.0	1.5	0.7	1.0	0.8	0.7	1.0	1.1	0.5	0.6	0.6	1.1
	指摘有の1会員当たりの指摘件数 (C/B)	6.3	3.3	3.4	3.0	2.6	2.0	1.8	2.2	1.9	1.8	1.8	2.2	2.6

(2)指摘内容

(単位:件)

法令等	概要	令和元年度		平成30年度		平成29年度	
		法令等 違反事項	改善事項	法令等 違反事項	改善事項	法令等 違反事項	改善事項
貸金12条の4	証明書の携帯等	—	1	—	—	—	—
貸金12条の8	利息、保証料等に係る制限等	—	2	1	—	—	1
貸金13条	返済能力の調査	4	—	3	—	3	3
貸金13条の2	過剰貸付け等の禁止	2	—	—	3	1	—
貸金14条	貸付条件等の揭示	—	—	—	—	—	1
貸金16条	誇大広告の禁止等	—	—	—	1	—	—
貸金16条の2	契約締結前書面の交付	6	8	4	6	4	13
貸金17条	契約締結時書面の交付	3	16	6	20	1	21
貸金18条	受取証書の交付	—	3	—	2	—	2
貸金19条	帳簿の備付け	—	2	—	3	—	8
貸金21条	取立て行為の規制	—	3	—	1	—	3
貸金22条	債権証書の返還	—	1	1	—	—	—
貸金23条	標識の揭示	—	1	—	—	—	—
貸金24条	債権譲渡等の規制	—	—	—	1	—	—
貸金24条の6の2	開始等の届出	—	—	—	1	—	—
貸金41条の35	個人信用情報の提供	—	—	1	—	1	—
貸金41条の36	指定信用情報機関への個人信用情報の提供等に係る同意の取得等	1	—	—	—	—	1
貸金業法計 (A)		16	37	16	38	10	53
自主11条	社内態勢整備	1	—	2	1	—	—
自主11条及び15条の4	社内態勢整備 (利息及び保証料等)	—	—	—	—	1	—
自主31条	法人であることの確認	—	—	—	1	—	—
自主32条	返済能力の確認	—	1	—	—	—	—
自主規制基本規則計 (B)		1	1	2	2	1	—
犯収6条	取引時確認の記録漏れ	—	1	—	—	—	—
その他法令計 (C)		—	1	—	—	—	—
総計 (A+B+C)		17	39	18	40	11	53

貸 金：貸金業法

自 主：貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

犯 収：犯罪による収益の移転防止に関する法律

(3)指導事項

(単位:件)

概要	令和元年度	平成30年度	平成29年度
1. ホームページの記載事項 ・貸付条件の表示に不備がある。(担保の要否等法定事項の一部が未表示、不明確・不適切な条件表示等) ・指定紛争解決機関の表示がない。 ・協会番号の表示が協会推奨方式と相違する。等	54	39	35
2. 反社会的勢力に対する態勢 ・反社会的勢力に対する基本方針が公表されていない。 ・反社情報データベースが構築されていない。 ・特定情報照会サービスを利用しているが、定期照会が未実施である。等	43	43	49
3. 社内規則の策定 ・法令改正に伴う社内規則の改訂がされていない。等	36	18	32
4. 届出事項 ・立入検査に係る届出書が提出されていない。 ・登録申請書の内容と業務実態が相違している。等	19	23	25
5. 貸付条件表の掲示内容 ・貸付条件表に記載の業務の種類が登録申請書と相違している。 ・担保に関し、保証人についての記載がない。等	18	12	9
6. 研修(周知徹底) ・実施記録を作成・保存していない。等	14	12	24
7. 取引時確認記録 ・犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認記録の記載漏れ。等	12	5	2
8. 内部監査 ・内部監査を実施していない、または実施記録を作成・保存していない。等	11	6	2
9. 業務検証 ・業務検証を実施していない、または実施記録を作成・保存していない。 ・実施内容が形式的なものに留まっている。等	7	6	4
10. 個人情報の安全管理措置 ・個人情報の取得に際して、書面等による同意を得ていない。等	5	9	10
11. マネロン・テロ資金供与対策 ・特定事業者作成書面等を作成していない。等	5	-	-
12. 個人情報保護宣言の公表 ・個人情報保護宣言を策定しているが、公表していない。等	3	8	8
13. 借入れの意思の確認 ・借入れ意思の確認結果を記録・保存していない。	3	-	1
14. 従業者名簿 ・必要項目の一部が記載漏れとなっている。等	2	7	2
15. 指定紛争解決機関の名称の公表	2	4	8
16. 貸金業者登録票 ・登録有効期間の表示に誤りがある。等	2	3	6
17. 加入指定信用情報機関の名称の公表	1	15	10
18. 従業者証明書 ・証明書の記載内容に誤りがある。等	1	1	1
19. その他 ・契約締結前・締結時書面に軽微な記載不備がある。 ・交渉経過の記録を適切に作成・保存していない。 ・催告書面に軽微な不備がある。等	19	28	22
総計	257	239	250

#### (4) 実地監査からみた、管理態勢面、業務運用面等の良い事例

以下については、協会の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査で収集した良い事例を取りまとめたものである。

##### ① 法令等遵守態勢

- ・ 倫理規定等の遵守徹底を目的にコンプライアンス・チェックを月次で実施しているが、業務グループ毎にチェック項目が作成されているほか、確認方法や確認結果に係るエビデンスについて記載するなど、実効性あるものとなっている。  
(事業者向貸金業者・貸金業務従事者50名超)

##### ② 情報管理態勢

- ・ 情報セキュリティ意識の向上のため、定期的に外部機関による標的型メール訓練を全従業者に実施し、添付ファイルを開封した従業者には専門研修を受講させている。  
(消費者向住宅向貸金業者・貸金業務従事者30名未満)

##### ③ 取引時確認等の的確な実施

- ・ 犯罪収益移転防止法に基づき作成した「金融貸付け取引にかかるリスク評価書」は年1回以上見直しを行っている。また、当該評価書には特に注意を払うべき取引（経済合理性から異常な取引など21事例）を例示し、担当部署はこれを全職員に周知するほか、本人確認記録及び取引記録の精査を継続的に実施している。  
(消費者向無担保貸金業者・貸金業務従事者20名未満)

##### ④ 貸金業務取扱主任者の機能発揮

- ・ 貸金業務取扱主任者が役職員に対する指導・助言等を確実に実施できるよう、社内ルールで貸金業務取扱主任者の具体的な業務や手順、主任者に付与する権限等を規定し、社内に周知している。  
(事業者向貸金業者・貸金業務従事者50名超)
- ・ 設置済貸金業務取扱主任者及び主任者試験合格者で構成する会議を定期的に開催し、法令遵守に向けた助言や改善提案を行っているほか、社内研修を企画（研修資料作成、講師選定等を含む）している。  
(クレジットカード会社・貸金業務従事者50名超)

##### ⑤ 契約に係る説明態勢

- ・ 根抵当権設定契約を締結するに際し、担保提供予定者に対して独自に作成した根抵当権の概要（担保すべき債権の範囲等）を記載した書面を交付するなどして十分に契約内容を説明し、担保提供意思をあらためて確認している。  
(消費者向無担保貸金業者・貸金業務従事者1名)
- ・ 契約内容の説明に際しては、契約締結前書面のほかに重要事項（貸付けの元金、利息の計算方法、貸付実行日等）を説明する書面を別途交付し、分かりやすく説明している。  
(事業者向貸金業者・貸金業務従事者1名)
- ・ 顧客に交付する契約締結前書面に担当者名と電話番号を記載して説明責任の所在を明確にしている。  
(消費者向無担保貸金業者・貸金業務従事者10名未満)
- ・ 中小企業・小規模事業者等の経営者との間で保証契約の締結を検討する場合、自社帳票の「経営者保証の必要性に関するチェックリスト」を用いて必要性及び妥当性を客観的に判定している。また、経営者保証を徴求する場合は、自社帳票の「経営者保証に関するガイドライン説明書」を交付して説明している。  
(リース会社・貸金業務従事者50名超)

##### ⑥ システムリスク管理態勢

- ・ システム障害の発生に備え、日々のバックアップデータを遠隔地のデータセンターで保存している。また、データ復旧の確実性を検証するため、定期的に復旧テストを実施している。  
(リース会社・貸金業務従事者50名超)

(5)実地監査会員の詳細

①登録行政庁別の実施協会員数

登録行政庁	令和元年度		平成30年度	
	協会員数	数構成比	協会員数	構成比
財務局長登録	22 協会員	21.8%	25 協会員	24.8%
都道府県知事登録	79 協会員	78.2%	76 協会員	75.2%
合計	101 協会員	100.0%	101 協会員	100.0%

②業態区分別の実施協会員数

業態区分	令和元年度		平成30年度	
	協会員数	構成比	協会員数	構成比
1：消費者向無担保貸金業者	27 協会員	26.7%	25 協会員	24.8%
2：消費者向有担保貸金業者	11 協会員	10.9%	5 協会員	5.0%
3：消費者向住宅向貸金業者	8 協会員	7.9%	1 協会員	1.0%
4：事業者向貸金業者	29 協会員	28.7%	35 協会員	34.7%
5：手形割引業者	6 協会員	5.9%	5 協会員	5.0%
6：クレジットカード会社	9 協会員	8.9%	19 協会員	18.8%
7：信販会社	3 協会員	3.0%	3 協会員	3.0%
8：流通・メーカー系会社	1 協会員	1.0%	1 協会員	1.0%
9：建設・不動産業者	4 協会員	4.0%	3 協会員	3.0%
10：質屋	0 協会員	0.0%	0 協会員	0.0%
11：リース会社	3 協会員	3.0%	3 協会員	3.0%
12：日賦貸金業者	0 協会員	0.0%	0 協会員	0.0%
13：非営利特例対象法人	0 協会員	0.0%	1 協会員	1.0%
合計	101 協会員	100.0%	101 協会員	100.0%

③資本金別の実施協会員数

資本金	令和元年度		平成30年度	
	協会員数	数構成比	協会員数	構成比
1億円以上	22 協会員	21.8%	17 協会員	16.8%
5千万円以上～1億円未満	24 協会員	23.8%	21 協会員	20.8%
2千万円以上～5千万円未満	18 協会員	17.8%	23 協会員	22.8%
2千万円未満	16 協会員	15.8%	20 協会員	19.8%
個人事業者	21 協会員	20.8%	20 協会員	19.8%
合計	101 協会員	100.0%	101 協会員	100.0%

④融資残高別の実施協会員数

融資残高	令和元年度		平成30年度	
	協会員数	構成比	協会員数	構成比
100億円以上	9 協会員	8.9%	3 協会員	3.0%
50億円以上～100億円未満	2 協会員	2.0%	4 協会員	4.0%
1億円以上～50億円未満	47 協会員	46.5%	49 協会員	48.5%
5千万円以上～1億円未満	15 協会員	14.9%	10 協会員	9.9%
5千万円未満	28 協会員	27.7%	35 協会員	34.7%
合計	101 協会員	100.0%	101 協会員	100.0%

## 2 書類監査

### (1) 監査結果の概要

令和元年度の書類監査は、平成31年4月3日付で公表した「平成31（2019）年度監査計画について」に基づき、令和2年1月15日から実施した。

なお、令和元年度は、平成28年度からの「1協会員当たり原則3年に1回の頻度」での実施が2巡目となり、書類監査報告書等を大幅に見直し、372協会員に実施した。

監査の結果、指摘事項が26協会員にあり、指摘件数は34件となった。

主な指摘事項は、直近の法令改正である犯収法の「取引時確認（外国PEPsの確認）の未実施」及び「反社会的勢力に関するデータベースの未構築」だった。

また、設問に対し未整備、未実施と回答した協会員には、架電及び郵送等による改善指導を完了した。

#### ① 監査対象協会員

協会員区分	協会員数		計
	発出協会員	自主提出協会員	対象協会員
既存協会員	320 協会員	10 協会員	330 協会員
新規協会員	42 協会員	—	42 協会員
計	362 協会員	10 協会員	372 協会員

※既存協会員…貸金業者登録満了日が令和2年4月1日から翌年3月31日に到来する協会員

新規協会員…平成31年1月から令和元年11月に新規加入した協会員

#### ② 監査報告書提出状況（自主提出を含む）

提出状況	協会員数	割合
提出数	368 協会員	98.9 %
（廃業等）	▲4 協会員	1.1 %
合計	372 協会員	100.0 %

※監査通知発送日 令和2年1月15日（提出締切 令和2年2月17日）

（廃業等）の内訳は、廃業4件のみ

#### ③ 点検結果（自主提出を含む）

評価		協会員数	割合	指摘件数	平均指摘件数
指摘事項のある協会員		26 協会員	7.1 %	34 件	1.3 件
（内訳）	既存協会員	17 協会員	4.6 %	17 件	1.0 件
	新規協会員	9 協会員	2.4 %	17 件	1.9 件
指摘事項のない協会員		342 協会員	92.9 %	—	—
合計		368 協会員	100.0 %	—	—

#### ④ 提出方法及び処理状況（自主提出を含む）

提出方法		協会員数	割合
（内訳）	E-Mail	241 協会員	65.5 %
	郵送等	127 協会員	34.5 %
合計		368 協会員	100.0 %

(2)指摘内容

(単位:件)

法令等	指摘の概要	令和元年度指摘件数	
貸金業法	貸金8条	登録事項の届出	1
	貸金12条の4	従業者証明書の要件	1
	貸金14条	貸付条件表の要件	1
	貸金41条の37	加入指定信用情報機関の商号等の公表	1
	規則13条	指定紛争解決機関の名称等の記載	1
	監Ⅱ-1(1)④	「反社会的勢力に対する基本方針」の公表	2
	監Ⅱ-1(1)⑤	モニタリング(監視、観察)・検証の実施	1
	監Ⅱ-2-6(1)②イ	反社会的勢力に関するデータベースの構築	4
	監Ⅱ-2-17	帳簿の記載事項の要件	1
	金融分野G第18条1項	「個人情報保護宣言」の公表	2
貸金業法計		15	
自主	自主11条	社内規則等の改正対応	1
	自主規制基本規則計		1
その他法令	犯収法4条2項	取引時確認(外国PEPsの確認)	17
	犯収法11条	取引時確認等を的確に行うための措置	1
	その他法令計		18
総計		34	

貸金：貸金業法  
 規則：貸金業法施行規則  
 監：貸金業者向けの総合的な監督指針  
 金融分野G：金融分野における個人情報保護に関するガイドライン  
 自主：貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則  
 犯収法：犯罪による収益の移転防止に関する法律

<指摘事項の改善対応>

点検後、指摘事項がある協会員には、架電及び郵送等により改善指導を実施した。特に、指摘事項が多かった「取引時確認(外国PEPsの確認)の未実施」については、JFSA ニュース第145号(2020年3月1日発行)にて、外国PEPsの確認対応を「貸金業に関する質問と回答」として全協会員に周知した。

その他の指摘事項である「反社会的勢力に関するデータベースの未構築」等についても順次に周知するとともに、これらの指摘事項は「書類監査(令和2年度)」の重点的監査項目とする。

<ご参考>主な指摘事項にかかる点検内容

点検25	反社会的勢力による被害の防止(監督指針Ⅱ-2-6(1)②イ)	
反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースを構築していますか。	1.構築している	
	2.構築していない	
点検55	取引時確認等(外国PEPs)(犯収法4条2項)	
取引を行うに際し、外国政府等において重要な地位を占める者(いわゆる外国PEPs)の確認を実施していますか。	1.確認している	
	2.確認していない	

## 【参考】令和2年度監査計画

令和2年度の監査計画は、令和元年度監査における監査結果及び貸金業界を取り巻く状況などを考慮して策定した（令和2年4月1日公表）。

### (1) 監査の基本方針

本協会の監査は、監査に当たっての基本原則である「協会の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施する。

協会との双方向の対話を通じ、問題点等の共有に努め、速やかな改善を求める指導的な監査を基本とするが、重大な法令等違反に対しては厳正に対処するとともに、再発防止に向けた指導を徹底する。

監査に際しては、監督当局や消費生活センター等の関係機関と引き続き緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、協会の監査に関することは「監査ガイドライン」によるものとする。

### (2) 監査の重点項目

本年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

- ① 法令等遵守状況および経営管理機能の発揮状況
- ② 返済能力調査の適切性（若年者に対する貸付けに係る返済能力調査の適切性を含む）
- ③ 不動産向け貸付けの審査態勢
- ④ 取引時確認等及び疑わしい取引の届出の実施状況
- ⑤ システムリスク管理態勢の整備状況
- ⑥ 法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証

### (3) 監査対象協会員等

- ① 実地監査 一般監査、特別監査を合わせて100協会員程度を対象に実施する。
- ② 書類監査 令和2年度書類監査の対象協会員は、前年度に引き続き、翌年度（令和3年度）に貸金業者登録の満了日を迎える協会員とし、令和2年度下期に行う。  
また、定期の書類監査のほか、新規加入協会員（令和元年12月以降に加入）及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員については、個別の書類監査を実施する。

## Ⅱ. 貸金戦略部門

### 1 広報・啓発活動

#### 1. 積極的な広報の実施

広く業界への理解の促進を図るため、業界動向、業界を取り巻く環境変化やそれに伴う課題、協会活動等について、次のとおり広報活動を行った。

##### (1) 広報誌「JFSA」の刊行

フィンテックを活用した金融サービスを展開する協会員インタビューや業界動向、協会活動等を掲載した広報誌「JFSA」を9月と3月に刊行し、協会員をはじめ関係行政や消費生活センター等、各号それぞれ約2,600先に配布した。



広報誌「JFSA」

##### (2) 「JFSA NEWS」の刊行

法令遵守に資する記事や、業界動向、協会員への連絡事項等を掲載した機関紙「JFSA NEWS」を毎月刊行し、協会員専用サイトを通して協会員に情報提供を行った。なお、制作を内製化し経費削減を図るとともに、活字を大きくし見やすさを向上させるなど誌面デザインを一新した。



「JFSA NEWS」

##### (3) 協会ウェブサイトの新コンテンツのリリース

- ① 協会活動を広く一般に周知するため「広報TOPICS」コーナーを新設し、ヤミ金融被害防止活動、教育機関における出前講座等の金融経済教育活動、協会員に対する研修会の模様等を掲載した。
- ② 協会員の社会的地位向上を図る施策の一つとして、協会員のCSR活動を紹介するページを新設し、掲載申し込みを受けた協会員を掲載した。



##### (4) その他

- ① マスコミからの取材に適時対応し、正確な情報の発信に努めた。
- ② 金融紙に会長メッセージや協会活動の記事を寄稿し、協会活動や貸金業界の動向を広報した。
- ③ 「本協会に加入する貸金業者は安心して借入れの相談ができる」ということを資金需要者等に継続的に広報するため、ポスターを協会員に継続配布した。

#### 2. 消費者啓発活動 ～出前講座・講師派遣等の推進～

「消費者力」向上のため、金銭管理や金融トラブルに関する教育機会の充実及び行政と教育との連携促進を図ることを目的とした「消費者教育の推進に関する法律」が平成24年12月に施行されて、全国の各教育関係機関及び自治体において消費者教育の取り組みが始まった。

本協会では、同法施行以前から資金需要者等の利益の保護の促進のため、金融に係る知識の普及・啓発活動を行っており、同法施行後は、より幅広い消費者啓発活動を積極的に推進している。特に、2022年4月の成年年齢引き下げに向け、若年者の金融リテラシー向上は喫緊の課題であり、行政・教育機関との連携を深めながら、金融経済教育の機会の拡充により一層重点を置いた活動を行っている。

また、超高齢化社会において、特殊詐欺等の金融トラブルに巻き込まれる高齢者が後を絶たないことも看過できない問題であり、行政と連携して啓発のための出前講座を実施する等、被害防止と予防教育に積極的に取り組んでいる。

貸金業法改正以降、全国の消費生活センターに寄せられる多重債務相談件数は大幅に減少したものの、IR実施法の成立により多重債務者の増加を懸念する声が出ていることから、多重債務者救済の相談体制の充実及び多重債務者発生防止の教育啓蒙にも引き続き注力している。

### (1)相談員向け出前講座の実施

全国の消費生活センター等で行われる相談員向け研修へ講師を派遣し、「ギャンブル依存症と多重債務について」「相談員に対するカウンセリング講演」「貸金業界の現状と貸付自粛について」等、消費生活相談員等の相談対応能力向上を目的とした研修を実施した。

### (2)消費者向け出前講座の実施

大学生、新社会人への金銭管理等に関する講座や、社会福祉協議会が主催する市民講座に講師を派遣し、「ローンの特徴と役割」「金銭感覚、ローン・クレジット、トラブルについて」「キャッシュレス時代のお金の使い方について」等の研修を実施した。

また、東京都産業労働局金融部貸金業対策課が主催する資金需要者セミナー（出前講座）に講師を派遣した。大学生・専門学校生及び高齢者に対し、それぞれの世代が陥りやすい金融トラブルの事例の紹介と被害防止のためのポイントの説明を行い、注意を呼び掛けた。

### (3)協会員向け出前講座の実施

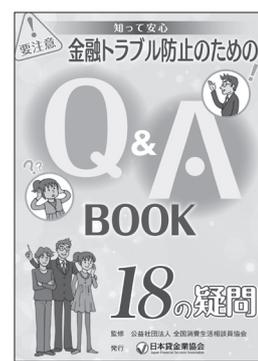
協会員の依頼を受け、「カウンセリング手法を活用したお客さま対応」「マネロン・テロ資金供与対策の基礎知識等」「新規従業者向け基礎講座」等の研修を実施した。

### (4)幅広いニーズに対応するための金銭教育プログラムの作成

様々な種類の出前講座に対応できるよう教育プログラム等を作成するとともに、主に若年者を対象とした啓発資料「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK」を作成し、教育委員会や消費生活センター等に配布した。

また、個人間融資や給与ファクタリング等の新たなヤミ金融による被害が社会問題化している状況を踏まえ、「ヤミ金融被害防止リーフレット」を改訂し、全国の都道府県警察等へ配布したほか、金融庁作成の多重債務問題に関する啓発用ポスター、パンフレットを協会員へ配布した。

さらに、各地で開催される消費者教育や啓発活動に関連する講演会、キャンペーン等へ積極的に参加した。



「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK」

### (5)マスメディアを利用した金融経済教育の推進

成年年齢引き下げを見据え、高校生を対象とした消費者啓発活動の拡大を図るため、日本教育新聞の記事下に講師派遣制度（出前講座）及び啓発資料の無償配布に関する広告を掲載し、全国の高等教育関係者に当協会の取組みを周知した。

(6)令和元年度出前講座・講師派遣実績

【相談員向け】

回	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数(人)
1	7月15日	鳥取県消費生活センター	キャッシュレス決済について	15
2	11月6日	神奈川県くらし安全防災局くらし安全部消費生活課	ギャンブル依存症と多重債務について	50
3	11月11日	神奈川県くらし安全防災局くらし安全部消費生活課	「日本貸金業協会の活動状況」 自主規制機関としての役割について	46
4	11月20日	八王子市消費生活センター	相談員に対するカウンセリング講演	18
5	11月25日	目黒区消費生活センター	カウンセリングを活用した相談対応、貸金業協会の取り組み について、相談員が日ごろ疑問に思っていることについて 質疑応答	8
6	12月23日	山口市消費生活センター	キャッシュレスについて	7
7	1月22日	一般社団法人岐阜銀行協会	貸金業界の現状と貸付自粛制度について	12
8	2月5日	米子市	多重債務問題の現状とその対応について	16
計				172

【消費者向け】

回	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数(人)
1	5月9日	明治大学 国際日本学部	貸金業界の現状と金融トラブル防止について	22
2	5月30日	日本大学商学部	ローンの特徴と役割	293
3	6月6日	明治大学 国際日本学部	ソーシャル・レンディング、個人信用情報	21
4	7月2日	金城学院大学	貸金業協会の活動紹介	11
5	10月22日	社会福祉法人佐呂間町社会福祉協議会	消費税増税や消費者還元事業などキャッシュレス時代のお金の使い方について	48
6	3月25日	青木石油商事株式会社	金銭感覚、ローン・クレジット、トラブルについて	5
計				400

【協会員向け講座】

回	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数(人)
1	6月14日	アビリオ債権回収株式会社	カウンセリングを活用したお客様対応研修(中級編)	12
2	7月12日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	カウンセリング研修(実務者編)	6
3	7月18日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	カウンセリング研修(実務者編)	8
4	7月19日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	カウンセリング研修(実務者編)	6
5	7月22日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	カウンセリング研修(実務者編)	6
6	8月27日	りそなカード株式会社	カウンセリングを活用したお客様対応研修(上級編)	12
7	9月11日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	カウンセリング研修(実力養成編)	4
8	9月12日	りそなカード株式会社	カウンセリングを活用したお客様対応研修(上級編)	19
9	9月13日	全国保証株式会社	カウンセリングを活用したお客様対応	12
10	9月19日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	カウンセリング研修(実力養成編)	4
11	9月20日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	カウンセリング研修(実力養成編)	4
12	10月1日	株式会社優良住宅ローン	マネロン・テロ資金供与対策の基礎知識等	43
13	10月4日	全国保証株式会社	カウンセリングを活用したお客様対応	12
14	11月7日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	資金需要者等の現状と動向に関する調査結果について	13
15	11月8日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	資金需要者等の現状と動向に関する調査結果について	12
16	11月21日	SBIエーステートファイナンス株式会社	コンプライアンス研修	43
17	11月25日	SBIエーステートファイナンス株式会社	コンプライアンス研修	10
18	12月19日	株式会社セブン・カードサービス	新規従業者向け基礎講座	33
計				259

### 【協会員向け講座】(実務研修)

回	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数(人)
1	10月17日	日本貸金業協会	カウンセリングの手法を用いた実務研修【初級編】	9
2	11月15日	日本貸金業協会	カウンセリングの手法を用いた実務研修【中級編】	20
3	1月24日	日本貸金業協会	カウンセリングの手法を用いた実務研修【上級編】	14
計				43

### 【東京都主催による「資金需要者向けセミナー」と連携した講座】

東京都と連携し、高齢者と大学生・専門学校生向けの金融トラブル防止に関するテーマの出前講座を実施した。(全36回1,448名受講)

※東京都との連携による実績及び過去の実績につきましては、日本貸金業協会 Web サイト(一般のみなさま TOP ⇒ 金融・金銭教育 ⇒ 講師派遣・出前講座制度のご案内)をご覧ください。

## 2 調査・研究活動

### (1)調査研究活動の概要

資金需要者に対する資金供給が円滑になされていること、及び貸金業者の経営実態などについての調査を次の通り行った。

実施機関	実施内容	対象	備考
令和元年7月～ 令和元年8月	資金需要者向け調査 (※インターネットを利用した調査)	借入経験のある個人	令和元年9月30日公表
令和元年4月	若年者への貸付に対する 取り組みについて	協会員21社	令和元年10月11日公表
令和元年12月～ 令和2年1月	貸金業者向調査 (※郵送/インターネットメール)	協会員・非協会員	令和2年3月31日公表
平成31年4月～ 令和2年3月	月次実態調査 (※令和2年3月末現在53社)	協会員	毎月公表

### (2)関係機関等との共同調査

- ①資金需要者向け調査において、株式会社日本信用情報機構と共同して調査を行った。
- ②貸金業者向け調査において、日本銀行と共同して調査を行った。

### (3)調査結果の公表

- ①統計資料としての公共性の観点や、自主規制機関としての位置付け等を鑑み、実施した各アンケート調査結果を取りまとめ、「資金需要者等の現状と動向に関する調査結果報告」「貸金業者の経営実態等に関する調査結果報告」として公表した。
- ②貸金業界のトレンドを捉えた統計情報として、月次で「月次統計資料」の公表を行った。
- ③平成30年度の協会活動や統計情報、貸金業の課題等を掲載した「平成30年度年次報告書」を令和元年8月末に刊行し、協会員や業界関係者等に広く配布した。

## Ⅲ. 主任者資格部門

### 1 貸金業務取扱主任者 資格試験・登録講習・主任者登録

#### 1. 業務の概要

本協会は、平成21年6月18日に貸金業務取扱主任者資格試験の指定試験機関として内閣総理大臣の指定を受け、令和元年度は14回目となる資格試験を実施した。

また、令和元年9月13日に登録講習機関の登録の更新（登録期間：令和元年10月1日～令和4年9月30日まで）を受け、令和元年度は、平成28年度に主任者登録を更新した者及び新たに主任者登録を受けた者で更新時期を迎えた者を主たる対象者として、全国10地域で22回の貸金業務取扱主任者講習を実施した。

講習受講者の利便性向上を図るため、受講者専用サイトを開設し、講習会場で配布する講習（印刷）教材を電子書籍として提供を開始した。

さらに、金融庁長官からの委任に基づき主任者登録事務を円滑かつ確実に実施した。

#### ■ 貸金業務取扱主任者制度と貸金業者の責務

平成15年8月に創設された貸金業務取扱主任者の制度は、改正貸金業法の完全施行時（平成22年6月）から、国家資格である資格試験に合格し登録を受けた貸金業務取扱主任者を、営業所または事務所ごとに法令で定める数（貸金業の業務に従事する者50名につき貸金業務取扱主任者が1名以上の割合になるように）配置し、貸金業の業務に従事する者に対する助言・指導等を通じて貸金業者の法令遵守の徹底を図る制度に改正されました。

貸金業者は、貸金業務取扱主任者がその果たすべき役割及び貸金業務取扱主任者の権限等（①役職員に対し助言・指導を行うこと、②役職員は、貸金業務取扱主任者の助言・指導が法令等に反している場合等の例外事由に該当しない限り、貸金業務取扱主任者の助言を尊重し、指導に従う義務があること、③役職員が正当な理由なく、貸金業務取扱主任者の助言を尊重せず、指導に従わなかった場合の措置）を記載した貸金業務取扱主任者に関する社内規則等を、当該貸金業者の事業規模・特性に応じて策定しなければなりません。

また、貸金業者は、貸金業務取扱主任者が適切に助言・指導を行うことができるよう、社内規則等を役職員に周知徹底するとともに、貸金業務取扱主任者自身に対し、その役割及び果たすべき責務等を自覚させるための指導を行わなければなりません。

更に、貸金業者は、貸金業務取扱主任者の機能が十分に発揮される態勢が整備されているか、内部管理部門等による定期的な点検等によりその状況を把握・検証し、その結果に基づき態勢の見直しを行うなどの実効性を確保する必要があります。

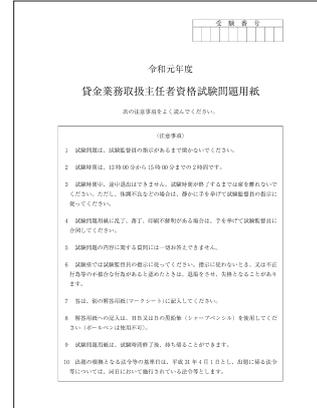


## 2. 資格試験の実施

全国17試験地（20会場）において、令和元年度貸金業務取扱主任者資格試験を1回実施した。

### (1) 試験の実施結果

試験日	令和元年11月17日(日)
試験地及び会場数	全国17試験地・20会場
受験申込者数	11,460人
受験者数	10,003人
受験率	87.29%
合格者数	3,001人
合格率	30.00%
合格基準点	50問中29問正解
合格発表日	令和2年1月10日(金)



### (2) 合格者の概要 (n=3,001)

#### ① 年齢別構成

	20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上
構成比	28.4%	29.7%	24.0%	16.1%	1.9%
合格率	30.1%	31.1%	28.4%	30.5%	30.6%

#### ② 男女別構成

	男性	女性
構成比	67.8%	32.2%
合格率	31.3%	27.6%

※平均年齢 38.0歳

#### ③ 試験地別構成

	札幌	仙台	千葉	東京	埼玉	神奈川	高崎	名古屋	金沢
構成比	1.5%	2.1%	4.6%	46.2%	5.4%	7.9%	1.5%	5.9%	0.6%

	大阪	京都	神戸	広島	高松	福岡	熊本	沖縄
構成比	10.4%	2.1%	1.8%	1.6%	1.1%	5.7%	0.8%	0.8%

(注) 小数点以下第2位を四捨五入のため、構成比の合計は100.0%にならないことがある。

### (3) 試験結果の推移

(単位：人、点)

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回
試験日	平成21年8月	平成21年11月	平成21年12月	平成22年2月	平成22年11月	平成23年11月	平成24年11月	平成25年11月
申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520	11,021
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088	9,571
受験率	96.5%	93.3%	74.4%	89.5%	89.2%	89.2%	87.6%	86.8%
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599	2,688
合格率	70.1%	65.2%	65.4%	61.7%	32.9%	21.8%	25.8%	28.1%
合格基準点	30	30	33	31	30	27	29	30

	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	(累計)
試験日	平成26年11月	平成27年11月	平成28年11月	平成29年11月	平成30年11月	令和元年11月	—
申込者数	11,549	11,585	11,639	11,680	11,420	11,460	207,969
受験者数	10,169	10,186	10,139	10,214	9,958	10,003	185,648
受験率	88.1%	87.9%	87.1%	87.4%	87.2%	87.3%	89.3%
合格者数	2,493	3,178	3,095	3,317	3,132	3,001	85,426
合格率	24.5%	31.2%	30.5%	32.5%	31.5%	30.0%	—
合格基準点	30	31	30	34	32	29	—

(4)科目別設問形式別出題数の推移

	設問形式	法及び関係法令		貸付けの実務		資金需要者保護		財務・会計		全体		計
		適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	
第1回試験	4択	10	18	7	4	3	2	1	1	21	25	46
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
	組合せ	2	0	1	0	0	0	0	0	3	0	3
	全体	12	18	8	4	3	2	2	1	25	25	50
第2回試験	4択	14	16	5	6	2	2	0	1	21	25	46
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2
	組合せ	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2
	全体	14	16	6	6	3	2	2	1	25	25	50
第3回試験	4択	9	17	8	5	1	2	0	2	18	26	44
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2
	組合せ	2	0	0	0	2	0	0	0	4	0	4
	全体	12	17	8	5	3	2	1	2	24	26	50
第4回試験	4択	10	18	7	4	1	2	1	0	19	24	43
	個数	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2
	穴埋め	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	2
	組合せ	1	0	1	0	0	0	1	0	3	0	3
	全体	12	18	9	4	2	2	3	0	26	24	50
第5回試験	4択	6	11	6	6	1	1	0	0	13	18	31
	個数	2	0	1	0	1	0	1	0	5	0	5
	穴埋め	1	0	0	0	1	0	1	0	3	0	3
	組合せ	6	1	2	0	1	0	1	0	10	1	11
	全体	15	12	9	6	4	1	3	0	31	19	50
第6回試験	4択	5	10	8	6	0	2	1	1	14	19	33
	個数	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	8	0	1	0	2	0	1	0	12	0	12
	全体	17	10	9	6	3	2	2	1	31	19	50
第7回試験	4択	7	11	6	8	0	2	1	1	14	22	36
	個数	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	5	0	1	0	2	0	1	0	9	0	9
	全体	16	11	7	8	3	2	2	1	28	22	50
第8回試験	4択	4	14	9	6	1	3	1	1	15	24	39
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	1	0	1	0	6	0	6
	全体	13	14	9	6	2	3	2	1	26	24	50
第9回試験	4択	7	12	8	7	2	3	2	1	19	23	42
	個数	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	全体	15	12	8	7	2	3	2	1	27	23	50
第10回試験	4択	8	12	9	6	3	2	1	2	21	22	43
	個数	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	全体	15	12	9	6	3	2	1	2	28	22	50
第11回試験	4択	8	12	8	7	4	1	2	1	22	21	43
	個数	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	全体	15	12	8	7	4	1	2	1	29	21	50
第12回試験	4択	9	11	9	6	3	2	1	2	22	21	43
	個数	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	全体	16	11	9	6	3	2	1	2	29	21	50
第13回試験	4択	7	11	8	7	3	2	1	2	19	22	41
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	全体	16	11	8	7	3	2	1	2	28	22	50
第14回試験	4択	9	9	8	7	3	2	2	1	22	19	41
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	全体	18	9	8	7	3	2	2	1	31	19	50

※各科目共、「適切」な問題の後に「適切でない」問題を出題しています。  
 ※出題問題及び正答は、本協会 Web サイトに掲載していますのでご確認ください。

(5)試験結果開示サービスの利用

令和元年度試験結果に関する受験者からの開示請求件数は、平成2年3月31日現在、2,082件となった。

※受験される方の学習支援の観点から、自身の試験結果(①得点、②順位、③50問の正答、④50問の選択肢番号及び正誤)をインターネット経由で無料で照会できるサービスを実施しています。

### 3. 登録講習の実施

#### (1) 講習の実施

##### ① 開催日別実施結果

実施日	実施場所	受講申込者数(名)	受講者数(名)	受講率(%)	修了者数(名)	実施日	実施場所	受講申込者数(名)	受講者数(名)	受講率(%)	修了者数(名)
5月21日	東京	360	350	97.2	350	8月27日	東京	356	346	97.2	346
5月27日	大阪	192	188	97.9	188	9月19日	東京	343	332	96.8	332
6月18日	東京	362	358	98.9	358	9月25日	大阪	302	296	98.0	296
7月2日	沖縄	48	47	97.9	47	9月26日	東京	207	204	98.6	204
7月9日	名古屋	152	150	98.7	150	10月17日	東京	343	337	98.3	337
7月11日	高松	44	44	100.0	44	10月21日	福岡	103	99	96.1	99
7月18日	福岡	169	166	98.2	166	11月6日	名古屋	116	113	97.4	113
7月23日	仙台	128	125	97.7	125	12月5日	東京	331	324	97.9	324
7月25日	広島	63	61	96.8	61	12月12日	大阪	203	198	97.5	198
8月1日	東京	363	358	98.6	358	1月16日	東京	309	297	96.1	297
8月6日	金沢	40	40	100.0	40	令和元年度計(22回)		4,632	4,528	97.8	4,528
8月20日	札幌	98	95	96.9	95						

##### ② 開催場所別実施結果

開催場所	実施回数	受講者(名)	修了者数(名)	構成比率(%)
札幌	1	95	95	2.0
仙台	1	125	125	2.8
東京	9	2,906	2,906	64.2
名古屋	2	263	263	5.8
金沢	1	40	40	0.9
大阪	3	682	682	15.1
高松	1	44	44	1.0
広島	1	61	61	1.3
福岡	2	265	265	5.9
沖縄	1	47	47	1.0
計(10地域)	22	4,528	4,528	

##### ③ 受講者の受講回数別内訳 ※ ( )は構成比率

初回	2回目	3回目	4回以上	受講者計
1,607 (35.5%)	1,147 (25.3%)	1,638 (36.2%)	136 (3.0%)	4,528

※当年度に2回以上受講した者を含む。



④ 講習カリキュラム

時限	時間	講習科目	主な内容
	9:00~		受付開始
【10分】	9:30~9:40		受講説明
1時限 【70分】	9:40~10:50	貸金業に関する 法令に関する科目 その1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 貸金業法、利息制限法及び出資法に関する直近の改正内容の解説</li> <li>○ 講習テキスト講義</li> <li>○ ケーススタディ解説</li> </ul>
【10分】	10:50~11:00		休憩
2時限 【50分】	11:00~11:50	貸金業に関する 法令に関する科目 その2	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 貸金業法、利息制限法及び出資法に関する直近の改正内容の解説</li> <li>○ 講習テキスト講義</li> <li>○ ケーススタディ解説</li> </ul>
【60分】	11:50~12:50		昼食休憩
3時限 【80分】	12:50~14:10	貸金業に関する 法令に関する科目 その3	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 民法、商法その他関係法律で、貸付け及び貸付けに付随する取引に関する規定に関する直近の改正内容の解説</li> <li>■ 資金需要者等の保護に関する解説</li> <li>■ 財務及び会計に関する解説</li> <li>○ 講習テキスト講義</li> <li>○ ケーススタディ解説</li> <li>○ 理解度テストの実施と解説</li> <li>○ 質疑応答</li> </ul>
【20分】	14:10~14:30		休憩
4時限 【80分】	14:30~15:50	実務に関する科目 その1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 貸付けに関する実務動向の解説</li> <li>○ 講習テキスト講義</li> <li>○ ケーススタディ解説</li> </ul>
【20分】	15:50~16:10		休憩
5時限 【80分】	16:10~17:30	実務に関する科目 その2	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 債権管理に関する実務動向の解説</li> <li>■ 債権回収に関する実務動向の解説</li> <li>○ 講習テキスト講義</li> <li>○ ケーススタディ解説</li> <li>○ 理解度テストの実施と解説</li> <li>○ 質疑応答</li> </ul>
【20分】	17:30~17:50		修了証明書の交付等

⑤ 講習教材

令和元年度講習では、①講習テキスト、②実務の手引き、③関係法令集、④関係法令集別冊：個人情報保護法関係（平成29年5月30日施行）⑤講義用ビデオを制作し講習教材とした。

※上記①～⑤は平成29～令和元年度講習の教材となります。

④の別冊法令集には、個人情報保護委員会から公表されたガイドライン4編及び金融分野におけるガイドライン、パブリックコメントの回答等、個人情報保護法の関係資料をとりまとめ収録した。

また、上記以外に講習テキストの補完を目的として、令和元年度講義補助資料を作成するとともに、補助資料の別冊として令和2年4月1日に施行される民法の一部を改正する法律（債権法改正）についての解説書を作成した。

⑥ 講習会場における質疑応答

3時限目と5時限目の講義では、理解度テストと質疑応答の時間を設けている。

令和元年度講習では、135件の質問があり会場講師が回答を行った。

(2)令和2年度講習の開催計画の公表と受講対象者への案内

受講対象者（主任者登録の更新対象者）への案内書面の発送等

<p>○更新対象者（4,694名）へのご案内 令和2年度登録講習の受講対象者の方（※）に対し「貸金業務取扱主任者の登録有効期限と令和2年度登録講習に関するご案内」書面を発送。 ※受講対象者とは 平成29年11月1日～平成30年10月31日に主任者登録を受けた方（令和2年10月31日～令和3年10月30日に有効期限を迎える方）</p>	<p>（発送日） 1月31日（金）</p>
<p>○講習受講要領の公表 ・令和2年度講習受講要領の公表 ・受講申込書類（冊子）の郵送請求の受付・発送を開始。</p>	<p>2月10日（月）</p>
<p>○受講申込の受付の開始 ・受講申込の受付（インターネット申込・「郵送申込の予約」とも） ・団体申込の予約手続き（団体申込に必要な団体情報の登録は予め登録可）</p>	<p>2月17日（月）</p>

※令和元年12月17日、登録更新対象者のうちマイページ登録者（1,771名）に、通知文郵送のため住所等の変更があれば届出願いたい旨のメール案内を送信。

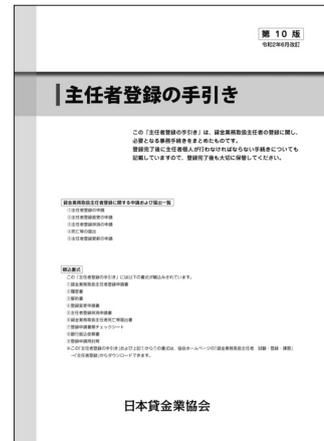
※同日、団体申込責任者（1,493名）に、団体所属の対象者への上記内容の周知をメールにて依頼した。

※新型コロナウイルス感染症への対策として、講習受講要領及び受講票に受講時の注意事項等を記載し周知することとした。

4. 主任者登録の実施

(1)主任者登録に関する事務手続等の周知

- ①令和元年度講習受講者全員に「主任者登録の手引き」を配布し、登録更新申請手続き等を周知した。
- ②令和元年度試験合格者に合格証書とともに主任者登録の申請書類等を発送し、主任者登録申請手続きを周知するとともに、問合せ窓口において問合せに対応した。
- ③主任者登録の更新には、主任者講習の受講が義務付けられている。平成30年度の最終の講習（平成31年2月21日）から令和元年度の初回講習（令和元年5月21日）までの約3ヶ月間、講習不開催の期間があるため、主任者登録の更新漏れを起こさないよう、注意文書を本協会Webサイト及び協会報に掲載し、注意喚起を行った。



(2)主任者登録に関する事務処理状況

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの主任者登録に関する事務処理件数は以下の通り。

（単位：件）

登録申請書受理件数	6,669
登録完了通知発送件数	3,407
更新完了通知発送件数	4,775
登録拒否件数	0
登録変更件数	1,871
登録取消件数	1
登録抹消件数	3,555

### (3)主任者の登録と更新の状況

令和2年3月31日末現在、登録を受けた貸金業務取扱主任者数は26,458名である。

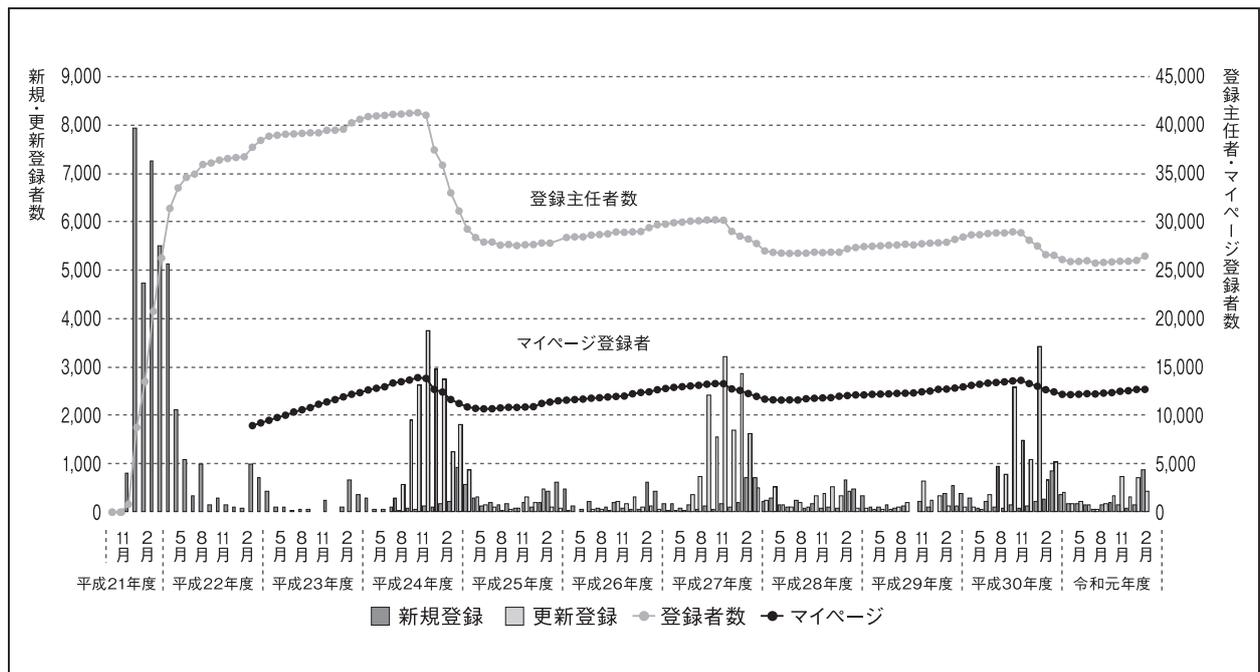
(単位:件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録件数(更新以外)	20,749	16,952	2,525	1,697	3,510	2,706	2,439	2,928	2,203	2,559	3,407
更新件数	0	0	0	16,127	4,561	1,234	14,649	3,869	2,026	11,740	4,775
登録抹消件数	1	6	3	8,935	8,702	1,111	3,611	3,939	1,530	3,834	3,555

※主任者登録の有効期間は3年と定められており、登録の更新を受けない場合、当該主任者登録は有効期限の満了をもって抹消される。

### 貸金業務取扱主任者数の推移

(単位:人)



### (4)マイページ登録の推進と主任者活動支援情報の提供

#### ①マイページ登録の推進

主任者登録の変更に係る事務手続きの簡素化及び主任者活動支援のための有効情報の提供手段として、マイページ登録を推進した。

	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
登録主任者数	37,708名	40,219名	32,988名	27,796名	29,391名	28,219名	27,208名	27,881名	26,606名	26,458名
マイページ登録者数	8,945名	12,179名	11,641名	11,375名	12,433名	12,258名	12,046名	12,716名	12,654名	12,685名
登録率	23.7%	30.3%	35.3%	40.9%	42.3%	43.4%	44.3%	45.6%	47.6%	47.9%

#### ②マイページ掲載資料の拡充

主任者活動の支援策として主任者から要望が多い事項について、平成25年9月からマイページ(主任者専用サイト)に関係資料の掲載を開始し、定期的に更新を行っている。

平成29年度末の更新においては、スマートフォン等モバイル端末から外部リンク先情報の照会・取得を可能とする機能の拡充を実施した。

令和元年度の更新においては、講習テキスト等を電子書籍として「受講者専用サイト」に掲載した。講習受講者は、受講年度から3年間、電子書籍が掲載された「受講者専用サイト」を利用可能とした。

※主任者への告知は、更新の都度、Webサイトにおいて告知するとともに、マイページ登録者及び団体責任者宛てに案内メールを送信。

＜マイページに掲載している関係資料＞

A. 貸金業法の改正動向と貸金業者の活動状況に関する情報

① 貸金業法及び関係法令の改正動向

資料No	タイトル	概要
A1-1	貸金業法及び関係法令等の改正状況	「関係法令集」(平成23年1月27日第1版発行)に収録している貸金業法等の発行日以降の改正の概要について、公布・公表日順に改正の要点等を記載し、当該改正の公表箇所にリンクを張った資料。
A1-2	貸金業法施行令及び貸金業法施行規則の改正状況	平成25年4月以降に金融庁から公表されパブリックコメントに付された貸金業法施行令及び貸金業法施行規則の一部改正について、その内容を抜粋した資料。(パブリックコメントを含む。)
A1-3	「貸金業者向けの総合的な監督指針」の改正状況	平成25年5月以降に金融庁から公表されパブリックコメントに付された「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正について、その内容を抜粋した資料。(パブリックコメントを含む。)
A1-4	パブリックコメントの概要とその回答	貸金業法第2段階施行時の施行規則等の一部改正に伴うパブリックコメントの結果(平成19年11月2日公表)から、関係法令等の直近の改正までのパブリックコメントの概要とその回答について、分野毎の項目に分類し整理した資料。(全4冊、171頁)

② 検査結果事例・法令等違反の届出の状況

資料No	タイトル	概要
A2-1	金融検査結果事例集(金融庁)	金融庁が公表している「金融検査結果事例集」のうち、貸金業者に関する事例を抜粋した資料。金融庁が、平成26事務年度行ったオンサイト・モニタリングの結果(個別の指摘事例等)について、現状においても引き続き有用と思われる既存事例とともに整理し、新たな金融検査結果事例集として策定・公表したものの。
A2-2	協会監査における指摘内容及び改善指導内容	日本貸金業協会の協会員に対する監査結果として本協会の年次報告書等に掲載した、監査の指摘内容及び改善指導の概要。
A2-3	本協会への法令等違反届出事案数の推移	協会員が本協会の定めに従い届け出た法令等違反届出について、届出事案数の推移を該当条文等別に一覧にした資料。
A2-4	平成28年度実地監査指摘事例集	平成28年度に日本貸金業協会が協会員に対して行った実地監査の結果に基づく指摘事例集。(※主任者としての日常の業務遂行において特に参考となる資料。)
A2-5	平成27年度実地監査指摘事例集	平成27年度に日本貸金業協会が協会員に対して行った実地監査の結果に基づく指摘事例集。(※主任者としての日常の業務遂行において特に参考となる資料。)
A2-6	平成26年度実地監査指摘事例集	平成26年度に日本貸金業協会が協会員に対して行った実地監査の結果に基づく指摘事例集。(※主任者としての日常の業務遂行において特に参考となる資料。)

③ 金融ADR・苦情等の受付の状況

資料No	タイトル	概要
A3-1	紛争解決手続終結事案(日本貸金業協会)	貸金業に関する指定紛争解決機関である「日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター」が「紛争解決手続終結事案」として、年度別に紛争の概要、紛争解決の状況等について公表している全28事例を掲載。
A3-2	苦情処理終結事案(日本貸金業協会)	貸金業務に関連する借入れや返済のご相談、貸付自粛制度の受付、貸金業者の業務に対する苦情や紛争解決の窓口である「日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター」が「苦情処理終結事案」として、類型別に申立内容、処理結果等について公表しているもの。平成23年度からの全37事例を掲載。
A3-3	貸金業者に係る苦情・相談等の受付状況の推移(日本貸金業協会)	日本貸金業協会の貸金業相談・紛争解決センターにおいてとりまとめ、年次報告書に掲載している「苦情内容別推移」及び「相談内容別推移」について、平成22年度以降の推移を確認できる資料。
A3-4	貸金業に関する利用者からの相談事例等(金融庁)	金融庁の金融サービス利用者相談室が四半期ごとに公表している「『金融サービス利用者相談室』における相談等の受付状況等」の「5.利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」の「(4)貸金等に関する相談事例及びアドバイス等」に掲載されている事例。
A3-5	貸金業者に係る苦情等の受付状況の推移(金融庁)	金融庁から毎年5月末に公表される「貸金業関係資料集」のうち、「8.金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等(苦情、相談・照会)件数」について、平成23年度以降の推移を確認できる資料。

④貸金業に関する判例・法令解釈等

資料No	タイトル	概要
A4-1	貸金業に関する最高裁判所の主な判決一覧	昭和37年から直近までの最高裁判決のうち、貸金業に関する主な判決についての争点別分類一覧表(当該判決の位置付けの確認)。
A4-2	貸金業に関する主な最高裁判例(要旨)	昭和37年から直近までの最高裁判決のうち、貸金業に関する主な判決の要旨、関係法条等を掲載し、判決本文にリンクを張った資料。
A4-3	国民生活センターの貸金業に関する公表事例	独立行政法人 国民生活センターから公表されている「消費者問題の判例集」のうち、貸金業に関する事例を抜粋した資料。全18事例をテーマ別に分類。
A4-4	国民生活センターの消費者契約法に関する公表事例	独立行政法人 国民生活センターから公表されている「消費者契約法に関連する消費生活相談の概要と主な裁判例」のうち、貸金業に係る事例を抜粋した資料。全19事例を消費者契約法の条項別に分類。
A4-5	ノアアクションレター・一般的な法令解釈	金融庁から公表されている法令適用事前確認手続(ノアアクションレター制度ほか)及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続の概要と公表されている照会文書及び回答文書にリンクを張った資料。

B. 関係法令等の改正動向に関する情報

資料No	タイトル	概要
B1	関係法令等の改正状況	「関係法令集」(平成23年1月27日第1版発行)に収録している関係法令等(利息制限法、出資法、消費者契約法、犯罪収益移転防止法等)の発行日以降の改正の概要について、公布・公表日順に改正の要点等を記載し、当該改正の公表箇所にリンクを張った資料。
B2	犯罪収益移転防止法の改正(3段表)	平成28年10月1日に施行された犯罪収益移転防止法(平成26年法律第117号)及び平成27年9月18日に警察庁からパブリックコメント結果が公表された同法施行令、同法施行規則(附則含む)の改正箇所が判る3段組資料。 ※平成29年以降の改正状況については、上記「B1」資料を参照ください。

C. 多重債務者対策等に関する情報

資料No	タイトル	概要
C1	多重債務者問題懇談会関係資料	多重債務者対策として取り組むべき施策等を検討するため、平成24年9月に新たに設置された「多重債務者問題及び消費者向け金融に関する懇談会」関係資料の公表箇所にリンクを張った資料。(平成29年12月5日第10回開催まで)
C2	多重債務の発生防止に向けた支援(日本貸金業協会)	日本貸金業協会の貸金業相談・紛争解決センターによる多重債務の未然防止及び多重債務の早期発見とその解決に向けた支援の概要に関する資料。
C3	生活困窮者自立支援制度の関係資料	厚生労働省が所管する生活困窮者自立支援制度(生活困窮者自立支援法:平成25年法律第105号)の概要とその実施状況に関する資料の公表箇所にリンクを張った資料。 ※本制度は、生活保護受給者以外の生活困窮者への支援の抜本的強化を目的とし、社会保障制度等の雇用を通じた安全網(第1のセーフティネット)と生活保護(第3のセーフティネット)との間の第2のセーフティネットと位置づけられている。

D. 金融リテラシーの向上に関する情報

資料No	タイトル	概要
D1-1	金融経済教育推進会議の「金融リテラシー・マップ」	1. 金融経済教育研究会報告書(2013年4月公表)の概要説明と当研究会の議事録等にリンクを張った資料。 2. 金融広報中央委員会から公表(2015年6月)されている、「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー(お金の知識・判断力)」の内容に関する説明資料。 ※「最低限身に付けるべき金融リテラシー」は、「家計管理」「生活設計」「金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択」「外部の知見の適切な活用」の4分野に分かれる。
D1-2	金融リテラシー・マップの概要と「ローン・クレジット」に関する事項	金融リテラシー・マップの主な内容及び「全年齢層を通じて習得すべきスタンダード」のうち、「ローン・クレジット」に関する事項を抜粋した資料。
D2	金融広報中央委員会の金融リテラシー調査結果	金融広報中央委員会が平成28年2~3月、18歳以上の個人の金融リテラシーの現状を把握するために実施したインターネット調査の結果にリンクを張った資料。「金融リテラシー・マップ」の体系を踏まえた初の大規模調査で、属性(性別、年齢、年収、居住地等)分類、海外調査との比較、金融力調査(2011年度)との比較等がある。
D3	消費者及び指導者向けの金融リテラシー教材(金融広報中央委員会、金融庁、日本貸金業協会)	1. 金融広報中央委員会から公表されている金融リテラシーの向上・推進のための各種資料の中から、指導者向け教材、生活設計・家計管理・消費生活に関する分野の実践事例集、年代層別資料のうち一部を抜粋しリンクを張った資料。(『きみはリッチ? - 多重債務に陥らないために -』の内容紹介等) 2. 金融庁から公表されている金融リテラシー向上のための資料。 3. 日本貸金業協会が公表している消費者向けガイドブック及び家計管理診断・消費者行動診断ツールにリンクを張った資料。
D4	ゆうちょ財団の「くらしと生活設計に関する調査報告書」の「金融の知識」から	1. 一般財団法人 ゆうちょ財団は、個人金融に関する調査・研究に役立てることを目的としてアンケート調査を行い、「くらしと生活設計に関する報告書」を公表している。第1回調査(2013年)、第2回調査(2014年)、第3回調査(2016年) 2. 2016年11月~12月に実施された第3回調査の「金融の知識」に関する調査結果資料から一部を抜粋。 (※ゆうちょ財団のアンケート調査については、「E4」を参照ください。)
D5	ゆうちょ財団の「季刊 個人金融」の内容紹介	一般財団法人 ゆうちょ財団が発行する季刊誌「季刊 個人金融」2017年秋号には「家計の借入をめぐる課題」について特集記事が組まれており、個人向け無担保ローン市場の諸問題について分析・考察がなされている。掲載論文のうち、貸金業に関係する3氏の論文にリンクを張った資料。

### E. 各種アンケート調査結果等に関する情報

資料No	タイトル	概要
E 1	金融庁が実施したアンケート調査結果	金融庁が実施した、①改正貸金業法の完全施行後の実態把握の一環として、貸金業を利用している一般消費者の意識等に係る調査、②地域経済における金融機能の向上に関する調査研究、③主要国の上限金利規制に関する調査の結果にリンクを張った資料。
E 2	日本貸金業協会が実施したアンケート調査結果	日本貸金業協会が平成22年以降に資金需要者及び貸金業者を対象として実施した「貸金業が担う資金供給機能等の現状と動向」、「資金需要者等の借入れに対する意識や行動」等のアンケート調査結果の公表箇所にリンクを張った資料。
E 3-1	家計の金融行動に関する世論調査① 二人以上世帯（金融広報中央委員会）	金融広報中央委員会（Webサイト：「知るぽると」）から公表されている、「家計の金融行動に関する世論調査」のうち、平成22年～平成29年の二人以上世帯の5種類の調査結果資料の公表箇所にリンクを張った資料。（調査結果一括ファイル、単純集計ファイル、時系列ファイル、分類別ファイル、設問間クロス集計）
E 3-2	家計の金融行動に関する世論調査② 単身世帯（金融広報中央委員会）	金融広報中央委員会（Webサイト：「知るぽると」）から公表されている、「家計の金融行動に関する世論調査」のうち、平成22年～29年の単身世帯の5種類の調査結果資料の公表箇所にリンクを張った資料。（調査結果一括ファイル、単純集計ファイル、時系列ファイル、分類別ファイル、設問間クロス集計）
E 4	ゆうちょ財団の家計に関するアンケート調査結果	1. 一般財団法人ゆうちょ財団が、家計の金融に関する調査・研究に役立てることを目的として実施している各種調査のうち、「家計と貯蓄に関する調査」にリンクを張った資料。第1回調査（2013年）、第2回調査（2015年）、第3回調査（2018年） 2. 「くらしと生活設計に関する調査報告書」は、クレジットカード、カードローン、消費者金融の利用経験や利用者の生活の変化等のアンケート項目がある。 （※アンケート調査については、「D4」を参照ください。）
E 5	日本銀行、家計経済研究所から公表されている調査結果	1. 日本銀行が、金融・経済環境の変化がもたらす生活者の意識や行動への影響、生活実感を把握し金融政策や業務運営の参考とするため、平成5年から毎年（4回）実施している「生活意識に関するアンケート調査」の公表箇所にリンクを張った資料。 2. 公益財団法人家計経済研究所が、平成5年から実施している「消費生活に関するパネル調査」の概要に関する資料。

### F. 家計に係る各種統計資料・その他

資料No	タイトル	概要
F 1	「家計調査」(総務省統計局)	総務省統計局が四半期毎に公表する「家計調査」(貯蓄・負債編)は、二人以上世帯の貯蓄現在高・負債現在高等を世帯の年間収入階級及び職業別に調べることができる。調査結果の公表箇所にリンクを張った資料。
F 2-1	「全国消費実態調査」① 二人以上世帯（総務省統計局）	総務省統計局が5年ごとに実施している「全国消費実態調査」は、世帯を対象として、家計の収入・支出及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査している。二人以上世帯を対象とした調査結果の公表箇所にリンクを張った資料。
F 2-2	「全国消費実態調査」② 単身世帯（総務省統計局）	総務省統計局が5年ごとに実施している「全国消費実態調査」は、世帯を対象として、家計の収入・支出及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査している。単身世帯を対象とした調査結果の公表箇所にリンクを張った資料。
F 3	「労働力調査」「就業構造基本調査」(総務省統計局)	1. 労働力調査は、統計法に基づく基幹統計『労働力統計』を作成するための統計調査であり、我が国における就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としている。調査結果の公表箇所にリンクを張った資料。 2. 就業構造基本調査は、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とする。調査結果の公表箇所にリンクを張った資料。
F 4	「国民生活基礎調査」(厚生労働省)	厚生労働省は、昭和61年から毎年実施する調査と3年ごとの大規模調査で国民生活の基礎的事項について調査し、結果を「国民生活基礎調査」として公表している。国民生活基礎調査の結果の概要の公表箇所にリンクを張った資料。
F 5	「所得再分配調査」(厚生労働省)	所得再分配調査は、昭和37年度以降、概ね3年に一度の周期で実施しており、社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを明らかにし、社会保障施策の浸透状況、影響度を調査し、今後における施策立案の基礎資料を得ることを目的としている。平成26年度の調査結果の概要の公表箇所にリンクを張った資料。
F 6	「厚生労働白書」(厚生労働省)	「厚生労働白書」の概要の公表箇所にリンクを張った資料。 家計の動向に関する参考として、「国民生活と社会保障（平成29年白書）」を一部抜粋した。
F 7	「人事・労務管理に関する基礎実務の手引き」	人事・労務管理上の基本的テーマについて、ケーススタディ形式で関係法令の要点を解説した資料。「従業員の雇用を巡る諸問題」(6テーマ)及び「派遣労働者・契約社員等を巡る諸問題」(2テーマ)に関する基礎実務の手引き（2018年度版）。

## IV. 各種建議要望

# 貸金業界の適切な資金供給機能の確保と 資金需要者保護のために

### 1 令和3年度政府税制改正に関する要望

貸金業界において、社会が少子高齢化や高度情報化の進展などによる社会経済構造の変化が進む中で、デジタル化による時代に即したビジネスモデルの台頭が貸金業界の構造的変化に資する状況になりつつある。

最近では、会計ソフト、電子商取引（EC）履歴から企業の将来性を見極める手法やクラウドファンディング等の事業者の参入が増加し、従来の貸金業者のビジネスモデルとは異なった金融としての新しいマーケットの創出が萌芽している。

その一方、貸付残高の下げ止まりの兆候が見えてくるとはいえ、貸金業界を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いている。さらに、改元対応、サイバーセキュリティ対策など新たなシステム整備を迫られ、貸金業者のコスト負担は益々増加の傾向にある。

そのような中で、特に地方の小規模で地元へ根付き資金需要を担う小規模業者は、衰退の一途をたどっている。

このような状況を踏まえ、貸金業界に求められる、預金取扱金融機関にはできない少額、無担保、短期、緊急性という資金を資金需要者や零細事業者へ提供する金融機関として、資金供給機能を確保するためには、実情に配慮した税制面の整備が重要になっている。さらにFinTechにおける税制面の対応は金融サービスの利便性向上の観点からも一層の対応が必要と考える。

また、平成18年から続く利息返還請求は今なお収束せず、貸金業界に特有の利息返還による納付済み租税に対する救済措置は、税の公平性を担保するものとする。

さらに、貸金業の主流である消費者向け貸付けにおける破産債権の税務と会計のあり方については、貸金業界のみならず、金融業界共通の課題として一層の整備を行う必要があると考える。

それらに加え、小規模貸金業者へのシステム促進や個人の貸金業者の事業承継などの配慮も不可欠なことから、規模の大小にかかわらず同じ規制がかかる貸金業界の特殊性に配慮した税制措置は、有効な手段になると考える。

#### (1) 利息返還に係る特例措置の適用

平成18年1月の最高裁判所の判決以降、利息返還請求は著しく増加し、最近では既に完済した過去の債務者からの請求もあり、今なお収束が見られず累計の損失額は、業界全体として7兆円を超えている。

これら返還した利息は、過去それぞれの受取年度において益金として計上し納税を行ったものであるが、現行の税法では、過納法人税の還付などを求めることができないため、繰越控除により既納税額分の取戻しを行っていたが、繰越控除が50%に縮小され取戻しにも制限が加えられ、税負担の不公平感は大きなものとなっている。

このような実態を踏まえ、利息返還に係る損失については、通常の欠損とは別に、利息返還、元本毀損の損失分全額の繰越控除を認めていただく特例措置を講じていただきたい。

## (2)破産債権の取扱いの見直し

個人の債務者が破産手続開始の申立てを行った場合、実際にはそのほとんどが回収できないことから、会計上は全額損金に計上している。一方、税務上、形式基準として認められている貸倒引当金の繰入限度額は債権金額の50%までとなっているため、早期に損金算入することが困難な状況になっている。

このような実態を踏まえ、会計上と税務上の齟齬を解消すべく、手続きの整合性を図り、税務上の貸倒引当金の繰入限度額を100%に引き上げていただきたい。

## (3)消費者が債務者である金銭への貸倒れ基準の見直し

貸金業者は、貸金業法第21条により金銭債権の取り立て行為について規制されており、特に消費者である債務者に対して税法が求める十分な債権保全の手段を尽くすことは、過度な取立てと誤解される恐れもある。

また、現状では、個人向け金銭債権について貸倒れと判定する明文化された期間基準等がないため、延滞した消費者との交渉に困難を要している。このような実態を踏まえ、法人税法基本通達9-6-3「売掛債権、未収請負金」では、取引停止後、1年以上経過した場合、「形式上の貸倒」基準があるように、担保保全のない消費者向け金銭債権についても、法人税法の基本通達のような貸倒判定の明確な期間基準を設けていただきたい。

## (4)小規模貸金業者のサイバーセキュリティ強化のシステム改正に係る投資減税資促進のための措置

貸金業者の7割余りを占める小規模貸金業者にとっては、コンピュータやwebサイト、サーバーなどへの不正アクセスを防止し、情報の流出を防ぐ取り組みなどのシステム対応が、その事業規模に比して過大な負担となっているのが現状である。

このような実態を踏まえ、IoT投資の抜本強化の「コネクテッド・インダストリーズ税制の要件とは別に、小規模貸金業者のサイバー攻撃強化に向けたシステム改正に関する費用については、特別な要件を設けることなく、投資減税措置をとっていただきたい。

## (5)個人の貸金業者の活動を支援し、事業継承を促進するための税の優遇措置

個人の貸金業者は、自己の個人資産を有効に活用して、我が国の企業の過半数を占める小規模事業者、特に個人事業主の資金需要を満たしているが、様々な環境変化等により近年その数を減少させている。

我が国経済を活性化させるためには、地域に根ざした小規模事業者の一層の活躍が必要であり、そのためには個人の貸金業者の事業継続性に資することが必要であると考えます。

このような実態を踏まえ、個人の貸金業者の税制について、次の3点の措置をとっていただきたい。

- ①欠損金の繰越控除期間を3年から少なくとも5年延長
- ②事業所得の損失補填を目的とした不動産の譲渡所得と事業の損失の損益通算
- ③貸金業を相続した事業者に対する貸金業法上の金銭債権の相続税の免除

## (6)ソーシャルレンディングの活性化のための税制措置の見直し

事業者向け貸金業の新たな業種として、投資者・資金需要者双方のメリットがあり、社会的に認知されたソーシャルレンディングをさらに促進させ、金融市場を活性化させるため、投資者の配当については申告分離課税を認めていただきたい。

## 第3章 総会・理事会・会議・委員会・協議会・役員等

### 1. 総会

令和元年6月12日、第12回定時総会を開催し、次の議案を付議し、すべて原案どおり承認可決した。

- |                             |                            |
|-----------------------------|----------------------------|
| 第1号 平成30年度事業報告書承認に関する件      | ⋮ [平成30年度監査報告]             |
| 第2号 平成30年度財務諸表及び財産目録承認に関する件 | ⋮ 第3号 令和元年度事業計画書(案)承認に関する件 |
|                             | ⋮ 第4号 令和元年度予算書(案)承認に関する件   |
|                             | ⋮ 第5号 役員(理事)選任に関する件        |

### 2. 理事会

本年度中、理事会を13回開催し、協会への入退会、役員(理事)候補者・各会議体委員の選任、支部事務所移転、「講習事務規程」、「紛争解決等業務に関する規則」、「紛争解決等業務に関する細則」、「行政協力事務規則」、「貸付自粛対応に関する規則」の一部改正、令和2年度事業計画及び収支予算(案)等、本協会の業務運営に関する重要事項について審議、承認した。

#### (1)第1回理事会(平成31年4月24日)

##### ①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号 平成30年度事業報告書(案)承認に関する件
- 第4号 平成30年度決算報告書(案)承認に関する件
- 第5号 自主規制会議委員選任に関する件

##### ②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 総務委員会報告
- iii その他
  - ・外部からの不正アクセスによる情報流出について(最終報告)
  - ・第12回定時総会の開催日程等について

#### (2)第2回理事会(令和元年5月15日)

##### ①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号 役員(理事)候補者選任に関する件
- 第4号 第12回定時総会に付議すべき議案に関する件
- 第5号 「紛争解決等業務に関する規則」及び「紛争解決等業務に関する細則」の一部改正に関する件
- 第6号 研修委員会委員選任の同意に関する件

##### ②報告事項

- i 貸金戦略会議報告
- ii 総務委員会報告
- iii 相談・紛争解決委員会報告
- iv その他
  - ・「第12回定時総会及び懇親会のご案内」について

#### (3)第3回理事会(令和元年5月27日)(書面による会議)

##### ①審議事項

- 第1号 役員(理事)候補者選任に関する件
- 第2号 第12回定時総会議案書第5号議案資料の一部修正に関する件

#### (4)第4回理事会(令和元年6月12日)

##### ①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件

##### ②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 総務委員会報告
- iii その他
  - ・「令和元年度 理事会開催予定」の変更について

#### (5)第5回理事会(令和元年7月17日)

##### ①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 「紛争解決等業務に関する細則」の一部改正に関する件
- 第3号 登録講習機関の登録の更新の申請に関する件
- 第4号 「講習事務規程」の一部改正に関する件

##### ②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告

(6)第6回理事会(令和元年8月21日)(書面による会議)

①審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 総務委員会報告

(7)第7回理事会(令和元年9月18日)

①審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件  
第2号 本協会からの退会承認に関する件  
第3号 支部事務所移転に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告

(8)第8回理事会(令和元年10月16日)

①審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件  
第2号 本協会からの退会承認に関する件  
第3号 貸金戦略会議委員選任に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 総務委員会報告
- iii 相談・紛争解決委員会報告
- iv 試験委員会報告

(9)第9回理事会(令和元年11月20日)(書面による会議)

①審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件  
第2号 本協会からの退会承認に関する件  
第3号 「行政協力事務規則」の一部改正に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告

(10)第10回理事会(令和元年12月18日)

①審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件  
第2号 「行政協力事務規則」の一部改正に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 総務委員会報告
- iii その他
  - ・決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ審議状況報告
  - ・地区協議会正副会長懇談会結果報告
  - ・成年年齢引下げに関する対応
  - ・金融経済教育活動状況報告
  - ・貸付自粛制度の活用の推進
  - ・令和2年度理事会開催予定表(案)

(11)第11回理事会(令和2年1月15日)(書面による会議)

①審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 総務委員会報告

(12)第12回理事会(令和2年2月19日)

①審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件  
第2号 支部事務所移転に関する件  
第3号 「貸付自粛対応に関する規則」の一部改正に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 総務委員会報告
- iii 相談・紛争解決委員会報告
- iv 試験委員会報告
- v その他
  - ・情報セキュリティ管理態勢強化の対応状況

(13)第13回理事会(令和2年3月18日)

①審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件  
第2号 本協会からの退会承認に関する件  
第3号 令和2年度事業計画(案)承認に関する件  
第4号 令和2年度収支予算(案)承認に関する件  
第5号 代議員選挙実施要領に関する件  
第6号 代議員候補者の承認に関する件  
第7号 常務執行役の選任(再任)承認に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv その他
  - ・金融サービス仲介法制及び決済法制に関する動向
  - ・協会における新型コロナウイルス対応について

### 3. 自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会、相談・紛争解決委員会、試験委員会

(1)自主規制会議 11回(平成31年4月24日、令和元年5月22日(書面による会議)、7月17日、8月16日(書面による会議)、9月18日、10月16日、11月15日(書面による会議)、12月18日、令和2年1月17日(書面による会議)、2月19日、3月18日)開催

- ①金融庁公表の「疑わしい取引の参考事例」の改訂を踏まえ、「社内規則策定ガイドライン」の改正について審議した。
- ②「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」の施行による利息制限法施行令等の改正を踏まえ「個別ガイドライン」の改正を審議した。
- ③「民法の一部を改正する法律」及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」の施行を踏まえ、「社内規則策定ガイドラインの改正」について審議した。
- ④法令等違反届出事案について、措置を審議した。

(2)貸金戦略会議 6回(令和元年5月10日(書面による会議)、7月10日、9月11日、11月13日、令和2年1月9日(書面による会議)、3月16日(書面による会議))開催

- ①社会環境の変化に伴う資金需要者の多様性と貸金業者の資金供給機能や金融経済教育向上等の視点から「資金需要者等の現状と動向に関する調査」を行い、公表した。
- ②「貸金業者の経営実態等に関する調査」を総論として経年比較分析を行えるデータについては、多様な視点からクロス分析を行うことでトレンドを示し、各論として例年の個別分析データを構成した内容でまとめ、公表した。
- ③令和4年4月1日以降の民法改正に伴い、成年年齢引下げに向けた調査を実施した。
- ④令和2年度税制改正要望を策定のうへ、政府等に建議要望した。
- ⑤コンプライアンス研修及びテーマ別研修を自主規制会議と共管で開催した。

(3)総務委員会 12回(平成31年4月18日、令和元年5月9日、6月10日(書面による会議)、7月9日(書面による会議)、8月15日(書面による会議)、9月12日(書面による会議)、10月10日(書面による会議)、11月14日(書面による会議)、12月12日(書面による会議)、令和2年1月9日(書面による会議)、2月13日、3月12日(書面による会議))開催

- ①平成30年度事業報告書及び決算報告書(案)、令和2年度予算編成方針、令和2年度事業計画及び収支予算(案)、代議員選挙実施要領、「行政協力事務規則」の一部改正、支部事務所の移転、財務部会委員の選任等について、理事会に付議又は報告した。

(4)相談・紛争解決委員会 4回(平成31年4月17日、令和元年6月28日、10月7日、12月19日(書面による会議))開催

- ①貸付自粛対応に関する規則の改正、負担金未納貸金業者に対する措置の理事会への発議等について審議するとともに、相談・苦情・紛争受付状況等について報告した。

(5)試験委員会 2回(令和元年9月18日、12月17日)開催

- ①令和元年度貸金業務取扱主任者資格試験の試験問題の決定、合格基準点及び合格者の決定を行うとともに、令和2年度資格試験問題の作問方針等の決定を行った。

## 4. 委員会等

---

- (1)自主ルール委員会 12回(平成31年4月12日、令和元年5月14日、6月10日、7月5日、8月6日、9月2日、10月7日、11月6日、12月6日、令和2年1月7日、2月4日、3月6日)  
※全て書面による会議)開催
- (2)広告審査小委員会 12回(平成31年4月18日、令和元年5月16日(書面による会議)、6月20日、7月18日(書面による会議)、8月15日(書面による会議)、9月17日、10月17日、11月21日(書面による会議)、12月19日、令和2年1月16日(書面による会議)、2月20日、3月19日(書面による会議))開催
- (3)規律委員会 6回(令和元年5月29日、8月1日、9月25日、11月27日、令和2年1月29日、3月25日)開催
- (4)研修委員会 3回(令和元年5月15日、10月23日(書面による会議)、令和2年2月27日(書面による会議))開催
- (5)企画調査委員会 4回(令和元年7月3日、9月4日、11月6日、令和2年3月9日(書面による会議))開催
- (6)人事推薦合同委員会 3回(令和元年5月7日、5月21日、令和2年3月9日※全て書面による会議)開催
- (7)財務部会 2回(平成31年4月18日、令和2年2月13日)開催

## 5. 協議会

---

- (1)全体会議(沖縄県は報告会) 全国10箇所各1回(令和元年6月21日(沖縄県)、7月2日(北海道地区)、7月4日(四国地区)、7月9日(東北地区)、7月12日(北陸地区)、7月18日(近畿地区)、7月19日(東海地区)、7月23日(中国地区)、7月24日(九州地区)、7月26日(関東地区))開催
- (2)地区協議会正副会長懇談会 1回(令和元年12月3日)開催

## 6. 行政との意見交換会

---

- (1)金融庁(総合政策局、企画市場局、監督局) 2回(平成31年4月24日、令和元年10月16日)開催
- (2)関東財務局 1回(令和元年12月5日)開催

## 7. 役員等の異動

---

### (1) 公益理事の就退任

- ① 平成31年4月30日付退任 : 山本和彦
- ② 令和元年6月12日付新任 : 垣内秀介

### (2) 会員理事の就退任

- ① 平成31年3月31日付退任 : 幸野良治
- ② 令和元年5月17日付退任 : 井上治夫
- ③ 令和元年6月12日付新任 : 石塚 啓、金子良平

### (3) 常務執行役の就任

- ① 平成31年4月1日付再任 : 原田邦彦

# 第2編

# 財務報告

## 第1章 令和元年度 財務諸表及び財産目録

令和元年度決算においては、全会計（一般会計と4特別会計）合計の財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書）と、各会計別にそれぞれ内訳表を作成している。また、財産目録を作成している。

なお、収支計算書についても参考として作成している。

### 1. 貸借対照表

#### (1)資産の部

流動資産合計は7億750万4千円で、前年度に比べ2,489万4千円増加となり、大半を占める「現金預金」は、6億7,126万7千円となった。また、固定資産合計は33億4,210万6千円で、前年度に比べ3,816万9千円増加となった。この主な要因は、加入金当期繰入分の基金900万円、退職給付引当資産476万2千円、シュレッダー購入、議事録作成支援システム及びサーバー室エアコンの購入に伴う什器備品1,212万3千円、クライアントPCの入れ替えに伴う什器備品（リース資産）2,181万4千円の増加のためであり、また、大半を占める「長期活動目的特定資産」は、前年度と変わらず26億8,417万8千円、資産合計は40億4,961万1千円で前年度に比べ6,306万4千円増加となった。

#### (2)負債の部

流動負債合計は、1億7,091万5千円で前年度に比べ1,338万1千円減少となった。この主な要因は、令和2年度分の登録講習受講料の前受金が前年度に比べ163万8千円減少、登録講習受講料収入等に係る未払消費税等が、当期はピーク年度の翌期で実績ベースの中間納税を行った結果、未払いがほぼ発生せず前年度に比べ1,011万7千円減少したためであり、「前受金」は4,034万7千円となった。また、固定負債合計は4億1,615万4千円で前年度に比べ2,786万4千円増加となっており、この主な要因は、リース未払金1,890万2千円の増加のためであり、負債合計は、5億8,707万円で前年度に比べ1,448万3千円増加となった。

#### (3)正味財産の部

「正味財産合計」は34億6,254万円で前年度に比べ4,858万1千円増加となった。

## ①貸借対照表(令和2年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	671,267	631,809	39,458
現金	2,408	1,973	435
普通預金	668,858	629,835	39,023
未収会費・加入金	742	2,828	△ 2,086
未収金	15,600	15,148	451
前払費用	13,663	13,808	△ 145
前払金	1,482	1,708	△ 226
仮払金	72	62	10
立替金	-	31	△ 31
貯蔵品	-	13,864	△ 13,864
棚卸商品	4,677	3,348	1,328
流動資産合計	707,504	682,609	24,894
2. 固定資産			
(1) 基金			
基金(預金)	258,110	249,110	9,000
基金合計	258,110	249,110	9,000
(2) 特定資産			
長期活動目的特定資産(預金)	2,684,178	2,684,178	-
退職給付引当資産(預金)	183,733	178,971	4,762
特定資産合計	2,867,912	2,863,150	4,762
(3) その他固定資産			
建物附属設備	8,089	9,454	△ 1,365
什器備品	14,895	2,771	12,123
ソフトウェア	921	1,612	△ 691
電話加入権	298	298	-
敷金	103,991	108,483	△ 4,491
ソフトウェア(リース資産)	5,954	8,936	△ 2,982
什器備品(リース資産)	81,933	60,119	21,814
その他固定資産合計	216,083	191,676	24,407
固定資産合計	3,342,106	3,303,936	38,169
資産合計	4,049,611	3,986,546	63,064
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	120,918	114,857	6,061
仮受金	506	321	184
前受金	40,347	41,985	△ 1,638
前受会費	-	88	△ 88
源泉所得税預り金	5,014	5,326	△ 312
社会保険料等預り金	200	7,674	△ 7,474
未払消費税等	449	10,566	△ 10,117
未払法人税等	3,479	3,476	2
流動負債合計	170,915	184,297	△ 13,381
2. 固定負債			
リース未払金	89,459	70,556	18,902
退職給付引当金	326,695	317,732	8,962
固定負債合計	416,154	388,289	27,864
負債合計	587,070	572,587	14,483
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	258,110	249,110	9,000
(うち基金への充当額)	( 258,110 )	( 249,110 )	( 9,000 )
2. 指定正味財産			
寄付金(指定寄付)	2,684,178	2,684,178	-
(うち特定資産への充当額)	( 2,684,178 )	( 2,684,178 )	( - )
3. 一般正味財産			
一般正味財産	520,251	480,670	39,581
(うち特定資産への充当額)	( 183,733 )	( 178,971 )	( 4,762 )
正味財産合計	3,462,540	3,413,959	48,581
負債及び正味財産合計	4,049,611	3,986,546	63,064

②貸借対照表内訳表(令和2年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引等消去	合 計
<b>I 資産の部</b>							
1. 流動資産							
現金預金	423,368	26,891	121,344	12,489	87,173	-	671,267
現金	1,432	501	101	71	302	-	2,408
普通預金	421,936	26,390	121,243	12,418	86,870	-	668,858
未収会費・加入金	742	-	-	-	-	-	742
未収金	5,489	10,110	-	-	-	-	15,600
前払費用	13,663	-	-	-	-	-	13,663
前払金	463	-	-	-	1,018	-	1,482
仮払金	-	-	-	-	72	-	72
棚卸商品	-	4,677	-	-	-	-	4,677
他会計未収金	63,933	-	112,000	-	-	△ 175,933	-
流動資産合計	507,660	41,679	233,344	12,489	88,264	△ 175,933	707,504
2. 固定資産							
(1) 基金							
基金(預金)	258,110	-	-	-	-	-	258,110
基金合計	258,110	-	-	-	-	-	258,110
(2) 特定資産							
長期活動目的特定資産(預金)	2,684,178	-	-	-	-	-	2,684,178
退職給付引当資産(預金)	183,733	-	-	-	-	-	183,733
特定資産合計	2,867,912	-	-	-	-	-	2,867,912
(3) その他固定資産							
建物附属設備	7,568	-	520	-	-	-	8,089
什器備品	13,334	-	1,560	-	-	-	14,895
ソフトウェア	921	-	-	-	-	-	921
電話加入権	298	-	-	-	-	-	298
敷金	103,991	-	-	-	-	-	103,991
ソフトウェア(リース資産)	5,954	-	-	-	-	-	5,954
什器備品(リース資産)	65,435	-	13,518	-	2,979	-	81,933
その他固定資産合計	197,504	-	15,599	-	2,979	-	216,083
固定資産合計	3,323,527	-	15,599	-	2,979	-	3,342,106
資産合計	3,831,187	41,679	248,944	12,489	91,243	△ 175,933	4,049,611
<b>II 負債の部</b>							
1. 流動負債							
未払金	100,328	9,399	4,279	2,356	4,554	-	120,918
仮受金	-	119	43	7	336	-	506
前受金	-	-	-	-	40,347	-	40,347
源泉所得税預り金	5,014	-	-	-	-	-	5,014
社会保険料等預り金	200	-	-	-	-	-	200
未払消費税等	449	-	-	-	-	-	449
未払法人税等	3,479	-	-	-	-	-	3,479
一般会計未払金	-	32,160	8,680	3,088	20,003	△ 63,933	-
他会計未払金	-	-	-	112,000	-	△ 112,000	-
流動負債合計	109,471	41,679	13,003	117,452	65,242	△ 175,933	170,915
2. 固定負債							
リース未払金	72,768	-	13,678	-	3,012	-	89,459
退職給付引当金	326,695	-	-	-	-	-	326,695
固定負債合計	399,463	-	13,678	-	3,012	-	416,154
負債合計	508,935	41,679	26,682	117,452	68,254	△ 175,933	587,070
<b>III 正味財産の部</b>							
1. 基金							
基金	258,110	-	-	-	-	-	258,110
(うち基金への充当額)	( 258,110 )	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )	( 258,110 )
2. 指定正味財産							
寄付金(指定寄付)	2,684,178	-	-	-	-	-	2,684,178
(うち特定資産への充当額)	( 2,684,178 )	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )	( 2,684,178 )
3. 一般正味財産							
一般正味財産	379,963	-	222,262	△ 104,963	22,989	-	520,251
(うち特定資産への充当額)	( 183,733 )	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )	( 183,733 )
正味財産合計	3,322,252	-	222,262	△ 104,963	22,989	-	3,462,540
負債及び正味財産合計	3,831,187	41,679	248,944	12,489	91,243	△ 175,933	4,049,611

## 2. 正味財産増減計算書

経常収益計は、16億8,079万5千円となっており、前年度に比べ1億7,855万円減少となり、一般会計の大半を占める「受取会費」は14億231万円、紛争解決手続収益は5,815万8千円となった。

特別会計については、「試験受験料収益」は9,741万円、「登録手数料収益」は2,088万4千円、「講習受講料収益」は7,385万円などとなった。

経常費用は、事業費12億4,390万5千円、管理費3億9,333万6千円、計16億3,724万1千円で、前年度に比べ8,447万8千円減少となっており、このうち主な項目についての要因として、事業費の「委託費」は1億4,096万円で、前年度に比べ1,747万7千円減少、また、「会場費」は1,613万5千円で、前年度に比べ2,483万6千円減少、「印刷製本費」は1,473万1千円で、前年度に比べ1,428万2千円減少となっており、これらは当期が登録講習における3年に一度のピークの翌期であることによるものである。

管理費については、3億9,333万6千円で前年度に比べ536万5千円減少となっており、その主な要因は事業費同様、登録講習における3年に一度のピークの翌期にあたり、課税売上の減少に伴う「租税公課」552万8千円で、前年度に比べ712万6千円減少などによるものである。

この結果、当期経常増減額は4,355万3千円の増、うち一般会計は、8,956万4千円の増となった。

「法人税、住民税及び事業税」は347万9千円となっており、これにより「当期一般正味財産増減額」は、3,958万1千円の増、「基金」については、当期加入金繰入により900万円の増となり、正味財産期末残高は前年度に比べ4,858万1千円増加し、34億6,254万円となった。

①正味財産増減計算書(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基金運用益	25	24	-
基金受取利息	25	24	-
② 特定資産運用益	64	280	△ 215
特定資産受取利息	64	280	△ 215
③ 受取会費	1,402,310	1,387,881	14,428
受取会費	1,402,310	1,387,881	14,428
④ 行政事務協力収益	3,517	3,603	△ 85
行政事務受託収益	3,294	3,375	△ 80
代行政事務手数料収益	-	4	△ 4
証紙収益	222	223	-
⑤ 貸付自粛受託収益	3,977	4,039	△ 61
貸付自粛受託収益	3,339	4,039	△ 699
貸付自粛システム利用料収益	638	-	638
⑥ 紛争解決手続収益	58,158	63,818	△ 5,659
紛争解決手続負担金収益	58,088	63,734	△ 5,645
紛争解決手続手数料収益	70	84	△ 14
⑦ 物品販売収益	4,466	3,549	917
物品販売収益	4,466	3,549	917
⑧ 特定情報利用料収益	10,091	9,716	375
特定情報利用料収益	10,091	9,716	375
⑨ 試験受験料収益	97,410	97,070	340
試験受験料収益	97,410	97,070	340
⑩ 登録手数料収益	20,884	48,947	△ 28,063
主任者登録手数料収益	20,884	48,947	△ 28,063
⑪ 講習受講料収益	73,850	239,976	△ 166,126
主任者講習受講料収益	73,850	239,976	△ 166,126
⑫ 支援金収益	5,000	-	5,000
教育・講演活動等支援金収益	5,000	-	5,000
⑬ 雑収益	1,039	438	600
受取利息	9	8	-
雑収益	1,030	429	600
経常収益計	1,680,795	1,859,345	△ 178,550
(2) 経常費用			
① 事業費	1,243,905	1,323,018	△ 79,113
給料手当	624,207	634,261	△ 10,053
臨時雇賃金(人材派遣料)	20,773	20,679	93
退職給付費用	19,589	30,281	△ 10,691
福利厚生費	97,410	99,226	△ 1,816
物品仕入費用	4,094	2,668	1,425
物品破棄費用	785	-	785
委託費	140,960	158,437	△ 17,477
諸謝金	24,367	30,160	△ 5,792
広報費	8,786	8,000	786
カウンセリング賛助会費	61,000	62,500	△ 1,500
会場費	16,135	40,971	△ 24,836
印刷製本費	14,731	29,014	△ 14,282
会議費	7,508	3,926	3,582
旅費交通費	22,565	23,665	△ 1,100
通信運搬費	26,128	32,268	△ 6,139
租税公課	14	10	3
新聞図書費	332	290	41
消耗備品費	4,358	179	4,178
消耗品費	3,403	3,621	△ 218
システム開発費	1,397	216	1,181
情報収集研修費	1,063	1,035	27
リース料	5,082	5,899	△ 817
支払手数料	1,206	924	281
光熱水料費	4,352	4,692	△ 339
賃借料	78,079	81,101	△ 3,022
保険料	-	0	0
保守費	39,568	44,176	△ 4,607

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
諸団体費	484	492	△ 8
修繕費	71	104	△ 32
事務所費	2,299	2,521	△ 222
雑費	13,147	1,687	11,459
② 管理費	393,336	398,701	△ 5,365
役員等報酬	79,445	82,662	△ 3,217
給料手当	101,868	99,236	2,632
臨時雇賃金	-	1,998	△ 1,998
退職給付費用	14,610	13,965	644
福利厚生費	25,876	25,413	462
諸謝金	2,030	1,719	310
顧問料	6,630	9,007	△ 2,376
印刷製本費	674	541	133
委託費	984	889	95
会議費	3,827	4,013	△ 185
旅費交通費	5,941	4,973	968
通信運搬費	8,810	8,590	220
租税公課	5,528	12,654	△ 7,126
新聞図書費	652	270	381
消耗備品費	364	3	361
消耗品費	3,228	4,015	△ 786
情報収集研修費	123	137	△ 13
リース料	384	600	△ 215
支払手数料	3,239	3,122	117
光熱水料費	3,320	3,921	△ 600
賃借料	89,118	88,301	817
保険料	607	651	△ 44
保守費	884	179	705
修繕費	115	142	△ 26
事務所費	2,315	2,293	21
慶弔費	146	784	△ 637
減価償却費	31,403	27,707	3,696
リース支払利息	974	742	232
雑費	227	161	65
経常費用計	1,637,241	1,721,719	△ 84,478
評価損益等調整前当期経常増減額	43,553	137,625	△ 94,072
評価損益等計	-	-	-
当期経常増減額	43,553	137,625	△ 94,072
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	-	-	-
(2) 経常外費用			
① 固定資産等除却損	493	0	493
建物附属設備除却損	378	-	378
什器備品除却損	114	0	114
経常外費用計	493	0	493
当期経常外増減額	△ 493	0	△ 493
税引前当期一般正味財産増減額	43,060	137,625	△ 94,565
法人税、住民税及び事業税	3,479	3,476	2
当期一般正味財産増減額	39,581	134,149	△ 94,567
一般正味財産期首残高	480,670	346,521	134,149
一般正味財産期末残高	520,251	480,670	39,581
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	2,684,178	2,684,178	-
指定正味財産期末残高	2,684,178	2,684,178	-
III 基金増減の部			
① 基金受入額	9,000	8,400	600
基金受入額	9,000	8,400	600
当期基金増減額	9,000	8,400	600
基金期首残高	249,110	240,710	8,400
基金期末残高	258,110	249,110	9,000
IV 正味財産期末残高	3,462,540	3,413,959	48,581

②正味財産増減計算書内訳表(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引 等消去	合 計
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
① 基金運用益	25	-	-	-	-	-	25
基金受取利息	25	-	-	-	-	-	25
② 特定資産運用益	64	-	-	-	-	-	64
特定資産受取利息	64	-	-	-	-	-	64
③ 受取会費	1,402,310	-	-	-	-	-	1,402,310
受取会費	1,402,310	-	-	-	-	-	1,402,310
④ 行政事務協力収益	3,517	-	-	-	-	-	3,517
行政事務受託収益	3,294	-	-	-	-	-	3,294
代行政事務手数料収益	-	-	-	-	-	-	-
証紙収益	222	-	-	-	-	-	222
⑤ 貸付自粛受託収益	3,977	-	-	-	-	-	3,977
貸付自粛受託収益	3,339	-	-	-	-	-	3,339
貸付自粛システム利用料収益	638	-	-	-	-	-	638
⑥ 紛争解決手続収益	58,158	-	-	-	-	-	58,158
紛争解決手続負担金収益	58,088	-	-	-	-	-	58,088
紛争解決手続手数料収益	70	-	-	-	-	-	70
⑦ 物品販売収益	-	4,466	-	-	-	-	4,466
物品販売収益	-	4,466	-	-	-	-	4,466
⑧ 特定情報利用料収益	-	10,091	-	-	-	-	10,091
特定情報利用料収益	-	10,091	-	-	-	-	10,091
⑨ 試験受験料収益	-	-	97,410	-	-	-	97,410
試験受験料収益	-	-	97,410	-	-	-	97,410
⑩ 登録手数料収益	-	-	-	20,884	-	-	20,884
主任者登録手数料収益	-	-	-	20,884	-	-	20,884
⑪ 講習受講料収益	-	-	-	-	73,850	-	73,850
主任者講習受講料収益	-	-	-	-	73,850	-	73,850
⑫ 支援金収益	5,000	-	-	-	-	-	5,000
教育・講演活動等支援金収益	5,000	-	-	-	-	-	5,000
⑬ 雑収益	556	241	51	131	58	-	1,039
受取利息	6	-	1	-	1	-	9
雑収益	550	241	50	131	57	-	1,030
経常収益計	1,473,610	14,799	97,461	21,015	73,908	-	1,680,795
(2) 経常費用							
① 事業費	1,001,635	23,705	90,760	24,592	103,210	-	1,243,905
給料手当	567,091	8,329	16,261	4,065	28,458	-	624,207
臨時雇賃金(人材派遣料)	20,773	-	-	-	-	-	20,773
退職給付費用	19,589	-	-	-	-	-	19,589
福利厚生費	88,460	1,334	2,538	634	4,441	-	97,410
物品仕入費用	-	4,094	-	-	-	-	4,094
物品破棄費用	-	785	-	-	-	-	785
委託費	47,527	7,328	55,907	9,715	20,482	-	140,960
諸謝金	17,941	-	455	-	5,970	-	24,367
広報費	8,786	-	-	-	-	-	8,786
カウンセリング賛助会費	61,000	-	-	-	-	-	61,000
会場費	447	-	-	-	15,687	-	16,135
印刷製本費	2,342	-	3,621	2,454	6,312	-	14,731
会議費	7,364	-	144	-	-	-	7,508
旅費交通費	20,188	-	146	34	2,196	-	22,565
通信運搬費	13,629	641	5,176	4,449	2,231	-	26,128
租税公課	14	-	-	-	-	-	14
新聞図書費	294	-	38	-	-	-	332
消耗備品費	4,358	-	-	-	-	-	4,358
消耗品費	2,910	-	117	137	237	-	3,403
システム開発費	1,397	-	-	-	-	-	1,397
情報収集研修費	1,063	-	-	-	-	-	1,063
リース料	3,701	-	-	306	1,074	-	5,082
支払手数料	866	-	8	132	198	-	1,206
光熱水料費	4,104	25	72	18	131	-	4,352
貸借料	70,798	679	1,993	566	4,041	-	78,079
保守費	27,204	-	4,244	2,056	6,063	-	39,568
諸団体費	484	-	-	-	-	-	484
修繕費	71	-	-	-	-	-	71

第1編 協会活動報告

第2編 財務報告

第3編 資料

(単位:千円)

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引 等消去	合 計
事務所費	2,299	-	-	-	-	-	2,299
雑費	6,923	487	34	19	5,683	-	13,147
② 管理費	382,409	-	5,450	1,025	4,450	-	393,336
役員等報酬	79,445	-	-	-	-	-	79,445
給料手当	101,868	-	-	-	-	-	101,868
退職給付費用	14,610	-	-	-	-	-	14,610
福利厚生費	25,876	-	-	-	-	-	25,876
諸謝金	2,030	-	-	-	-	-	2,030
顧問料	6,630	-	-	-	-	-	6,630
印刷製本費	674	-	-	-	-	-	674
委託費	984	-	-	-	-	-	984
会議費	3,827	-	-	-	-	-	3,827
旅費交通費	5,941	-	-	-	-	-	5,941
通信運搬費	8,810	-	-	-	-	-	8,810
租税公課	5,528	-	-	-	-	-	5,528
新聞図書費	652	-	-	-	-	-	652
消耗備品費	364	-	-	-	-	-	364
消耗品費	3,228	-	-	-	-	-	3,228
情報収集研修費	123	-	-	-	-	-	123
リース料	384	-	-	-	-	-	384
支払手数料	3,239	-	-	-	-	-	3,239
光熱水料費	3,320	-	-	-	-	-	3,320
貸借料	89,118	-	-	-	-	-	89,118
保険料	607	-	-	-	-	-	607
保守費	884	-	-	-	-	-	884
修繕費	115	-	-	-	-	-	115
事務所費	2,315	-	-	-	-	-	2,315
慶弔費	146	-	-	-	-	-	146
減価償却費	20,771	-	5,234	1,016	4,381	-	31,403
リース支払利息	680	-	216	8	68	-	974
雑費	227	-	-	-	-	-	227
経常費用計	1,384,045	23,705	96,211	25,618	107,661	-	1,637,241
評価損益等調整前当期経常増減額	89,564	△ 8,905	1,249	△ 4,602	△ 33,752	-	43,553
評価損益等計	-	-	-	-	-	-	-
当期経常増減額	89,564	△ 8,905	1,249	△ 4,602	△ 33,752	-	43,553
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	-	-	-	-	-	-	-
(2) 経常外費用							
① 固定資産等除却損	493	-	-	-	-	-	493
建物附属設備除却損	378	-	-	-	-	-	378
什器備品除却損	114	-	-	-	-	-	114
経常外費用計	493	-	-	-	-	-	493
当期経常外増減額	△ 493	-	-	-	-	-	△ 493
他会計振替前当期一般正味財産増減額	89,071	△ 8,905	1,249	△ 4,602	△ 33,752	-	43,060
他会計振替額	△ 15,751	15,751	-	-	-	-	-
他会計からの繰入額	-	15,751	-	-	-	△ 15,751	-
他会計への繰出額	15,751	-	-	-	-	△ 15,751	-
税引前当期一般正味財産増減額	73,319	6,845	1,249	△ 4,602	△ 33,752	-	43,060
法人税、住民税及び事業税	3,479	-	-	-	-	-	3,479
当期一般正味財産増減額	69,840	6,845	1,249	△ 4,602	△ 33,752	-	39,581
一般正味財産期首残高	310,122	△ 6,845	221,012	△ 100,360	56,741	-	480,670
一般正味財産期末残高	379,963	-	222,262	△ 104,963	22,989	-	520,251
II 指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額	-	-	-	-	-	-	-
指定正味財産期首残高	2,684,178	-	-	-	-	-	2,684,178
指定正味財産期末残高	2,684,178	-	-	-	-	-	2,684,178
III 基金増減の部							
① 基金受入額	9,000	-	-	-	-	-	9,000
基金受入額	9,000	-	-	-	-	-	9,000
当期基金増減額	9,000	-	-	-	-	-	9,000
基金期首残高	249,110	-	-	-	-	-	249,110
基金期末残高	258,110	-	-	-	-	-	258,110
IV 正味財産期末残高	3,322,252	-	222,262	△ 104,963	22,989	-	3,462,540

### 3. 財務諸表に対する注記

#### (1)重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日,平成21年10月16日改正内閣府公益認定等委員会)を採用している。

##### ①棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産については最終仕入原価法による。

##### ②固定資産の減価償却の方法

定額法による減価償却を実施している。

##### ③引当金の計上基準

退職給付引当金 …………… 職員に対する引当金のほかに、常勤役員等に対する退職慰労引当金を含み、それぞれの計上基準は、退職金規程及び常勤役員等退職慰労金規則に基づく期末要支給額に相当する金額を計上している。

##### ④リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンスリースについては、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理による。

##### ⑤消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

#### (2)特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:千円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
長期活動目的特定資産 (預金) (注1)	2,684,178	-	-	2,684,178
退職給付引当資産 (預金) (注2)	178,971	30,000	25,237	183,733
合 計	2,863,150	30,000	25,237	2,867,912

(注1) 長期活動目的特定資産については、旧各協会等からの寄付のうち、将来の活動のために留保しておく資産である。

(注2) 退職給付引当資産については、将来の退職給付のために留保した資産である。

#### (3)特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:千円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
長期活動目的特定資産 (預金)	2,684,178	( 2,684,178 )	-	-
退職給付引当資産 (預金)	183,733	-	-	( 183,733 )
合 計	2,867,912	( 2,684,178 )	-	( 183,733 )

## (4)固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。(単位:千円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	35,286	27,197	8,089
什器備品	36,775	21,880	14,895
ソフトウェア	4,205	3,284	921
ソフトウェア(リース資産)	14,913	8,959	5,954
什器備品(リース資産)	168,744	86,811	81,933
合計	259,926	148,132	111,794

## (5)未収会費・加入金の内訳

(単位:千円)

未収会費	令和元年度上期以前	35
	令和元年度下期	707
	合計	742

※退会・除名・廃業・不更新・取消業者に係る未収会費・加入金は含まない。

## (6)基金の増減額及びその残高

基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:千円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金				
基金(預金)(注)	249,110	9,000	-	258,110

(注)基金については、協会員の加入金であり、定款第66条の定め及び経理規則第31条に基づき、基金として受け入れている。

## 4. 附属明細書

## (1)基金及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載のとおりである。

## (2)引当金の明細

(単位:千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	317,732	34,200	25,237	-	326,695

## 5. 財産目録

財産目録（令和2年3月31日現在）

（単位：千円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
<b>(流動資産)</b>				
	現金預金			671,267
	現金	手元保管	運転資金として	2,408
	普通預金	三菱UFJ銀行他	運転資金として	668,858
	未収会費・加入金	会費等未収分	会費の未収分	742
	未収金	特定情報利用料等未収分	特定情報利用料等の未収分	15,600
	前払費用	本・支部家賃前払分等	本・支部事務所の令和2年4月分賃借料等	13,663
	前払金	講習会場前払分等	令和2年度講習受講会場の前払分等	1,482
	仮払金	旅費仮払分	職員の旅費仮払分	72
	棚卸商品	法令集等在庫分	法令集等の在庫分	4,677
<b>流動資産合計</b>				<b>707,504</b>
<b>(固定資産)</b>				
<b>基金</b>				
	基金(預金)	加入金振替分(みずほ銀行)	本協会の業務運営を円滑にするための資産	258,110
<b>特定資産</b>				
	長期活動目的特定資産(預金)	寄付分	旧各協会等からの寄付金	2,684,178
	退職給付引当資産(預金)	三井住友信託銀行	退職給付引当金見合の引当資産	183,733
<b>その他固定資産</b>				
	建物附属設備	本部間仕切工事等	本部間仕切工事等	8,089
	什器備品	本部書庫設備等	本部書庫設備等	14,895
	ソフトウェア	会員サービス管理システム(改修)	会員サービス管理システム(改修)	921
	電話加入権	支部電話加入権	支部の電話加入権	298
	敷金	本・支部事務所敷金等	本・支部事務所敷金等	103,991
	ソフトウェア(リース資産)	会員サービス管理システム	会員サービス管理システム	5,954
	什器備品(リース資産)	本部サーバ等	本部サーバ等	81,933
<b>固定資産合計</b>				<b>3,342,106</b>
<b>資産合計</b>				<b>4,049,611</b>
<b>(流動負債)</b>				
	未払金	費用等未払分	未払賞与・委託費用等の未払分	120,918
	仮受金	講習未受講者等の仮受分	講習未受講者等の仮受分	506
	前受金	講習受講料前受分	令和2年度講習受講料の前受分	40,347
	源泉所得税預り金	源泉所得税預り金等	職員・弁護士等の給与・報酬支給に伴う源泉所得税等	5,014
	社会保険料等預り金	社会保険料預り金等	職員の社会保険料等の預り分	200
	未払消費税等	消費税未払分	消費税の未払分	449
	未払法人税等	法人税未払分	法人住民税均等割の未払分	3,479
<b>流動負債合計</b>				<b>170,915</b>
<b>(固定負債)</b>				
	リース未払金	グループウェアソフト等未払分	グループウェアソフト等のリース債務	89,459
	退職給付引当金	役員退職給付引当分	役員に対する退職金の引当分	326,695
<b>固定負債合計</b>				<b>416,154</b>
<b>負債合計</b>				<b>587,070</b>
<b>正味財産</b>				<b>3,462,540</b>

## 6. 収支計算書(参考)

## ① 収支計算書(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基金運用収入	-	25	△ 25	
② 特定資産運用収入	280	64	215	
③ 加入金収入	7,200	9,000	△ 1,800	
④ 会費収入	1,360,000	1,402,310	△ 42,310	
⑤ 行政事務受託収入	4,200	3,517	682	
⑥ 貸付自粛受託収入	6,600	3,977	2,622	
⑦ 紛争解決手続収入	57,000	58,158	△ 1,158	
⑧ 物品販売収入	3,596	4,466	△ 870	
⑨ 特定情報利用料収入	9,856	10,091	△ 235	
⑩ 試験受験料収入	95,200	97,410	△ 2,210	
⑪ 登録手数料収入	19,845	20,884	△ 1,039	
⑫ 講習受講料収入	84,482	73,850	10,631	
⑬ 支援金収入	-	5,000	△ 5,000	
⑭ 雑収入	-	1,039	△ 1,039	
事業活動収入計	1,648,259	1,689,795	△ 41,536	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出	1,341,365	1,269,188	72,176	
② 管理費支出	350,960	355,512	△ 4,552	
③ 法人税、住民税及び事業税	3,476	3,479	△ 3	
事業活動支出計	1,695,801	1,628,179	67,621	
事業活動収支差額	△ 47,542	61,615	△ 109,157	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① 特定資産取崩収入	24,478	25,237	△ 759	
② 敷金戻り収入	3,490	6,233	△ 2,743	
投資活動収入計	27,968	31,470	△ 3,502	
2. 投資活動支出				
① 基金取得支出	7,200	9,000	△ 1,800	
② 特定資産取得支出	15,000	30,000	△ 15,000	
③ 固定資産等取得支出	-	14,068	△ 14,068	
④ 敷金支出	500	1,741	△ 1,241	
投資活動支出計	22,700	54,809	△ 32,109	
投資活動収支差額	5,268	△ 23,338	28,606	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	-	-	-	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	-	-	-	
財務活動収支差額	-	-	-	
IV 予備費支出	13,800	-	13,800	
当期収支差額	△ 56,074	38,276	△ 94,350	
前期繰越収支差額	498,312	498,312	-	
次期繰越収支差額	442,238	536,588	△ 94,350	

②収支計算書内訳表(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	一般会計			事業特別会計			資格試験特別会計		
	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
① 基金運用収入	-	25	△ 25	-	-	-	-	-	-
② 特定資産運用収入	280	64	215	-	-	-	-	-	-
③ 加入金収入	7,200	9,000	△ 1,800	-	-	-	-	-	-
④ 会費収入	1,360,000	1,402,310	△ 42,310	-	-	-	-	-	-
⑤ 行政事務受託収入	4,200	3,517	682	-	-	-	-	-	-
⑥ 貸付自粛受託収入	6,600	3,977	2,622	-	-	-	-	-	-
⑦ 紛争解決手続収入	57,000	58,158	△ 1,158	-	-	-	-	-	-
⑧ 物品販売収入	-	-	-	3,596	4,466	△ 870	-	-	-
⑨ 特定情報利用料収入	-	-	-	9,856	10,091	△ 235	-	-	-
⑩ 試験受験料収入	-	-	-	-	-	-	95,200	97,410	△ 2,210
⑪ 登録手数料収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑫ 講習受講料収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑬ 支援金収入	-	5,000	△ 5,000	-	-	-	-	-	-
⑭ 雑収入	-	556	△ 556	-	241	△ 241	-	51	△ 51
⑮ 他会計からの繰入金収入	-	-	-	-	15,751	△ 15,751	-	-	-
事業活動収入計	1,435,280	1,482,610	△ 47,330	13,452	30,550	△ 17,098	95,200	97,461	△ 2,261
2. 事業活動支出									
① 事業費支出	1,075,797	1,016,526	59,270	21,794	23,705	△ 1,911	92,491	95,036	△ 2,545
② 管理費支出	350,960	355,512	△ 4,552	-	-	-	-	-	-
③ 法人税、住民税及び事業税	3,476	3,479	△ 3	-	-	-	-	-	-
事業活動支出計	1,430,233	1,375,517	54,715	21,794	23,705	△ 1,911	92,491	95,036	△ 2,545
事業活動収支差額	5,047	107,092	△ 102,045	△ 8,342	6,845	△ 15,187	2,709	2,424	284
II 投資活動収支の部									
1. 投資活動収入									
① 特定資産取崩収入	24,478	25,237	△ 759	-	-	-	-	-	-
② 敷金戻り収入	3,490	6,233	△ 2,743	-	-	-	-	-	-
投資活動収入計	27,968	31,470	△ 3,502	-	-	-	-	-	-
2. 投資活動支出									
① 基金取得支出	7,200	9,000	△ 1,800	-	-	-	-	-	-
② 特定資産取得支出	15,000	30,000	△ 15,000	-	-	-	-	-	-
③ 固定資産等取得支出	-	13,337	△ 13,337	-	-	-	-	730	△ 730
④ 敷金支出	500	1,741	△ 1,241	-	-	-	-	-	-
⑤ 他会計への繰入金支出	-	15,751	△ 15,751	-	-	-	-	-	-
投資活動支出計	22,700	69,830	△ 47,130	-	-	-	-	730	△ 730
投資活動収支差額	5,268	△ 38,359	43,627	-	-	-	-	△ 730	730
III 財務活動収支の部									
1. 財務活動収入									
財務活動収入計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 財務活動支出									
財務活動支出計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務活動収支差額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IV 予備費支出	10,000	-	10,000	-	-	-	2,000	-	2,000
当期収支差額	315	68,732	△ 68,417	△ 8,342	6,845	△ 15,187	709	1,694	△ 985
前期繰越収支差額	329,455	329,455	-	△ 6,845	△ 6,845	-	219,225	219,225	-
次期繰越収支差額	329,770	398,188	△ 68,417	△ 15,187	-	△ 15,187	219,934	220,919	△ 985

(単位:千円)

科 目	主任者登録特別会計			登録講習特別会計			合 計		
	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
① 基金運用収入	-	-	-	-	-	-	-	25	△ 25
② 特定資産運用収入	-	-	-	-	-	-	280	64	215
③ 加入金収入	-	-	-	-	-	-	7,200	9,000	△ 1,800
④ 会費収入	-	-	-	-	-	-	1,360,000	1,402,310	△ 42,310
⑤ 行政事務受託収入	-	-	-	-	-	-	4,200	3,517	682
⑥ 貸付自粛受託収入	-	-	-	-	-	-	6,600	3,977	2,622
⑦ 紛争解決手続収入	-	-	-	-	-	-	57,000	58,158	△ 1,158
⑧ 物品販売収入	-	-	-	-	-	-	3,596	4,466	△ 870
⑨ 特定情報利用料収入	-	-	-	-	-	-	9,856	10,091	△ 235
⑩ 試験受験料収入	-	-	-	-	-	-	95,200	97,410	△ 2,210
⑪ 登録手数料収入	19,845	20,884	△ 1,039	-	-	-	19,845	20,884	△ 1,039
⑫ 講習受講料収入	-	-	-	84,482	73,850	10,631	84,482	73,850	10,631
⑬ 支援金収入	-	-	-	-	-	-	-	5,000	△ 5,000
⑭ 雑収入	-	131	△ 131	-	58	△ 58	-	1,039	△ 1,039
⑮ 他会計からの繰入金収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業活動収入計	19,845	21,015	△ 1,170	84,482	73,908	10,573	1,648,259	1,689,795	△ 41,536
2. 事業活動支出									
① 事業費支出	28,515	25,768	2,746	122,768	108,151	14,616	1,341,365	1,269,188	72,176
② 管理費支出	-	-	-	-	-	-	350,960	355,512	△ 4,552
③ 法人税、住民税及び事業税	-	-	-	-	-	-	3,476	3,479	△ 3
事業活動支出計	28,515	25,768	2,746	122,768	108,151	14,616	1,695,801	1,628,179	67,621
事業活動収支差額	△ 8,670	△ 4,752	△ 3,917	△ 38,286	△ 34,242	△ 4,043	△ 47,542	61,615	△ 109,157
II 投資活動収支の部									
1. 投資活動収入									
① 特定資産取崩収入	-	-	-	-	-	-	24,478	25,237	△ 759
② 敷金戻り収入	-	-	-	-	-	-	3,490	6,233	△ 2,743
投資活動収入計	-	-	-	-	-	-	27,968	31,470	△ 3,502
2. 投資活動支出									
① 基金取得支出	-	-	-	-	-	-	7,200	9,000	△ 1,800
② 特定資産取得支出	-	-	-	-	-	-	15,000	30,000	△ 15,000
③ 固定資産等取得支出	-	-	-	-	-	-	-	14,068	△ 14,068
④ 敷金支出	-	-	-	-	-	-	500	1,741	△ 1,241
⑤ 他会計への繰入金支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-
投資活動支出計	-	-	-	-	-	-	22,700	54,809	△ 32,109
投資活動収支差額	-	-	-	-	-	-	5,268	△ 23,338	28,606
III 財務活動収支の部									
1. 財務活動収入									
財務活動収入計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 財務活動支出									
財務活動支出計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務活動収支差額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IV 予備費支出	-	-	-	1,800	-	1,800	13,800	-	13,800
当期収支差額	△ 8,670	△ 4,752	△ 3,917	△ 40,086	△ 34,242	△ 5,843	△ 56,074	38,276	△ 94,350
前期繰越収支差額	△ 100,343	△ 100,343	-	56,819	56,819	-	498,312	498,312	-
次期繰越収支差額	△ 109,013	△ 105,096	△ 3,917	16,733	22,576	△ 5,843	442,238	536,588	△ 94,350

## 7. 収支計算書に対する注記

### (1)資金の範囲

資金の範囲には、現金、普通預金、未収会費・加入金、未収金、前払費用、前払金、仮払金、立替金、貯蔵品、棚卸商品、未払金、仮受金、前受金、前受会費、源泉所得税預り金、社会保険料等預り金、未払消費税等、未払法人税等を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記(2)に記載するとおりである。

### (2)次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：千円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金	1,973	2,408
普 通 預 金	629,835	668,858
未 収 会 費 ・ 加 入 金	2,828	742
未 収 金	15,148	15,600
前 払 費 用	13,808	13,663
前 払 金	1,708	1,482
仮 払 金	62	72
立 替 金	31	-
貯 蔵 品	13,864	-
棚 卸 商 品	3,348	4,677
合 計	682,609	707,504
未 払 金 (注1)	114,857	120,918
仮 受 金	321	506
前 受 金	41,985	40,347
前 受 会 費	88	-
源 泉 所 得 税 預 り 金	5,326	5,014
社 会 保 険 料 等 預 り 金	7,674	200
未 払 消 費 税 等	10,566	449
未 払 法 人 税 等	3,476	3,479
合 計	184,297	170,915
次 期 繰 越 収 支 差 額	498,312	536,588

(注1) 未払金期末残高には、未払賞与相当額(前期63百万円、当期63百万円)が含まれる。

# 第3編 資料



# 第1章 統計資料(金融庁・月次統計・公知情報等)

## 金融庁 貸金業関係資料

### 1. 貸金業者数の推移等

#### (1)各年度末の推移

##### 貸金業者の長期的な推移

(単位:社)

	平成15年 3月末	平成16年 3月末	平成17年 3月末	平成18年 3月末	平成19年 3月末	平成20年 3月末	平成21年 3月末	平成22年 3月末	平成23年 3月末
財務局登録	929	839	762	702	664	580	473	409	349
都道府県登録	25,352	22,869	17,243	13,534	11,168	8,535	5,705	3,648	2,240
合計	26,281	23,708	18,005	14,236	11,832	9,115	6,178	4,057	2,589
	平成24年 3月末	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末
財務局登録	330	315	302	299	292	285	285	281	275
都道府県登録	2,020	1,902	1,811	1,712	1,634	1,580	1,485	1,435	1,372
合計	2,350	2,217	2,113	2,011	1,926	1,865	1,770	1,716	1,647

(注) 財務局・都道府県からの提出資料に基づき作成。

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

#### (2)財務局、都道府県別

##### 財務局、都道府県別貸金業者

(単位:社)

	令和2年4月末		令和2年4月末		令和2年4月末
関東財務局	131	東北財務局	21	四国財務局	10
東京都	542	宮城県	23	香川県	4
神奈川県	39	岩手県	4	徳島県	6
埼玉県	24	福島県	2	愛媛県	21
千葉県	22	秋田県	8	高知県	9
山梨県	5	青森県	7	小計	40
栃木県	7	山形県	3	四国管内合計	50
茨城県	4	小計	47	九州財務局	10
群馬県	9	東北管内合計	68	熊本県	16
新潟県	5	東海財務局	22	大分県	6
長野県	5	愛知県	52	宮崎県	11
小計	662	静岡県	27	鹿児島県	7
関東管内合計	793	三重県	14	小計	40
近畿財務局	36	岐阜県	11	九州管内合計	50
大阪府	133	小計	104	福岡財務支局	16
京都府	27	東海管内合計	126	福岡県	76
兵庫県	36	北陸財務局	7	佐賀県	4
奈良県	7	富山県	10	長崎県	14
和歌山県	7	石川県	7	小計	94
滋賀県	5	福井県	6	福岡管内合計	110
小計	215	小計	23	沖縄総合事務局	3
近畿管内合計	251	北陸管内合計	30	沖縄県	46
北海道財務局	5	中国財務局	14	小計	46
北海道	40	広島県	27	沖縄管内合計	49
小計	40	山口県	11		
北海道管内合計	45	岡山県	17	財務局計	275
		鳥取県	3	都道府県計	1,370
		島根県	1	総合計	1,645
		小計	59		
		中国管内合計	73		

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

## 2. 貸付残高の推移

### (1) 消費者向、事業者向別の貸付残高（各年度末）

#### 貸付残高の推移

（単位：億円）

	平成14年3月末	平成15年3月末	平成16年3月末	平成17年3月末	平成18年3月末	平成19年3月末	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末
消費者向貸付残高	201,196	200,470	196,550	198,574	209,005	203,053	179,191	157,281	126,477
事業者向貸付残高	236,958	267,466	271,489	234,932	204,853	233,674	235,707	221,186	172,880
合計	438,154	467,937	468,040	433,506	413,858	436,727	414,898	378,467	299,357
	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
消費者向貸付残高	95,519	78,315	67,790	62,287	60,148	60,627	62,179	64,882	69,233
事業者向貸付残高	165,225	167,731	164,696	167,082	161,511	158,622	160,118	170,200	182,928
合計	260,745	246,048	232,488	229,371	221,660	219,252	222,298	235,084	252,163

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

（注2）億円以下を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

### (2) 業態別の貸付残高（各年度末）

#### 貸付残高の推移

（単位：億円、%）

	平成16年3月末	平成17年3月末	平成18年3月末	平成19年3月末	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
消費者向無担保貸金業者	117,169 (▲2.4)	116,720 (▲0.4)	117,403 (0.6)	108,601 (▲7.5)	89,659 (▲17.4)	72,853 (▲18.7)	53,497 (▲26.6)	36,600 (▲31.6)	30,792 (▲15.9)	26,995 (▲12.3)	25,909 (▲4.0)	25,544 (▲1.4)	26,540 (3.9)	27,004 (1.7)	28,001 (3.7)	29,543 (5.5)
消費者向有担保貸金業者	2,288 (4.6)	1,824 (▲20.3)	1,285 (▲29.6)	2,408 (87.4)	1,653 (▲31.4)	1,933 (16.9)	1,351 (▲30.1)	1,861 (37.7)	1,460 (▲21.5)	1,492 (2.2)	1,568 (5.1)	1,553 (▲1.0)	1,545 (▲0.5)	1,355 (▲12.3)	1,803 (33.1)	2,064 (14.5)
消費者向住宅向貸金業者	7,226 (▲10.4)	5,751 (▲20.4)	9,183 (59.7)	7,154 (▲22.1)	6,992 (▲2.3)	6,158 (▲11.9)	5,719 (▲7.1)	6,282 (9.8)	6,031 (▲4.0)	6,358 (5.4)	6,358 (0.0)	6,529 (2.7)	7,139 (9.3)	7,665 (7.4)	7,383 (▲3.7)	8,295 (12.4)
事業者向貸金業者	228,062 (2.6)	193,333 (▲15.2)	160,580 (▲16.9)	177,810 (10.7)	178,547 (0.4)	168,546 (▲5.6)	121,551 (▲27.9)	115,275 (▲5.2)	112,852 (▲2.1)	112,014 (▲0.7)	111,642 (▲0.3)	84,507 (▲24.3)	82,435 (▲2.5)	71,467 (▲13.3)	79,721 (11.5)	87,588 (9.9)
手形割引業者	2,679 (▲0.9)	2,385 (▲11.0)	2,206 (▲7.5)	2,348 (6.4)	1,597 (▲32.0)	961 (▲39.8)	770 (▲19.9)	615 (▲20.1)	644 (4.7)	593 (▲7.9)	556 (▲6.2)	515 (▲7.4)	479 (▲7.0)	477 (▲0.4)	473 (▲0.8)	413 (▲12.7)
クレジットカード会社	16,202 (▲3.7)	14,706 (▲9.2)	23,345 (58.7)	25,413 (8.9)	26,334 (3.6)	24,635 (▲6.5)	22,381 (▲9.1)	18,817 (▲15.9)	15,908 (▲15.5)	13,783 (▲13.4)	13,524 (▲1.9)	17,073 (26.2)	16,050 (▲6.5)	20,104 (25.3)	20,774 (3.3)	23,097 (11.2)
信販会社	50,870 (6.6)	53,093 (4.4)	53,504 (0.8)	57,293 (7.1)	55,509 (▲3.1)	54,434 (▲1.9)	46,746 (▲14.1)	38,532 (▲17.6)	32,923 (▲14.6)	28,371 (▲13.8)	26,602 (▲6.2)	26,608 (0.0)	27,783 (4.4)	29,997 (8.0)	31,877 (6.3)	35,057 (10.0)
流通・メーカー系会社	6,765 (25.0)	6,903 (2.0)	6,552 (▲5.1)	6,631 (1.2)	4,044 (▲39.0)	4,317 (6.8)	8,463 (96.0)	7,559 (▲10.7)	6,107 (▲19.2)	7,964 (30.4)	8,761 (10.0)	7,990 (▲8.8)	8,082 (1.2)	8,791 (8.8)	7,554 (▲14.1)	8,235 (9.0)
建設・不動産業者	7,313 (▲20.9)	5,507 (▲24.7)	5,432 (▲1.4)	6,010 (10.6)	5,731 (▲4.6)	4,962 (▲13.4)	3,800 (▲23.4)	2,368 (▲37.7)	2,268 (▲4.2)	2,207 (▲2.7)	2,259 (2.4)	2,785 (23.3)	2,685 (▲3.6)	2,702 (0.6)	3,207 (18.7)	3,022 (▲5.8)
質屋	437 (2.8)	240 (▲45.1)	198 (▲17.5)	251 (26.8)	141 (▲43.8)	132 (▲6.4)	113 (▲14.4)	90 (▲20.4)	63 (▲30.0)	66 (4.8)	62 (▲6.1)	57 (▲8.1)	44 (▲22.8)	46 (4.5)	42 (▲8.7)	44 (4.8)
リース会社	28,416 (▲12.2)	32,379 (13.9)	33,495 (3.4)	42,496 (26.9)	44,543 (4.8)	39,435 (▲11.5)	34,891 (▲11.5)	32,730 (▲6.2)	36,988 (13.0)	32,639 (▲11.8)	32,081 (▲1.7)	48,449 (51.0)	46,406 (▲4.2)	52,625 (13.4)	54,149 (2.9)	54,739 (1.1)
日賦貸金業者	607 (5.4)	660 (8.7)	672 (1.8)	307 (▲54.3)	142 (▲53.7)	95 (▲33.1)	69 (▲27.4)	2 (▲97.1)	0 (▲100.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
非営利特例対象法人	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	7 (-)	6 (▲14.3)	2 (▲66.7)	44 (2,100.0)	43 (▲2.3)	59 (37.2)	61 (3.4)	96 (57.4)	61 (▲36.7)
合計	468,040 (0.0)	433,506 (▲7.4)	413,858 (▲4.5)	436,727 (5.5)	414,898 (▲5.0)	378,467 (▲8.8)	299,357 (▲20.9)	260,745 (▲12.9)	246,048 (▲5.6)	232,488 (▲12.9)	229,371 (▲1.3)	221,660 (▲3.4)	219,252 (▲1.1)	222,298 (1.4)	235,084 (5.8)	252,163 (7.3)

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

（注2）カッコ内の数字は対前年比伸び率（%）。

（注3）億円以下を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(参考) 貸金業者の業態分類

業態	定義
①消費者向無担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、消費者向貸付残高のうち無担保(除住宅向)貸付残高が最も多いもののうち、⑥~⑫のいずれにも該当しないもの
②消費者向有担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、消費者向貸付残高のうち有担保(除住宅向)貸付残高が最も多いもののうち、⑥~⑫のいずれにも該当しないもの
③消費者向住宅向貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、消費者向貸付残高のうち住宅向貸付残高が最も多いもののうち、⑥~⑫のいずれにも該当しないもの
④事業者向貸金業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、⑤~⑫のいずれにも該当しないもの
⑤手形割引業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、事業者向貸付残高のうち手形割引残高が5割以上(全国事業者金融協会に加盟しているものにあつては2割5分超)のもののうち、⑥~⑫のいずれにも該当しないもの
⑥クレジットカード会社	日本クレジットカード協会に加盟しているもの(⑦~⑫と重複する場合には⑥が優先する)
⑦信販会社	包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者として登録を受けているもの(⑧~⑫と重複する場合には⑦が優先する)
⑧流通・メーカー系会社	電気機械器具関係の一般社団法人等、自動車関係の一般社団法人等に加盟しているもの(関係会社が同法人に加盟している場合も含む)または、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟しているもの(関係会社が同協会等に加盟している場合も含む)(⑨、⑪と重複する場合には⑧が優先する)
⑨建設・不動産業者	建設・不動産関係の一般社団法人等に加盟しているもの(⑪と重複する場合には⑨が優先する)
⑩質屋	質屋の許可を受けているもの(⑧、⑨、⑪と重複する場合には⑩が優先する)
⑪リース会社	公益社団法人リース事業協会に加盟しているもの
⑫日賦貸金業者	日賦貸金業者として登録されているもの(⑧~⑪と重複する場合には⑫が優先する)
⑬非営利特例対象法人	上記にかかわらず、非営利特例対象法人として貸金業登録されているもの

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

(3)財務局・都道府県別の貸付残高（平成31年3月末）

財務局・都道府県別の貸付残高

（単位：億円）

	業者数	消費者向 貸付残高 (億円)	事業者向 貸付残高 (億円)	貸付残高 計 (億円)		業者数	消費者向 貸付残高 (億円)	事業者向 貸付残高 (億円)	貸付残高 計 (億円)
関東財務局	131	52,365	71,425	123,791	北陸財務局	7	25	13	39
東京都	394	1,773	69,405	71,179	富山県	10	0	170	171
神奈川県	40	299	6,679	6,978	石川県	7	4	50	55
埼玉県	23	251	43	295	福井県	7	2	3	6
千葉県	19	2	36	38	小計	24	8	224	233
山梨県	6	2	2	5	北陸管内合計	31	34	238	272
栃木県	6	25	5	31	中国財務局	15	124	605	730
茨城県	3	6	2	9	広島県	28	30	62	93
群馬県	10	3	456	460	山口県	12	16	3	20
新潟県	6	1	14	16	岡山県	16	65	83	148
長野県	6	2	25	28	鳥取県	2	0	2	3
小計	513	2,369	76,672	79,042	島根県	1	0	0	0
関東管内合計	644	54,734	148,098	202,833	小計	59	113	153	266
近畿財務局	36	8,545	886	9,432	中国管内合計	74	238	758	996
大阪府	125	302	13,658	13,961	四国財務局	10	198	8	206
京都府	26	30	1,169	1,200	香川県	3	2	4	6
兵庫県	38	21	299	320	徳島県	5	1	11	13
奈良県	7	7	19	27	愛媛県	20	25	24	49
和歌山県	7	11	5	17	高知県	11	38	31	69
滋賀県	4	0	0	0	小計	39	67	72	139
小計	207	374	15,152	15,527	四国管内合計	49	265	80	346
近畿管内合計	243	8,920	16,039	24,960	九州財務局	10	153	5	158
北海道財務局	5	544	1,519	2,063	熊本県	16	11	64	76
北海道	41	372	647	1,020	大分県	5	6	32	38
小計	41	372	647	1,020	宮崎県	11	16	37	54
北海道管内合計	46	917	2,167	3,084	鹿児島県	6	17	26	43
東北財務局	21	73	31	105	小計	38	51	160	212
宮城県	28	61	47	109	九州管内合計	48	205	166	371
岩手県	5	10	0	10	福岡財務支局	16	368	918	1,286
福島県	2	0	1	1	福岡県	70	128	1,066	1,195
秋田県	8	4	5	10	佐賀県	3	1	0	1
青森県	7	20	2	22	長崎県	16	18	5	24
山形県	4	0	1	2	小計	89	147	1,073	1,220
小計	54	98	58	157	福岡管内合計	105	515	1,991	2,507
東北管内合計	75	172	90	263	沖縄総合事務局	3	48	0	48
東海財務局	20	2,519	7,657	10,176	沖縄県	40	34	123	158
愛知県	51	562	5,294	5,856	小計	40	34	123	158
静岡県	28	48	191	239	沖縄管内合計	43	82	124	207
三重県	14	14	1	15					
岐阜県	10	2	29	32	財務局計	274	64,967	83,073	148,041
小計	103	627	5,516	6,144	都道府県計	1,207	4,266	99,855	104,122
東海管内合計	123	3,146	13,173	16,320	総合計	1,481	69,233	182,928	252,163

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。各貸付残高は、億円未満を切り捨てている。  
 (注2) 業者数は、業務報告書提出業者（1,700）のうち、貸付残高のない業者（219）を除いたものである。  
 (注3) 億円以下を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

### 3. 業態別貸付金利 (平成31年3月末)

#### 業態別貸付金利

業態	業者数	消費者向貸付					事業者向貸付			合計		
		残高 (億円)	(構成比)	金利 (%)	うち 無担保残高 (億円)	金利 (%)	残高 (億円)	(構成比)	金利 (%)	残高 (億円)	(構成比)	金利 (%)
消費者向無担保 貸金業者	363	28,263	40.8%	15.17%	27,530	15.28%	1,278	0.7%	8.27%	29,543	11.7%	14.88%
うち大手	6	24,637	35.6%	15.29%	24,002	15.42%	1,074	0.6%	8.41%	25,711	10.2%	15.01%
うち大手以外	357	3,626	5.2%	14.34%	3,527	14.32%	204	0.1%	7.52%	3,831	1.5%	13.98%
消費者向有担保 貸金業者	70	1,274	1.8%	3.04%	13	14.45%	789	0.4%	1.36%	2,064	0.8%	2.40%
消費者向住宅向 貸金業者	32	7,149	10.3%	2.77%	18	2.16%	1,145	0.6%	3.69%	8,295	3.3%	2.90%
事業者向貸金業者	530	890	1.3%	4.24%	126	9.20%	86,697	47.4%	1.51%	87,588	34.7%	1.53%
手形割引業者	74	2	0.0%	12.22%	0	14.61%	410	0.2%	9.96%	413	0.2%	9.98%
クレジットカード 会社	125	4,244	6.1%	14.29%	4,104	14.77%	18,852	10.3%	1.36%	23,097	9.2%	3.75%
信販会社	99	23,267	33.6%	9.32%	14,537	13.61%	11,790	6.4%	1.99%	35,057	13.9%	6.86%
流通・メーカー系 会社	20	161	0.2%	4.24%	26	15.39%	8,074	4.4%	0.34%	8,235	3.3%	0.42%
建設・不動産業者	76	422	0.6%	6.25%	3	6.02%	2,599	1.4%	3.14%	3,022	1.2%	3.57%
質屋	17	4	0.0%	15.32%	2	16.68%	40	0.0%	5.24%	44	0.0%	6.14%
リース会社	57	3,521	5.1%	1.76%	11	2.96%	51,218	28.0%	1.74%	54,739	21.7%	1.75%
日賦貸金業者	1	-	-	-	-	-	0	0.0%	17.70%	0	0.0%	17.70%
非営利特例対象 法人	17	30	0.0%	1.22%	30	1.22%	31	0.0%	2.45%	61	0.0%	1.84%
合計	1,481	69,233	100.0%	10.74%	46,406	14.68%	182,928	100.0%	1.64%	252,163	100.0%	4.14%

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。「金利」は「平均約定金利」である。

(注2) 「消費者向無担保貸金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。

(注3) 業者数は、業務報告書提出業者(1,700)のうち、貸付残高のない業者(219)を除いたものである。

(注4) 億円以下を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

## 4. 業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高（平成31年3月末）

業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高

業態	業者数	消費者向貸付						事業者向貸付			合計	
		件数 (件)	残高 (億円)	1件当たり 平均貸付 残高 (千円)	うち 無担保件数 (件)	うち 無担保残高 (億円)	1件当たり 平均貸付 残高 (千円)	件数 (件)	残高 (億円)	1件当たり 平均貸付 残高 (千円)	件数 (件)	残高 (億円)
消費者向無担保貸金業者	363	5,665,658	28,263	499	5,621,811	27,530	490	54,910	1,278	2,327	5,720,568	29,543
うち大手	6	4,679,493	24,637	526	4,655,693	24,002	516	47,468	1,074	2,263	4,726,961	25,711
うち大手以外	357	986,165	3,626	368	966,118	3,527	365	7,442	204	2,741	993,607	3,831
消費者向有担保貸金業者	70	36,770	1,274	3,465	5,080	13	256	2,565	789	30,760	39,335	2,064
消費者向住宅向貸金業者	32	57,522	7,149	12,428	2,095	18	859	4,092	1,145	27,981	61,614	8,295
事業者向貸金業者	530	71,259	890	1,249	61,375	126	205	73,072	86,697	118,646	144,331	87,588
手形割引業者	74	235	2	851	185	0	373	20,241	410	2,026	20,476	413
クレジットカード会社	125	1,954,502	4,244	217	1,953,350	4,104	210	37,649	18,852	50,073	1,992,151	23,097
信販会社	99	11,513,578	23,267	202	11,405,566	14,537	127	374,013	11,790	3,152	11,887,591	35,057
流通・メーカー系会社	20	18,142	161	887	16,249	26	160	2,658	8,074	303,762	20,800	8,235
建設・不動産業者	76	8,102	422	5,209	984	3	305	6,921	2,599	37,552	15,023	3,022
質屋	17	1,556	4	257	1,406	2	142	499	40	8,016	2,055	44
リース会社	57	26,505	3,521	13,284	2,755	11	399	20,181	51,218	253,793	46,686	54,739
日賦貸金業者	1	-	-	-	-	-	-	92	0	337	92	0
非営利特例対象法人	17	1,286	30	2,333	1,286	30	2,333	493	31	6,288	1,779	61
合計	1,481	19,355,115	69,233	358	19,072,142	46,406	243	597,386	182,928	30,621	19,952,501	252,163

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注2) 業者数は、業務報告書提出業者（1,700）のうち、貸付残高のない業者（219）を除いたものである。

(注3) 「消費者向無担保貸金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。

(注4) 「件数」は各業者分を単純合計したもの（延べ数）。件数の捉え方は各業者の契約形態や債権管理方法等によるため、1件当たり平均貸付残高等について、業態間の単純な比較はできない。

(注5) 億円以下を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

## 5. 消費者向無担保貸金業者の貸付残高(平成31年3月末)

### (1)貸付金利別

#### 消費者向無担保貸金業者の貸付残高(貸付金利別)

金利	該当業者数		消費者向無担保貸付残高				1件当たり 平均貸付 残高(千円)
		構成比(%)	残高(億円)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	
28%超	2	0.6	0	0.0	34	0.0	559
26%超~28%以下	1	0.3	0	0.0	10	0.0	300
24%超~26%以下	3	0.8	2	0.0	1,629	0.0	123
22%超~24%以下	4	1.1	0	0.0	759	0.0	107
20%超~22%以下	4	1.1	1	0.0	915	0.0	109
18%超~20%以下	66	18.2	114	0.4	59,960	1.1	190
16%超~18%以下	187	51.5	1,906	6.9	697,372	12.4	273
14%超~16%以下	37	10.2	23,273	84.5	4,488,691	79.8	518
12%超~14%以下	13	3.6	1,568	5.7	341,543	6.1	459
10%超~12%以下	8	2.2	5	0.0	1,656	0.0	302
8%超~10%以下	7	1.9	4	0.0	703	0.0	569
6%超~8%以下	4	1.1	151	0.5	17,212	0.3	877
4%超~6%以下	7	1.9	2	0.0	360	0.0	556
2%超~4%以下	15	4.1	496	1.8	10,876	0.2	4,561
2%以下	5	1.4	1	0.0	91	0.0	1,099
合計	363	100.0	27,530	100.0	5,621,811	100.0	490

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注2) 億円以下を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

### (2)貸付残高規模別

#### 消費者向無担保貸金業者の貸付残高(貸付残高規模別)

貸付残高規模	該当業者数		消費者向無担保貸付残高				1件当たり 平均貸付 残高(千円)
		構成比(%)	残高(億円)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	
5,000億円超	2	0.6	15,654	56.9	2,909,318	51.8	538
1,000億円超~5,000億円以下	3	0.8	8,194	29.8	1,709,913	30.4	479
500億円超~1,000億円以下	0	-	-	-	-	-	-
100億円超~500億円以下	10	2.8	2,572	9.3	614,212	10.9	419
50億円超~100億円以下	5	1.4	355	1.3	90,645	1.6	392
10億円超~50億円以下	15	4.1	355	1.3	121,679	2.2	292
5億円超~10億円以下	21	5.8	141	0.5	60,029	1.1	235
1億円超~5億円以下	77	21.2	173	0.6	72,015	1.3	240
5,000万円超~1億円以下	62	17.1	42	0.2	19,767	0.4	212
1,000万円超~5,000万円以下	119	32.8	39	0.1	21,636	0.4	180
1,000万円以下	49	13.5	1	0.0	2,597	0.0	39
合計	363	100.0	27,530	100.0	5,621,811	100.0	490

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注2) 億円以下を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

## 6. 事業者向貸金業者の貸付残高（平成31年3月末）

### (1) 貸付金利別

#### 事業者向貸金業者の貸付残高（貸付金利別）

金利	該当業者数		事業者向貸付残高				1件当たり 平均貸付残高 (百万円)
	構成比 (%)	残高 (億円)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)		
28%超	2	0.4	2	0.0	7	0.0	28.6
26%超～28%以下	0	-	-	-	-	-	-
24%超～26%以下	0	-	-	-	-	-	-
22%超～24%以下	1	0.2	4	0.0	42	0.1	9.5
20%超～22%以下	1	0.2	0	0.0	6	0.0	0.0
18%超～20%以下	7	1.3	1	0.0	592	0.8	0.2
16%超～18%以下	15	2.8	10	0.0	1,045	1.4	1.0
14%超～16%以下	74	14.0	336	0.4	2,471	3.4	13.6
12%超～14%以下	51	9.6	943	1.1	15,072	20.8	6.3
10%超～12%以下	47	8.9	921	1.1	13,419	18.5	6.9
8%超～10%以下	42	7.9	1,555	1.8	3,325	4.6	46.8
6%超～8%以下	29	5.5	941	1.1	1,401	1.9	67.2
4%超～6%以下	42	7.9	3,470	4.0	1,081	1.5	321.0
2%超～4%以下	82	15.5	3,875	4.5	29,607	40.9	13.1
2%以下	137	25.8	74,620	86.1	4,356	6.0	1713
合計	530	100.0	86,684	100.0	72,424	100.0	119.7

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注2) 事業者向貸金業者の貸付残高のうち、手形割引残高（約13億円）を除いている。

(注3) 億円以下を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

### (2) 貸付残高規模別

#### 事業者向貸金業者の貸付残高（貸付残高規模別）

貸付残高規模	該当業者数		事業者向貸付残高				1件当たり 平均貸付残高 (百万円)
	構成比 (%)	残高 (億円)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)		
5,000億円超	5	0.9	41,194	47.5	1,652	2.3	2493.6
1,000億円超～5,000億円以下	9	1.7	18,919	21.8	385	0.5	4914
500億円超～1,000億円以下	16	3.0	10,825	12.5	27,478	37.9	39.4
100億円超～500億円以下	45	8.5	11,203	12.9	24,919	34.4	45.0
50億円超～100億円以下	23	4.3	1,705	2.0	1,628	2.2	104.7
10億円超～50億円以下	97	18.3	2,085	2.4	7,230	10.0	28.8
5億円超～10億円以下	60	11.3	434	0.5	2,505	3.5	17.3
1億円超～5億円以下	100	18.9	244	0.3	3,754	5.2	6.5
5,000万円超～1億円以下	58	10.9	42	0.0	1,453	2.0	2.9
1,000万円超～5,000万円以下	90	17.0	25	0.0	1,285	1.8	1.9
1,000万円以下	27	5.1	0	0.0	135	0.2	0.0
合計	530	100.0	86,684	100.0	72,424	100.0	119.7

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注2) 事業者向貸金業者の貸付残高のうち、手形割引残高（約13億円）を除いている。

(注3) 億円以下を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

## 7. 貸金業者の行政処分件数の推移

貸金業者の行政処分件数の推移

(単位:件)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度				計
						4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
財務局登録貸金業者	処分事由									
	業務改善 (法第24条の6の3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	業務停止 (旧規制法第36条、法第24条の6の4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	登録取消し (旧規制法第37条、法第24条の6の4、法第24条の6の5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	所在不明者の登録取消し (旧規制法第38条、法第24条の6の6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処分件数計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都道府県登録貸金業者	処分事由									
	業務改善 (法第24条の6の3)	5	10	12	8	2	0	0	2	4
	業務停止 (旧規制法第36条、法第24条の6の4)	7	9	4	8	0	2	1	0	3
	登録取消し (旧規制法第37条、法第24条の6の4、法第24条の6の5)	2	1	0	1	0	0	0	1	1
	所在不明者の登録取消し (旧規制法第38条、法第24条の6の6)	2	1	0	0	1	0	0	0	1
	処分件数計	16	21	16	17	3	2	1	3	9
計	処分事由									
	業務改善 (法第24条の6の3)	5	10	12	8	2	0	0	2	4
	業務停止 (旧規制法第36条、法第24条の6の4)	7	9	4	8	0	2	1	0	3
	登録取消し (旧規制法第37条、法第24条の6の4、法第24条の6の5)	2	1	0	1	0	0	0	1	1
	所在不明者の登録取消し (旧規制法第38条、法第24条の6の6)	2	1	0	0	1	0	0	0	1
	処分件数計	16	21	16	17	3	2	1	3	9

(注) 表中の「旧規制法」とは、貸金業の規制等に関する法律のことであり、「法」とは貸金業法のことである。

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

## 8. 金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等（苦情、相談・照会）件数

### (1) 内容別

貸金業に係る苦情等件数（内容別）

（単位：件）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度				
	計	計	計	計	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
苦情等受付件数	11,649	10,154	7,676	5,560	1,215	1,295	1,287	971	4,768
うち無登録業者に係るもの	4,457	3,951	2,346	1,681	174	282	339	203	998
取立て行為	195	158	159	105	17	20	22	10	69
契約内容	107	86	104	63	14	17	12	11	54
金利	46	44	42	18	6	1	4	7	18
年金担保	6	2	0	4	0	0	0	0	0
帳簿の開示	62	69	24	25	3	8	7	2	20
過剰貸付け	5	5	7	1	0	0	1	1	2
行政当局詐称、登録業者詐称	49	31	22	5	0	5	3	1	9
保証契約	25	20	6	4	1	0	0	0	1
広告・勧誘（詐称以外）	65	45	70	159	11	18	15	22	66
その他	476	340	411	276	75	64	71	67	277
苦情計	1,036	800	845	660	127	133	135	121	516
債務整理等	982	1,136	753	263	78	55	50	27	210
金利	113	63	62	55	10	17	13	10	50
相談先	315	219	256	460	80	59	26	56	221
登録確認（無登録の疑いあり）	4,022	3,833	2,344	1,621	174	282	339	203	998
制度改正要望	19	24	35	9	0	3	6	1	10
法令等解釈	673	620	568	535	137	158	158	104	557
その他	4,489	3,459	2,813	1,957	609	588	560	449	2,206
相談・照会計	10,613	9,354	6,831	4,900	1,088	1,162	1,152	850	4,252

（注）件数については、その内容が複数にわたる場合でも延べで計上せず、主なものを1件として計上。令和元年度は平成31年4月を含む。令和元年度は平成31年4月を含む。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

### (2) 受付先別

貸金業に係る苦情等件数（受付先別）

（単位：件）

区分	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計
苦情等受付件数	1,142	3,575	6,932	11,649	1,036	2,900	6,218	10,154	1,096	1,873	4,707	7,676	934	1,561	3,065	5,560	971	1,455	2,342	4,768
うち無登録業者に係るもの	637	752	3,068	4,457	566	449	2,936	3,951	618	301	1,427	2,346	288	210	1,183	1,681	189	281	528	998
取立て行為	2	75	118	195	1	52	105	158	28	38	93	159	18	25	62	105	9	28	32	69
契約内容	3	7	97	107	0	9	77	86	24	6	74	104	11	10	42	63	6	8	40	54
金利	1	4	41	46	0	3	41	44	12	4	26	42	5	2	11	18	3	4	11	18
年金担保	0	0	6	6	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0
帳簿の開示	1	17	44	62	0	26	43	69	0	3	21	24	0	11	14	25	0	6	14	20
過剰貸付け	0	2	3	5	0	1	4	5	4	3	0	7	0	0	1	1	0	2	0	2
行政当局詐称、登録業者詐称	0	4	45	49	0	8	23	31	2	2	18	22	0	0	5	5	0	5	4	9
保証契約	0	0	25	25	0	1	19	20	0	1	5	6	2	1	1	4	0	0	1	1
広告・勧誘（詐称以外）	5	18	42	65	3	6	36	45	45	8	17	70	103	4	52	159	37	2	27	66
その他	13	163	300	476	4	96	240	340	32	114	265	411	3	65	208	276	7	60	210	277
苦情計	25	290	721	1,036	8	202	590	800	147	179	519	845	142	118	400	660	62	115	339	516
債務整理等	3	40	939	982	6	155	975	1,136	8	122	623	753	28	18	217	263	12	63	135	210
金利	38	36	39	113	6	24	33	63	4	24	34	62	17	26	12	55	12	19	19	50
相談先	11	117	187	315	10	123	86	219	25	186	45	256	174	201	85	460	123	53	45	221
登録確認（無登録の疑いあり）	123	1,270	2,629	4,022	421	910	2,502	3,833	595	419	1,330	2,344	252	359	1,010	1,621	189	281	528	998
制度改正要望	13	5	1	19	19	4	1	24	9	18	8	35	4	4	1	9	1	6	3	10
法令等解釈	109	134	430	673	213	82	325	620	219	46	303	568	184	65	286	535	188	94	275	557
その他	820	1,683	1,986	4,489	353	1,400	1,706	3,459	89	879	1,845	2,813	133	770	1,054	1,957	384	824	998	2,206
相談・照会計	1,117	3,285	6,211	10,613	1,028	2,698	5,628	9,354	949	1,694	4,188	6,831	792	1,443	2,665	4,900	909	1,340	2,003	4,252

（注）件数については、その内容が複数にわたる場合でも延べで計上せず、主なものを1件として計上。令和元年度は平成31年4月を含む。令和元年度は平成31年4月を含む。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

## 日本貸金業協会 月次統計資料

### 1. 概要

#### (1)月次統計資料

月次統計資料として、以下の資料を公表している。

統計名	更新時期	概要
協会の状況	(前々月末実績を)毎月20日～25日頃	加盟協会員数の推移等
相談・苦情・紛争の状況	(前月末実績を)毎月20日～25日頃	日本貸金業協会設置の貸金業相談・紛争解決センターで受電した相談・苦情・紛争件数やその内容内訳
月次実態調査	(前々月末実績を)毎月20日～25日頃	特定の協会員の協力を得て作成している貸金市場の動向調査

#### (2)月次実態調査

月次実態調査とは、特定の協会員の協力を得て、その動向を月次で調査・分析した統計資料であり、全協会員の貸付残高の70%以上のカバレッジを確保している。

業態	協力社数	カバレッジ	対象事業者
消費者金融業態	15社	85.1%	・消費者向無担保貸金業者 ・消費者向有担保貸金業者 ・消費者向住宅向貸金業者 等
クレジット業態等	26社	93.0%	・クレジットカード会社 ・信販会社 ・流通・メーカー系会社
事業者金融業態	13社	33.4%	・事業者向貸金業者 ・リース会社 ・手形割引業者 等
全体	54社	78.2%	—

(注1)カバレッジは、各協力社の平成31年3月末時点での貸付残高を、全協会員1,082社(平成31年3月末)の貸付残高で(各業態別に)除した割合を示す。

(注2)協力社数は、平成31年4月末時点での数値。

### 2. 協会員数

#### (1)協会員数と加入率

協会員数と加入率の推移

(単位:社)

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	12月	3月	9月	3月										
月末協会員数	4,063	3,776	3,561	2,990	2,525	2,100	1,670	1,560	1,486	1,410	1,362	1,312	1,279	1,246
登録貸金業者数	10,108	9,115	7,564	6,178	4,909	4,057	2,828	2,589	2,455	2,350	2,280	2,217	2,160	2,113
協会加入率	40.2%	41.4%	47.1%	48.4%	51.4%	51.8%	59.1%	60.3%	60.5%	60.0%	59.7%	59.2%	59.2%	59.0%

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	9月	3月	9月	3月								
月末協会員数	1,241	1,214	1,241	1,214	1,168	1,148	1,136	1,106	1,091	1,086	1,071	1,053
登録貸金業者数	2,076	2,011	2,076	2,011	1,894	1,866	1,819	1,771	1,745	1,716	1,680	1,647
協会加入率	59.8%	60.4%	59.8%	60.4%	61.7%	61.6%	62.5%	62.5%	62.5%	63.3%	63.8%	63.9%

(2)財務局・都道府県知事別の協会員数

財務局・都道府県知事別の協会員数と加入率（令和元年3月）

（単位：社）

	協会員数	登録業者数	加入率
関東財務局	115	131	87.8%
東京都	237	544	43.6%
神奈川県	25	39	64.1%
埼玉県	10	24	41.7%
千葉県	14	22	63.6%
山梨県	5	5	100.0%
栃木県	7	7	100.0%
茨城県	4	4	100.0%
群馬県	8	9	88.9%
新潟県	3	5	60.0%
長野県	2	5	40.0%
小計	315	664	47.4%
合計	430	795	54.1%
近畿財務局	35	35	100.0%
大阪府	87	132	65.9%
京都府	25	27	92.6%
兵庫県	18	36	50.0%
奈良県	4	7	57.1%
和歌山県	4	7	57.1%
滋賀県	5	5	100.0%
小計	143	214	66.8%
合計	178	249	71.5%
北海道財務局	5	5	100.0%
北海道	30	40	75.0%
小計	30	40	75.0%
合計	35	45	77.8%
東北財務局	21	21	100.0%
宮城県	16	23	69.6%
岩手県	4	4	100.0%
福島県	2	2	100.0%
秋田県	7	8	87.5%
青森県	4	7	57.1%
山形県	3	3	100.0%
小計	36	47	76.6%
合計	57	68	83.8%
東海財務局	22	22	100.0%
愛知県	31	52	59.6%
静岡県	23	28	82.1%
三重県	10	14	71.4%
岐阜県	7	11	63.6%
小計	71	105	67.6%
合計	93	127	73.2%

	協会員数	登録業者数	加入率
北陸財務局	7	7	100.0%
富山県	7	10	70.0%
石川県	3	7	42.9%
福井県	5	6	83.3%
小計	15	23	65.2%
合計	22	30	73.3%
中国財務局	15	15	100.0%
広島県	22	27	81.5%
山口県	9	11	81.8%
岡山県	10	17	58.8%
鳥取県	3	3	100.0%
島根県	1	1	100.0%
小計	45	59	76.3%
合計	60	74	81.1%
四国財務局	10	10	100.0%
香川県	3	4	75.0%
徳島県	5	6	83.3%
愛媛県	8	21	38.1%
高知県	7	9	77.8%
小計	23	40	57.5%
合計	33	50	66.0%
九州財務局	10	10	100.0%
熊本県	12	16	75.0%
大分県	4	6	66.7%
宮崎県	5	11	45.5%
鹿児島県	4	7	57.1%
小計	25	40	62.5%
合計	35	50	70.0%
福岡財務支局	14	16	87.5%
福岡県	39	76	51.3%
佐賀県	2	4	50.0%
長崎県	13	14	92.9%
小計	54	94	57.4%
合計	68	110	61.8%
沖縄総合事務局	3	3	100.0%
沖縄県	39	46	84.8%
小計	39	46	84.8%
合計	42	49	85.7%
財務局計	257	275	93.5%
都道府県計	796	1,372	58.0%
総合計	1,053	1,647	63.9%

財務局・都道府県別協会員数の推移(平成30年~令和元年の各3月末)

(単位:社)

	平成30年	平成31年	令和元年
関東財務局	120	117	115
東京都	233	239	237
神奈川県	27	28	25
埼玉県	15	14	10
千葉県	13	13	14
山梨県	6	6	5
栃木県	7	7	7
茨城県	4	4	4
群馬県	8	8	8
新潟県	4	4	3
長野県	3	3	2
小計	320	326	315
合計	440	443	430
近畿財務局	38	38	35
大阪府	86	85	87
京都府	28	27	25
兵庫県	22	21	18
奈良県	6	5	4
和歌山県	3	4	4
滋賀県	6	5	5
小計	151	147	143
合計	189	185	178
北海道財務局	5	5	5
北海道	32	32	30
小計	32	32	30
合計	37	37	35
東北財務局	21	21	21
宮城県	20	18	16
岩手県	5	4	4
福島県	2	2	2
秋田県	7	7	7
青森県	4	4	4
山形県	3	3	3
小計	41	38	36
合計	62	59	57
東海財務局	21	22	22
愛知県	33	30	31
静岡県	25	24	23
三重県	11	11	10
岐阜県	7	7	7
小計	76	72	71
合計	97	94	93

	平成30年	平成31年	令和元年
北陸財務局	7	7	7
富山県	7	7	7
石川県	2	3	3
福井県	6	6	5
小計	15	16	15
合計	22	23	22
中国財務局	15	15	15
広島県	25	23	22
山口県	12	10	9
岡山県	14	10	10
鳥取県	4	3	3
島根県	1	1	1
小計	56	47	45
合計	71	62	60
四国財務局	12	10	10
香川県	4	3	3
徳島県	5	5	5
愛媛県	6	9	8
高知県	9	7	7
小計	24	24	23
合計	36	34	33
九州財務局	10	10	10
熊本県	13	12	12
大分県	5	4	4
宮崎県	5	5	5
鹿児島県	4	4	4
小計	27	25	25
合計	37	35	35
福岡財務支局	15	15	14
福岡県	43	42	39
佐賀県	3	2	2
長崎県	14	14	13
小計	60	58	54
合計	75	73	68
沖縄総合事務局	3	3	3
沖縄県	37	38	39
小計	37	38	39
合計	40	41	42
財務局計	267	263	257
都道府県計	839	823	796
総合計	1,106	1,086	1,053

### 3. 貸付残高・貸付件数

#### (1)業態別貸付残高・貸付件数の推移

##### 業態別貸付残高とシェアの推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		54社	54社	54社	54社	54社	53社							
業態 消費者金融	平成30年度	3,076,954	3,100,070	3,107,000	3,115,119	3,106,626	3,121,124	3,158,434	3,188,328	3,181,435	3,193,921	3,215,122	3,259,556	
	令和元年度	3,256,369	3,287,247	3,295,060	3,303,288	3,320,141	3,348,073	3,362,214	3,386,759	3,375,516	3,381,715	3,404,902	3,423,740	
	前年同月比	5.8%	6.0%	6.1%	6.0%	6.9%	7.3%	6.5%	6.2%	6.1%	5.9%	5.9%	5.0%	
業態 事業者金融	平成30年度	640,132	645,765	650,474	650,369	652,997	662,581	635,826	668,536	665,558	673,378	672,406	672,610	
	令和元年度	695,767	698,097	702,476	710,196	717,837	722,046	727,877	730,413	732,496	743,216	745,011	745,561	
	前年同月比	8.7%	8.1%	8.0%	9.2%	9.9%	9.0%	14.5%	9.3%	10.1%	10.4%	10.8%	10.8%	
業態等 クレジット	平成30年度	5,892,300	6,060,873	5,935,588	6,009,734	5,960,697	6,000,315	6,011,590	6,201,114	6,468,311	6,113,001	6,030,918	6,217,087	
	令和元年度	6,459,226	6,499,224	6,700,847	6,875,464	6,686,630	6,884,082	6,874,603	6,896,316	7,240,614	7,241,275	7,298,965	7,451,710	
	前年同月比	9.6%	7.2%	12.9%	14.4%	12.2%	14.7%	14.4%	11.2%	11.9%	18.5%	21.0%	19.9%	
全体	平成30年度	9,609,386	9,806,708	9,693,062	9,775,221	9,720,320	9,784,020	9,805,849	10,057,978	10,315,305	9,980,301	9,918,445	10,149,253	
	令和元年度	10,411,363	10,484,569	10,698,382	10,888,948	10,724,608	10,954,201	10,964,693	11,013,488	11,348,625	11,366,207	11,448,878	11,621,012	
	前年同月比	8.3%	6.9%	10.4%	11.4%	10.3%	12.0%	11.8%	9.5%	10.0%	13.9%	15.4%	14.5%	
業態別シェア	平成30年度	消費者金融業態	32.0%	31.6%	32.1%	31.9%	32.0%	31.9%	32.2%	31.7%	30.8%	32.0%	32.4%	32.1%
		事業者金融業態	6.7%	6.6%	6.7%	6.7%	6.7%	6.8%	6.5%	6.6%	6.5%	6.7%	6.8%	6.6%
		クレジット業態等	61.3%	61.8%	61.2%	61.5%	61.3%	61.3%	61.3%	61.7%	62.7%	61.3%	60.8%	61.3%
		合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	令和元年度	消費者金融業態	31.3%	31.4%	30.8%	30.3%	31.0%	30.6%	30.7%	30.8%	29.7%	29.8%	29.7%	29.5%
		事業者金融業態	6.7%	6.7%	6.6%	6.5%	6.7%	6.6%	6.6%	6.6%	6.5%	6.5%	6.5%	6.4%
		クレジット業態等	62.0%	62.0%	62.6%	63.1%	62.3%	62.8%	62.7%	62.6%	63.8%	63.7%	63.8%	64.1%
		合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

##### 業態別貸付件数の推移

(単位：件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		53社											
業態 消費者金融	平成30年度	4,719,348	4,767,876	4,772,569	4,784,963	4,819,537	4,831,897	4,901,472	4,941,355	4,855,107	4,943,613	4,978,761	5,025,426
	令和元年度	5,027,165	5,116,177	5,117,222	5,128,529	5,158,647	5,176,306	5,211,119	5,252,101	5,220,730	5,243,535	5,278,475	5,311,587
	前年同月比	6.5%	7.3%	7.2%	7.2%	7.0%	7.1%	6.3%	6.3%	7.5%	6.1%	6.0%	5.7%
業態 事業者金融	平成30年度	90,252	90,257	90,257	90,470	90,460	90,366	90,392	90,455	90,570	90,770	90,869	90,427
	令和元年度	87,813	88,067	88,340	88,769	88,939	89,211	89,527	89,777	90,186	90,491	90,864	90,079
	前年同月比	-2.7%	-2.4%	-2.1%	-1.9%	-1.7%	-1.3%	-1.0%	-0.7%	-0.4%	-0.3%	0.0%	-0.4%
業態等 クレジット	平成30年度	95,088,060	95,212,690	95,333,924	95,368,910	95,668,683	95,220,427	95,532,776	95,918,331	95,923,444	96,092,790	96,211,222	96,425,588
	令和元年度	96,946,360	97,251,307	97,361,496	97,195,460	97,652,798	97,678,447	97,896,274	98,214,133	98,240,758	98,371,530	98,622,834	98,737,777
	前年同月比	2.0%	2.1%	2.1%	1.9%	2.1%	2.6%	2.5%	2.4%	2.4%	2.4%	2.5%	2.4%
全体	平成30年度	99,897,660	100,070,823	100,196,750	100,244,343	100,578,680	100,142,690	100,524,640	100,950,141	100,869,121	101,127,173	101,280,852	101,541,441
	令和元年度	102,061,338	102,455,551	102,567,058	102,412,758	102,900,384	102,943,964	103,196,920	103,556,011	103,551,674	103,705,556	103,992,173	104,139,443
	前年同月比	2.2%	2.4%	2.4%	2.2%	2.3%	2.8%	2.7%	2.6%	2.7%	2.5%	2.7%	2.6%

(注)クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

(2)消費者向貸付

業態別貸付残高の推移

(単位:百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		54社	54社	54社	54社	54社	53社						
業態 消費者金融	平成30年度	2,896,574	2,919,243	2,925,234	2,929,118	2,945,322	2,953,051	2,988,762	3,013,230	3,002,676	3,008,475	3,026,973	3,075,012
	令和元年度	3,071,554	3,099,033	3,104,059	3,109,858	3,124,079	3,147,450	3,159,005	3,182,865	3,170,471	3,174,456	3,195,599	3,218,707
	前年同月比	6.0%	6.2%	6.1%	6.2%	6.1%	6.6%	5.7%	5.6%	5.6%	5.5%	5.6%	4.7%
業態 事業者金融	平成30年度	206,279	208,446	208,298	209,467	210,771	210,877	216,403	209,983	211,192	212,218	213,327	216,320
	令和元年度	217,805	219,914	222,265	224,350	225,461	228,085	230,264	231,506	232,734	234,103	235,791	234,565
	前年同月比	5.6%	5.5%	6.7%	7.1%	7.0%	8.2%	6.4%	10.3%	10.2%	10.3%	10.5%	8.4%
業態等 クレジット	平成30年度	2,491,357	2,521,794	2,524,731	2,516,230	2,532,916	2,553,456	2,579,276	2,605,367	2,582,971	2,586,522	2,601,301	2,631,403
	令和元年度	2,667,217	2,679,948	2,661,019	2,652,655	2,654,824	2,678,108	2,689,802	2,715,100	2,685,698	2,694,850	2,709,764	2,748,554
	前年同月比	7.1%	6.3%	5.4%	5.4%	4.8%	4.9%	4.3%	4.2%	4.0%	4.2%	4.2%	4.5%
全体	平成30年度	5,594,210	5,649,484	5,658,263	5,654,815	5,689,009	5,717,384	5,784,441	5,828,579	5,796,839	5,807,215	5,841,601	5,922,734
	令和元年度	5,956,575	5,998,895	5,987,344	5,986,864	6,004,363	6,053,644	6,079,070	6,129,471	6,088,902	6,103,409	6,141,154	6,201,826
	前年同月比	6.5%	6.2%	5.8%	5.9%	5.5%	5.9%	5.1%	5.2%	5.0%	5.1%	5.1%	4.7%

業態別貸付件数の推移

(単位:件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		54社	54社	54社	54社	54社	53社						
業態 消費者金融	平成30年度	4,693,862	4,742,284	4,746,810	4,759,252	4,792,710	4,804,848	4,874,411	4,914,181	4,827,841	4,916,265	4,950,411	4,997,062
	令和元年度	4,998,803	5,087,715	5,088,689	5,099,878	5,129,871	5,147,468	5,182,272	5,223,173	5,191,831	5,214,643	5,249,600	5,282,692
	前年同月比	6.5%	7.3%	7.2%	7.2%	7.0%	7.1%	6.3%	6.3%	7.5%	6.1%	6.0%	5.7%
業態 事業者金融	平成30年度	18,273	18,160	17,976	17,907	17,640	17,488	17,200	17,073	16,982	16,908	16,696	16,668
	令和元年度	16,588	16,542	16,532	16,549	16,366	16,334	16,316	16,218	16,164	16,145	16,110	15,945
	前年同月比	-9.2%	-8.9%	-8.0%	-7.6%	-7.2%	-6.6%	-5.1%	-5.0%	-4.8%	-4.5%	-3.5%	-4.3%
業態等 クレジット	平成30年度	94,925,826	95,049,583	95,170,386	95,205,405	95,504,522	95,055,538	95,367,275	95,752,016	95,757,375	95,926,304	96,044,366	96,257,996
	令和元年度	96,778,723	97,082,793	97,192,431	97,025,465	97,482,410	97,507,378	97,725,441	98,042,462	98,068,535	98,198,743	98,450,606	98,565,173
	前年同月比	2.0%	2.1%	2.1%	1.9%	2.1%	2.6%	2.5%	2.4%	2.4%	2.4%	2.5%	2.4%
全体	平成30年度	99,637,961	99,810,027	99,935,172	99,982,564	100,314,872	99,877,874	100,258,886	100,683,270	100,602,198	100,859,477	101,011,473	101,271,726
	令和元年度	101,794,114	102,187,050	102,297,652	102,141,892	102,628,647	102,671,180	102,924,029	103,281,853	103,276,530	103,429,531	103,716,316	103,863,810
	前年同月比	2.2%	2.4%	2.4%	2.2%	2.3%	2.8%	2.7%	2.6%	2.7%	2.5%	2.7%	2.6%

(注)クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

貸付種別毎の貸付残高、貸付件数の推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		54社	54社	54社	54社	54社	53社							
貸付残高 (百万円)	無担保貸付 (住宅向を除く)	平成30年度	4,118,204	4,153,370	4,134,530	4,117,601	4,130,310	4,141,391	4,182,250	4,212,210	4,157,181	4,159,150	4,168,180	4,189,211
		令和元年度	4,216,786	4,242,445	4,221,514	4,210,511	4,223,635	4,241,861	4,263,806	4,295,631	4,235,632	4,240,685	4,254,904	4,272,750
		前年同月比	2.4%	2.1%	2.1%	2.3%	2.3%	2.4%	2.0%	2.0%	1.9%	2.0%	2.1%	2.0%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	平成30年度	104,732	104,375	103,212	102,489	102,573	102,540	101,978	94,107	94,000	93,714	92,684	103,570
		令和元年度	103,185	102,457	102,221	101,988	101,296	102,347	102,365	102,099	102,012	101,486	101,330	100,952
		前年同月比	-1.5%	-1.8%	-1.0%	-0.5%	-1.2%	-0.2%	0.4%	8.5%	8.5%	8.3%	9.3%	-2.5%
	住宅向貸付	平成30年度	1,371,274	1,391,739	1,420,520	1,434,725	1,456,126	1,473,454	1,500,213	1,522,262	1,545,657	1,554,350	1,580,737	1,629,953
		令和元年度	1,636,605	1,653,993	1,663,609	1,674,365	1,679,432	1,709,436	1,712,899	1,731,741	1,751,258	1,761,238	1,784,919	1,828,124
		前年同月比	19.3%	18.8%	17.1%	16.7%	15.3%	16.0%	14.2%	13.8%	13.3%	13.3%	12.9%	12.2%
有残件数 (件)	無担保貸付 (住宅向を除く)	平成30年度	99,480,742	99,650,602	99,773,700	99,819,756	100,150,571	99,718,363	100,097,964	100,521,595	100,436,970	100,694,926	100,844,994	101,097,322
		令和元年度	101,614,697	102,006,147	102,115,429	101,963,786	102,445,347	102,490,775	102,742,538	103,099,096	103,092,147	103,244,444	103,529,426	103,674,291
		前年同月比	2.1%	2.4%	2.3%	2.1%	2.3%	2.8%	2.6%	2.6%	2.6%	2.5%	2.7%	2.5%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	平成30年度	19,520	19,431	19,259	19,180	19,112	19,017	18,566	17,485	17,397	17,340	17,234	21,517
		令和元年度	21,393	21,241	21,073	20,946	19,835	19,733	19,619	19,454	19,264	19,202	19,058	18,878
		前年同月比	9.6%	9.3%	9.4%	9.2%	3.8%	3.8%	5.7%	11.3%	10.7%	10.7%	10.6%	-12.3%
	住宅向貸付	平成30年度	137,700	139,994	142,213	143,628	145,189	140,494	142,356	144,190	147,831	147,211	149,245	152,887
		令和元年度	158,025	159,662	161,149	157,160	163,465	160,672	161,872	163,303	165,119	165,885	167,832	170,641
		前年同月比	14.8%	14.0%	13.3%	9.4%	12.6%	14.4%	13.7%	13.3%	11.7%	12.7%	12.5%	11.6%

(注)「有残件数」には、クレジット業態等における、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数も含む。

(3)事業者向貸付

業態別貸付残高の推移

(単位:百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		54社	54社	54社	54社	54社	53社						
業態 消費者金融	平成30年度	180,380	180,826	181,767	186,001	161,304	168,073	169,672	175,098	178,759	185,446	188,149	184,544
	令和元年度	184,816	188,214	191,001	193,430	196,062	200,623	203,209	203,894	205,045	207,259	209,303	205,033
	前年同月比	2.5%	4.1%	5.1%	4.0%	21.5%	19.4%	19.8%	16.4%	14.7%	11.8%	11.2%	11.1%
業態 事業者金融	平成30年度	433,853	437,320	442,176	440,902	442,226	451,705	419,423	458,553	454,367	461,161	459,079	456,290
	令和元年度	477,962	478,184	480,210	485,846	492,375	493,961	497,613	498,907	499,762	509,114	509,219	510,996
	前年同月比	10.2%	9.3%	8.6%	10.2%	11.3%	9.4%	18.6%	8.8%	10.0%	10.4%	10.9%	12.0%
業態等 クレジット	平成30年度	3,400,943	3,539,078	3,410,856	3,493,504	3,427,781	3,446,859	3,432,314	3,595,747	3,885,340	3,526,479	3,429,617	3,585,684
	令和元年度	3,792,009	3,819,276	4,039,828	4,222,808	4,031,807	4,205,974	4,184,801	4,181,216	4,554,916	4,546,425	4,589,201	4,703,156
	前年同月比	11.5%	7.9%	18.4%	20.9%	17.6%	22.0%	21.9%	16.3%	17.2%	28.9%	33.8%	31.2%
全体	平成30年度	4,015,176	4,157,224	4,034,799	4,120,407	4,031,311	4,066,637	4,021,408	4,229,399	4,518,466	4,173,086	4,076,845	4,226,518
	令和元年度	4,454,787	4,485,673	4,711,039	4,902,084	4,720,244	4,900,558	4,885,622	4,884,017	5,259,723	5,262,798	5,307,724	5,419,186
	前年同月比	10.9%	7.9%	16.8%	19.0%	17.1%	20.5%	21.5%	15.5%	16.4%	26.1%	30.2%	28.2%

業態別貸付件数の推移

(単位:件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		54社	54社	54社	54社	54社	53社						
業態 消費者金融	平成30年度	25,486	25,592	25,759	25,711	26,827	27,049	27,061	27,174	27,266	27,348	28,350	28,364
	令和元年度	28,362	28,462	28,533	28,651	28,776	28,838	28,847	28,928	28,899	28,892	28,875	28,895
	前年同月比	11.3%	11.2%	10.8%	11.4%	7.3%	6.6%	6.6%	6.5%	6.0%	5.6%	1.9%	1.9%
業態 事業者金融	平成30年度	71,979	72,097	72,281	72,563	72,820	72,878	73,192	73,382	73,588	73,862	74,173	73,759
	令和元年度	71,225	71,525	71,808	72,220	72,573	72,877	73,211	73,559	74,022	74,346	74,754	74,134
	前年同月比	-1.0%	-0.8%	-0.7%	-0.5%	-0.3%	0.0%	0.0%	0.2%	0.6%	0.7%	0.8%	0.5%
業態等 クレジット	平成30年度	162,234	163,107	163,537	163,505	164,161	164,889	165,501	166,315	166,069	166,486	166,856	167,592
	令和元年度	167,637	168,514	169,065	169,995	170,388	171,069	170,833	171,671	172,223	172,787	172,228	172,604
	前年同月比	3.3%	3.3%	3.4%	4.0%	3.8%	3.7%	3.2%	3.2%	3.7%	3.8%	3.2%	3.0%
全体	平成30年度	259,699	260,796	261,577	261,779	263,808	264,816	265,754	266,871	266,923	267,696	269,379	269,715
	令和元年度	267,224	268,501	269,406	270,866	271,737	272,784	272,891	274,158	275,144	276,025	275,857	275,633
	前年同月比	2.9%	3.0%	3.0%	3.5%	3.0%	3.0%	2.7%	2.7%	3.1%	3.1%	2.4%	2.2%

(注)クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

貸付種別毎の貸付残高、貸付件数の推移

(単位:百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		54社	54社	54社	54社	54社	53社							
貸付残高(百万円)	無担保貸付 (住宅向を除く)	平成30年度	477,041	470,352	471,715	471,247	469,584	520,943	480,459	489,992	493,415	496,836	495,765	508,603
		令和元年度	534,073	518,573	528,331	560,781	530,805	537,826	542,116	543,321	543,263	551,272	550,005	565,852
		前年同月比	12.0%	10.3%	12.0%	19.0%	13.0%	3.2%	12.8%	10.9%	10.1%	11.0%	10.9%	11.3%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	平成30年度	691,928	693,482	699,967	706,264	706,304	702,003	672,058	712,825	715,991	720,225	727,601	724,114
		令和元年度	751,195	755,794	753,869	767,493	768,447	775,365	783,367	788,035	802,307	808,118	804,900	797,421
		前年同月比	8.6%	9.0%	7.7%	8.7%	8.8%	10.5%	16.6%	10.6%	12.1%	12.2%	10.6%	10.1%
	営業貸付 その他	平成30年度	2,846,206	2,993,390	2,863,117	2,942,896	2,855,423	2,843,690	2,868,892	3,026,582	3,309,060	2,956,025	2,853,479	2,993,801
		令和元年度	3,169,519	3,211,306	3,428,839	3,573,811	3,420,992	3,587,367	3,560,140	3,552,661	3,914,153	3,903,409	3,952,819	4,055,913
		前年同月比	11.4%	7.3%	19.8%	21.4%	19.8%	26.2%	24.1%	17.4%	18.3%	32.0%	38.5%	35.5%
有残件数(件)	無担保貸付 (住宅向を除く)	平成30年度	241,358	242,440	243,127	243,286	245,184	246,027	246,747	247,719	247,447	248,047	249,729	250,034
		令和元年度	246,583	247,759	248,674	249,768	250,456	251,403	251,413	252,489	253,319	254,034	253,872	253,619
		前年同月比	2.2%	2.2%	2.3%	2.7%	2.2%	2.2%	1.9%	1.9%	2.4%	2.4%	1.7%	1.4%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	平成30年度	15,225	15,206	15,310	15,325	15,427	15,594	15,779	15,901	16,170	16,316	16,331	16,350
		令和元年度	17,266	17,339	17,319	17,635	17,797	17,866	17,959	18,139	18,266	18,421	18,401	18,391
		前年同月比	13.4%	14.0%	13.1%	15.1%	15.4%	14.6%	13.8%	14.1%	13.0%	12.9%	12.7%	12.5%
	営業貸付 その他	平成30年度	3,116	3,150	3,140	3,168	3,197	3,195	3,228	3,251	3,306	3,333	3,319	3,331
		令和元年度	3,375	3,403	3,413	3,463	3,484	3,515	3,519	3,530	3,559	3,570	3,584	3,623
		前年同月比	8.3%	8.0%	8.7%	9.3%	9.0%	10.0%	9.0%	8.6%	7.7%	7.1%	8.0%	8.8%

(注1)「その他営業貸付」とは、貸金業法における“貸付”のうち、関係会社間貸付等、他の項目に含まれない貸付をいう。  
 (注2)「有残件数」には、クレジット業態等における、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数も含む。

## 4. 月間貸付金額・契約数

### (1)消費者向貸付

#### 業態別月間貸付金額の推移

(単位:百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		54社	54社	54社	54社	54社	53社						
業態 消費者金融	平成30年度	140,914	128,624	110,434	131,858	140,158	143,715	145,785	150,858	139,875	125,830	142,463	191,089
	令和元年度	146,164	154,609	145,407	150,538	147,354	177,791	148,115	153,572	149,116	133,372	150,288	194,530
	前年同月比	3.7%	20.2%	31.7%	14.2%	5.1%	23.7%	1.6%	1.8%	6.6%	6.0%	5.5%	1.8%
業態 事業者金融	平成30年度	4,602	3,884	3,538	3,446	3,295	2,573	2,614	2,454	4,023	2,895	3,686	5,621
	令和元年度	3,685	4,225	4,702	4,728	3,616	5,533	3,346	4,028	4,360	3,767	4,237	2,493
	前年同月比	-19.9%	8.8%	32.9%	37.2%	9.7%	115.0%	28.0%	64.2%	8.4%	30.1%	14.9%	-55.6%
業態等 クレジット	平成30年度	160,101	167,638	156,043	139,022	152,380	152,301	155,367	157,312	138,099	132,808	142,888	176,801
	令和元年度	145,483	154,388	133,525	124,434	129,445	151,469	140,754	141,955	128,244	130,920	138,719	176,506
	前年同月比	-9.1%	-7.9%	-14.4%	-10.5%	-15.1%	-0.5%	-9.4%	-9.8%	-7.1%	-1.4%	-2.9%	-0.2%
全体	平成30年度	305,617	300,146	270,015	274,326	295,833	298,590	303,767	310,624	281,997	261,533	289,036	373,511
	令和元年度	295,331	313,223	283,634	279,700	280,415	334,792	292,216	299,555	281,720	268,060	293,243	373,528
	前年同月比	-3.4%	4.4%	5.0%	2.0%	-5.2%	12.1%	-3.8%	-3.6%	-0.1%	2.5%	1.5%	0.0%

#### 業態別月間契約数の推移

(単位:件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		54社	54社	54社	54社	54社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社
業態 消費者金融	平成30年度	82,089	95,562	74,585	72,152	82,659	90,921	91,612	87,381	68,619	77,606	84,361	102,699
	令和元年度	87,316	106,365	79,930	78,623	84,288	99,192	91,245	89,285	71,618	80,382	87,626	100,745
	前年同月比	6.4%	11.3%	7.2%	9.0%	2.0%	9.1%	-0.4%	2.2%	4.4%	3.6%	3.9%	-1.9%
業態 事業者金融	平成30年度	200	162	165	164	153	119	146	172	192	155	200	243
	令和元年度	185	182	142	218	149	240	213	183	187	175	201	127
	前年同月比	-7.5%	12.3%	-13.9%	32.9%	-2.6%	101.7%	45.9%	6.4%	-2.6%	12.9%	0.5%	-47.7%
業態等 クレジット	平成30年度	796,832	870,686	733,399	750,461	821,453	772,125	787,960	865,245	815,850	794,629	865,021	946,498
	令和元年度	837,352	920,580	784,643	799,964	852,156	930,814	924,120	921,973	792,427	828,494	917,629	841,864
	前年同月比	5.1%	5.7%	7.0%	6.6%	3.7%	20.6%	17.3%	6.6%	-2.9%	4.3%	6.1%	-11.1%
全体	平成30年度	879,121	966,410	808,149	822,777	904,265	863,165	879,718	952,798	884,661	872,390	949,582	1,049,440
	令和元年度	924,853	1,027,127	864,715	878,805	936,593	1,030,246	1,015,578	1,011,441	864,232	909,051	1,005,456	942,736
	前年同月比	5.2%	6.3%	7.0%	6.8%	3.6%	19.4%	15.4%	6.2%	-2.3%	4.2%	5.9%	-10.2%

(注)クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

消費者金融業態における消費者向無担保貸付の成約率の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度	37.5%	37.8%	37.6%	37.6%	38.6%	38.5%	39.1%	38.8%	37.3%	36.7%	38.4%	37.7%
令和元年度	38.0%	38.6%	37.9%	36.8%	37.8%	38.0%	38.4%	38.1%	36.5%	36.2%	38.1%	37.1%
前年同月差	0.5%	0.8%	0.3%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.5%	-0.3%	-0.6%

(注1) 成約率は、消費者金融業態における消費者向無担保貸付の成約率（当月契約数/当月申込数）

(注2) 前年同月差は、令和元年度の成約率から平成30年度の成約率を単純減算したもの

(2) 事業者向貸付

業態別月間貸付金額の推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		54社	54社	54社	54社	54社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社
消費者金融業態	平成30年度	12,324	12,635	12,405	15,717	12,709	17,539	13,875	17,228	14,895	11,603	12,315	14,082
	令和元年度	12,774	13,607	14,680	15,807	12,907	18,421	11,698	17,392	15,563	10,748	12,081	15,000
	前年同月比	3.7%	7.7%	18.3%	0.6%	1.6%	5.0%	-15.7%	0.9%	4.5%	-7.4%	-1.9%	6.5%
事業者金融業態	平成30年度	27,869	29,031	29,971	30,931	30,313	34,793	38,048	34,389	30,704	30,350	30,668	29,011
	令和元年度	27,193	27,203	34,837	26,724	26,041	37,933	40,399	35,768	28,843	34,159	27,546	39,014
	前年同月比	-2.4%	-6.3%	16.2%	-13.6%	-14.1%	9.0%	6.2%	4.0%	-6.1%	12.6%	-10.2%	34.5%
クレジット等業態	平成30年度	631,723	730,459	611,785	633,190	595,339	588,779	450,116	597,965	866,579	432,069	365,951	538,926
	令和元年度	565,437	549,287	788,600	919,819	744,054	1,071,333	943,692	815,135	1,115,450	1,058,102	1,129,185	1,253,714
	前年同月比	-10.5%	-24.8%	28.9%	45.3%	25.0%	82.0%	109.7%	36.3%	28.7%	144.9%	208.6%	132.6%
全体	平成30年度	671,915	772,125	654,161	679,838	638,361	641,111	502,038	649,582	912,178	474,022	408,934	582,019
	令和元年度	605,404	590,097	838,117	962,349	783,003	1,127,687	995,789	868,295	1,159,855	1,103,009	1,168,811	1,307,728
	前年同月比	-9.9%	-23.6%	28.1%	41.6%	22.7%	75.9%	98.3%	33.7%	27.2%	132.7%	185.8%	124.7%

業態別月間契約数の推移

(単位：件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		54社	54社	54社	54社	54社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社
消費者金融業態	平成30年度	433	405	398	422	405	512	420	464	471	375	379	385
	令和元年度	396	389	430	425	395	441	384	566	457	327	368	488
	前年同月比	-8.5%	-4.0%	8.0%	0.7%	-2.5%	-13.9%	-8.6%	22.0%	-3.0%	-12.8%	-2.9%	26.8%
事業者金融業態	平成30年度	527	463	466	479	447	454	493	441	536	460	470	487
	令和元年度	456	396	367	481	446	483	476	461	474	370	391	440
	前年同月比	-13.5%	-14.5%	-21.2%	0.4%	-0.2%	6.4%	-3.4%	4.5%	-11.6%	-19.6%	-16.8%	-9.7%
クレジット等業態	平成30年度	1,127	1,191	1,162	1,107	1,047	992	1,097	1,029	1,255	1,208	1,121	1,301
	令和元年度	1,566	1,440	1,382	1,440	1,372	1,380	1,589	1,686	1,504	1,464	1,282	1,527
	前年同月比	39.0%	20.9%	18.9%	30.1%	31.0%	39.1%	44.8%	63.8%	19.8%	21.2%	14.4%	17.4%
全体	平成30年度	2,087	2,059	2,026	2,008	1,899	1,958	2,010	1,934	2,262	2,043	1,970	2,173
	令和元年度	2,418	2,225	2,179	2,346	2,213	2,304	2,449	2,713	2,435	2,161	2,041	2,455
	前年同月比	15.9%	8.1%	7.6%	16.8%	16.5%	17.7%	21.8%	40.3%	7.6%	5.8%	3.6%	13.0%

(注) クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

## 5. 平均約定金利

### 貸出種別毎の平均約定金利の長期推移

平成28年度(参考)												
調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	53社											
無担保貸付 (住宅向を除く)	15.19%	15.03%	15.18%	15.14%	15.13%	15.12%	15.11%	15.09%	15.10%	15.05%	14.93%	14.84%
有担保貸付 (住宅向を除く)	7.14%	7.08%	7.07%	6.94%	7.03%	6.85%	6.89%	6.80%	6.77%	6.71%	6.69%	6.72%
住宅向貸付	2.71%	2.73%	2.65%	2.67%	2.65%	2.63%	2.65%	2.61%	2.64%	2.61%	2.56%	2.64%
全体	12.99%	12.86%	12.97%	12.90%	12.85%	12.80%	12.78%	12.72%	12.67%	12.59%	12.44%	12.33%

平成29年度												
調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	53社											
無担保貸付 (住宅向を除く)	15.01%	14.97%	15.00%	15.00%	14.97%	14.96%	14.95%	15.02%	14.97%	14.94%	14.81%	14.81%
有担保貸付 (住宅向を除く)	6.73%	6.71%	6.69%	6.59%	6.59%	6.47%	6.49%	6.15%	6.36%	6.34%	6.28%	6.15%
住宅向貸付	2.55%	2.58%	2.52%	2.57%	2.55%	2.52%	2.55%	2.51%	2.55%	2.53%	2.45%	2.56%
全体	12.44%	12.41%	12.37%	12.34%	12.29%	12.23%	12.20%	12.13%	12.10%	12.05%	11.78%	11.81%

平成30年度												
調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	53社											
無担保貸付 (住宅向を除く)	14.84%	14.79%	14.96%	14.84%	14.82%	14.79%	14.81%	14.24%	14.28%	14.95%	14.88%	14.83%
有担保貸付 (住宅向を除く)	6.23%	6.16%	6.16%	6.14%	6.11%	6.00%	6.20%	6.11%	6.08%	6.11%	6.08%	6.22%
住宅向貸付	2.46%	2.49%	2.44%	2.48%	2.45%	2.42%	2.47%	2.42%	2.46%	2.44%	2.35%	2.48%
全体	11.78%	11.74%	11.79%	11.68%	11.62%	11.56%	11.58%	11.13%	11.10%	11.57%	11.45%	11.37%

令和元年度												
調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	54社	54社	54社	54社	54社	53社						
無担保貸付 (住宅向を除く)	14.81%	14.84%	15.03%	15.01%	14.87%	14.86%	14.86%	14.85%	14.85%	14.84%	14.88%	14.83%
有担保貸付 (住宅向を除く)	6.32%	6.33%	6.26%	6.21%	6.20%	6.13%	6.11%	6.04%	6.03%	6.01%	5.97%	5.90%
住宅向貸付	2.05%	2.44%	2.39%	2.44%	2.38%	2.34%	2.39%	2.33%	2.36%	2.33%	2.27%	2.35%
全体	11.68%	11.40%	11.49%	11.46%	11.31%	11.25%	11.27%	11.24%	11.18%	11.15%	11.12%	11.05%

## 6. 店舗数

業態別店舗数の推移

(単位：店)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		54社	54社	54社	54社	54社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	
消費者金融業態	有人店舗数	平成30年度	147	147	140	140	141	138	142	142	124	126	126	126
		令和元年度	122	122	123	123	124	121	120	120	120	120	121	121
		前年同月比	-17.0%	-17.0%	-12.1%	-12.1%	-12.1%	-12.3%	-15.5%	-15.5%	-3.2%	-4.8%	-4.0%	-4.0%
	無人店舗数	平成30年度	4,589	4,585	4,550	4,518	4,464	4,397	4,358	4,288	4,232	4,211	4,196	4,179
		令和元年度	4,180	4,165	4,128	4,101	4,094	4,014	3,977	3,940	3,921	3,887	3,845	3,845
		前年同月比	-8.9%	-9.2%	-9.3%	-9.2%	-8.3%	-8.7%	-8.7%	-8.1%	-7.3%	-7.7%	-8.4%	-8.0%
	合計	平成30年度	4,736	4,732	4,690	4,658	4,605	4,535	4,500	4,430	4,356	4,337	4,322	4,305
		令和元年度	4,302	4,287	4,251	4,224	4,218	4,135	4,097	4,060	4,041	4,007	3,966	3,966
		前年同月比	-9.2%	-9.4%	-9.4%	-9.3%	-8.4%	-8.8%	-9.0%	-8.4%	-7.2%	-7.6%	-8.2%	-7.9%
事業者金融業態	有人店舗数	平成30年度	103	103	103	103	103	103	103	103	97	103	102	86
		令和元年度	88	88	88	88	88	88	88	90	90	90	90	84
		前年同月比	-14.6%	-14.6%	-14.6%	-14.6%	-14.6%	-14.6%	-14.6%	-12.6%	-7.2%	-12.6%	-11.8%	-2.3%
	無人店舗数	平成30年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和元年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		前年同月比	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	平成30年度	103	103	103	103	103	103	103	103	97	103	102	86
		令和元年度	88	88	88	88	88	88	88	90	90	90	90	84
		前年同月比	-14.6%	-14.6%	-14.6%	-14.6%	-14.6%	-14.6%	-14.6%	-12.6%	-7.2%	-12.6%	-11.8%	-2.3%
クレジット業態等	有人店舗数	平成30年度	543	542	544	543	545	543	541	542	530	533	531	531
		令和元年度	532	533	532	532	534	518	519	519	520	507	518	517
		前年同月比	-2.0%	-1.7%	-2.2%	-2.0%	-2.0%	-4.6%	-4.1%	-4.2%	-1.9%	-4.9%	-2.4%	-2.6%
	無人店舗数	平成30年度	337	336	337	337	337	339	340	340	340	341	340	339
		令和元年度	340	339	339	339	339	338	339	339	340	339	339	339
		前年同月比	0.9%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	0.0%	-0.6%	-0.3%	0.0%
	合計	平成30年度	880	878	881	880	882	882	881	882	870	874	871	870
		令和元年度	872	872	871	871	873	856	858	858	860	846	857	856
		前年同月比	-0.9%	-0.7%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-2.9%	-2.6%	-2.7%	-1.1%	-3.2%	-1.6%	-1.6%
全体	有人店舗数	平成30年度	793	792	787	786	789	784	786	787	751	762	759	743
		令和元年度	742	743	743	743	746	727	727	729	730	717	729	722
		前年同月比	-6.4%	-6.2%	-5.6%	-5.5%	-5.4%	-7.3%	-7.5%	-7.4%	-2.8%	-5.9%	-4.0%	-2.8%
	無人店舗数	平成30年度	4,926	4,921	4,887	4,855	4,801	4,736	4,698	4,628	4,572	4,552	4,536	4,518
		令和元年度	4,520	4,504	4,467	4,440	4,433	4,352	4,316	4,279	4,261	4,226	4,184	4,184
		前年同月比	-8.2%	-8.5%	-8.6%	-8.5%	-7.7%	-8.1%	-8.1%	-7.5%	-6.8%	-7.2%	-7.8%	-7.4%
	合計	平成30年度	5,719	5,713	5,674	5,641	5,590	5,520	5,484	5,415	5,323	5,314	5,295	5,261
		令和元年度	5,262	5,247	5,210	5,183	5,179	5,079	5,043	5,008	4,991	4,943	4,913	4,906
		前年同月比	-8.0%	-8.2%	-8.2%	-8.1%	-7.4%	-8.0%	-8.0%	-7.5%	-6.2%	-7.0%	-7.2%	-6.7%

## 7. 信用保証残高、件数

### 信用保証残高の推移

(単位:百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		54社	54社	54社	54社	54社	53社						
対する信用保証 金融機関の貸付に	平成30年度	7,479,685	7,517,135	7,530,164	7,513,590	7,514,686	7,541,235	7,569,484	7,598,478	7,597,872	7,585,124	7,589,139	7,624,858
	令和元年度	7,654,147	7,744,063	7,741,085	7,724,339	7,729,789	7,726,376	7,798,011	7,815,974	7,803,567	7,793,541	7,785,019	7,794,647
	前年同月比	2.3%	3.0%	2.8%	2.8%	2.9%	2.5%	3.0%	2.9%	2.7%	2.7%	2.6%	2.2%

### 信用保証件数の推移

(単位:件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		54社	54社	54社	54社	54社	53社						
対する信用保証 金融機関の貸付に	平成30年度	8,567,007	8,560,922	8,541,700	8,484,953	8,469,874	8,464,822	8,453,019	8,447,041	8,406,922	8,347,828	8,350,308	8,342,181
	令和元年度	8,317,347	8,356,176	8,351,809	8,291,636	8,278,220	8,199,515	8,273,883	8,264,699	8,218,431	8,166,700	8,170,809	8,160,706
	前年同月比	-2.9%	-2.4%	-2.2%	-2.3%	-2.3%	-3.1%	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.2%	-2.1%	-2.2%

## 8. 利息返還金、利息返還に伴う元本毀損額

業態別の利息返還金、利息返還に伴う元本毀損額の推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		54社	54社	54社	54社	54社	53社							
利息返還金	消費者金融業態	平成30年度	7,361	8,662	9,179	7,383	6,915	9,401	6,399	6,507	10,014	5,853	5,907	10,568
		令和元年度	6,133	6,238	8,131	6,168	6,184	8,181	6,261	6,229	7,988	5,059	5,965	11,407
		前年同月比	-16.7%	-28.0%	-11.4%	-16.5%	-10.6%	-13.0%	-2.2%	-4.3%	-20.2%	-13.6%	1.0%	7.9%
	事業者金融業態	平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		前年同月比	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	クレジット業態等	平成30年度	4,074	4,391	4,310	3,951	3,457	3,723	3,627	3,742	3,600	3,446	3,125	3,468
		令和元年度	3,519	3,265	3,364	3,374	3,461	3,237	3,598	3,439	3,687	3,616	3,738	3,910
		前年同月比	-13.6%	-25.6%	-21.9%	-14.6%	0.1%	-13.0%	-0.8%	-8.1%	2.4%	4.9%	19.6%	12.8%
	合計	平成30年度	11,435	13,053	13,489	11,334	10,372	13,124	10,026	10,249	13,614	9,300	9,031	14,036
		令和元年度	9,652	9,503	11,496	9,542	9,645	11,419	9,859	9,668	11,675	8,675	9,703	15,317
		前年同月比	-15.6%	-27.2%	-14.8%	-15.8%	-7.0%	-13.0%	-1.7%	-5.7%	-14.2%	-6.7%	7.4%	9.1%
利息返還に伴う元本毀損額	消費者金融業態	平成30年度	707	833	976	746	755	1,078	728	782	1,000	595	758	1,029
		令和元年度	564	670	796	670	700	799	679	745	800	627	598	798
		前年同月比	-20.2%	-19.5%	-18.4%	-10.1%	-7.2%	-25.9%	-6.7%	-4.7%	-20.0%	5.3%	-21.1%	-22.4%
	事業者金融業態	平成30年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和元年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		前年同月比	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	クレジット業態等	平成30年度	674	701	629	617	649	570	642	612	556	588	608	559
		令和元年度	557	569	534	630	594	606	585	594	605	646	586	615
		前年同月比	-17.3%	-18.8%	-15.1%	2.1%	-8.5%	6.3%	-8.9%	-2.9%	8.8%	9.9%	-3.6%	10.1%
	合計	平成30年度	1,381	1,533	1,605	1,362	1,404	1,648	1,370	1,394	1,555	1,183	1,366	1,588
		令和元年度	1,122	1,239	1,330	1,300	1,294	1,405	1,264	1,340	1,405	1,273	1,185	1,413
		前年同月比	-18.8%	-19.2%	-17.1%	-4.6%	-7.8%	-14.8%	-7.8%	-3.9%	-9.7%	7.6%	-13.3%	-11.0%
全体	平成30年度	12,816	14,586	15,094	12,696	11,776	14,772	11,396	11,644	15,170	10,483	10,397	15,624	
	令和元年度	10,774	10,742	12,825	10,842	10,939	12,824	11,123	11,008	13,079	9,948	10,888	16,730	
	前年同月比	-15.9%	-26.4%	-15.0%	-14.6%	-7.1%	-13.2%	-2.4%	-5.5%	-13.8%	-5.1%	4.7%	7.1%	

## 公知情報等・その他統計データ

### 1. 指定信用情報機関への情報登録状況

株式会社日本信用情報機構(JICC)への登録状況

	月	登録人数(万人)			登録残高(億円)			
		登録人数(万人)	5件以上の借入利用者(万人)	全体人数に対する割合	登録残高(億円)	5件以上の借入利用者(億円)	5件以上の借入利用者に対する割合	
平成26年	1月	1,196	19	1.6%	1,893	107	74,213	3,785
	2月	1,197	19	1.6%	1,889	105	74,290	3,723
	3月	1,194	19	1.6%	1,879	102	74,168	3,639
	4月	1,197	18	1.5%	1,878	101	74,182	3,579
	5月	1,192	18	1.5%	1,867	98	73,848	3,499
	6月	1,199	18	1.5%	1,872	97	75,985	3,480
	7月	1,185	17	1.4%	1,847	94	75,437	3,386
	8月	1,181	17	1.4%	1,837	93	75,346	3,330
	9月	1,188	17	1.4%	1,845	92	75,861	3,317
	10月	1,182	16	1.4%	1,832	90	75,653	3,252
	11月	1,186	16	1.3%	1,837	90	75,951	3,237
	12月	1,179	16	1.4%	1,821	88	75,541	3,161
平成27年	1月	1,156	16	1.4%	1,783	84	74,793	3,061
	2月	1,159	15	1.3%	1,787	84	75,127	3,057
	3月	1,153	15	1.3%	1,771	81	74,491	2,925
	4月	1,150	15	1.3%	1,765	80	74,389	2,889
	5月	1,151	14	1.2%	1,761	77	74,333	2,805
	6月	1,155	14	1.2%	1,766	77	74,645	2,791
	7月	1,140	14	1.2%	1,740	75	74,058	2,722
	8月	1,141	14	1.2%	1,741	74	74,318	2,712
	9月	1,146	13	1.1%	1,742	72	74,731	2,633
	10月	1,139	13	1.1%	1,732	71	74,529	2,597
	11月	1,149	13	1.1%	1,746	72	75,174	2,620
	12月	1,131	13	1.1%	1,717	70	74,256	2,556
平成28年	1月	1,124	13	1.2%	1,707	69	74,159	2,552
	2月	1,130	13	1.2%	1,714	69	74,483	2,565
	3月	1,127	13	1.2%	1,707	68	74,457	2,544
	4月	1,127	13	1.2%	1,706	68	74,470	2,532
	5月	1,083	10	0.9%	1,613	53	71,443	1,951
	6月	1,078	10	0.9%	1,606	52	71,312	1,934
	7月	1,070	10	0.9%	1,593	51	70,840	1,916
	8月	1,074	10	0.9%	1,599	52	71,234	1,936
	9月	1,074	10	0.9%	1,598	52	71,501	1,936
	10月	1,076	10	0.9%	1,602	52	71,876	1,958
	11月	1,082	10	0.9%	1,610	53	72,359	1,968
	12月	1,067	10	0.9%	1,588	51	71,903	1,944
平成29年	1月	1,067	10	0.9%	1,588	51	72,125	1,949
	2月	1,068	10	0.9%	1,589	52	72,426	1,962
	3月	1,066	10	0.9%	1,585	51	72,564	1,954
	4月	1,066	9.4	0.9%	1,586	50.4	72,698	1,972
	5月	1,075	9.5	0.9%	1,597	50.8	73,155	1,982
	6月	1,071	9.4	0.9%	1,591	50.5	73,157	1,964
	7月	1,064	9.1	0.9%	1,581	49.5	72,749	1,941
	8月	1,065	9.1	0.9%	1,581	49.6	72,844	1,943
	9月	1,070	9.2	0.9%	1,589	49.9	73,440	1,970
	10月	1,075	9.2	0.9%	1,598	50.0	74,056	1,999
	11月	1,076	9.4	0.9%	1,600	50.2	74,378	2,014
	12月	1,067	9.1	0.9%	1,587	49.4	74,299	2,014
平成30年	1月	1,068	9.1	0.9%	1,588	49.5	74,580	2,022
	2月	1,070	9.2	0.9%	1,591	49.8	75,074	2,054
	3月	1,071	9.3	0.9%	1,592	49.9	75,075	2,055
	4月	1,077	9.4	0.9%	1,603	50.4	76,154	2,130
	5月	1,079	9.5	0.9%	1,607	50.7	76,349	2,141
	6月	1,078	9.4	0.9%	1,606	50.3	76,712	2,148
	7月	1,080	9.3	0.9%	1,608	50.3	76,997	2,158
	8月	1,075	9.3	0.9%	1,603	50.6	77,245	2,167
	9月	1,083	9.5	0.9%	1,616	51.3	78,136	2,201
	10月	1,089	9.6	0.9%	1,626	52.0	78,451	2,232
	11月	1,089	9.7	0.9%	1,629	52.2	78,887	2,246
	12月	1,082	9.6	0.9%	1,617	51.3	78,957	2,234
平成31年(令和元年)	1月	1,079	9.6	0.9%	1,614	51.6	79,179	2,236
	2月	1,083	9.6	0.9%	1,620	51.6	79,843	2,268
	3月	1,083	9.7	0.9%	1,621	52.0	80,595	2,320
	4月	1,090	9.8	0.9%	1,632	52.5	81,314	2,402
	5月	1,092	10.0	0.9%	1,637	53.3	81,785	2,432
	6月	1,093	10.0	0.9%	1,638	53.5	82,238	2,436
	7月	1,089	9.6	0.9%	1,626	51.4	82,123	2,367
	8月	1,083	9.6	0.9%	1,619	51.4	82,415	2,360
	9月	1,096	9.8	0.9%	1,639	52.2	83,570	2,412
	10月	1,092	9.8	0.9%	1,634	52.4	83,821	2,425
	11月	1,096	9.9	0.9%	1,642	53.2	84,598	2,448
	12月	1,095	10.0	0.9%	1,641	53.3	85,042	2,470
令和2年	1月	1,085	10.0	0.9%	1,628	53.5	85,177	2,486
	2月	1,091	10.2	0.9%	1,639	54.4	84,726	2,542
	3月	1,091	10.3	0.9%	1,643	55.2	85,707	2,602

(注1) 各月の数値は、月末時点における「残高あり」の数値。

(注2) 登録人数は、名寄せベース。

(注3) 平成29年4月から小数点1位までを表示する。

出典：株式会社日本信用情報機構

株式会社シー・アイ・シー（CIC）への登録状況

	月	登録状況			登録残高		
		登録人数(万人)	5件以上の借入利用者(万人)	全体人数に対する割合	登録件数(万件)	5件以上の借入利用者(万件)	合計額(億円)
平成25年	1月	1,402	24	1.7%	2,133	135	87,852
	2月	1,399	23	1.6%	2,123	131	87,487
	3月	1,395	22	1.6%	2,110	126	86,960
	4月	1,332	19	1.4%	1,984	106	83,970
	5月	1,332	19	1.4%	1,978	103	83,644
	6月	1,332	18	1.4%	1,972	101	83,411
	7月	1,315	17	1.3%	1,938	95	82,281
	8月	1,311	17	1.3%	1,928	93	81,983
	9月	1,310	16	1.2%	1,920	90	81,774
	10月	1,307	16	1.2%	1,911	88	81,485
	11月	1,306	15	1.1%	1,907	86	81,433
	12月	1,282	15	1.2%	1,871	82	79,995
平成26年	1月	1,206	20	1.7%	1,849	110	79,400
	2月	1,203	19	1.6%	1,842	109	79,332
	3月	1,201	19	1.6%	1,835	106	79,212
	4月	1,203	19	1.6%	1,832	104	79,031
	5月	1,204	18	1.5%	1,831	102	78,932
	6月	1,205	18	1.5%	1,828	100	78,841
	7月	1,194	17	1.4%	1,805	96	78,186
	8月	1,192	17	1.4%	1,798	94	78,177
	9月	1,193	17	1.4%	1,797	93	78,313
	10月	1,196	17	1.4%	1,800	92	78,513
	11月	1,194	16	1.3%	1,795	91	78,608
	12月	1,187	16	1.3%	1,780	88	78,263
平成27年	1月	1,176	15	1.3%	1,759	85	77,894
	2月	1,173	15	1.3%	1,755	85	78,022
	3月	1,165	15	1.3%	1,738	82	77,475
	4月	1,168	15	1.3%	1,741	81	77,604
	5月	1,170	15	1.3%	1,741	81	77,806
	6月	1,171	14	1.2%	1,742	80	78,016
	7月	1,162	14	1.2%	1,722	77	77,737
	8月	1,159	14	1.2%	1,717	76	77,755
	9月	1,158	14	1.2%	1,714	75	77,994
	10月	1,162	14	1.2%	1,718	75	78,275
	11月	1,163	14	1.2%	1,721	75	78,568
	12月	1,158	13	1.1%	1,710	73	78,466
平成28年	1月	1,147	13	1.1%	1,691	72	78,111
	2月	1,146	13	1.1%	1,691	73	78,288
	3月	1,145	13	1.1%	1,689	72	77,956
	4月	1,147	13	1.1%	1,690	72	78,079
	5月	1,149	13	1.1%	1,693	72	78,187
	6月	1,153	13	1.1%	1,699	72	78,531
	7月	1,149	13	1.1%	1,690	70	78,543
	8月	1,146	13	1.1%	1,686	70	78,624
	9月	1,148	13	1.1%	1,689	70	79,101
	10月	1,150	13	1.1%	1,693	71	79,526
	11月	1,161	13	1.1%	1,715	74	80,640
	12月	1,156	13	1.1%	1,705	72	80,649
平成29年	1月	1,145	13	1.1%	1,687	71	80,336
	2月	1,144	13	1.1%	1,687	71	80,583
	3月	1,145	13	1.1%	1,687	71	80,855
	4月	1,148	13	1.1%	1,691	71	81,150
	5月	1,150	13	1.1%	1,694	71	81,410
	6月	1,154	13	1.1%	1,700	71	81,890
	7月	1,146	13	1.1%	1,685	69	81,779
	8月	1,145	12	1.0%	1,684	69	81,907
	9月	1,149	13	1.1%	1,691	69	82,485
	10月	1,151	13	1.1%	1,695	69	83,011
	11月	1,154	13	1.1%	1,701	70	83,584
	12月	1,150	12	1.0%	1,688	67	83,762
平成30年	1月	1,140	12	1.1%	1,673	66	83,574
	2月	1,142	12	1.1%	1,678	66	83,959
	3月	1,144	12	1.0%	1,682	67	84,674
	4月	1,148	12	1.0%	1,685	66	85,372
	5月	1,153	12	1.0%	1,694	66	85,860
	6月	1,156	12	1.0%	1,700	66	86,484
	7月	1,149	12	1.0%	1,688	65	86,631
	8月	1,149	12	1.0%	1,690	66	87,117
	9月	1,154	12	1.0%	1,698	66	87,967
	10月	1,158	12	1.0%	1,707	67	88,711
	11月	1,162	12	1.0%	1,715	68	89,523
	12月	1,159	12	1.0%	1,710	67	89,899
平成31年(令和元年)	1月	1,151	12	1.0%	1,698	67	89,763
	2月	1,149	12	1.0%	1,697	67	90,280
	3月	1,151	12	1.0%	1,703	68	91,141
	4月	1,154	12	1.0%	1,707	68	91,816
	5月	1,160	13	1.1%	1,719	69	92,397
	6月	1,165	13	1.1%	1,728	70	93,096
	7月	1,153	12	1.0%	1,707	68	92,846
	8月	1,151	12	1.0%	1,705	68	93,223
	9月	1,154	12	1.0%	1,711	68	94,104
	10月	1,157	13	1.1%	1,715	68	94,780
	11月	1,161	13	1.1%	1,724	69	95,615
	12月	1,157	13	1.1%	1,718	69	96,036
令和2年	1月	1,149	12	1.0%	1,706	68	96,010
	2月	1,150	13	1.1%	1,710	69	96,800
	3月	1,149	13	1.1%	1,712	70	97,765

(注1) 各月の数値は、毎月20日時点における「残高あり」の数値。  
 (注2) 平成26年1月に新信用情報データベースが稼働したことから、名寄せが精緻化され、一時的に5件以上の借入利用者の登録人数及び登録件数、登録残高合計額が増加している。

出典：株式会社シー・アイ・シー

## 2. 金融機関の貸出残高

預金取扱金融機関・公的金融機関の貸出残高の推移

(単位:億円)

	預金取扱金融機関の貸出残高				公的金融機関の貸出残高			全体 (億円)
	住宅貸付 (億円)	消費者信用 (億円)	企業・ 政府等向け (億円)	合計 (億円)	住宅貸付 (億円)	消費者 信用・企業・ 政府等向け (億円)	合計 (億円)	
平成25年度	1,546,697	151,402	4,931,661	6,629,760	251,004	2,160,782	2,411,786	9,041,546
平成26年度	1,574,631	159,375	5,146,074	6,880,080	238,395	2,109,783	2,348,178	9,228,258
平成27年度	1,601,799	168,700	5,357,341	7,127,840	233,421	2,024,927	2,258,348	9,386,188
平成28年度	1,647,143	178,281	5,472,997	7,298,421	225,982	2,008,617	2,234,599	9,533,020
平成29年度	1,686,633	183,401	5,613,263	7,483,297	224,530	1,972,736	2,197,266	9,680,563
平成30年度	1,739,718	179,860	5,745,491	7,665,069	225,569	1,932,079	2,157,648	9,822,717
平成31年度	1,785,259	179,721	6,029,040	7,994,020	225,396	1,903,887	2,129,283	10,123,303

(注) 資金循環統計については、新たに入手した基礎資料や制度変更を反映した遡及改定値を毎年3月に公表しています。

出典: 日本銀行

## 3. 生命保険協会加盟会社の貸付状況

(単位:百万円、%)

	金額 (百万円)	保険約款貸付			一般貸付							合計	
		契約約款貸付	保険料振替貸付		企業貸付	国・国際機関・ 政府関係機関貸付	公共団体・ 公企業貸付	住宅ローン	消費者ローン	その他	合計	うち非居者貸付	
平成27年 3月末 (全43社合計)	金額	3,134,269	2,833,187	301,072	34,964,966	30,443,458	258,259	1,934,752	1,400,258	808,046	120,162	38,099,244	2,098,536
	構成比 (%)	8.2%	7.4%	0.8%	91.8%	79.9%	0.7%	5.1%	3.7%	2.1%	0.3%	100.0%	5.5%
平成28年 3月末 (全42社合計)	金額	3,069,060	2,775,299	293,745	33,741,234	29,437,158	235,187	1,907,590	1,333,448	706,033	121,789	36,810,301	2,456,380
	構成比 (%)	8.3%	7.5%	0.8%	91.7%	80.0%	0.6%	5.2%	3.6%	1.9%	0.3%	100.0%	6.7%
平成29年 3月末 (全41社合計)	金額	2,938,637	2,669,412	269,212	31,132,840	26,338,941	1,048,137	1,856,576	1,142,815	587,254	159,091	34,071,487	2,672,810
	構成比 (%)	8.6%	7.8%	0.8%	91.4%	77.3%	3.1%	5.4%	3.4%	1.7%	0.5%	100.0%	7.8%
平成30年 3月末 (全41社合計)	金額	2,889,229	2,629,515	259,700	30,083,883	25,445,445	928,185	1,922,392	1,118,744	554,108	114,988	32,973,124	3,109,865
	構成比 (%)	8.8%	8.0%	0.8%	91.2%	77.2%	2.8%	5.8%	3.4%	1.7%	0.3%	100.0%	9.4%
平成31年 3月末 (全41社合計)	金額	2,865,247	2,610,520	254,711	29,013,333	24,182,090	1,072,292	2,005,102	1,102,110	542,511	109,208	31,878,593	3,568,333
	構成比 (%)	9.0%	8.2%	0.8%	91.0%	75.9%	3.4%	6.3%	3.5%	1.7%	0.3%	100.0%	1119.4%
令和2年 3月末 (全42社合計)	金額	2,861,471	2,616,348	245,109	27,337,151	23,308,611	281,726	1,999,017	1,096,757	543,594	107,425	30,198,633	3,802,837
	構成比 (%)	947.5%	866.4%	81.2%	9052.4%	7718.4%	93.3%	662.0%	363.2%	180.0%	35.6%	10000.0%	1259.3%

出典: 一般社団法人生命保険協会

## 4. リース取扱高の状況

企業規模別リース取扱高の推移

(単位:%)

企業規模分類	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		前年度比 H31 /H30
	取 扱 高 ス (億 円)	構 成 比 (%)											
1 大企業(資本金1億円超の法人)	19,795	41.0	19,055	37.8	18,715	37.3	17,125	35.1	17,345	34.6	19,719	37.0	113.7
上場企業等	8,417	17.4	8,079	16.0	8,999	17.9	7,642	15.7	8,224	16.4	8,934	16.8	108.6
2 中小企業(資本金1億円以下の法人、個人事業者)	23,627	49.0	36,035	51.7	25,655	51.1	25,696	52.7	26,637	53.1	26,996	50.6	101.3
3 官公庁・その他	4,829	10.0	5,303	10.5	5,832	11.6	5,937	12.2	6,148	12.3	6,616	12.4	107.6
合計	48,252	100.0	50,393	100.0	50,203	100.0	48,759	100.0	50,129	100.0	53,331	100.0	106.4

出典:公益社団法人リース事業協会

業種別リース取扱高の推移

(単位:%)

業種分類	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		前年度比 H31 /H30
	取 扱 高 ス (億 円)	構 成 比 (%)											
1 農業・林業・漁業・鉱業	528	1.1	760	1.5	801	1.6	569.0	1.2	608	1.2	566.4	1.1	93.2
2 建設業	2,600	5.4	2,729	5.4	2,944	5.9	3,001.0	6.2	2,937	5.9	3,373.2	6.3	114.9
3 製造業	8,809	18.3	9,819	19.5	9,509	18.9	8,644.0	17.7	9,299	18.6	9,901.8	18.6	106.5
食品等製造業	1,427	3.0	1,502	3.0	1,482	3.0	1,384.0	2.8	1,329	2.7	1,411.9	2.6	106.2
繊維・木材・パルプ等製造業	698	1.4	724	1.4	739	1.5	771.0	1.6	719	1.4	718.5	1.3	100.0
化学・石油・プラスチック製品等製造業	932	1.9	883	1.8	943	1.9	793.0	1.6	827	1.7	884.8	1.7	107.0
鉄鋼・非鉄・金属製品等製造業	1,080	2.2	1,138	2.3	1,086	2.2	1,144.0	2.3	1,447	2.9	1,405.3	2.6	97.1
生産用・電気・情報通信・輸送等機械器具製造業	3,435	7.1	4,351	8.6	4,158	8.3	3,476.0	7.1	3,804	7.6	4,203.4	7.9	110.5
その他の製造業	1,234	2.6	1,217	2.4	1,099	2.2	1,076.0	2.2	1,174	2.3	1,277.9	2.4	108.9
4 非製造業	31,734	65.8	32,632	64.8	31,297	62.3	30,944.0	63.5	31,502	62.8	33,789.4	63.4	107.3
電気・ガス・熱供給・水道業	583	1.2	806	1.6	671	1.3	1,322.0	2.7	853	1.7	740.2	1.4	86.8
情報通信業	2,528	5.2	2,566	5.1	2,419	4.8	2,652.0	5.4	2,617	5.2	3,205.5	6.0	122.5
運輸業・郵便業	2,783	5.8	2,991	5.9	2,931	5.8	2,840.0	5.8	3,170	6.3	3,431.0	6.4	108.2
卸売業・小売業	9,169	19.0	8,736	17.3	8,972	17.9	8,768.0	18.0	8,615	17.2	8,438.0	15.8	98.0
金融業・保険業	1,173	2.4	1,246	2.5	1,197	2.4	1,104.0	2.3	1,381	2.8	1,604.7	3.0	116.2
不動産業・物品賃貸業	3,586	7.4	3,739	7.4	3,083	6.1	2,648.0	5.4	2,705	5.4	3,080.7	5.8	113.9
宿泊業・飲食サービス業	967	2.0	1,157	2.3	1,082	2.2	1,141.0	2.3	1,147	2.3	1,364.5	2.6	118.9
医療・福祉	3,248	6.7	3,778	7.5	3,428	6.8	3,618.0	7.4	3,432	6.8	3,601.7	6.8	104.9
その他サービス	7,691	15.9	7,608	15.1	7,513	15.0	6,851.0	14.0	7,582	15.1	8,323.2	15.6	109.8
5 公務・その他	4,579	9.5	4,451	8.8	5,648	11.3	5,601.0	11.5	5,783	11.5	5,700.7	10.7	98.6
合計	48,252	100.0	50,392	100.0	50,202	100.0	48,759.0	100.0	50,129	100.0	53,331.5	100.0	106.4

出典:公益社団法人リース事業協会

## 5. 多重債務に関する相談の状況

国民生活センター(PIO-NET)に寄せられた多重債務に関する相談件数 (単位:件)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
30,666	29,199	26,069	26,431	25,321	21,746

出典:独立行政法人国民生活センター

日本司法支援センター(法テラス)における代理援助件数の推移 (単位:件)

【民事法律扶助】代理援助事件の事件別内訳

	家事事件	多重債務事件	その他事件	合計	多重債務事件が占める割合
平成25年度	31,975	50,827	21,687	104,489	48.6%
平成26年度	32,793	48,659	21,762	103,214	47.1%
平成27年度	34,694	51,780	20,884	107,358	48.2%
平成28年度	35,544	53,447	19,592	108,583	49.2%
平成29年度	35,137	60,582	19,051	114,770	52.8%
平成30年度	35,940	61,686	18,204	115,830	53.3%

出典:日本司法支援センター

## 6. 多重債務に関するカウンセリングの実施状況

多重債務者に対するカウンセリング実施件数 (単位:件)

(1)内容別のカウンセリング実施状況

	電話相談件数(件)	他機関案内		電話回答・助言		カウンセリング受付		カウンセリング(面接相談)			
		件(件)	割合	件(件)	割合	件(件)	割合	新規カウンセリング件数	新規カウンセリング		
									件(件)	件(件)	件(件)
平成25年度	3,841	1,255	32.7%	2,586	67.3%	1,095	28.5%	974	446	229	299
平成26年度	4,381	1,694	38.7%	1,553	35.4%	1,134	25.9%	939	414	254	271
平成27年度	3,804	1,366	35.9%	1,436	37.7%	1,002	26.3%	844	406	224	214
平成28年度	3,723	1,280	34.4%	1,336	35.9%	1,107	29.7%	929	418	226	285
平成29年度	4,971	1,671	33.6%	1,713	34.5%	1,587	31.9%	1,248	551	373	324
平成30年度	6,042	2,368	39.2%	1,969	32.6%	1,705	28.2%	1,378	610	392	376
令和元年度	5,470	2,270	41.5%	1,719	31.4%	1,481	27.1%	1,151	479	322	350

(注1)「割合」は、電話相談件数に対する数値

(注2)協会では、電話相談に応じた時点で明らかに自己破産・個人再生相当と認められる案件については、速やかにその解決を図るため、弁護士会等に相談するよう勧めている。このため、実際に協会のカウンセリングに至った案件は、任意整理の可能性の高いものに偏っている。

(注3)平成24年度分について、前回の資料とりまとめ時点以降に判明した事実に応じ、データに修正を加えている。

(注4)他機関案内には、相談内容に応じて最寄りの弁護士会や法テラス、消費生活センターなどを案内したものの他、他機関の電話番号等の案内などの件数も含んでいる。

(注5)カウンセリング受付件数(受付ベース)と新規カウンセリング件数(実施ベース)の差は、申し込みのキャンセルや受付年度と実施年度のタイムラグによって生じている。

出典:公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

(2)地域別のカウンセリングの受付とその処理結果（平成31年3月末日現在）

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
		件数(件)	割合	件数(件)	割合	件数(件)	割合	件数(件)	割合	件数(件)	割合	
東京	電話相談件数	1,384	-	1,287	-	1,570	-	1,846	-	1,687	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	375	100.0%	434	100.0%	521	100.0%	517	100.0%	447	100.0%
		介入	182	48.5%	197	45.4%	234	44.9%	225	43.5%	186	41.6%
		弁護士会等紹介	116	30.9%	116	26.7%	173	33.2%	172	33.3%	148	33.1%
		助言で完結等	77	20.5%	121	27.9%	114	21.9%	120	23.2%	113	25.3%
福岡	電話相談件数	459	-	352	-	421	-	525	-	360	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	88	100.0%	82	100.0%	88	100.0%	101	100.0%	50	100.0%
		介入	33	37.5%	29	35.4%	25	28.4%	37	36.6%	18	36.0%
		弁護士会等紹介	22	25.0%	24	29.3%	33	37.5%	33	32.7%	9	18.0%
		助言で完結等	33	37.5%	29	35.4%	30	34.1%	31	30.7%	23	46.0%
名古屋	電話相談件数	599	-	548	-	582	-	394	-	351	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	70	100.0%	73	100.0%	86	100.0%	73	100.0%	87	100.0%
		介入	45	64.3%	52	71.2%	65	75.6%	49	67.1%	55	63.2%
		弁護士会等紹介	8	11.4%	4	5.5%	7	8.1%	3	4.1%	16	18.4%
		助言で完結等	17	24.3%	17	23.3%	14	16.3%	21	28.8%	16	18.4%
仙台	電話相談件数	295	-	260	-	333	-	297	-	194	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	95	100.0%	79	100.0%	118	100.0%	91	100.0%	81	100.0%
		介入	25	26.3%	21	26.6%	38	32.2%	38	41.8%	33	40.7%
		弁護士会等紹介	30	31.6%	21	26.6%	46	39.0%	28	30.8%	27	33.3%
		助言で完結等	40	42.1%	37	46.8%	34	28.8%	25	27.5%	21	25.9%
大阪	電話相談件数	-	-	-	-	-	-	998	-	845	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	-	-	-	-	-	-	252	100.0%	197	100.0%
		介入	-	-	-	-	-	-	82	32.5%	48	24.4%
		弁護士会等紹介	-	-	-	-	-	-	72	28.6%	40	20.3%
		助言で完結等	-	-	-	-	-	-	98	38.9%	109	55.3%
広島	電話相談件数	298	-	292	-	275	-	257	-	264	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	60	100.0%	57	100.0%	65	100.0%	57	100.0%	43	100.0%
		介入	46	76.7%	27	47.4%	33	50.8%	30	52.6%	16	37.2%
		弁護士会等紹介	5	8.3%	12	21.1%	15	23.1%	14	24.6%	13	30.2%
		助言で完結等	9	15.0%	18	31.6%	17	26.2%	13	22.8%	14	32.6%
新潟	電話相談件数	125	-	96	-	128	-	85	-	107	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	43	100.0%	34	100.0%	39	100.0%	33	100.0%	32	100.0%
		介入	21	48.8%	12	35.3%	9	23.1%	12	36.4%	12	37.5%
		弁護士会等紹介	12	27.9%	8	23.5%	13	33.3%	11	33.3%	9	28.1%
		助言で完結等	10	23.3%	14	41.2%	17	43.6%	10	30.3%	11	34.4%
静岡	電話相談件数	143	-	129	-	155	-	182	-	168	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	40	100.0%	37	100.0%	46	100.0%	49	100.0%	34	100.0%
		介入	25	62.5%	26	70.3%	32	69.6%	32	65.3%	22	64.7%
		弁護士会等紹介	8	20.0%	7	18.9%	5	10.9%	9	18.4%	9	26.5%
		助言で完結等	7	17.5%	4	10.8%	9	19.6%	8	16.3%	3	8.8%
熊本	電話相談件数	53	-	30	-	45	-	39	-	87	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	8	100.0%	6	100.0%	3	100.0%	4	100.0%	5	100.0%
		介入	3	37.5%	3	50.0%	3	100.0%	4	100.0%	1	20.0%
		弁護士会等紹介	2	25.0%	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	20.0%
		助言で完結等	3	37.5%	2	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	3	60.0%
福島・他	電話相談件数	448	-	67	-	1,462	-	1,419	-	1,407	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	65	100.0%	127	100.0%	282	100.0%	453	100.0%	372	100.0%
		介入	26	40.0%	51	40.2%	112	39.7%	183	40.4%	136	36.6%
		弁護士会等紹介	21	32.3%	33	26.0%	81	28.7%	122	26.9%	90	24.2%
		助言で完結等	18	27.7%	43	33.9%	89	31.6%	148	32.7%	146	39.2%
全体	電話相談件数	3,804	-	3,061	-	4,971	-	6,042	-	5,470	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	844	100.0%	929	100.0%	1,248	100.0%	1,378	100.0%	1,151	100.0%
		介入	406	48.1%	418	45.0%	551	44.2%	610	44.3%	479	41.6%
		弁護士会等紹介	224	26.5%	226	24.3%	373	29.9%	392	28.4%	322	28.0%
		助言で完結等	214	25.4%	285	30.7%	324	26.0%	376	27.3%	350	30.4%

(注1)平成28年度「福島・他」には、福島（平成24年度）及び高松（平成24年9月～）、金沢（平成24年10月～）、沖縄（平成25年1月～）、横浜（平成27年1月～）、さいたま（平成28年4月～）、岐阜（平成28年10月から）、松山（平成28年10月～）、前橋（平成29年4月～）、宮崎（平成29年4月～）、三重（平成29年7月～）、長野（平成30年3月～）を含む  
(注2)カウンセリング受付件数と新規カウンセリング件数の差は、申込のキャンセルや受付年度と実施年度のタイムラグによって生じている。  
(注3)大阪センターは、平成30年1月5日から業務を開始している。

出典：公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

## 7. 自己破産の状況

### 自己破産申請件数

(単位:件)

	自然人の自己破産申請件数(件)	法人・その他の自己破産申請件数(件)	合計(件)
平成24年度	82,668	9,343	92,011
平成25年度	72,287	8,849	81,136
平成26年度	65,189	7,723	72,912
平成27年度	63,856	7,220	71,076
平成28年度	64,871	6,967	71,838
平成29年度	67,630	6,869	74,499
平成30年度	71,543	6,471	78,014

出典:最高裁判所

## 8. 自殺者の動向

### 男女別の自殺者数

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人数(人)	割合												
男性	18,787	68.9%	17,386	68.4%	16,681	69.4%	15,121	69.1%	14,826	69.5%	14,290	68.6%	14,078	69.8%
女性	8,496	31.1%	8,041	31.6%	7,344	30.6%	6,776	30.9%	6,495	30.5%	6,550	31.4%	6,091	30.2%
合計	27,283	100.0%	25,427	100.0%	24,025	100.0%	21,897	100.0%	21,321	100.0%	20,840	100.0%	20,169	100.0%

出典:警察庁

### 年齢別の自殺者

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人数(人)	割合												
~19歳	547	2.0%	538	2.1%	554	2.3%	520	2.4%	567	2.7%	599	2.9%	659	3.3%
20~29歳	2,801	10.3%	2,684	10.6%	2,352	9.8%	2,235	10.2%	2,213	10.4%	2,154	10.3%	2,117	10.5%
30~39歳	3,705	13.6%	3,413	13.4%	3,087	12.8%	2,824	12.9%	2,703	12.7%	2,596	12.5%	2,526	12.5%
40~49歳	4,589	16.8%	4,234	16.7%	4,069	16.9%	3,739	17.1%	3,668	17.2%	3,498	16.8%	3,426	17.0%
50~59歳	4,484	16.4%	4,181	16.4%	3,979	16.6%	3,631	16.6%	3,593	16.9%	3,575	17.2%	3,435	17.0%
60歳~	11,034	40.4%	10,290	40.5%	9,883	41.1%	8,871	40.5%	8,521	40.0%	8,366	40.1%	7,953	39.4%
不詳	123	0.5%	87	0.3%	101	0.4%	77	0.4%	56	0.3%	52	0.2%	53	0.3%
合計	27,283	100.0%	25,427	100.0%	24,025	100.0%	21,897	100.0%	21,321	100.0%	20,840	100.0%	20,169	100.0%

出典:警察庁

### 原因別の自殺者数

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人数(人)	割合												
遺書有り	20,256	74.2%	19,025	74.8%	17,981	74.8%	16,297	74.4%	15,930	74.7%	15,551	74.6%	14,922	74.0%
家庭問題	3,930	14.4%	3,644	14.3%	3,641	15.2%	3,337	15.2%	3,179	14.9%	3,147	15.1%	3,039	15.1%
健康問題	13,680	50.1%	12,920	50.8%	12,145	50.6%	11,014	50.3%	10,778	50.6%	10,423	50.0%	9,861	48.9%
経済生活問題	4,636	17.0%	4,144	16.3%	4,082	17.0%	3,522	16.1%	3,464	16.2%	3,432	16.5%	3,395	16.8%
勤務問題	2,323	8.5%	2,227	8.8%	2,159	9.0%	1,978	9.0%	1,991	9.3%	2,018	9.7%	1,949	9.7%
男女問題	912	3.3%	875	3.4%	801	3.3%	764	3.5%	768	3.6%	715	3.4%	726	3.6%
学校問題	375	1.4%	372	1.5%	384	1.6%	319	1.5%	329	1.5%	354	1.7%	355	1.8%
その他	1,462	5.4%	1,351	5.3%	1,342	5.6%	1,148	5.2%	1,172	5.5%	1,081	5.2%	1,056	5.2%
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
遺書無し	7,027	25.8%	6,402	25.2%	6,044	25.2%	5,600	25.6%	5,391	25.3%	5,289	25.4%	5,247	26.0%
自殺者総数	27,283	100.0%	25,427	100.0%	24,025	100.0%	21,897	100.0%	21,321	100.0%	20,840	100.0%	20,169	100.0%

出典:内閣府 警察庁

## 9. ヤミ金融事犯の検挙状況

### ヤミ金融事犯の検挙状況の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
検挙事件数	341	422	442	528	743	718	639
無登録・高金利事犯	168	151	140	139	135	130	118
ヤミ金融関連事犯	173	271	302	389	608	588	521
検挙人員	523	558	608	662	881	814	724
無登録・高金利事犯	337	258	267	257	236	207	191
ヤミ金融関連事犯	186	300	341	405	645	607	533
検挙法人数	12	9	6	4	9	3	2
無登録・高金利事犯	7	5	4	2	7	2	1
ヤミ金融関連事犯	5	4	2	2	2	1	1
被害人員	31,049	16,885	20,946	24,231	13,044	14,469	10,529
無登録・高金利事犯	30,936	16,654	20,588	23,824	12,793	14,233	10,343
ヤミ金融関連事犯	113	231	358	407	251	236	186
被害額	150億401万円	97億7,645万円	160億9,086万円	131億9,526万円	91億3,852万円	35億9,160万円	67億1,464万円
無登録・高金利事犯	150億401万円	97億7,415万円	160億8,387万円	131億7,766万円	91億3,836万円	35億1,972万円	67億1,068万円
ヤミ金融関連事犯	0円	230万円	699万円	1760万円	16万円	7188万円	396万円

出典：警察庁

## 10. 被保護世帯数及び被保護実人員の状況

### 生活保護受給者数の推移（各年度末）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
被保護世帯数（千世帯）	1,601	1,622	1,635	1,641	1,639	1,636	1,635
被保護実人員（千人）	2,170	2,174	2,164	2,145	2,116	2,090	2,067

（注）平成30年度（平成31年3月）までは確定数

出典：厚生労働省

## 11. 正規・非正規の職員・従業員の雇用状況

### 正規・非正規の職員・従業員の雇用者数（役員を除く雇用者数）— 全体

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人数 (万人)	割合												
正規の職員・従業員	3,302	63.3%	3,288	62.6%	3,317	62.5%	3,367	62.5%	3,423	62.7%	3,476	62.1%	3,494	61.7%
非正規の職員・従業員	1,910	36.6%	1,967	37.4%	1,986	37.5%	2,023	37.5%	2,036	37.3%	2,120	37.9%	2,165	38.3%
全体	5,213	100.0%	5,256	100.0%	5,303	100.0%	5,391	100.0%	5,460	100.0%	5,596	100.0%	5,660	100.0%

出典：総務省 統計局

正規・非正規の職員・従業員の雇用者数(役員を除く雇用者数) — 男女別

		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		人数 (万人)	割合												
従業員 正規の職員・ 従業員	男子	2,273	68.8%	2,267	68.9%	2,272	68.5%	2,287	67.9%	2,310	67.5%	2,339	67.3%	2,334	66.8%
	女子	1,029	31.2%	1,022	31.1%	1,045	31.5%	1,080	32.1%	1,114	32.5%	1,137	32.7%	1,160	33.2%
	合計	3,302	100.0%	3,288	100.0%	3,317	100.0%	3,367	100.0%	3,423	100.0%	3,476	100.0%	3,494	100.0%
職員・従業員 非正規の	男子	611	32.0%	631	32.1%	636	32.0%	651	32.2%	647	31.8%	669	31.6%	691	31.9%
	女子	1,298	68.0%	1,335	67.9%	1,350	68.0%	1,373	67.9%	1,389	68.2%	1,451	68.4%	1,475	68.1%
	合計	1,910	100.0%	1,697	100.0%	1,986	100.0%	2,023	100.0%	2,036	100.0%	2,120	100.0%	2,165	100.0%
全体	男子	2,885	55.3%	2,898	55.1%	2,908	54.8%	2,938	54.5%	2,957	54.2%	3,008	53.8%	3,024	53.4%
	女子	2,327	44.7%	2,357	44.9%	2,395	45.2%	2,453	45.5%	2,503	45.8%	2,588	46.2%	2,635	46.6%
	合計	5,213	100.0%	5,256	100.0%	5,303	100.0%	5,391	100.0%	5,460	100.0%	5,596	100.0%	5,660	100.0%

出典:総務省 統計局

正規・非正規の職員・従業員の雇用者数 — 年齢別

		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		人数 (万人)	割合												
正規の職員・従業員	15～24歳	237	7.3%	240	7.4%	242	7.3%	254	7.5%	263	7.7%	271	7.8%	275	7.9%
	25～34歳	800	24.2%	783	23.8%	777	23.4%	782	23.2%	783	22.9%	792	22.8%	788	22.6%
	35～44歳	958	29.0%	948	28.8%	942	28.4%	933	27.7%	929	27.1%	915	26.3%	891	25.5%
	45～54歳	768	23.2%	777	23.6%	803	24.2%	836	24.8%	866	25.3%	901	25.9%	926	26.5%
	55～64歳	458	13.8%	453	13.7%	461	13.9%	463	13.8%	473	13.8%	486	14.0%	500	14.3%
	65歳以上	81	2.5%	86	2.6%	93	2.8%	99	2.9%	109	3.2%	111	3.2%	114	3.3%
	合計	3,302	100.0%	3,288	100.0%	3,317	100.0%	3,367	100.0%	3,423	100.0%	3,476	100.0%	3,494	100.0%
非正規の職員・従業員	15～24歳	230	12.2%	230	11.8%	229	11.5%	240	11.9%	240	11.8%	273	12.9%	285	13.2%
	25～34歳	303	15.8%	304	15.4%	291	14.7%	281	13.9%	274	13.5%	264	12.5%	260	12.0%
	35～44歳	390	20.4%	399	20.2%	395	19.9%	386	19.1%	372	18.3%	371	17.5%	359	16.6%
	45～54歳	364	19.0%	376	19.2%	388	19.5%	400	19.8%	413	20.3%	425	20.0%	437	20.2%
	55～64歳	418	21.9%	423	21.5%	414	20.8%	415	20.5%	421	20.7%	429	20.2%	436	20.1%
	65歳以上	204	10.7%	235	11.9%	268	13.5%	301	14.9%	316	15.5%	358	16.9%	389	18.0%
	合計	1,910	100.0%	1,967	100.0%	1,986	100.0%	2,023	100.0%	2,036	100.0%	2,120	100.0%	2,165	100.0%
全体	15～24歳	468	9.1%	470	9.1%	471	8.9%	494	9.2%	503	9.2%	543	9.7%	560	9.9%
	25～34歳	1,103	21.1%	1,088	20.6%	1,069	20.2%	1,063	19.7%	1,057	19.4%	1,056	18.9%	1,048	18.5%
	35～44歳	1,348	25.8%	1,348	25.6%	1,338	25.2%	1,320	24.5%	1,301	23.8%	1,286	23.0%	1,250	22.1%
	45～54歳	1,131	21.7%	1,154	21.9%	1,191	22.5%	1,236	22.9%	1,279	23.4%	1,326	23.7%	1,363	24.1%
	55～64歳	876	16.8%	875	16.6%	874	16.5%	878	16.3%	894	16.4%	916	16.4%	935	16.5%
	65歳以上	286	5.5%	321	6.1%	360	6.8%	400	7.4%	426	7.8%	469	8.4%	503	8.9%
	合計	5,213	100.0%	5,256	100.0%	5,303	100.0%	5,391	100.0%	5,460	100.0%	5,596	100.0%	5,660	100.0%

出典:総務省 統計局

年齢階層別の平均給与

(単位:万円)

年齢/性別	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	男性	女性	男女計												
19歳以下	157	104	130	158	103	132	157	106	130	155	132	111	162	114	137
20-24歳	265	231	248	271	233	253	274	240	258	279	262	243	284	249	267
25-29歳	378	297	344	383	306	352	382	308	351	393	361	318	404	326	370
30-34歳	446	301	392	451	307	397	456	314	403	461	407	315	470	315	410
35-39歳	502	293	425	510	299	432	511	299	432	517	442	313	528	314	448
40-44歳	564	290	457	567	294	461	562	301	459	569	468	308	581	319	476
45-49歳	629	290	487	626	292	486	632	299	493	630	496	310	635	313	502
50-54歳	656	291	496	670	296	509	660	295	504	677	519	302	682	322	529
55-59歳	632	270	480	652	278	419	649	287	493	669	516	298	686	298	520
60-64歳	477	227	373	479	220	372	479	228	378	508	396	232	537	242	416
65-69歳	389	201	311	378	194	301	387	194	306	393	314	203	410	211	326
70歳以上	359	204	292	368	217	304	367	206	298	353	288	208	382	206	306
全体平均	514	272	415	521	276	420	521	280	421	532	432	287	545	293	441
正規雇用	532	359	477	538	367	484	540	373	487	548	377	494	560	386	504
非正規雇用	222	147	169	225	147	170	228	148	172	229	151	175	236	154	180

(注1)平成26年度の調査対象は平成26年12月31日現在の源泉徴収義務者のうち、民間の事業所に勤務している給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)平成27年度の調査対象は平成27年12月31日現在の源泉徴収義務者(民間の事業者に限る。)に勤務している給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)平成28年度の調査対象は平成28年12月31日現在の源泉徴収義務者(民間の事業所に限る。)に勤務している給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)平成29年度の調査対象は平成29年12月31日現在の源泉徴収義務者(民間の事業所に限る。)に勤務している給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)平成30年度の調査対象は平成30年12月31日現在の源泉徴収義務者(民間の事業所に限る。)に勤務している給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)

(注2)「正規雇用」とは、役員、青色事業専従者及び非正規を除く給与所得者をいう。  
 「非正規」とは、パートタイマー、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等をいう。  
 「給与」とは、1年間の支給総額(給料・手当及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額である。)で、通勤手当等の非課税分は含まない。

出典:国税庁「民間給与実態統計調査結果」

12. 規模別企業倒産状況

中小企業・小規模企業の倒産件数

(単位:件)

		平成31年 4月	令和1年 5月	令和1年 6月	令和1年 7月	令和1年 8月	令和1年 9月	令和1年 10月	令和1年 11月	令和1年 12月	令和2年 1月	令和2年 2月	令和2年 3月	合計
小規模企業	件数(件)	569	570	662	693	600	606	709	652	610	641	572	662	7,546
	構成比(%)	87.4%	88.0%	90.2%	88.5%	89.7%	88.2%	90.3%	90.1%	86.2%	89.9%	90.2%	89.0%	89.0%
中小企業	件数(件)	650	646	734	783	669	687	785	723	708	712	634	743	8,474
	構成比(%)	99.8%	99.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%	100.0%	99.9%	100.0%	99.9%	99.9%
全倒産 件数	件数(件)	651	648	734	783	669	687	785	724	708	713	634	744	8,480

出典:株式会社帝国データバンク

(注1)中小企業の定義

業種	従業員数	資本金
製造業・その他	300人以下	または 3億円以下
卸売業	100人以下	または 1億円以下
小売業	50人以下	または 5,000万円以下
サービス業	100人以下	または 5,000万円以下

(注2)小規模企業の定義

業種	従業員数
製造業・その他	20人以下
商業・サービス業	5人以下

倒産主因別件数と構成比の推移

(単位:件、%)

	主要因件数(件)							主要因構成比(%)						
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	前年度比(%)	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	前年度比(ポイント)
販売不振	7,312	6,958	6,575	6,613	6,230	6,566	5.4	79.7	81.7	80.5	79.8	77.3	77.4	0.1
輸出不振	6	6	11	5	5	1	▲80.0	0.07	0.07	0.13	0.10	0.10	0.00	▲0.1
売掛金回収難	79	76	72	63	51	67	31.4	0.9	0.9	0.9	0.8	0.6	0.8	0.2
不良債権の累積	36	27	26	23	16	20	25.0	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.0
業績不振	160	82	99	80	98	69	▲29.6	1.7	1.0	1.2	1.0	1.2	0.8	▲0.4
不況型合計	7,593	7,149	6,783	6,784	6,400	6,723	5.0	82.7	83.9	83.1	81.9	79.4	79.3	▲0.1
放漫経営	132	115	121	136	156	155	▲0.6	1.4	1.4	1.5	1.6	1.9	1.8	▲0.1
設備投資の失敗	66	51	54	53	44	57	29.5	0.7	0.6	0.7	0.6	0.5	0.7	0.2
その他の経営計画の失敗	154	109	147	190	278	297	6.8	1.7	1.3	1.8	2.3	3.5	3.5	0.0
その他	1,235	1,093	1,059	1,122	1,179	1,248	5.9	13.5	12.8	13.0	13.5	14.6	14.7	0.1
合計	9,180	8,517	8,164	8,285	8,057	8,480	5.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0

帝国データバンク 全国企業倒産集計2018年度報

出典:株式会社帝国データバンク

倒産件数と負債総額の推移

(単位:件)

	件数		負債総額(百万円)	
		前年度比(%)		前年度比(%)
2007年度	11,333	18.4	5,532,286	5.2
2008年度	13,234	16.8	13,670,927	147.1
2009年度	13,306	4.9	6,810,147	▲42.8
2010年度	11,658	▲12.4	6,936,604	1.9
2011年度	11,369	▲2.5	3,463,733	▲50.1
2012年度	11,129	▲2.1	3,774,294	9.0
2013年度	10,332	▲7.2	2,757,543	▲26.9
2014年度	9,180	▲11.1	1,867,800	▲32.3
2015年度	8,517	▲7.2	2,010,808	7.7
2016年度	8,164	▲4.1	1,991,683	▲1
2017年度	8,376	2.6	2,454,884	23.3
2018年度	8,063	▲3.7	1,625,552	▲33.8

	件数		負債総額(百万円)	
		前年度比(%)		前年度比(%)
2019年度	8,480	5.3	1,218,789	▲21.6
4月	651	5.3	104,664	26.5
5月	648	▲11.4	98,286	5.3
6月	734	3.5	80,371	▲59.2
7月	783	13.6	91,690	▲10.4
8月	669	▲1.2	83,721	▲25.9
9月	687	16.8	105,916	▲43.3
10月	785	5.1	91,079	▲19.3
11月	724	2.5	130,797	5.6
12月	708	12.9	159,622	110.8
1月	713	2.7	117,250	▲32
2月	634	2.3	66,374	▲69.6
3月	744	14.3	89,019	15.7

帝国データバンク 全国企業倒産集計2018年度報

出典:株式会社帝国データバンク

負債件数額の倒産件数と構成比

(単位：件、%)

		平成31年 4月	令和1年 5月	令和1年 6月	令和1年 7月	令和1年 8月	令和1年 9月	令和1年 10月	令和1年 11月	令和1年 12月	令和2年 1月	令和2年 2月	令和2年 3月	合計
5,000万円未満	件数 (件)	382	387	473	497	427	429	512	442	420	440	404	470	5,283
	構成比 (%)	58.7%	59.7%	64.4%	63.5%	63.8%	62.4%	65.2%	61.0%	59.3%	61.7%	63.7%	63.2%	62.3%
5,000万円以上 1億円未満	件数 (件)	91	96	99	110	90	92	102	98	102	102	84	102	1,168
	構成比 (%)	14.0%	14.8%	13.5%	14.0%	13.5%	13.4%	13.0%	13.5%	14.4%	14.3%	13.2%	13.7%	13.8%
1億円以上 5億円未満	件数 (件)	144	133	125	146	128	129	131	145	145	131	113	139	1,609
	構成比 (%)	22.1%	20.5%	17.0%	18.6%	19.1%	18.8%	16.7%	20.0%	20.5%	18.4%	17.8%	18.7%	19.0%
5億円以上 10億円未満	件数 (件)	19	17	27	15	9	20	23	23	22	23	22	20	240
	構成比 (%)	2.9%	2.6%	3.7%	1.9%	1.3%	2.9%	2.9%	3.2%	3.1%	3.2%	3.5%	2.7%	2.8%
10億円以上 50億円未満	件数 (件)	13	11	8	14	14	15	17	12	16	14	11	13	158
	構成比 (%)	2.0%	1.7%	1.1%	1.8%	2.1%	2.2%	2.2%	1.7%	2.3%	2.0%	1.7%	1.7%	1.9%
50億円以上 100億円未満	件数 (件)	0	3	2	1	1	1	0	2	0	1	0	0	11
	構成比 (%)	0.0%	0.5%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%
100億円以上	件数 (件)	2	1	0	0	0	1	0	2	3	2	0	0	11
	構成比 (%)	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.1%
合計	件数 (件)	651	648	734	783	669	687	785	724	708	713	634	744	8,480
	構成比 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典：株式会社帝国データバンク

資本金別の倒産件数と構成比

(単位：件、%)

		平成31年 4月	令和1年 5月	令和1年 6月	令和1年 7月	令和1年 8月	令和1年 9月	令和1年 10月	令和1年 11月	令和1年 12月	令和2年 1月	令和2年 2月	令和2年 3月	合計
個人経営	件数 (件)	127	116	151	146	146	135	168	147	150	127	141	144	1,698
	構成比 (%)	19.5%	17.9%	20.6%	18.6%	21.8%	19.7%	21.4%	20.3%	21.2%	17.8%	22.2%	19.4%	20.0%
1,000万円未満	件数 (件)	304	314	369	372	320	332	374	339	299	351	292	363	4,029
	構成比 (%)	44.5%	53.7%	46.7%	42.3%	48.4%	40.5%	43.7%	44.3%	41.4%	49.2%	46.1%	48.8%	
1,000万円以上 5,000万円未満	件数 (件)	199	203	199	247	177	202	214	206	234	209	182	213	2,485
	構成比 (%)	30.6%	31.3%	27.1%	31.5%	26.5%	29.4%	27.3%	28.5%	33.1%	29.3%	28.7%	28.6%	29.3%
5,000万円以上 1億円未満	件数 (件)	18	9	12	16	17	12	23	25	20	20	15	21	208
	構成比 (%)	2.8%	1.4%	1.6%	2.0%	2.5%	1.7%	2.9%	3.5%	2.8%	2.8%	2.4%	2.8%	2.5%
1億円以上	件数 (件)	3	6	3	2	9	6	6	7	5	6	4	3	60
	構成比 (%)	0.5%	0.9%	0.4%	0.3%	1.3%	0.9%	0.8%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.4%	0.7%
合計	件数 (件)	651	648	734	783	669	687	785	724	708	713	634	744	8,480
	構成比 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 株式会社帝国バンクの統計に基づき日本貸金業協会で作成

出典：株式会社帝国データバンク

付録

# 貸金業が担う資金供給機能等に関するアンケート調査結果について

## 調査概要

### I. 資金需要者等の現状と動向に関する調査（資金需要者向け調査）

(1)調査方法	インターネット調査法（スマートフォン等を利用したモバイルリサーチ）
(2)調査対象	調査会社が保有する全国18歳以上のインターネットモニター会員
(3)調査期間	令和元年8月2日から令和元年8月20日
(4)調査主体	日本貸金業協会 業務企画部
(5)主な調査項目 （個人・事業者共通）	<p>①借入れの動機・背景 家計の収支状況と今後の見通し 借入申込を行った際の資金使途 借入申込を行った背景 等</p> <p>②借入れの意識・行動 貸金業者への新たな借入申込状況・結果 借入先を選定する際に重視するポイント・理由 借入れできなかった際の行動とその影響 貸金業者に対する利用満足度 インターネットサービス等の利用状況・影響 金融リテラシーの状況 等</p> <p>③貸金業者に対する期待・要望 貸金業者からの借入れに関する今後の利用意向 借入先との連絡方法・手段 貸金業者に望んでいること 等</p>

#### <個人向け調査>

【プレ調査】

回収サンプル数 48,092名

【本調査（借入経験のある個人）】

回収サンプル数：2,500名（借入経験のある専業主婦（主夫）を含む）

<貸金業者からの借入残高あり> 1,000名

<貸金業者からの借入残高なし> 1,000名

<18歳～22歳の若年者> 500名

※消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、事業者金融会社から、現時点において借入残高がある個人及び消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、事業者金融会社から、借入経験があり、かつ現時点において借入残高がない個人

※基本サンプル2,000名は、性別及び年齢を株式会社日本信用情報機構の統計データにより割付

※18歳～22歳の若年者の追加サンプルについては、貸金業者からの借入経験を問わない

## &lt;事業者向け調査&gt;

<p>【プレ調査】 回収サンプル数 19,390名</p>
<p>【本調査（貸金業者からの借入経験のある事業者）】 回収サンプル数：1,500名（個人事業主：1,148名 小規模企業経営者：352名）</p> <p>※貸金業者から事業性資金（運転資金・設備資金等）の借入れをしたことがある個人事業主の借入利用者と、本人が経営する会社または所属する会社において貸金業者から事業性資金の借入れをしたことがある小規模企業経営者の借入利用者</p> <p>※小規模企業経営者の事業規模については、「中小企業基本法第2条第5項」の規定等に基づいて該当する事業者を抽出</p> <p>※回収サンプルには、基本サンプル1,000名の他に、追加サンプルとして特定業種（「小売業：358名」、「宿泊業：12名」、「飲食サービス業：130名」）の事業者500名を含む</p>

## II. 貸金業者の経営実態等に関する調査（貸金業者向け調査）

(1)調査方法	郵送及び電子メールによる調査
(2)調査対象	貸金業者 ※日本貸金業協会の協会員、及び非協会員（日本貸金業協会と金融ADR手続実施基本契約を締結している貸金業者）
(3)調査期間	令和元年12月2日から令和2年1月14日
(4)調査票発送数	貸金業者 1,660業者 ・協会員：1,070業者 / 非協会員：590業者 ※令和元年10月末時点（発送直後に「廃業・不更新」となったものを除く）
(5)主な調査項目	<p>①貸金市場の実像と動態 貸付金種別残高 属性（職業、年収、年齢、性別 他）別の貸付件数 事業規模別貸付先の資金用途別残高 事業者向貸付（業種別、年商別、資本金別）件数 等</p> <p>②貸金業者の収益構造 直近3期の期末時点での収益、事業コスト 主な資金調達先や資金繰りの変化 等</p> <p>③貸金業者の課題と取組み 重要経営課題と最重要経営課題 円滑に資金供給するための効果的と思われる業務上の見直し カウンセリングの実施状況 相談内容の傾向と変化 等</p> <p>④貸金業者の今後の見通し 今後の見通しと事業を継続する上での課題や問題点 等</p>

## &lt;調査回答事業者標本構成&gt;

- (1)有効回答数：貸金業者959業者  
（協会員：775業者／非協会員：184業者）
- (2)有効回答率（有効回答数／発送数）：57.8%（前年比4.7ポイント増）  
※協会員：72.4%（前年比4.3ポイント増）  
※非協会員：31.2%（前年比3.4ポイント減）

属性		有効回答業者数	構成比 (%)
事業規模 (法人 / 個人)	法人貸金業者 (資本金5億円以上)	145	15.1%
	法人貸金業者 (資本金1億円以上5億円未満)	114	11.9%
	法人貸金業者 (資本金1億円未満)	567	59.1%
	個人貸金業者	133	13.9%
	不明	—	— %
	合計	959	100.0
業態区分	消費者向無担保貸金業者	275	28.7%
	消費者向有担保貸金業者	75	7.8%
	事業者向貸金業者	310	32.3%
	クレジットカード・信販会社	208	21.7%
	リース・証券会社・他	79	8.2%
	非営利特例対象法人等	12	1.3%
	不明	—	— %
	合計	959	100.0
企業グループ 系列	日本の企業グループ・系列に属している	442	46.1%
	海外の企業グループ・系列に属している	20	2.1%
	何れの企業グループ・系列にも属していない	448	46.7%
	不明	49	5.1%
	合計	959	100.0

■業態区分

[消費者向無担保貸金業者] 消費者向無担保貸金業者 [クレジットカード・信販会社] クレジットカード会社 信販会社 流通・メーカー系会社等  
 [消費者向有担保貸金業者] 消費者向有担保貸金業者 消費者向住宅向貸金業者等 [リース・証券会社・他] リース会社 証券会社 投資事業有限責任組合等  
 [事業者向貸金業者] 事業者向貸金業者 手形割引業者 建設・不動産業者等 [非営利特例対象法人等] 非営利特例対象法人 一般財団法人 一般財団法人等

■企業グループ・系列

「企業グループ・系列」とは、20%以上の議決権を所有している会社、ないしは出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務、営業、事業の方針の決定に重要な影響を与えることができる関係会社や、核となる有力企業のもとに形成された、グループ化された長期的取引関係のある企業等を指します。

属性		有効回答業者数	構成比 (%)
主な貸付	主に消費者向貸付を取り扱っている	513	53.5%
	主に事業者向貸付を取り扱っている	446	46.5%
	うち、関係会社向貸付のみ取り扱っている	(33)	(3.4%)
	不明	—	— %
	合計	959	100.0
貸付残高	1,000億円以上	32	3.3%
	100億円以上～1,000億円未満	74	7.7%
	10億円以上～100億円未満	168	17.5%
	1億円以上～10億円未満	319	33.4%
	1億円未満	234	24.4%
	貸付残高なし	76	7.9%
	不明	56	5.8%
	合計	959	100.0
所在地域	北海道・東北	81	8.4%
	関東	432	45.1%
	うち、東京都内に所在している	(363)	(37.9%)
	中部	105	10.9%
	近畿	145	15.1%
	中国・四国	85	8.9%
	九州・沖縄	111	11.6%
	不明	—	— %
	合計	959	100.0

[主に消費者向貸付を取り扱っている]: 総貸付残高のうち、消費者向貸付の占める割合が5割以上の貸金業者  
 [主に事業者向貸付を取り扱っている]: 総貸付残高のうち、事業者向貸付の占める割合が5割以上の貸金業者  
 [関係会社向貸付のみ取り扱っている]: 総貸付残高のうち、関係会社向貸付の占める割合が10割の貸金業者

## 調査結果の概要

### I. 資金需要者等の現状と動向に関する調査（資金需要者向け調査）

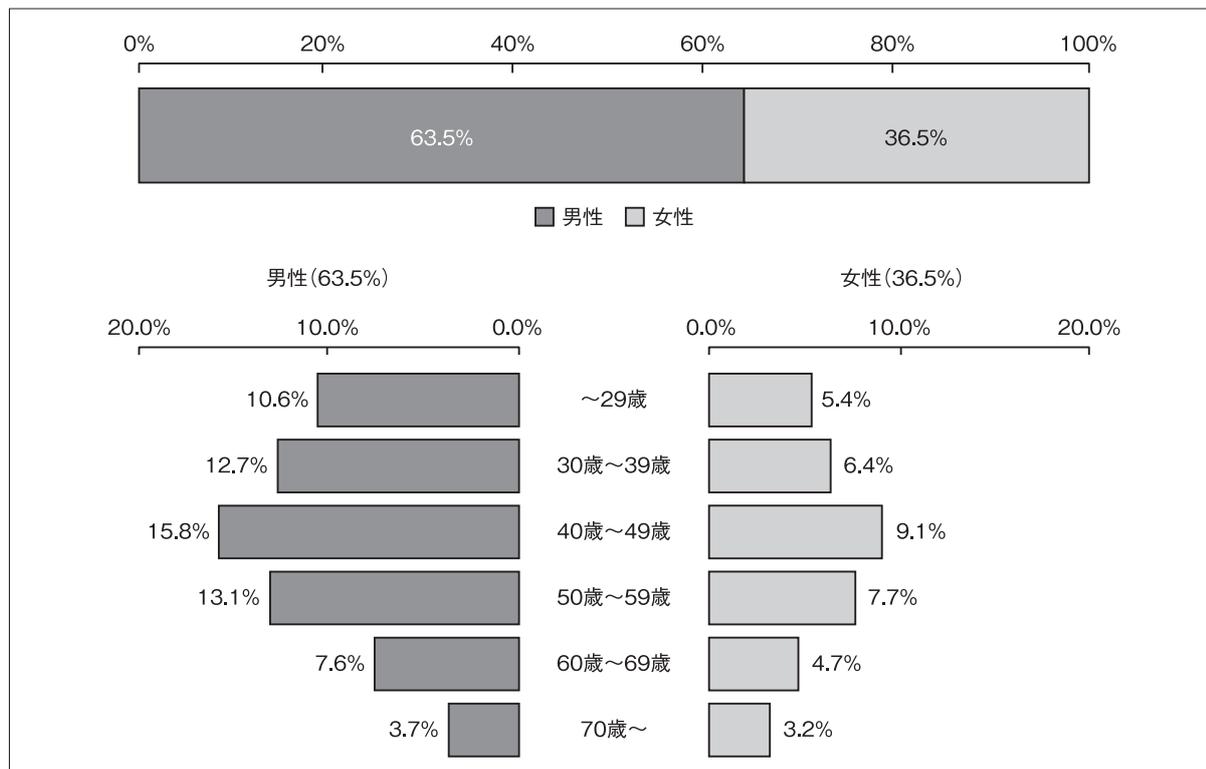
- ・ 資金需要者におけるライフスタイルの変化や資金ニーズの多様化など、貸金業者に求められている社会的役割が大きく変わってきている中で、資金需要者の多様性を理解し、資金需要者保護の充実や、金融リテラシー向上の更なる取組みの促進が求められている。
- ・ また、多くの中小零細事業者が事業活動における資金調達や資金繰りに様々な問題や不安を抱えており、資金需要者の実情に即した多様な金融サービスの提供など、身近な金融機関としての貸金業者が担う役割が期待されている。

#### 1. はじめに（貸金市場の状況）

(1) 男女・年代別の消費者向無担保貸付残高のある人数構成比（n=690万人）＜JICC 統計より＞

平成31年3月末時点における消費者向無担保貸付残高のある人数構成比を性別にみると、男性が63.5%、女性が36.5%となっており、年齢別では男女共に40歳代がそれぞれ15.8%、9.1%と最も高くなっている。 **図1**

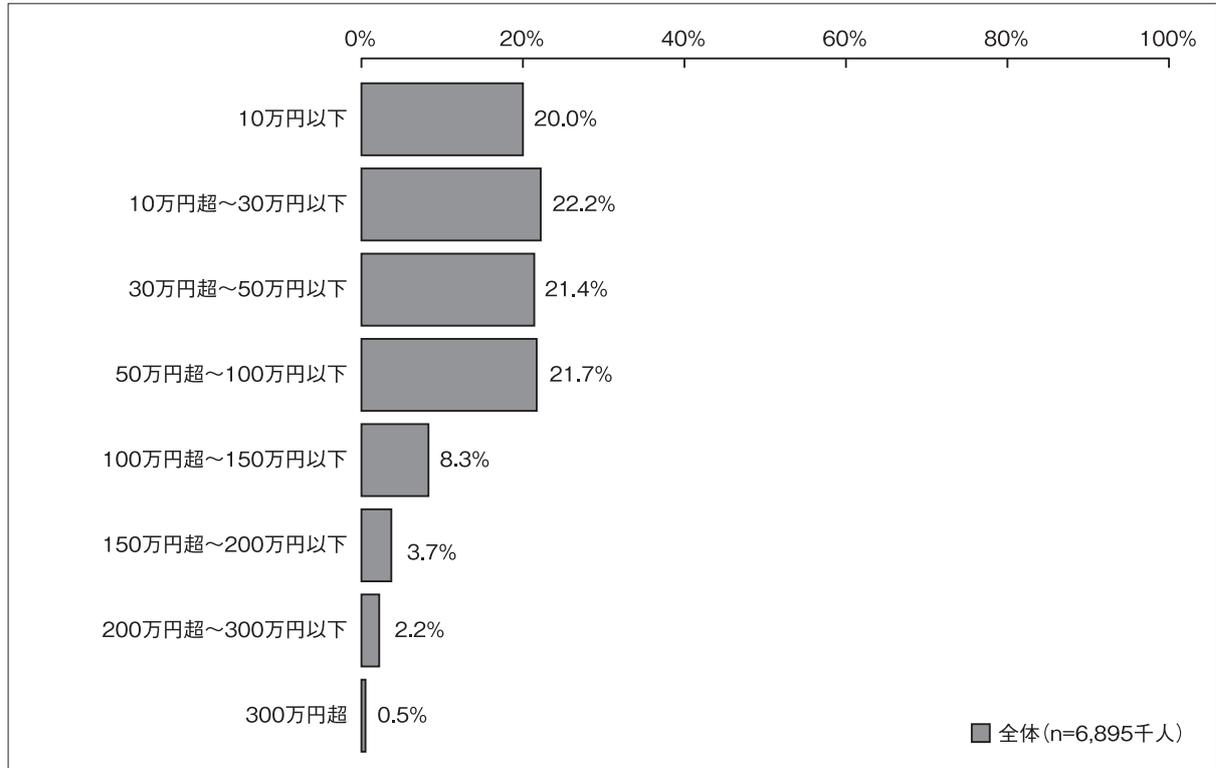
**図1** 【男女・年代別の消費者向無担保貸付残高のある人数構成比（n=690万人）】



(2) 残高区分別の消費者向無担保貸付残高のある人数構成比 (n=690万人) <JICC 統計より>

また、残高区分別に消費者向無担保貸付残高のある人数構成比をみると、50万円以下が63.6%を占めている。 **図2**

**図2 【残高区分別の消費者向無担保貸付残高のある人数構成比 (n=690万人)】**

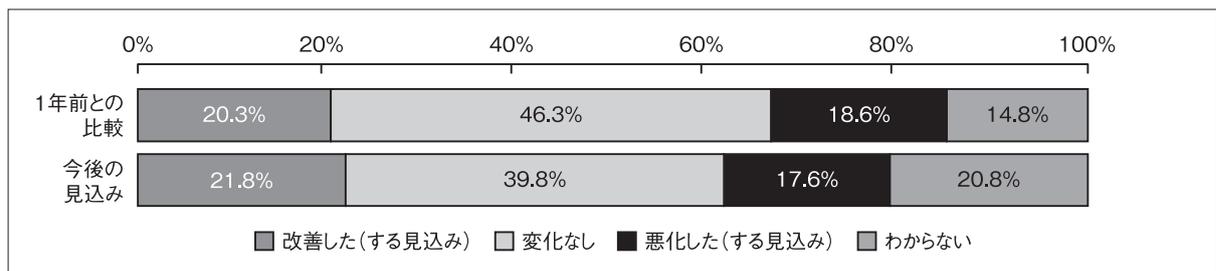


## 2. 借入れの動機・背景

### (1) 資金需要者を取り巻く経済環境の変化

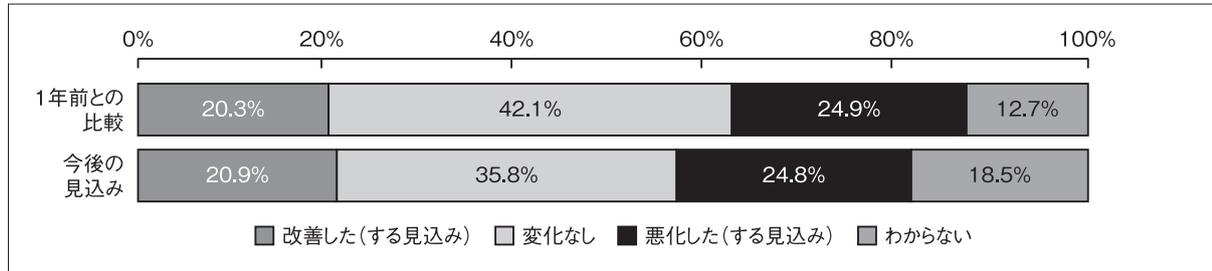
借入経験のある個人の家計収支状況の変化について見たところ、1年前と比べて「変化なし」の回答割合が46.3%と最も高いものの、「改善した」が20.3%、「悪化した」が18.6%となり、全体ではわずかに改善傾向を示す結果となっている。世代別では、30代以下で改善傾向であるが、40代以上では悪化傾向となっており、世代間で差が現れている。 **図3-1**

**図3-1 【家計収支状況の変化と今後の見通し】**



また、借入経験のある事業者の事業収支状況の変化及び今後の見通しを見ると、改善傾向が2割程度あるものの、わずかながら悪化傾向がそれを上回る結果となっており、依然として資金需要者を取り巻く事業環境が厳しい状況におかれていることがうかがえる。【図3-2】

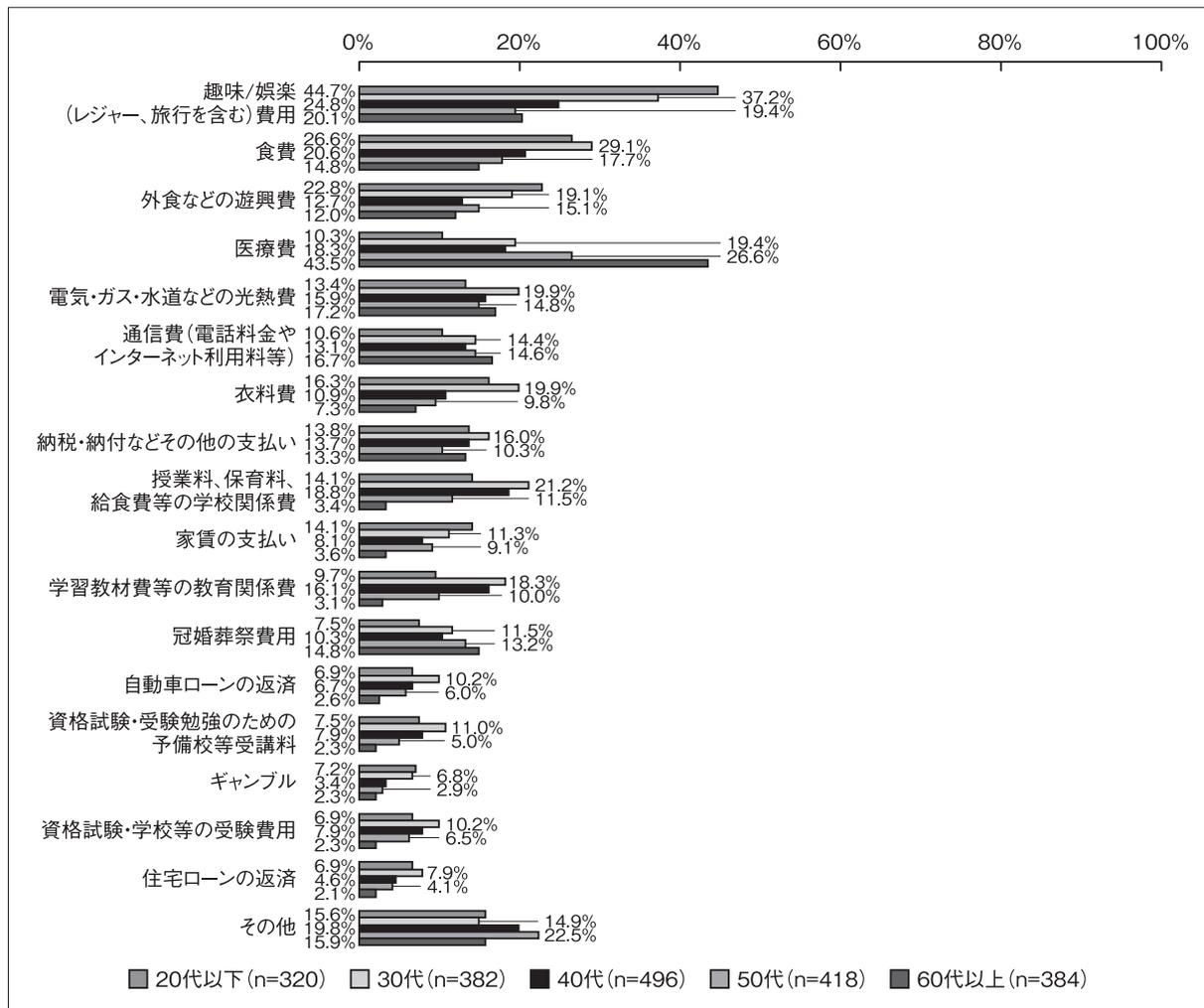
【図3-2】 事業収支状況の変化と今後の見通し



(2) 借入申込の資金使途・背景<借入経験のある個人>

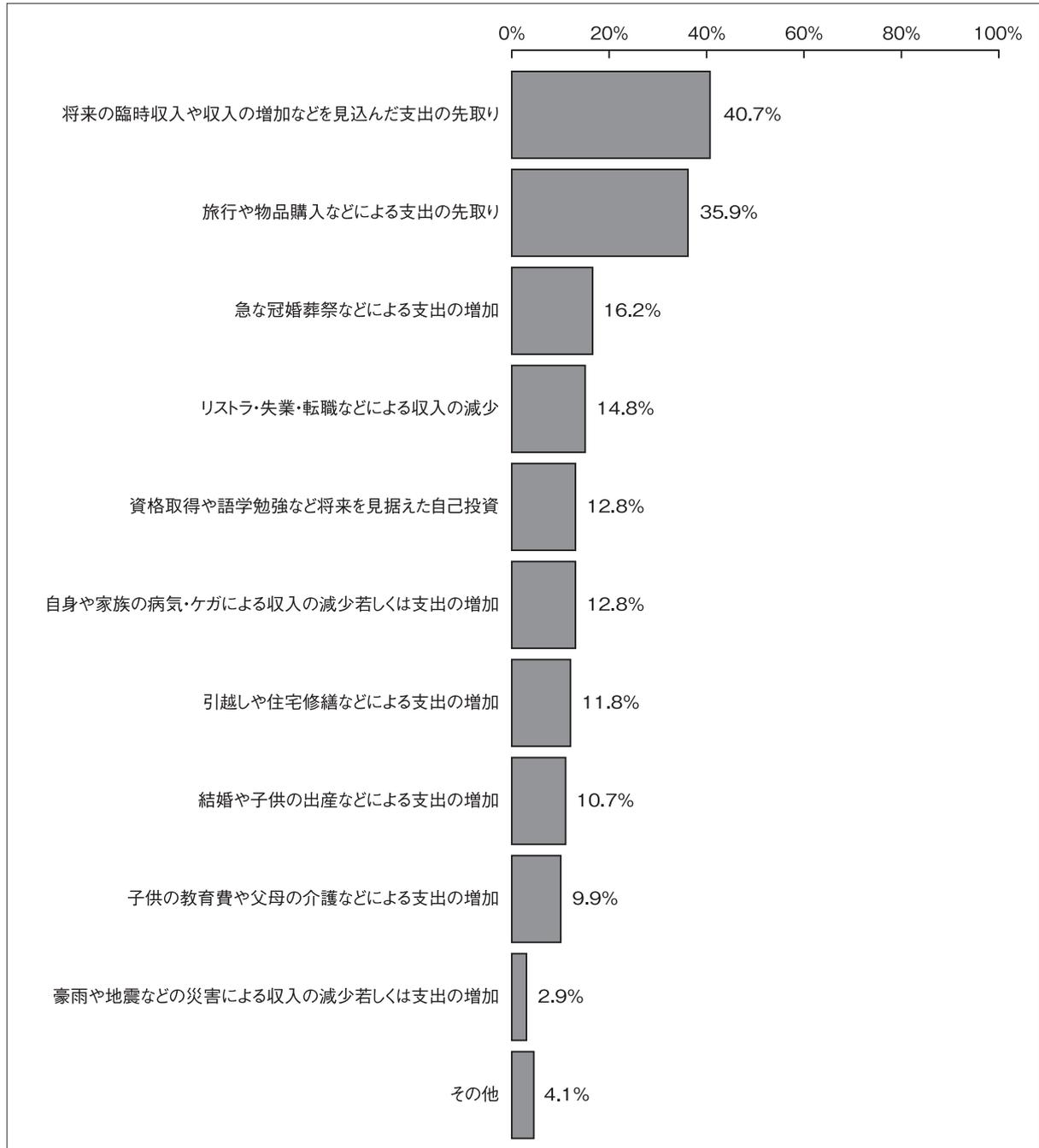
今後支出が増加する見込みの費目や、借入申込を行った際の資金使途を見ると、世代間で違いが見取れる。【図4-1】

【図4-1】 個人の今後支出が増加する見込みの費目



借入申込を行った背景に着目すると、資金需要者のライフサイクルイベントにおける支出の増加や、収入の減少などの回答が2割未満であるのに対し、支出の先取り（将来の臨時収入や収入の増加を見込んだもの、または旅行や物品購入などによるもの）が4割前後を占める結果となっている。【図4-2】

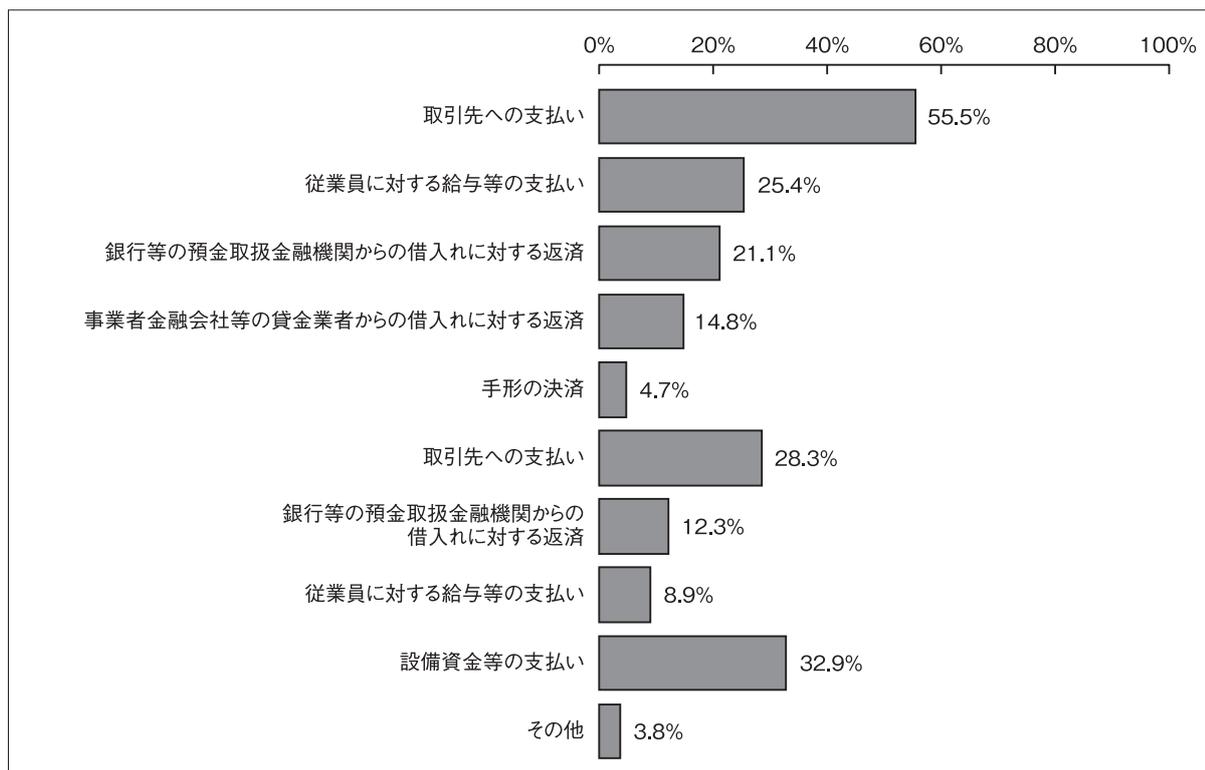
図4-2 【個人の借入申込を行った背景】



(3) 借入申込の資金使途・背景<借入経験のある事業者>

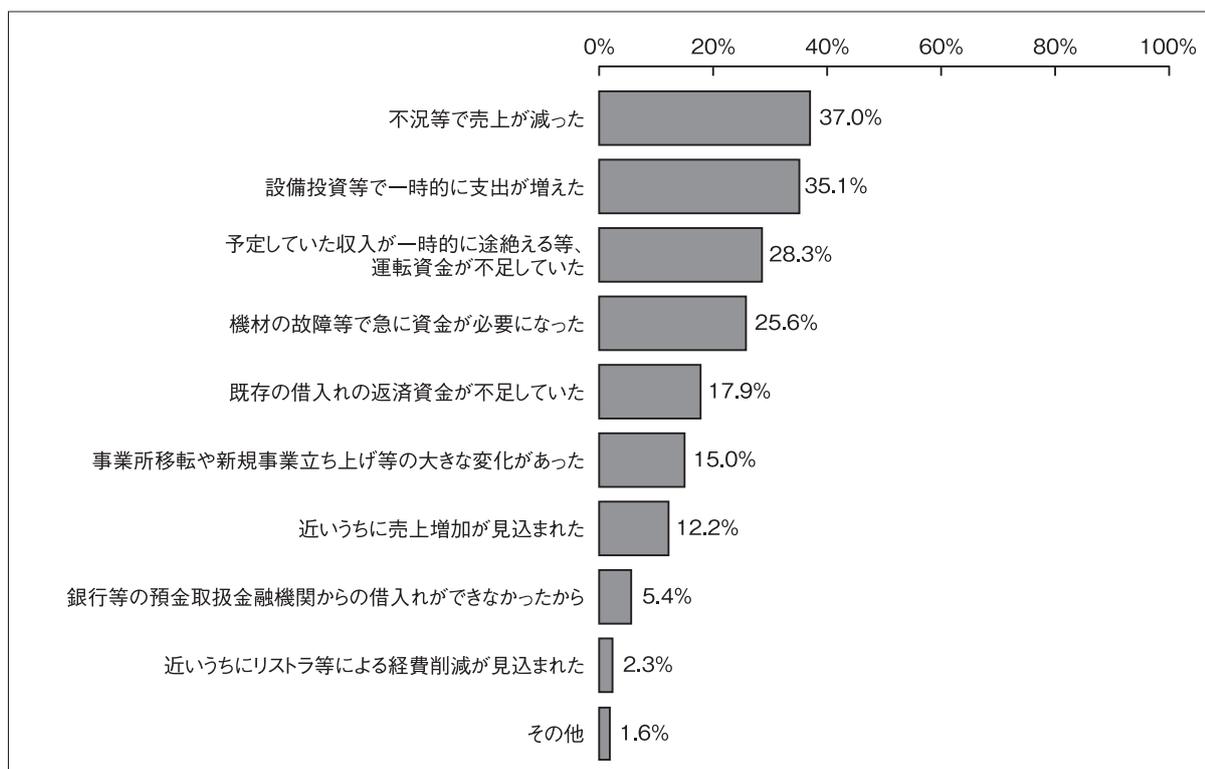
借入を行なった資金使途では、事業の一時的な運転資金（つなぎ資金）としての利用が多く、中でも「取引先への支払い（事業の一時的な運転資金）（55.5%）」と回答した割合が最も高く、特定業種の事業者における具体的な資金使途では、「商品の仕入れ」や「設備の購入」などが高い割合となっており、業種によってその特徴を見て取れる結果となっている。【図5-1】

図5-1 【直近3年以内に借入申込を行った際の資金使途】



また、借入をした背景に着目して見ると、「売上減少」が4割弱で最も高く、「設備投資等による支出増加」や「見込んでいた収入が途絶える等による運転資金の不足」との回答も比較的目的立つ結果となった。図5-2

図5-2 【事業者の借入を行った背景】

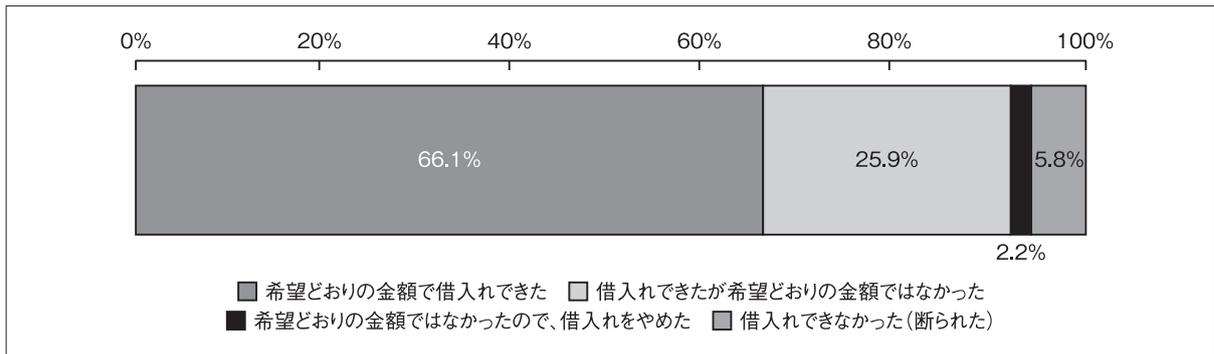
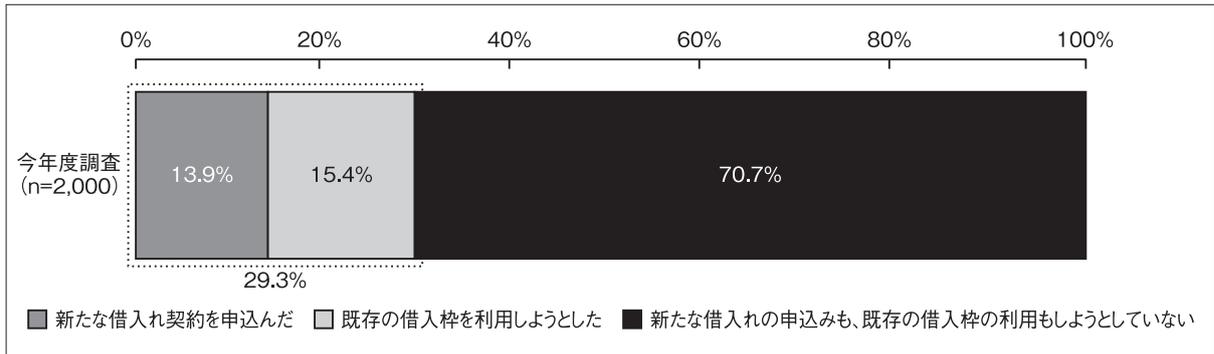


### 3. 借入れの意識・行動

#### (1) 借入れの申込状況

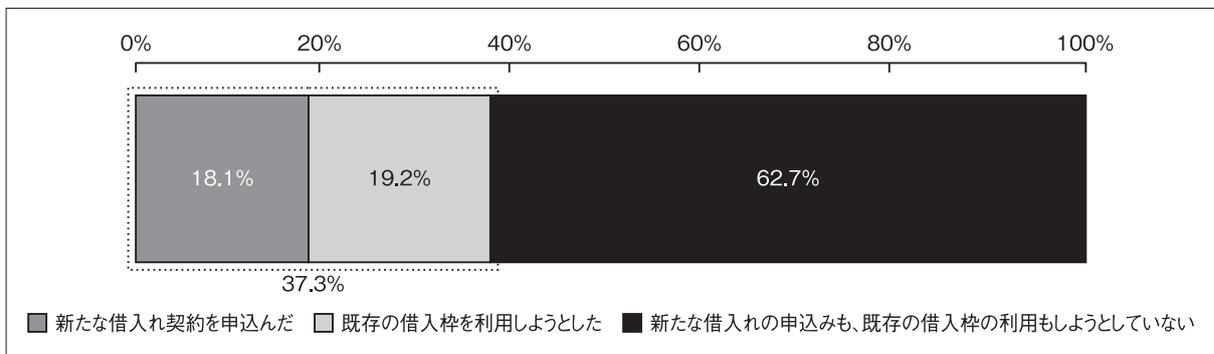
借入経験のある個人の直近3年間における貸金業者への借入申込み状況を見ると、3割が借入申込みを行い、そのうち66.1%が希望どおりの借入ができたと回答しており、昨年度調査に比べて微増傾向となっている。【図6-1】

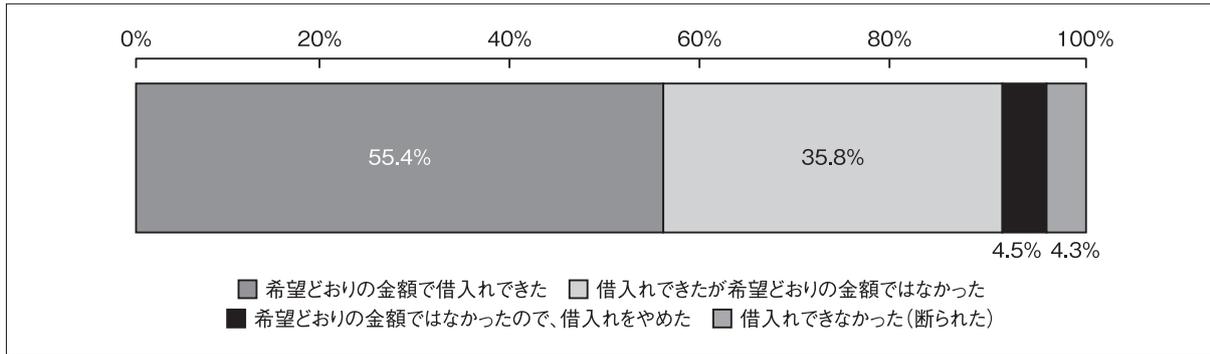
【図6-1】 借入経験のある個人の直近3年間の借入申込状況 (n=2,000)



また、借入経験のある事業者の直近3年間における貸金業者への借入申込み状況を見ると、4割が借入申込みを行い、そのうち55.4%が希望どおりの借入ができたと回答しており、昨年度調査と比べて同様の傾向となっている。【図6-2】

【図6-2】 借入経験のある事業者の直近3年間の借入申込状況 (n=1,500)

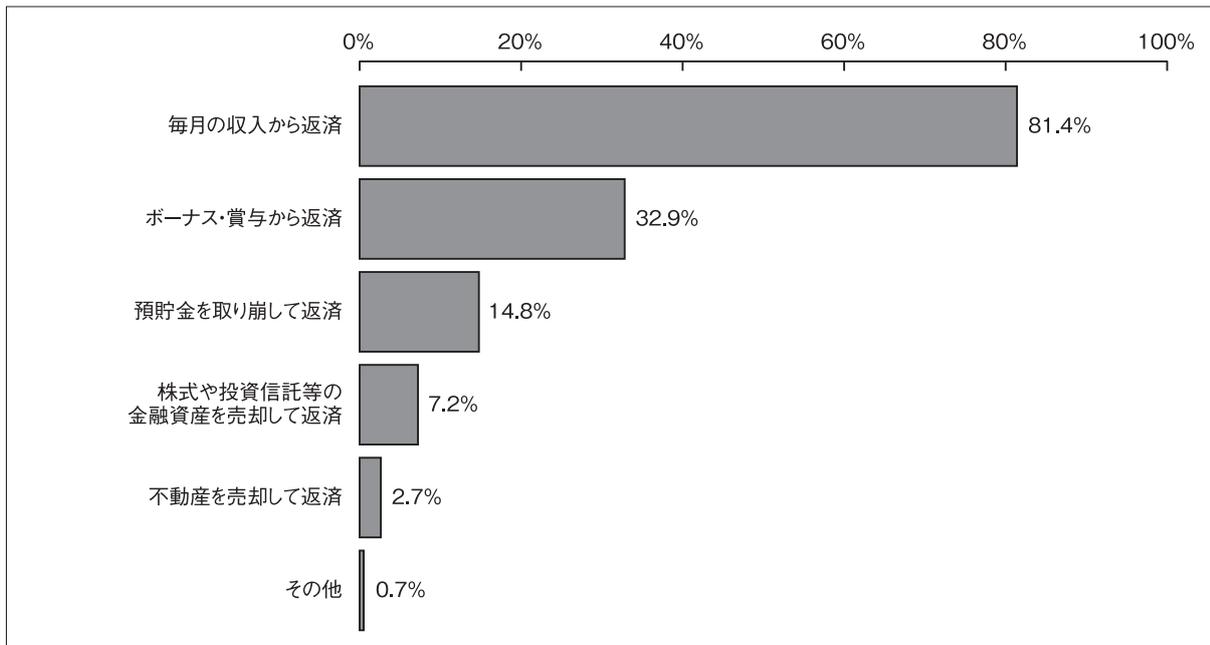
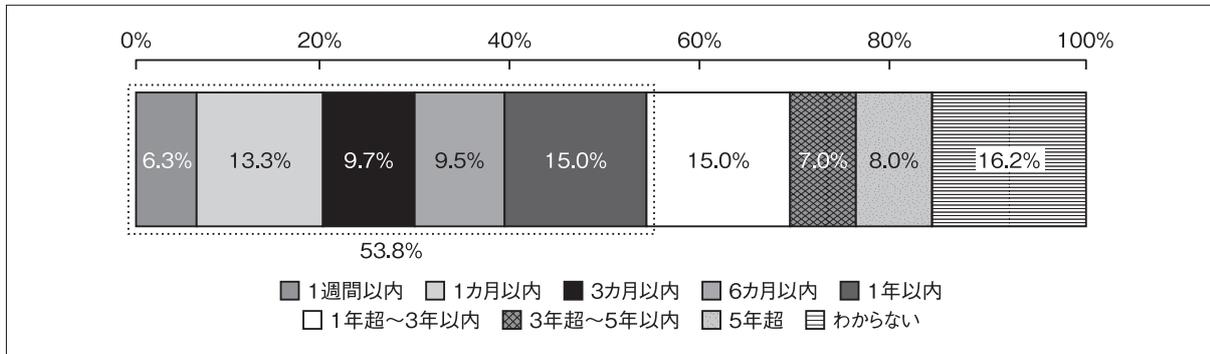




(2) 借入申込した際の返済計画・返済原資

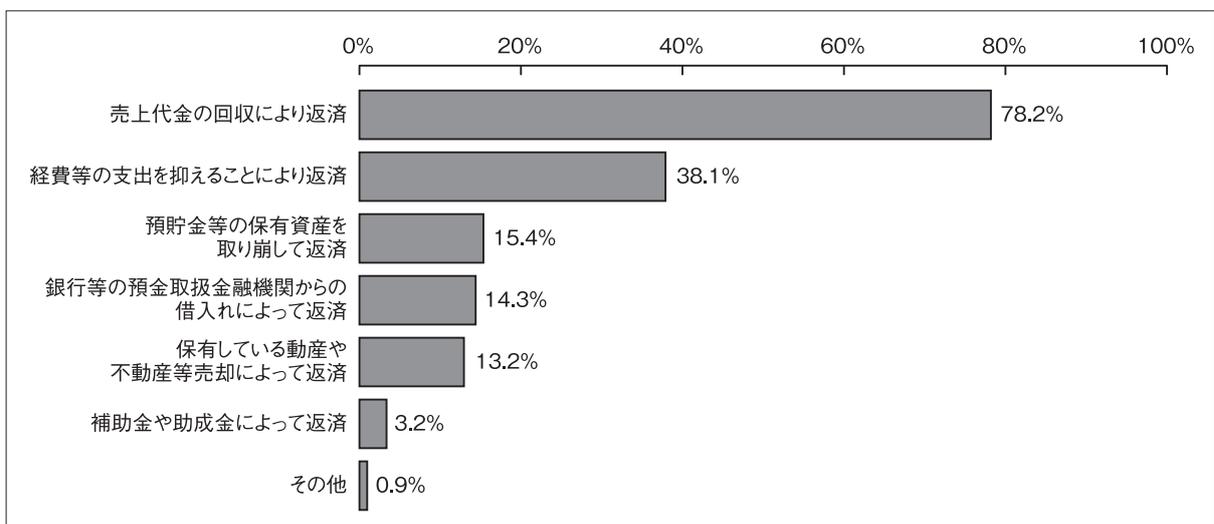
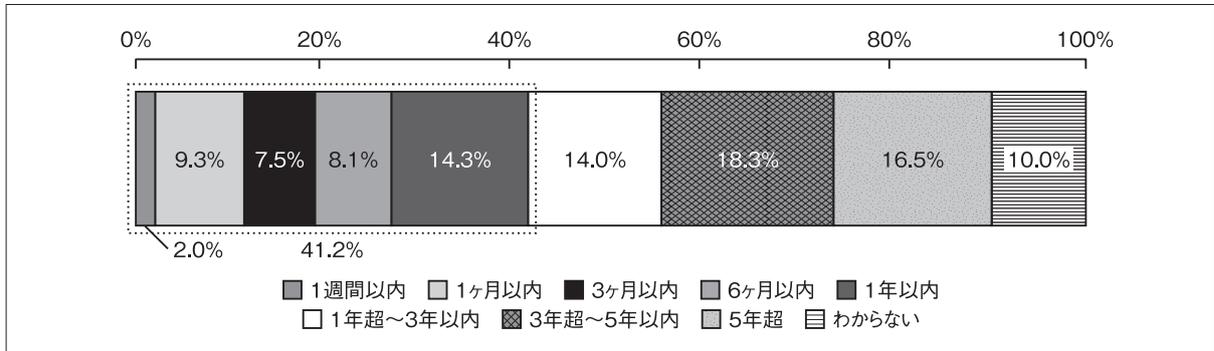
借入経験のある個人の借入申込みの際に計画していた返済期間を見ると、「1年以内（「1週間以内」～「1年以内」）」が5割強であり、返済原資については、「毎月の収入」が8割を占める。【図7-1】

【図7-1】 借入経験のある個人の計画していた返済期間・返済原資 (n=587)



また、借入経験のある事業者でも、借入申込みの際に計画していた返済期間は、1年以内（「1週間以内」～「1年以内」）が4割強であり、返済原資については、「売上代金の回収による返済」が大半を占める。【図7-2】

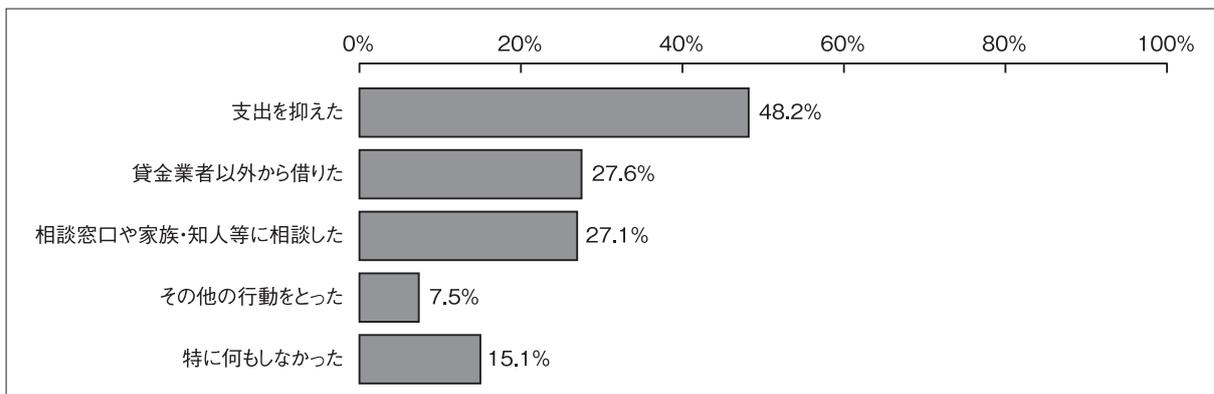
【図7-2】借入経験のある事業者の計画していた返済期間・返済原資 (n=559)



(3) 借入れできなかった際の行動

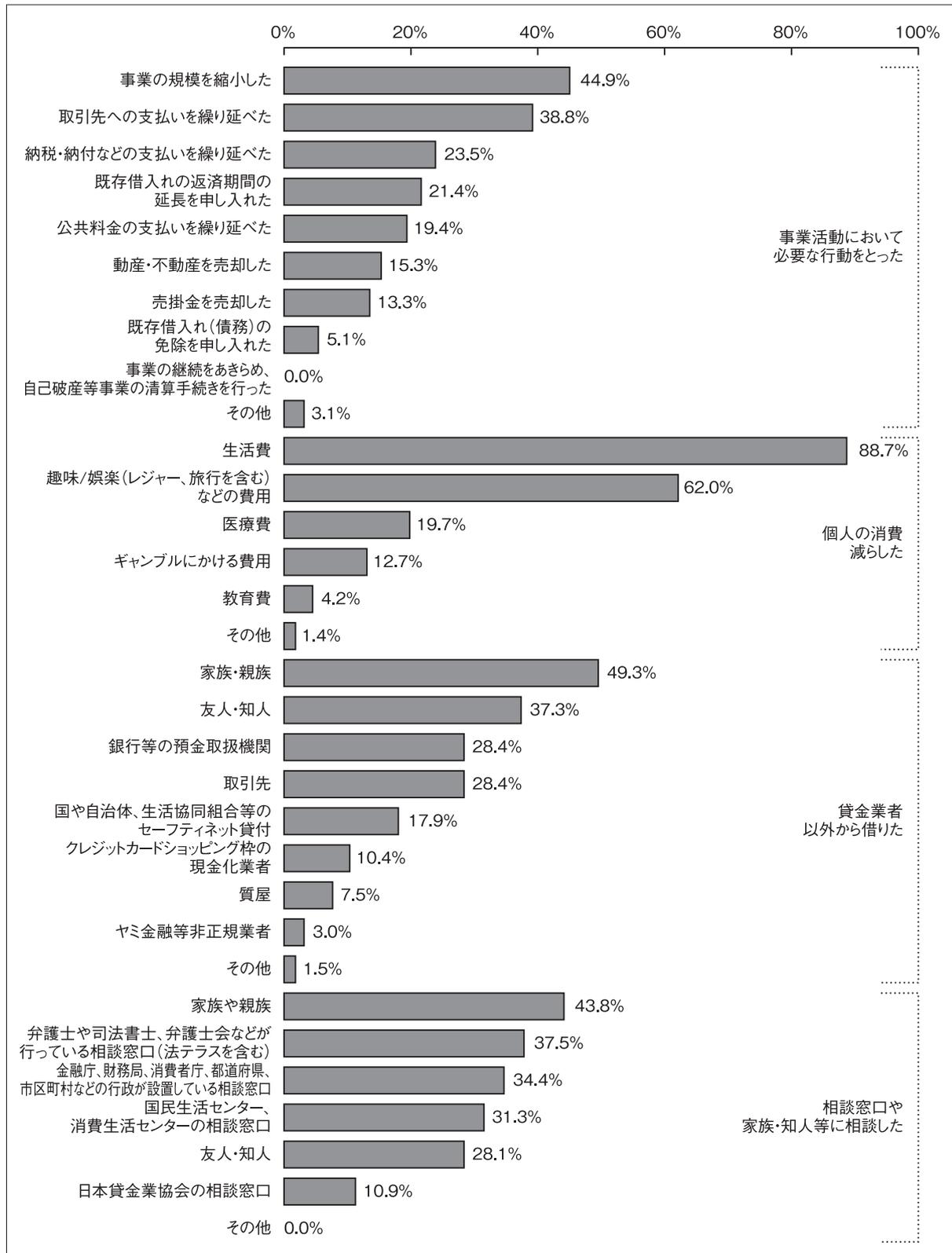
借入経験のある個人における借入れできなかった（申し込まなかった）際の行動としては、「支出を抑えた」が5割、次いで「貸金業者以外から借りた」、「相談窓口や家族・知人等に相談した」がそれぞれ3割弱となっている。【図8-1】

【図8-1】借入経験のある個人の借入れできなかった際に行った行動



また、借入経験のある事業者では、事業規模縮小や取引先への支払い繰り延べなどを含む、事業活動において必要な行動を取ったことに加え、「生活費(88.7%)」や「趣味/娯楽(レジャー、旅行を含む)などの費用(62.0%)」といった個人の消費を減らす対応も顕著にうかがえる。【図8-2】

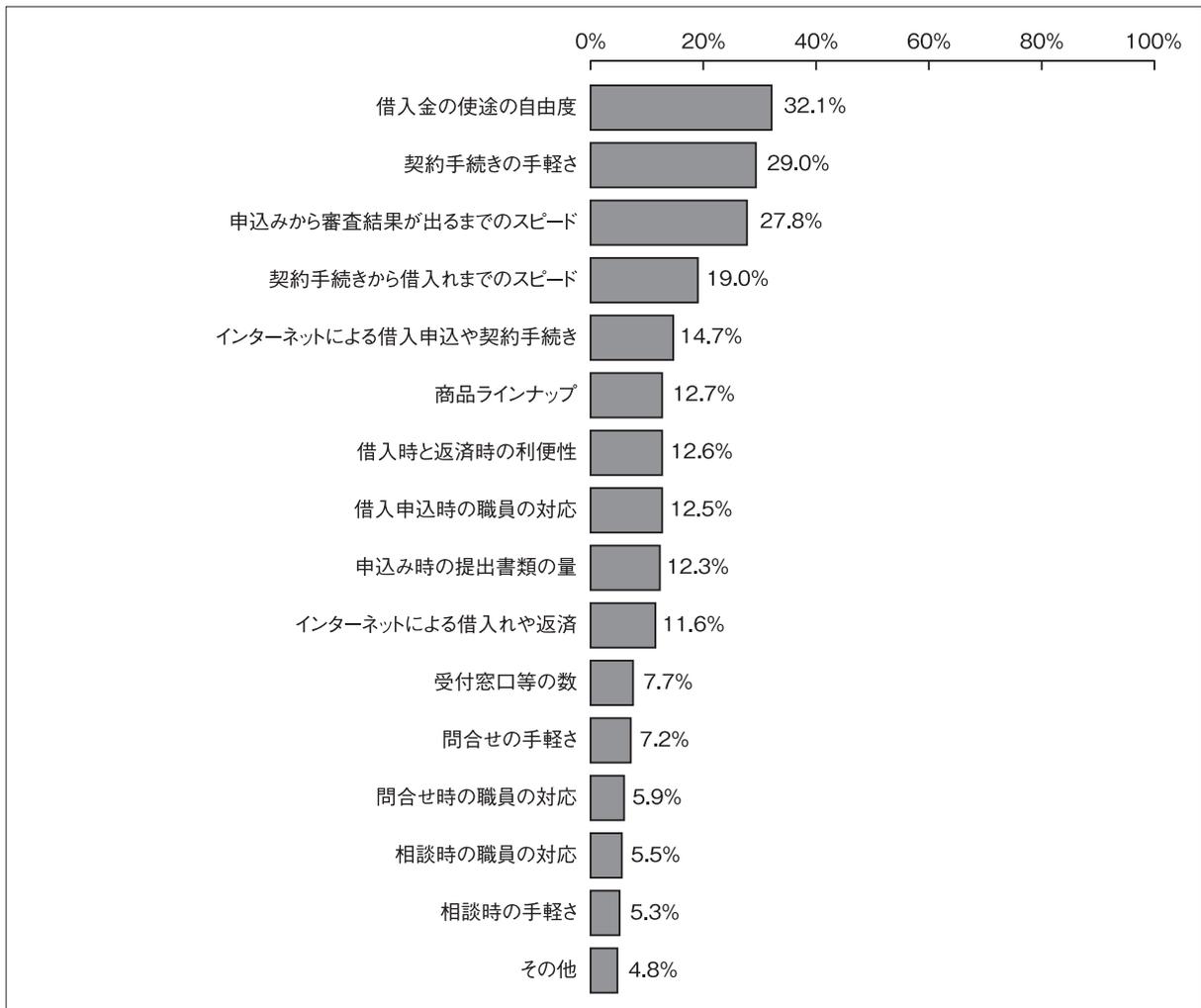
【図8-2】借入経験のある事業者の借入れできなかった際に取った行動



(4) 貸金業者からの借入れに対する利用満足度<借入経験のある個人>

借入経験のある個人による、借入れに伴う一連のサービスについて満足した内容では、「借入金の用途の自由度」が32.1%と最も高く、次いで「契約手続きの手軽さ」が29.0%、「申込みから審査結果が出るまでのスピード」が27.8%と続いている。それらに加え、20代以下では商品ラインナップや職員の対応において満足している割合が高くなっている。 **図9**

**図9 【借入れに伴う一連のサービスに関する満足だった内容】**

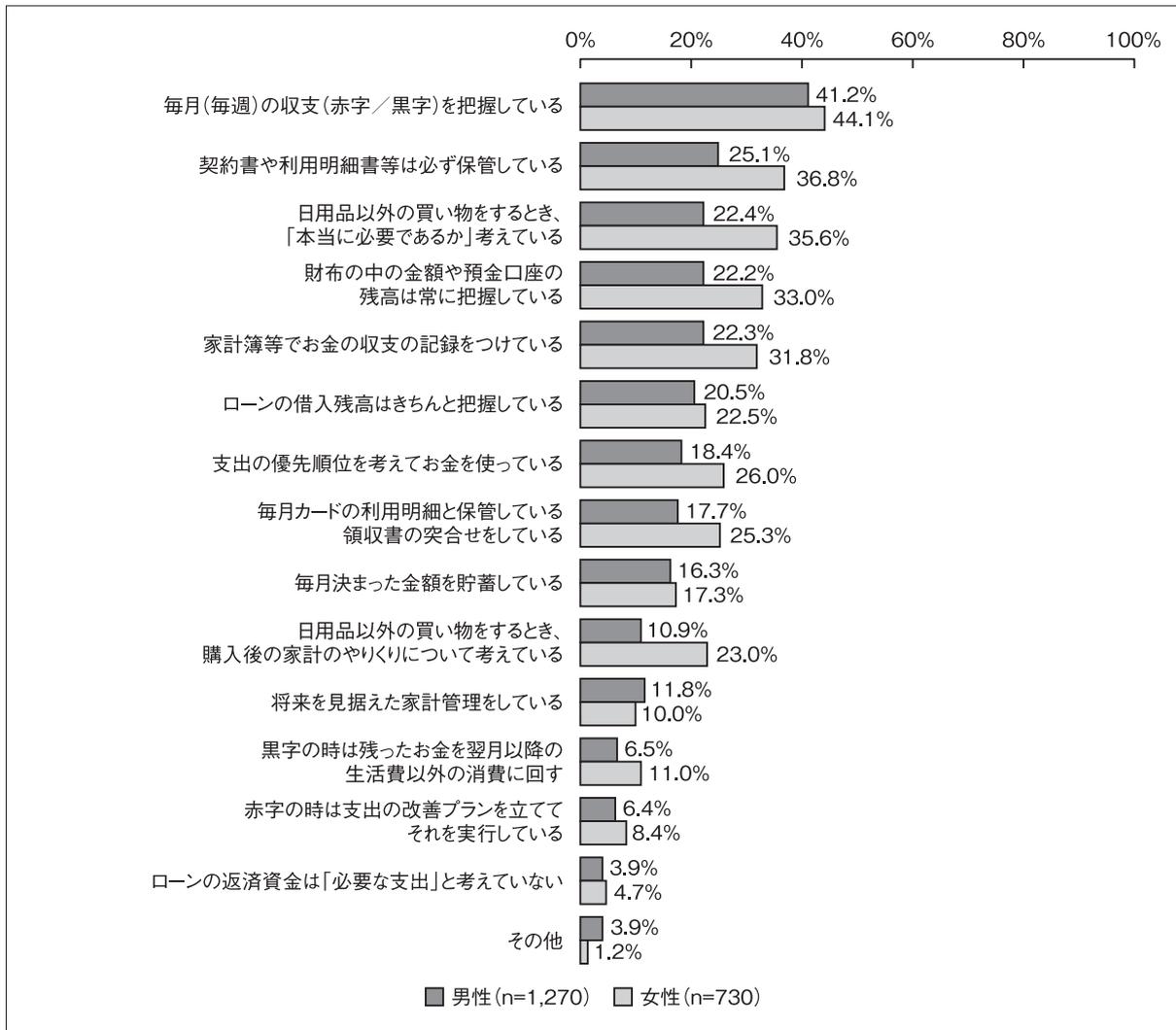


**4. 金融リテラシーの状況**

(1) 家計管理の状況<借入経験のある個人>

家計管理状況を見ると、「毎月（毎週）の収支を把握している」のは4割となっており、男性に比べ女性の方が家計管理についての意識が高いことがうかがえる。 **図10**

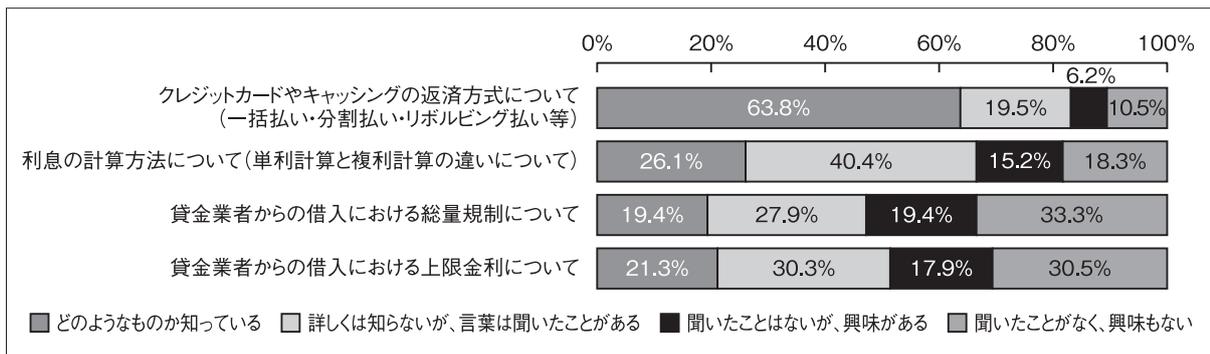
図10 【家計管理の状況】



(2) 貸金業者からの借入れに関する知識・理解度<借入経験のある個人>

クレジットカードやキャッシングの返済方式について6割強が知っているに対して、貸金業者からの借入れにおける総量規制について知っているのは2割にとどまり、世代を問わずその傾向がみられる結果となった。【図11】

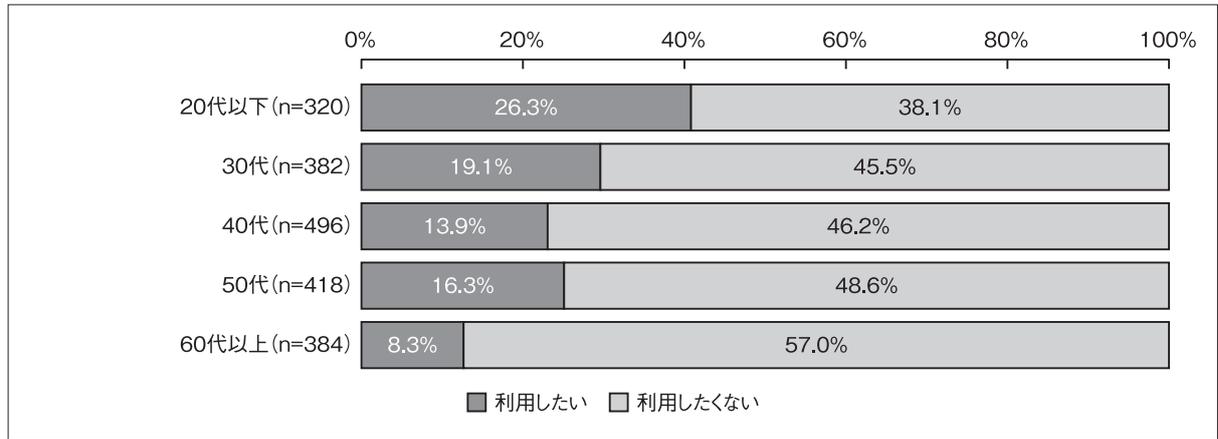
図11 【貸金業者からの借入れに関する知識・理解度】



(3) カウンセリングの利用意向・相談窓口等の認知<借入経験のある個人>

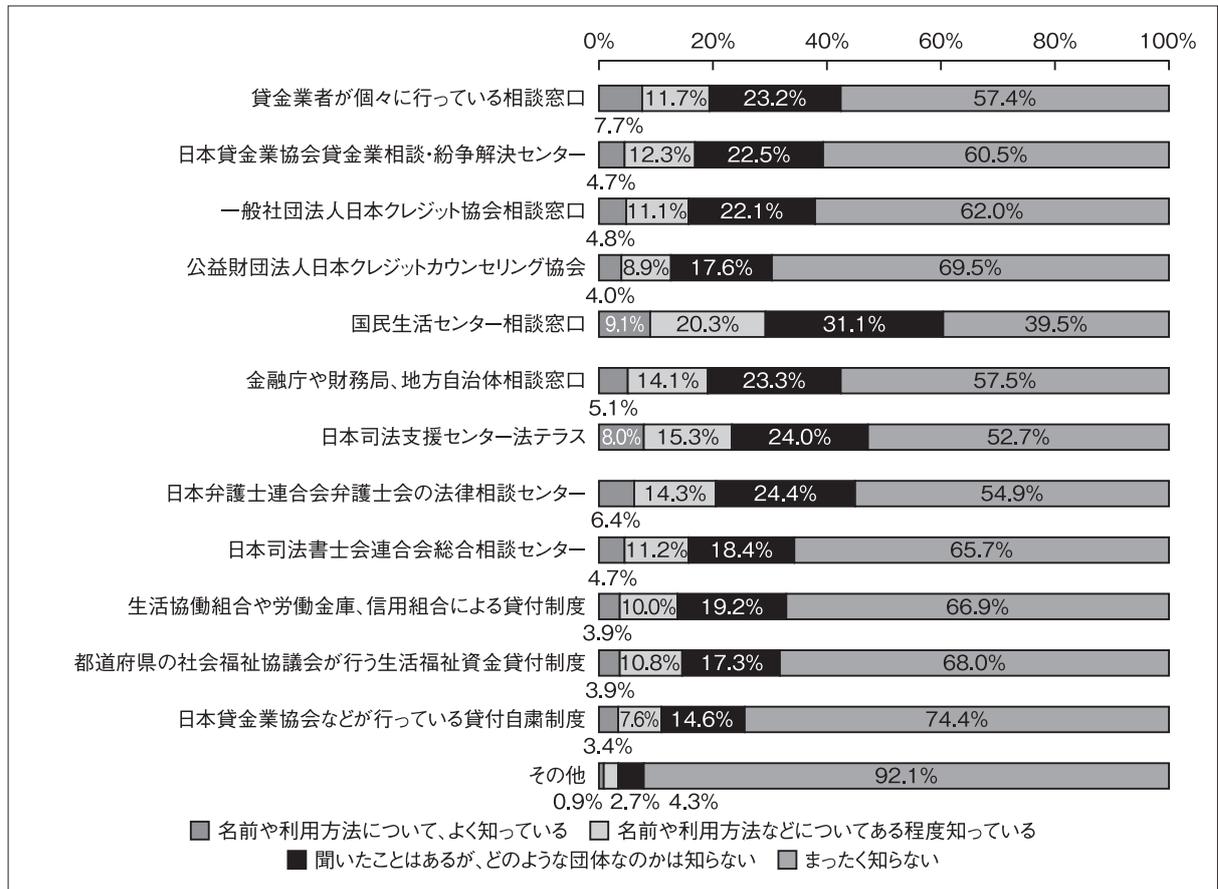
貸金業者が行っている返済等に関するカウンセリングは、若い世代ほど利用を希望する傾向が高かった。 図12-1

図12-1 【カウンセリングの利用意向】



また、カウンセリングの相談窓口・機関・団体では、全体的に認知度向上の余地はあるものの、比較的知られているものとして「国民生活センター相談窓口」、「日本司法支援センター法テラス」などが挙げられる。 図12-2

図12-2 【カウンセリングを行っている相談窓口等の認知度】

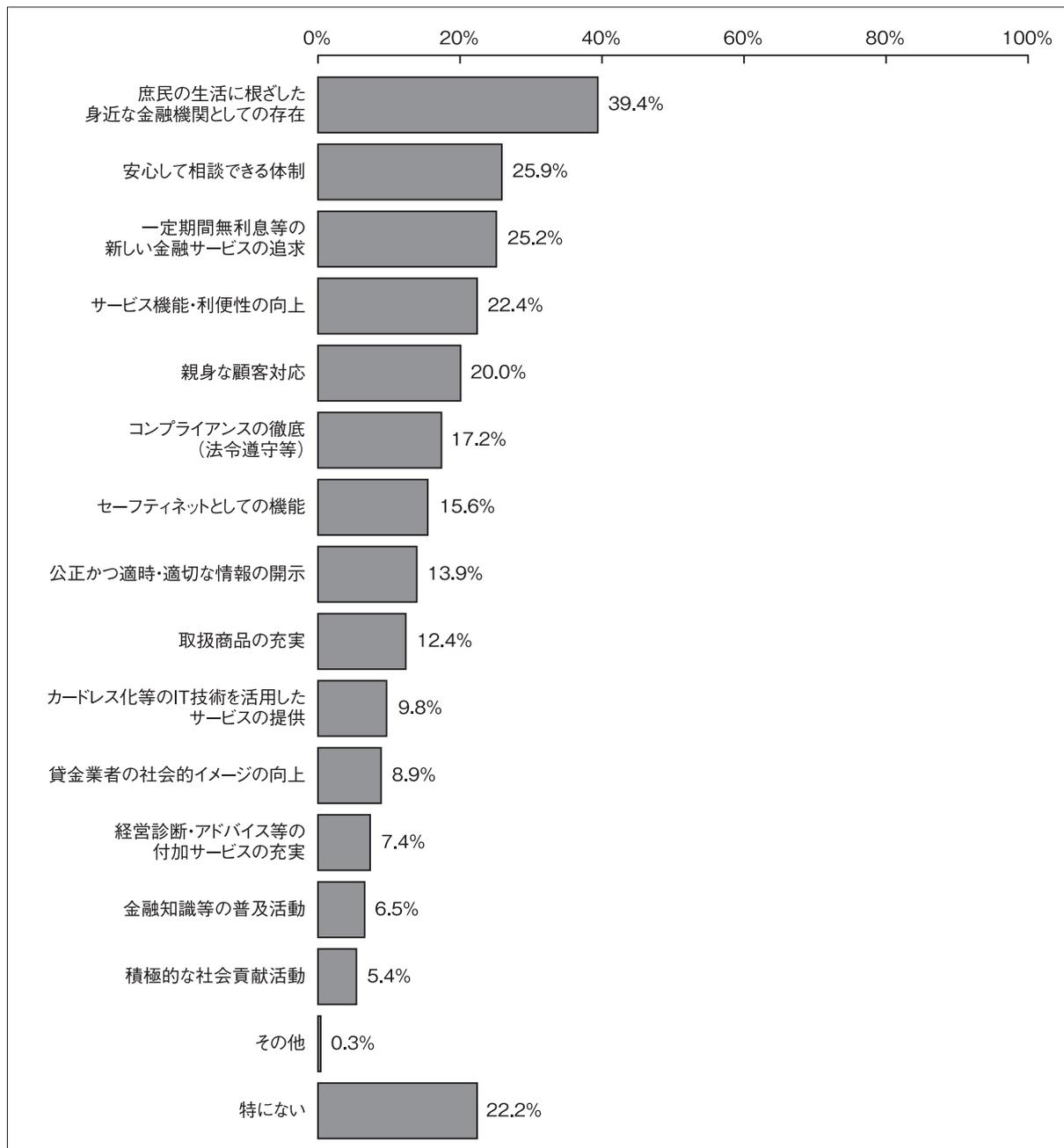


## 5. 貸金業金業者に望むこと

### (1) 貸金業金業者に望むこと

また、貸金業者に望むことについては、「庶民の生活に根ざした身近な金融機関としての存在」が39.4%と最も高く、次いで「安心して相談できる体制」が25.9%、「一定期間無利息等の新しい金融サービスの追求」が25.2%となった一方で、貸金業者の業態や事業規模に応じて、それぞれ望んでいる内容に違いが生じている結果となっている。【図13】

図13 【貸金業者に望むこと】



## Ⅱ. 貸金業者の経営実態等に関する調査（貸金業者向け調査）

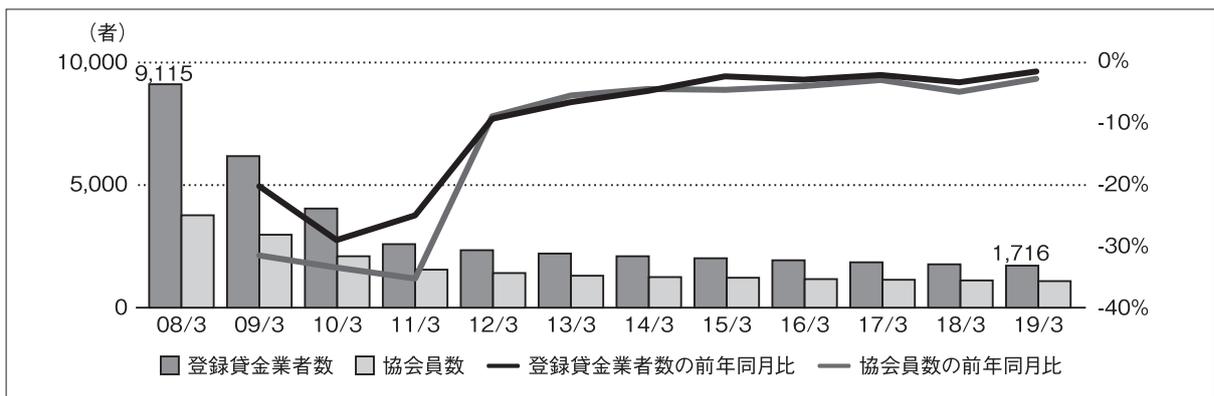
貸金業者全体の貸出しは緩やかな増加傾向にあるものの、貸金業者の業態や事業規模によって、収益性や利幅の減少、集客力の低下といった様々な問題や課題を抱えており、経済・社会環境の変化に対応した持続可能なビジネスモデルへの転換が求められている。

### 1. 貸金業者の実像と動態

#### (1) 貸金業者数の変遷

登録貸金業者数および協会員数の推移をみると、いずれも減少傾向が続いている。登録貸金業者数については、2008年の9,115業者から2019年には1,716業者と81.2%減少している。2008年から2011年までは前年対比で-20%を超える大きな落ち込みが続いたが、2011年以降の減少率は比較的緩やかになり、直近5年間では前年対比-5%を下回る推移を示している。 **図14**

**図14 【貸金業者数の変遷（登録貸金業者数、協会員数）】**



#### ① 業態別貸金業者数の推移と変遷

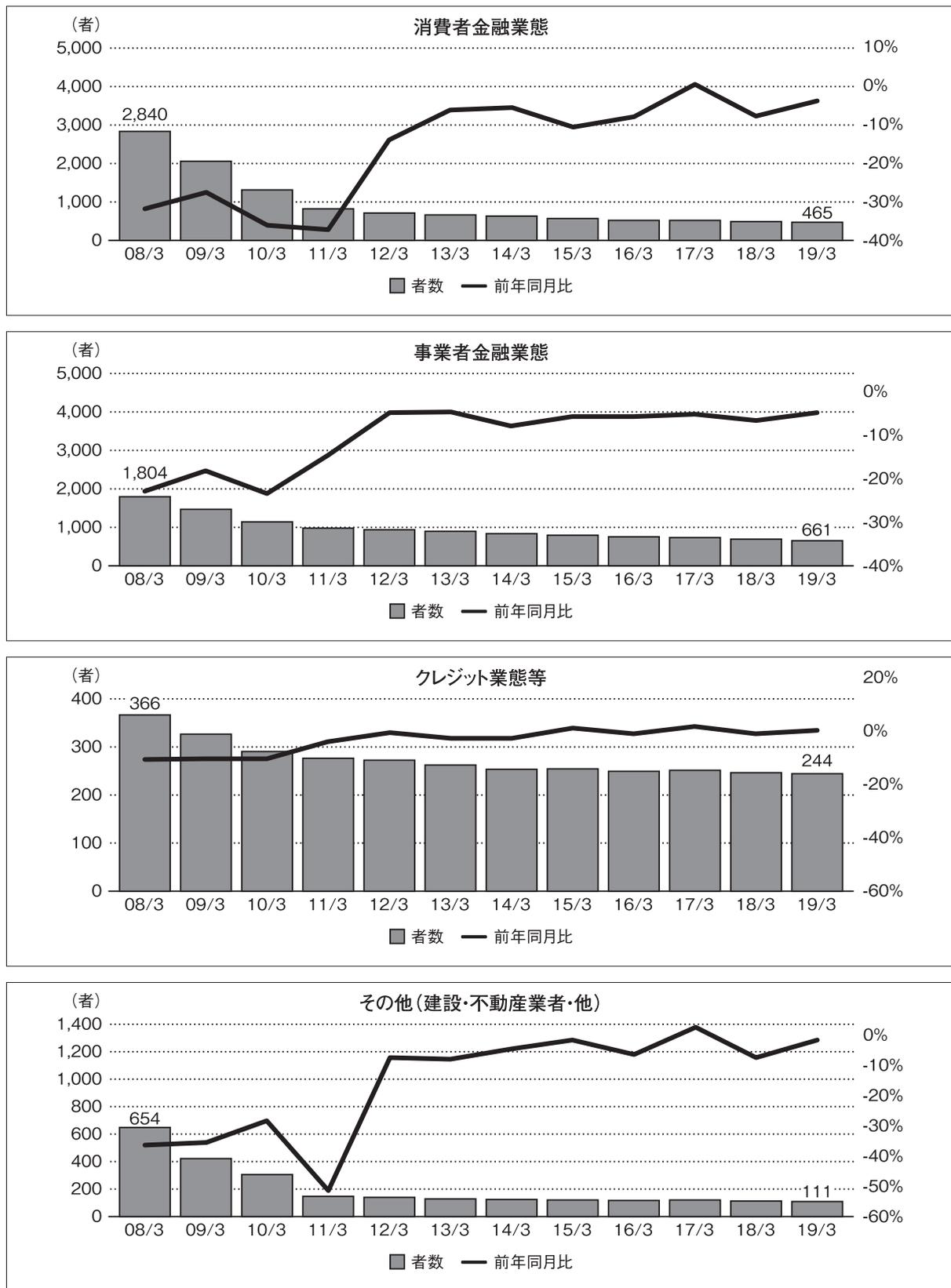
貸金業者の業態別に貸付残高のある貸金業者数の推移をみると、消費者金融業態<sup>1</sup>の減少が顕著であり、2008年の2,840業者から2019年には465業者と83.6%減少している。事業者金融業態<sup>2</sup>の貸金業者数についても、2008年の1,804業者から2019年には661業者と63.3%減少している。対して、クレジット業態等<sup>3</sup>においては減少率は比較的緩やかではあるものの、2008年の366業者から2019年には244業者と33.3%減少している。 **図15**

[1]: 「消費者金融業態」とは、「消費者向無担保貸金業者」、「消費者向有担保貸金業者」、「消費者向住宅向貸金業者」等の貸金業者の合計

[2]: 「事業者金融業態」とは、「事業者向貸金業者」、「リース会社」、「手形割引業者」等の貸金業者の合計

[3]: 「クレジット業態等」とは、「クレジットカード会社」、「信販会社」、「流通・メーカー系会社」の貸金業者の合計

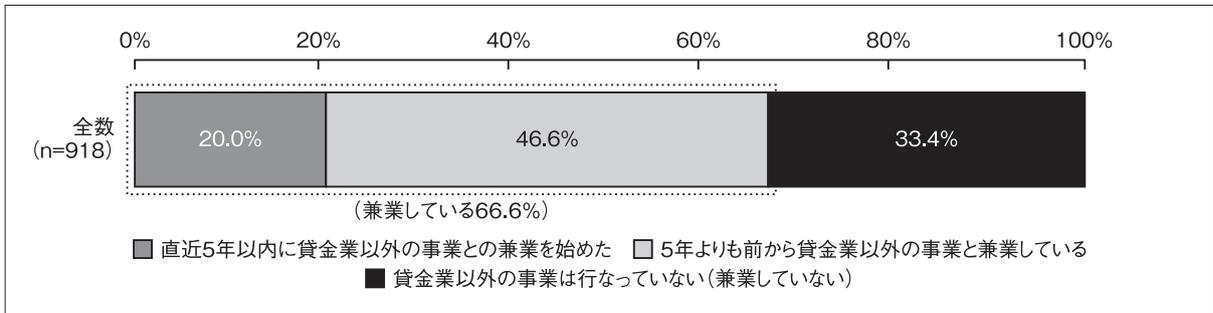
図15 【業態別貸金業者数の推移と変遷】



(2) 貸金業以外の事業との兼業状況

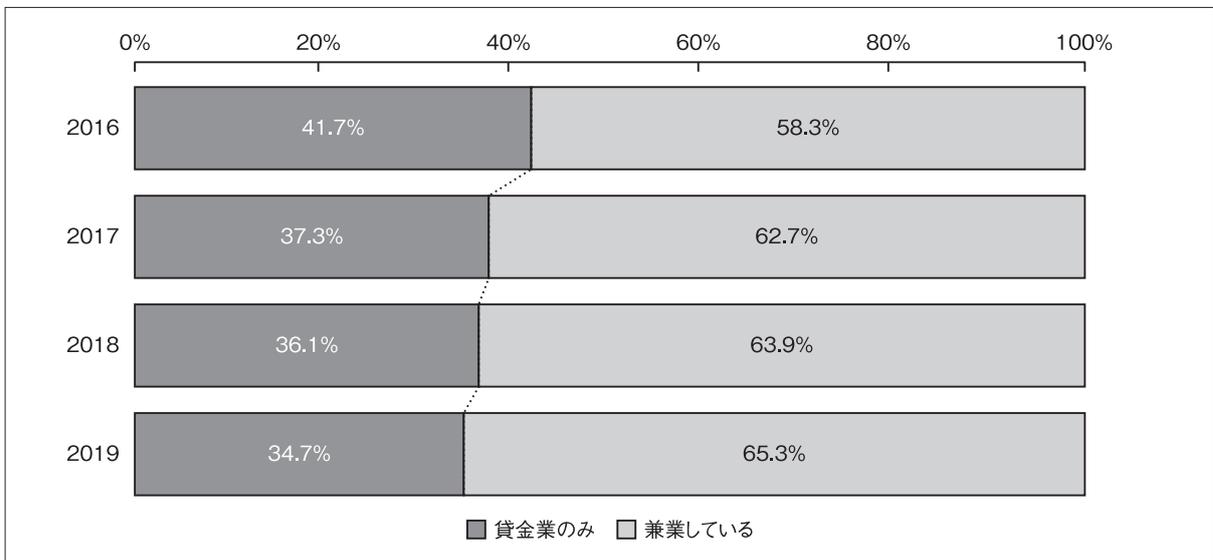
貸金業者における貸金業以外の事業との兼業有無の割合をみると、兼業している貸金業者の割合6割強となっている。一方で、貸金業のみと回答している割合は、直近時点では約3割程度にとどまり、多くの貸金業者は貸金業以外の事業と兼業している。【図16-1】

図16-1 【貸金業と貸金業以外の事業との兼業の有無】



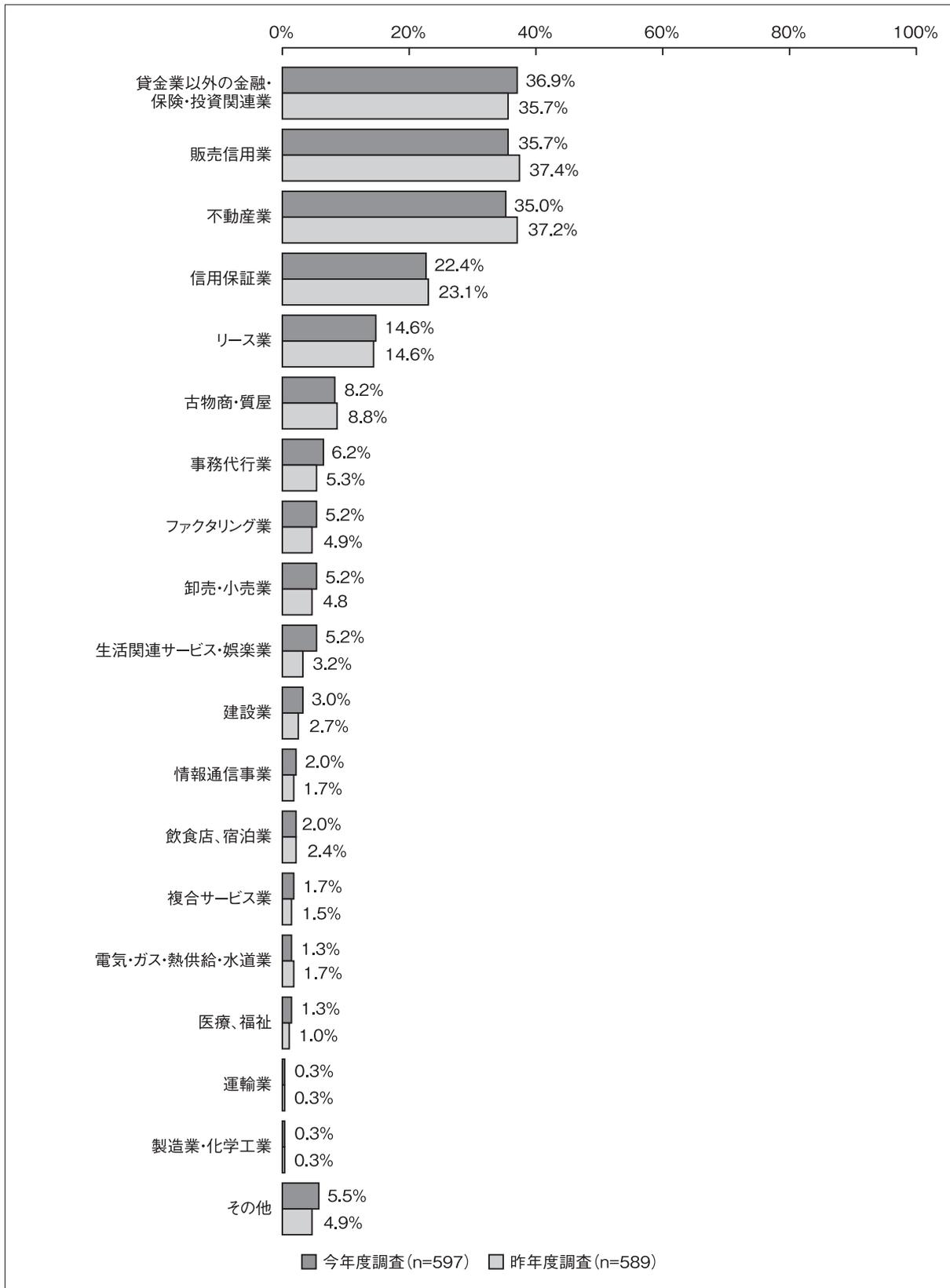
また、貸金業者における貸金業以外の事業と兼業している割合の推移をみると、兼業している貸金業者の割合は経年で上昇しており、2015年度の58.3%から、2019年度には65.3%となっている。一方で、貸金業のみと回答している割合は、直近時点では約3割程度にとどまり、多くの貸金業者は貸金業以外の事業と兼業している。【図16-2】

図16-2 【貸金業以外の事業と兼業している割合の推移】



貸金業者が兼業している貸金業以外の事業についてみると、「貸金業以外の金融・保険・投資関連業」が36.9%と最も高く、次いで「販売信用業」が35.7%、「不動産業」が35.0%と続いており、多様な事業における兼業化を行っている様子がわかる。一方で、兼業している貸金業者における主力となっている事業をみると、「貸金業」と回答した割合は19.2%にとどまり、多くの兼業している貸金業者では、貸金業が主たる事業の補完的な役割を果たしている状況がうかがえる。【図16-3】

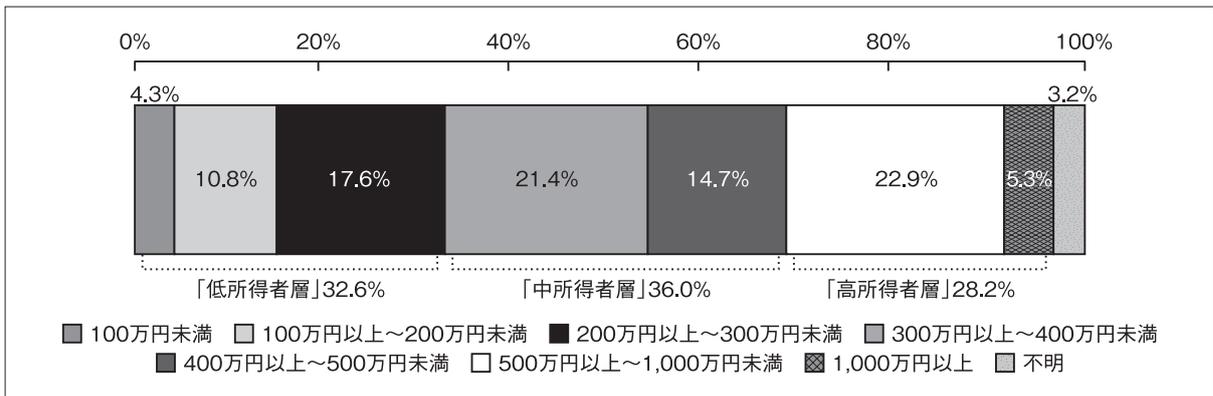
図16-3 【兼業している貸金業以外の業種（複数回答）】



### (3) 貸付の実態

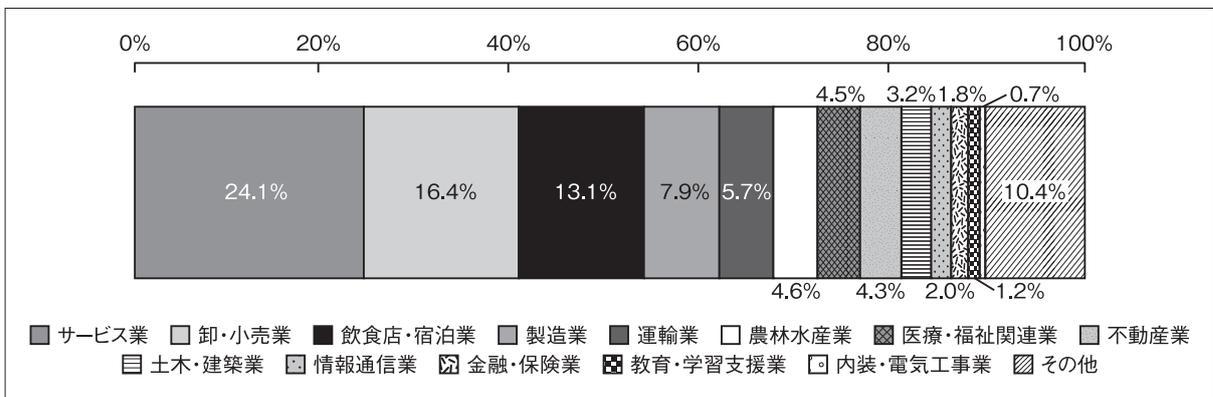
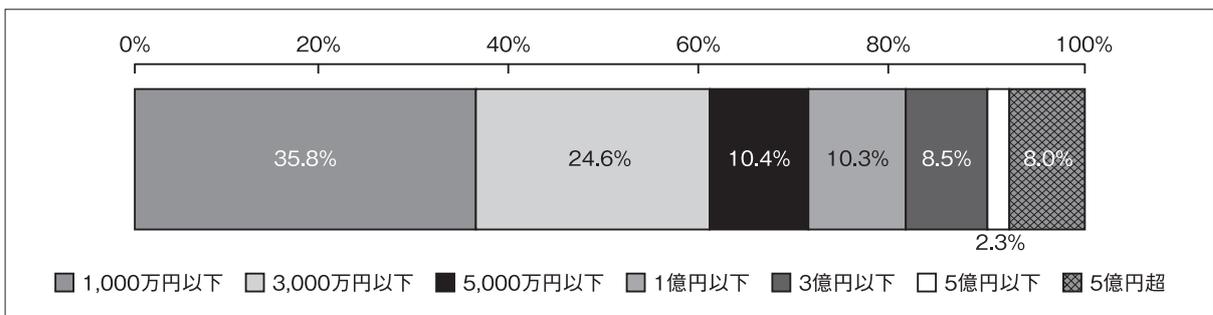
消費者向貸付（貸付先）における所得階層別の構成比について調査したところ、「300万円未満」の低所得者層の占める割合が32.6%、「300万円以上から500万円未満」の中所得者層が36.0%、「500万円以上」の高所得者層が28.2%となっており、偏りのないバランスのとれた構成であることから、貸金業者が健全な資金需要に応えている姿を裏付ける結果となっている。【図17-1】

【図17-1】 所得階層別貸付先件数構成比



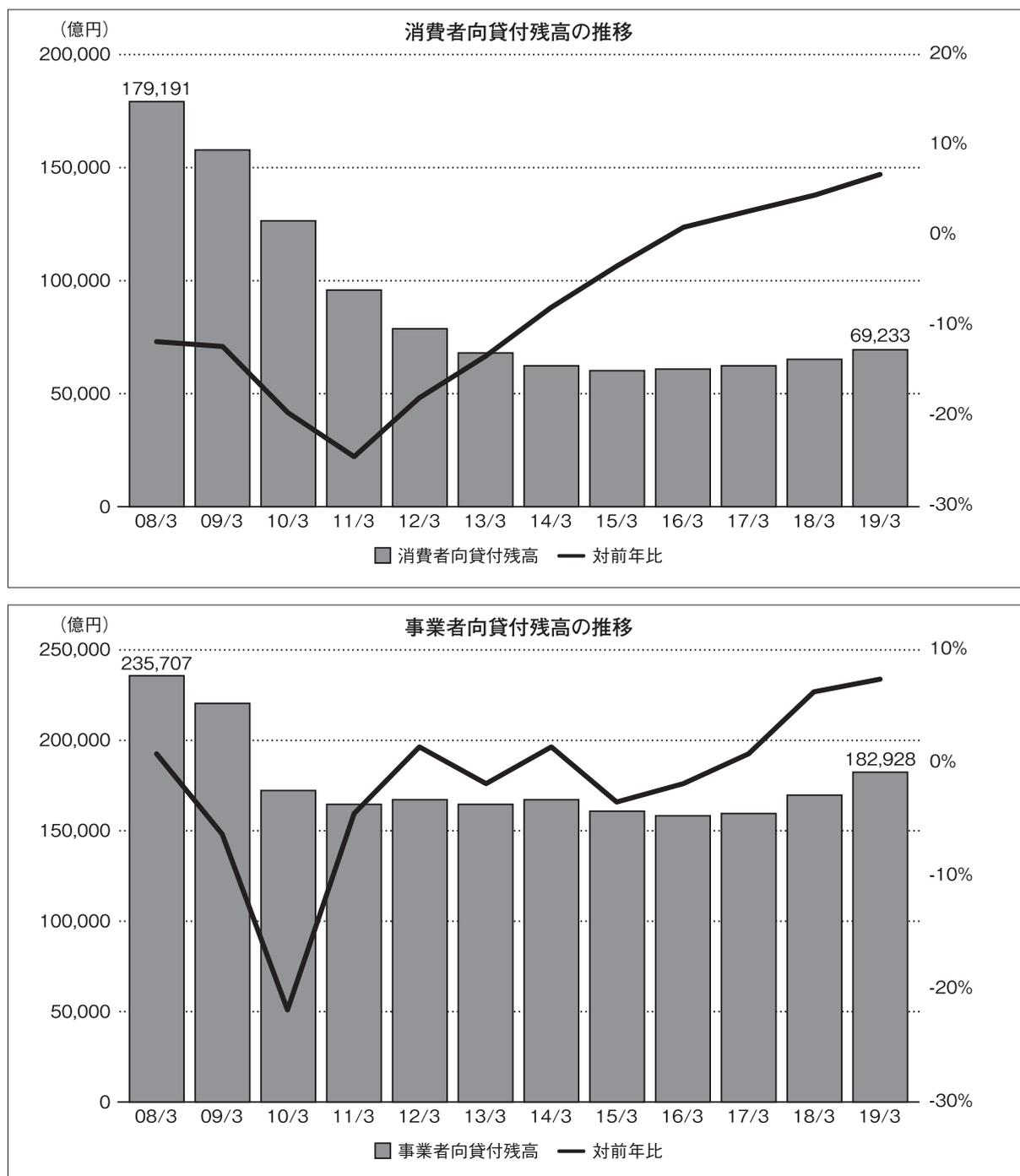
また、事業者向貸付（貸付先）における年商別の構成比をみると、「1,000万円以下」の占める割合が35.8%と最も高く、業種別の構成比をみると、「サービス業」の占める割合が24.1%と最も高く、次いで「卸・小売業」が16.4%、「飲食店・宿泊業」が13.1%と続いていることなどから、銀行などの預金取扱金融機関では対応が難しい中小零細事業者への資金供給の担い手として貸金業者が重要な役割を果たしている様子がみてとれる。【図17-2】

【図17-2】 貸付先年商別の構成比



貸付残高の推移をみると、消費者向・事業者向で推移パターンに異なりがみられる。消費者向貸付残高は、2008年から2011年まで大きく落ち込んだが、その後緩やかな微減推移となり、2016年より増加傾向に転じている。貸付残高は2008年の179,191億円から2019年には69,233億円と61.4%減少している。一方で事業者向貸付残高規模は、2008年の235,707億円から2019年には182,928億円と、3割程度の縮小となっている。2010年には前年対比-20%超の落ち込みがあったが、それを除くと経年ではほぼ横ばいの推移となり、足元の2017年以降は増加傾向となっている。 **図17-3**

**図17-3 【貸付残高の推移（消費者向貸付、事業者向貸付）】**

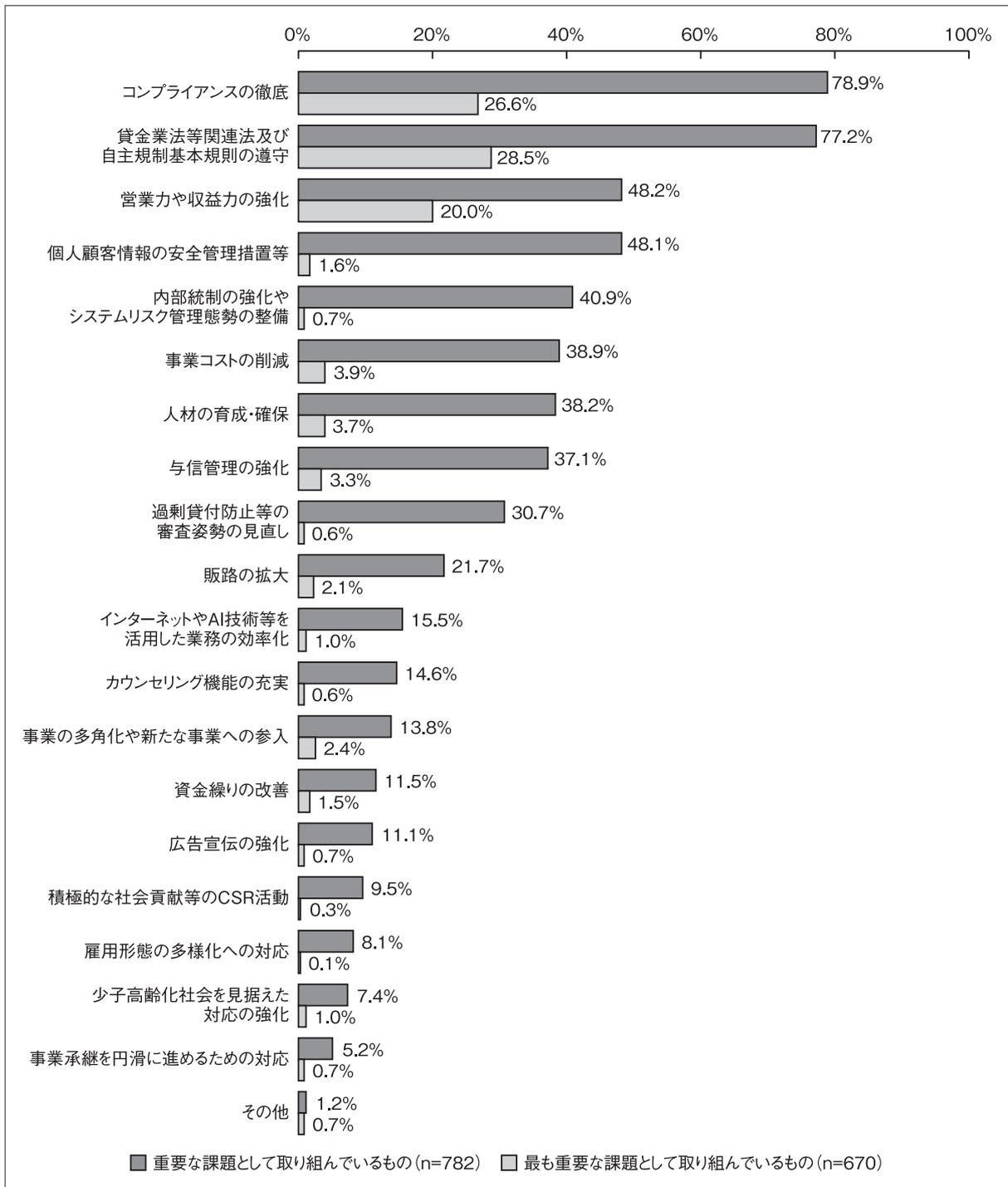


## 2. 貸金業者の課題と取組み

### (1) 経営における重要課題

重要経営課題のうち最も重要な課題として取組みしているものについては、「貸金業法等関連法及び自主規制基本規則の遵守」が28.5%と最も高く、次いで「コンプライアンスの徹底」が26.6%、「営業力や収益力の強化」が20.0%と続いている。 **図18**

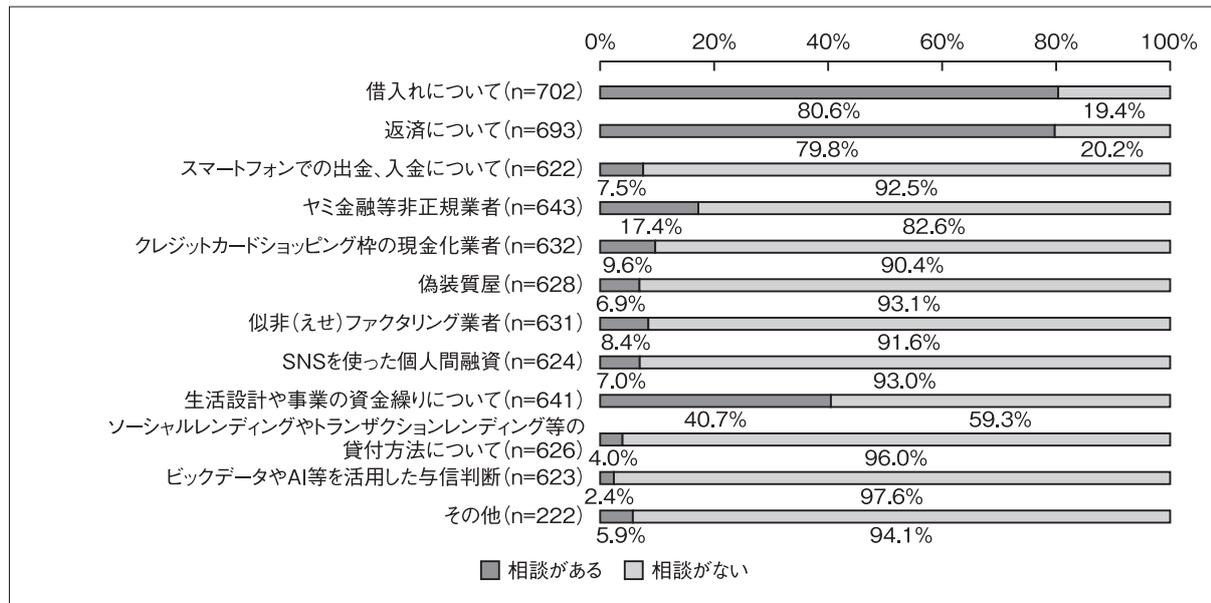
**図18** 【重要経営課題と最重要経営課題の内訳（「重要な課題として取組みしているもの」は複数回答）】



## (2) 相談内容の傾向と変化

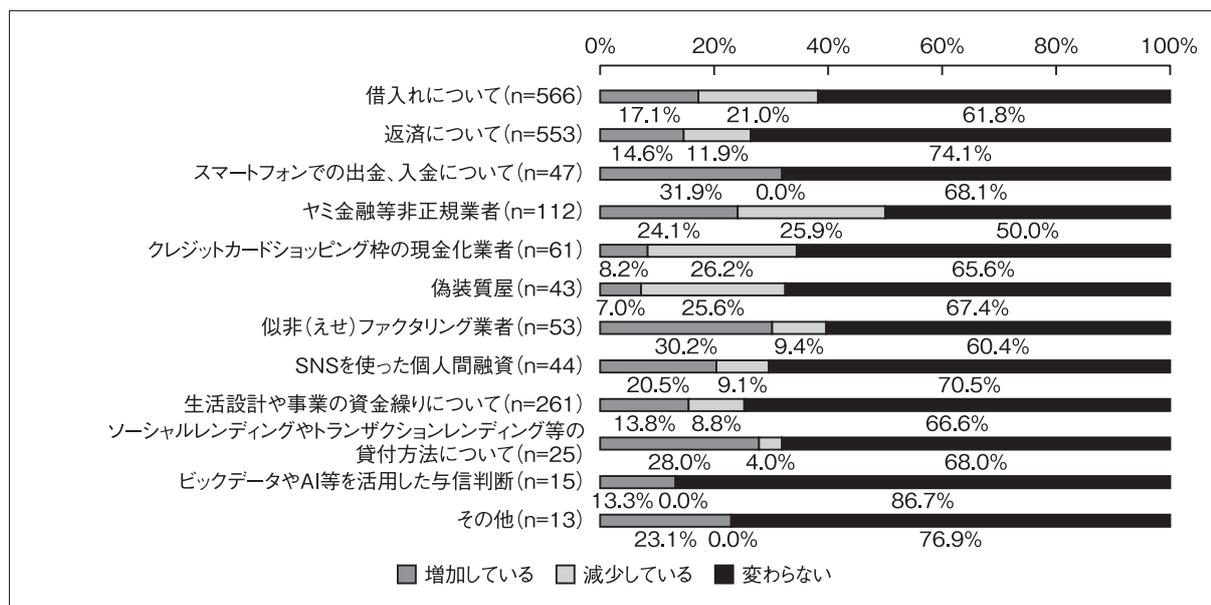
資金需要者からの相談内容の傾向と変化をみると、「借入れについて」、「返済について」では、相談があると回答した割合が、それぞれ80.6%、79.8%と高い結果となっている。一方で、生活設計や事業の資金繰りについての相談も一定割合を占めており、貸金業者の行っているカウンセリングの有用性を裏付ける結果となった。【図19-1】

【図19-1】利用者からの相談の有無



また、利用者からの相談内容の増減では、スマートフォンでの出金、入金について、ソーシャルレンディングやトランザクションレンディング等の貸付方法について、似非ファクタリングに関する相談が増加していると回答した割合が高い結果となっている。【図19-2】

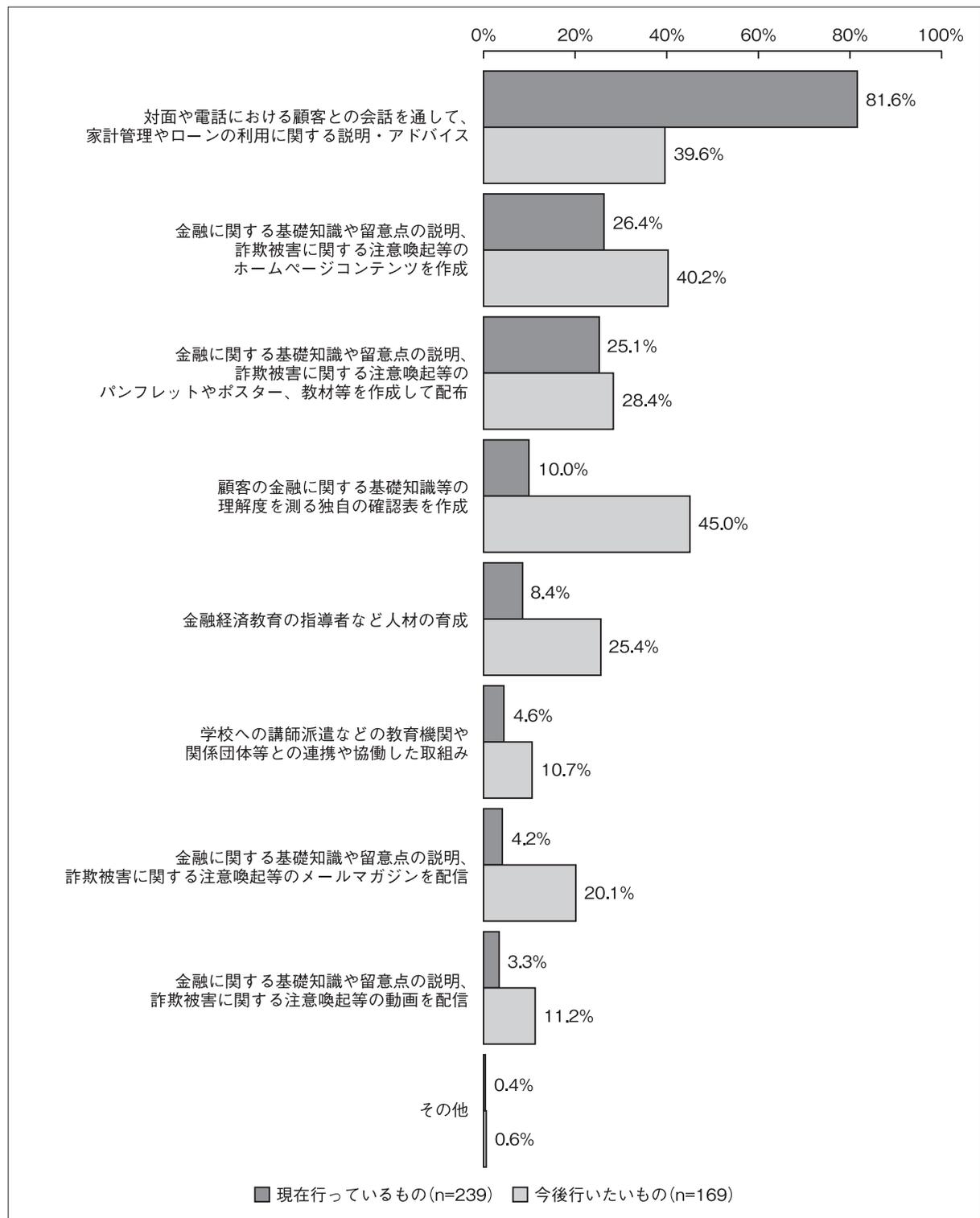
【図19-2】利用者からの相談内容の増減



### (3) 資金需要者の金融リテラシー向上に向けた取組み

貸金業者における資金需要者の金融リテラシー向上に向けた取組み状況についてみると、現在行っているものでは、「対面や電話における顧客との会話を通して、家計管理やローンの利用に関する説明・アドバイス」と回答した割合が81.6%と最も高くなった。一方、今後行いたいものでは、45.0%が「顧客の金融に関する基礎知識等の理解度を測る独自の確認表を作成」と回答している。【図20】

【図20】 貸金業者における資金需要者の金融リテラシー向上に向けた取組み状況（複数回答）

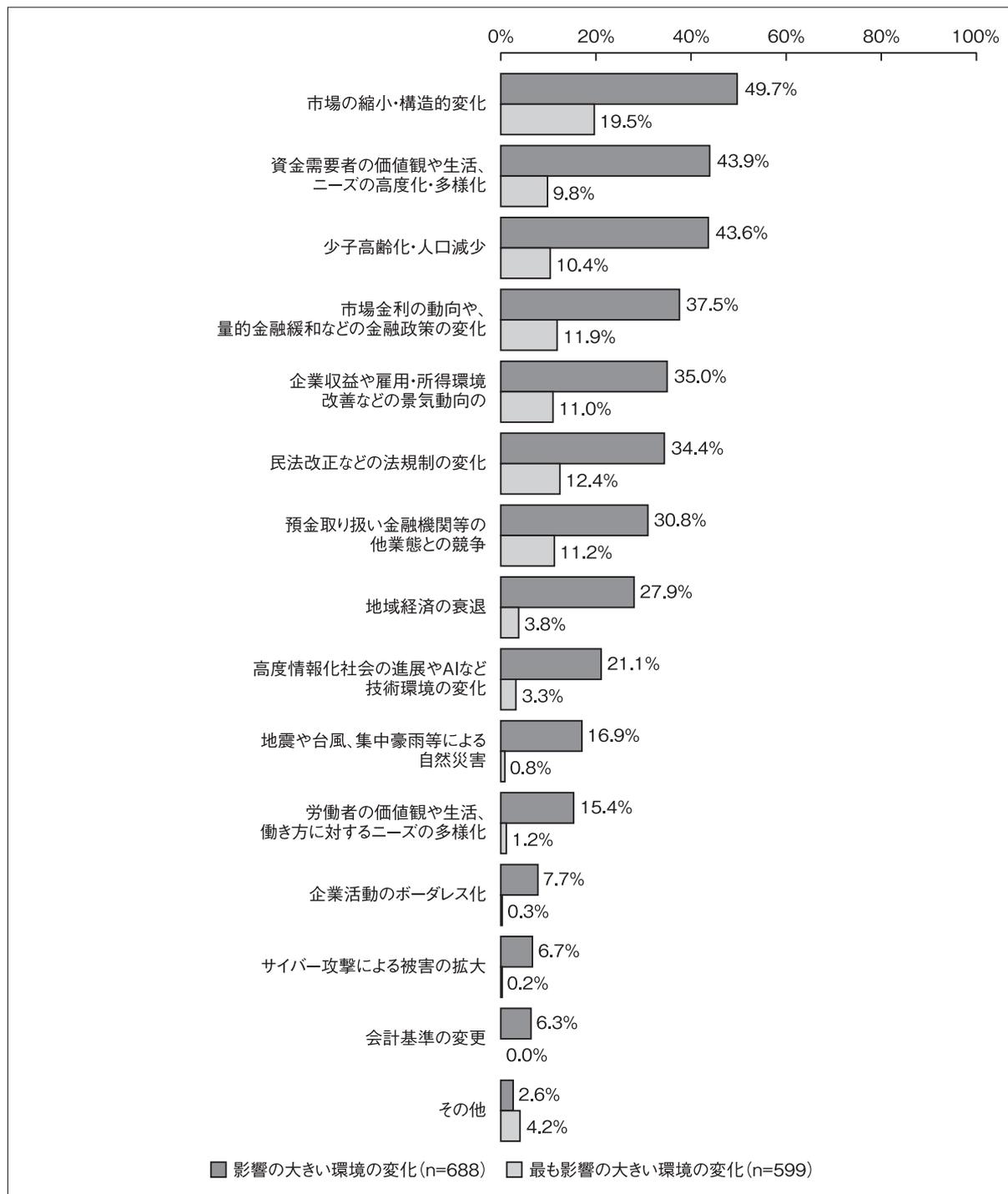


### 3. 事業環境の変化と今後の見通し

#### (1) 貸金業を行う上で影響の大きい環境の変化

貸金業を行う上で影響の大きい環境の変化について調査したところ、「市場縮小・構造的変化」と回答した割合が49.7%と最も高く、次いで「資金需要者の価値観や生活、ニーズの高度化・多様化」が43.9%、「少子高齢化・人口減少」が39.5%と続いている。【図21】

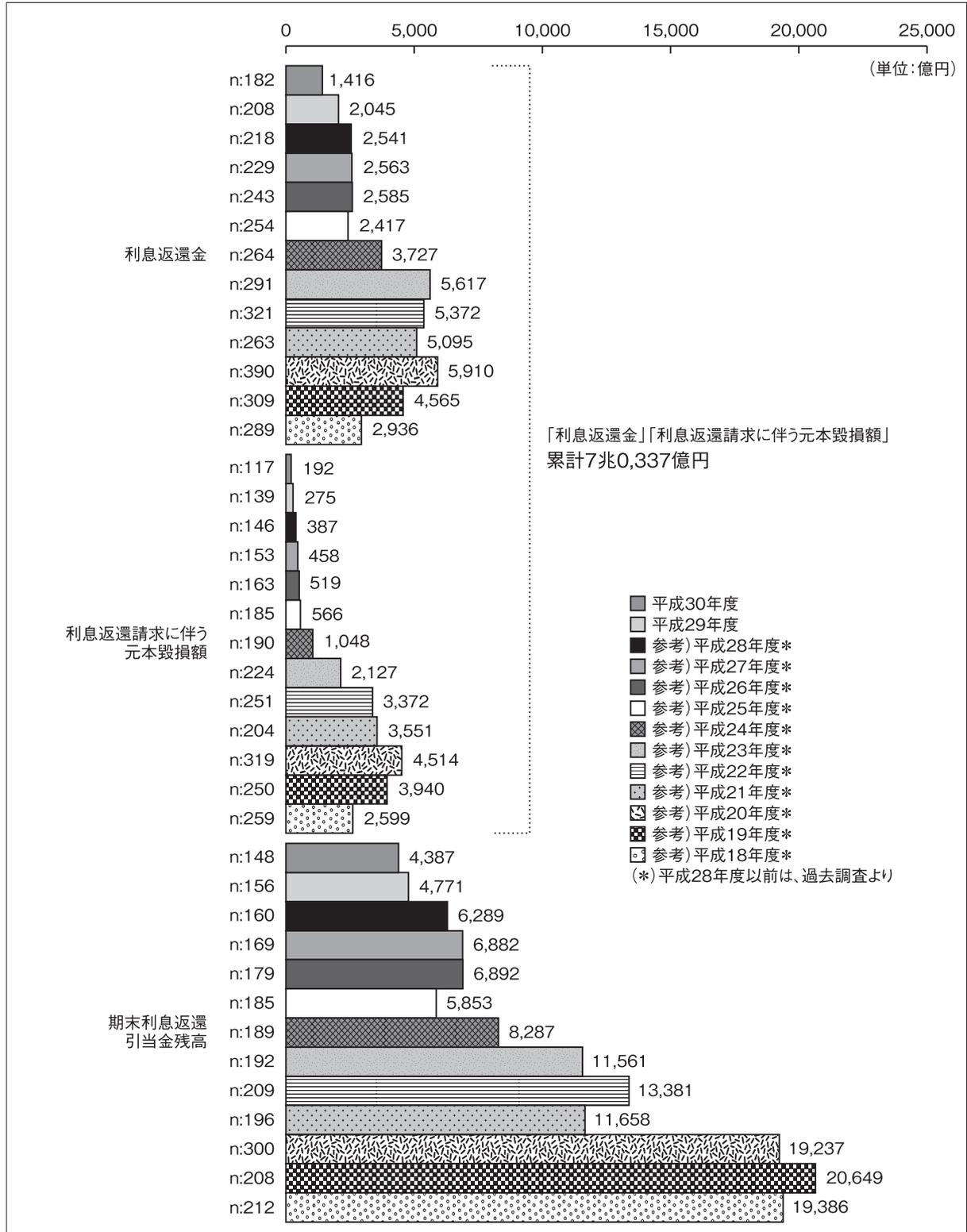
【図21】 貸金業を行う上で影響の大きい環境の変化（複数回答）



(2) 利息返還の状況

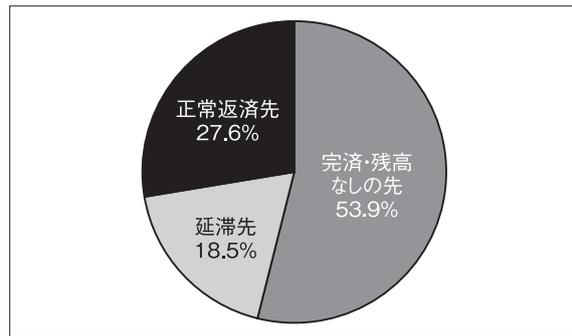
平成29年度の利息返還金と元本毀損額の合計は、1,608億円、最高裁判所判決後13カ年の利息返還金と元本毀損額の合計は約7.0兆円となり、平成29年度の期末利息返還引当金残高約0.4兆円を加えると、利息返還請求関連費用は約7.4兆円となっている。【図22-1】

図22-1 【利息返還金、利息返還請求に伴う元本毀損額及び引当金の推移】



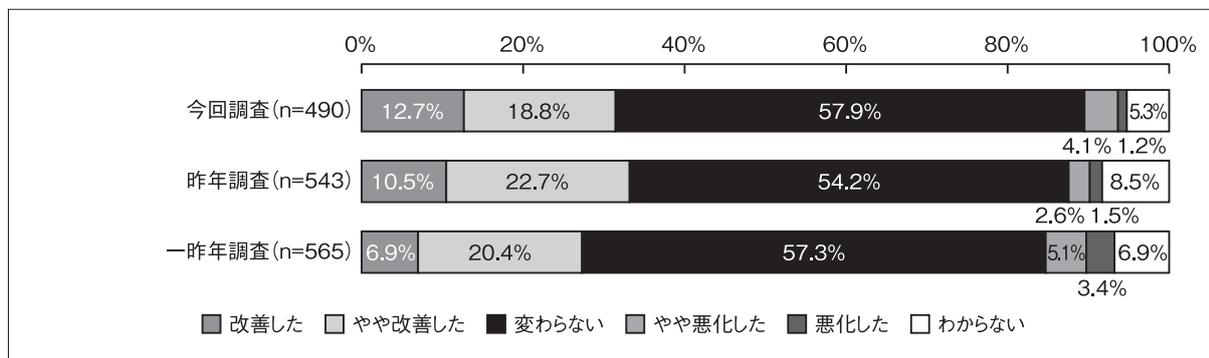
また、利息返還請求時の債務者区分をみると、「完済・残高なしの先」が53.9%と最も高く、次いで「正常返済先」が27.6%、「延滞先」が18.5%となっている。【図22-2】

【図22-2】利息返還請求時の債務者区分



次に、利息返還請求による影響の変化をみると、前年度と比べ「改善した」、「やや改善した」が全体でそれぞれ、12.7%、18.8%となっており、昨年度調査と比べていずれも上昇している。【図22-3】

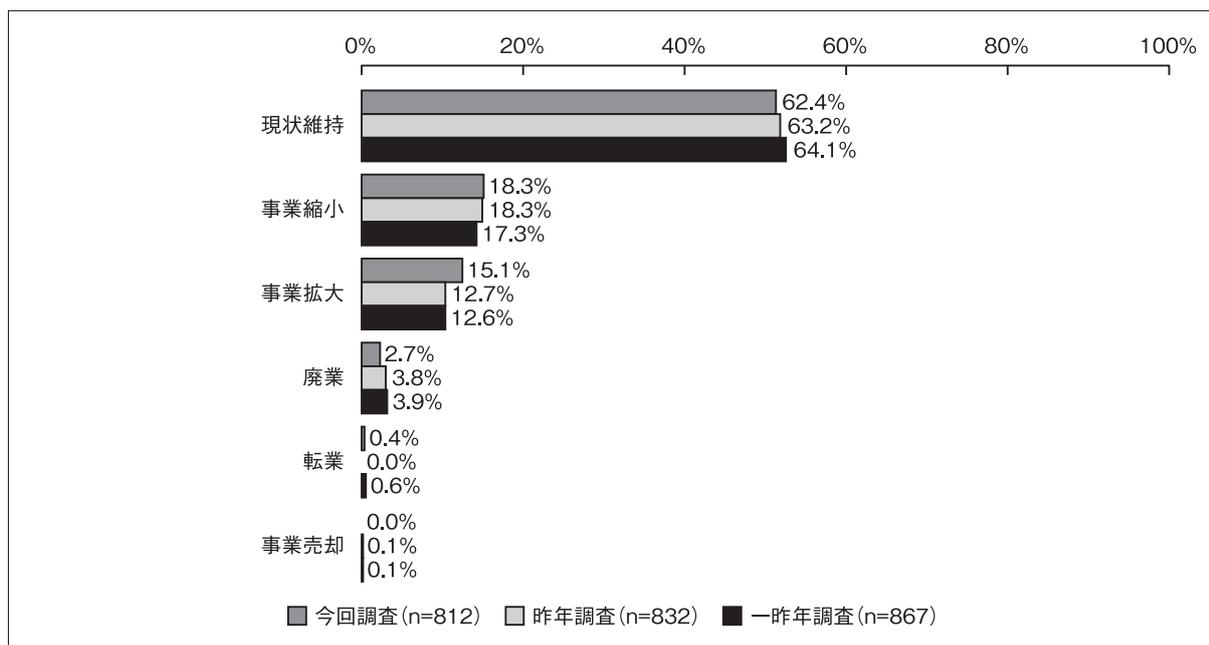
【図22-3】前年度と比較した利息返還請求による影響の変化



### (3) 貸金業の今後の見通し

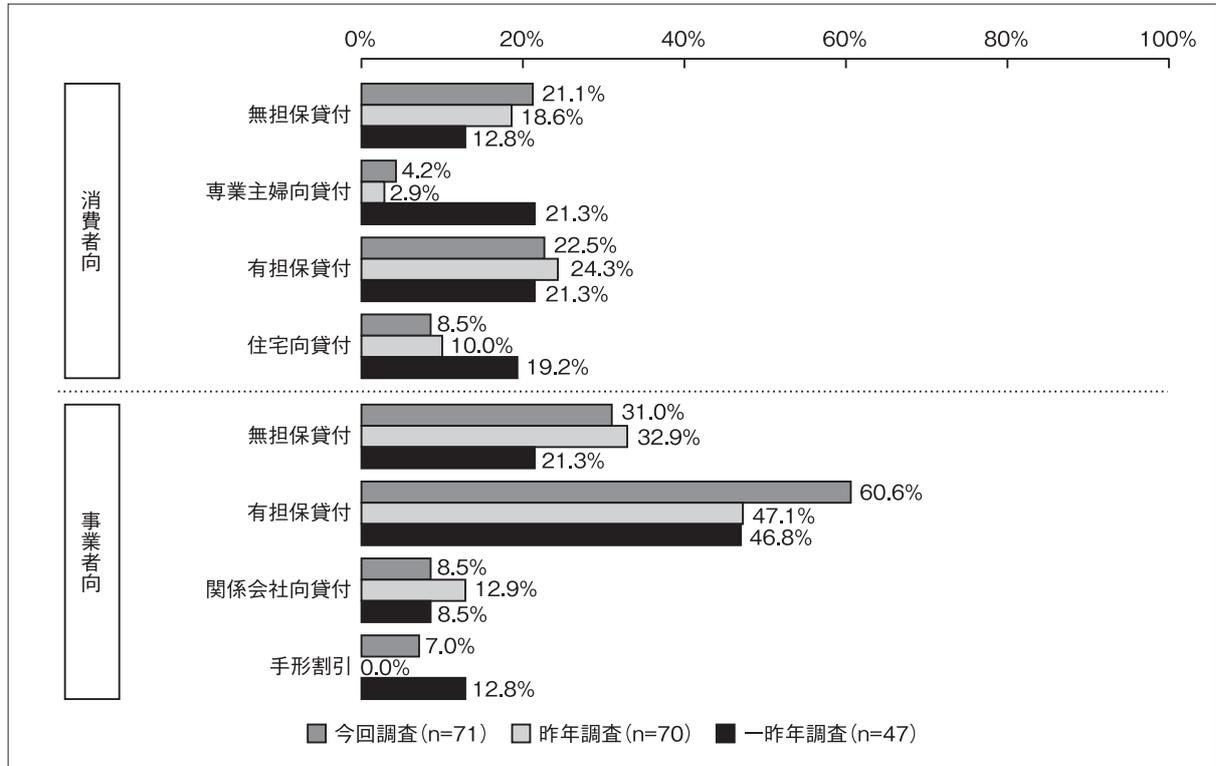
貸金業者における今後の貸金業の見通しをみると、「現状維持」と回答した割合が62.4%と最も高く、次いで「事業縮小」が18.3%、「事業拡大」が15.1%となった。【図23-1】

【図23-1】貸金業者における今後の貸金業の見通し（複数回答）



また、現在は行っていないが、今後行いたい貸付についてみると、消費者向貸付では、無担保貸付が直近3年間の推移で増加傾向となっている。一方で、住宅向貸付については、減少傾向を示している。また、事業者向貸付では、有担保貸付が大きく増加傾向を示している。 **図 23-2**

**図 23-2 【現在行っていないが、今後行いたい貸付の内訳】**



**(4) フィンテックを活用した貸付手段等への取組み**

フィンテックを活用した貸付手段等に「関心がある」と回答した割合をみると、主に消費者向貸付を取扱っている貸金業者では41.3%が「関心がある」と回答している。一方で、主に事業者向貸付を取扱っている貸金業者では35.3%となっている。また、関心がある貸付手段等の詳細をみると、主に事業者向貸付を取扱っている貸金業者では「ビッグデータやAIを活用した与信判断等」や「ソーシャルレンディング」などに強い関心を持っていることがうかがえる。 **図 24-1** **図 24-2**

**図 24-1 【フィンテックを活用した貸付手段等への関心】**

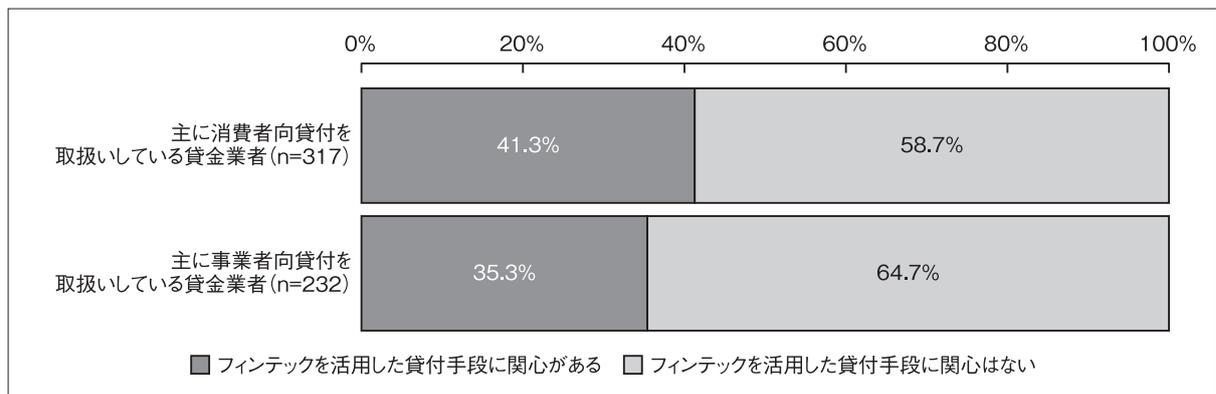
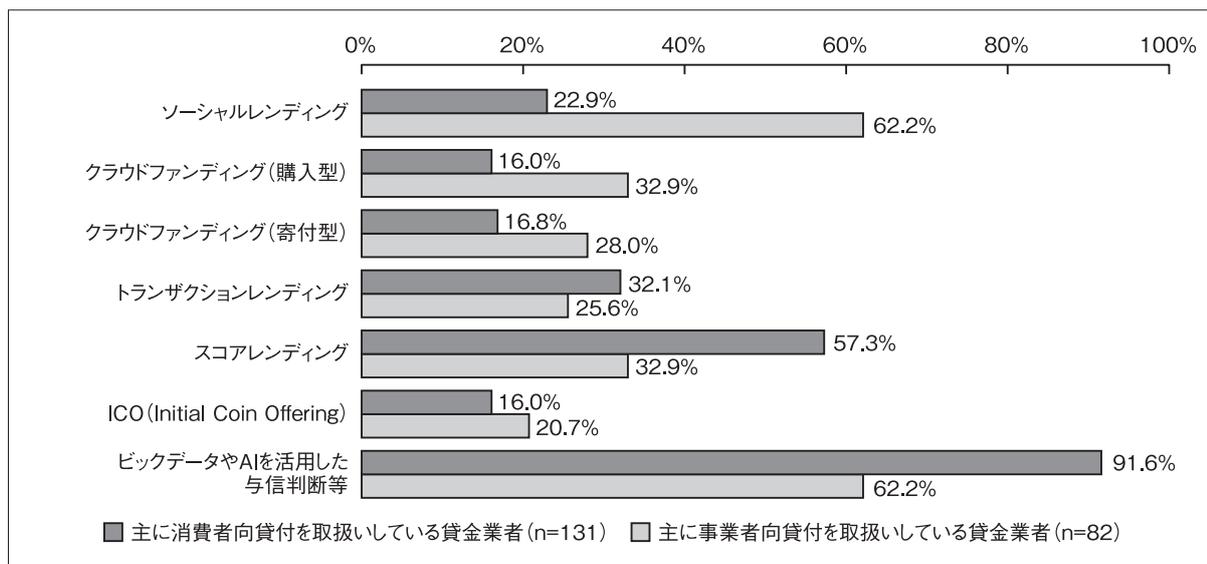


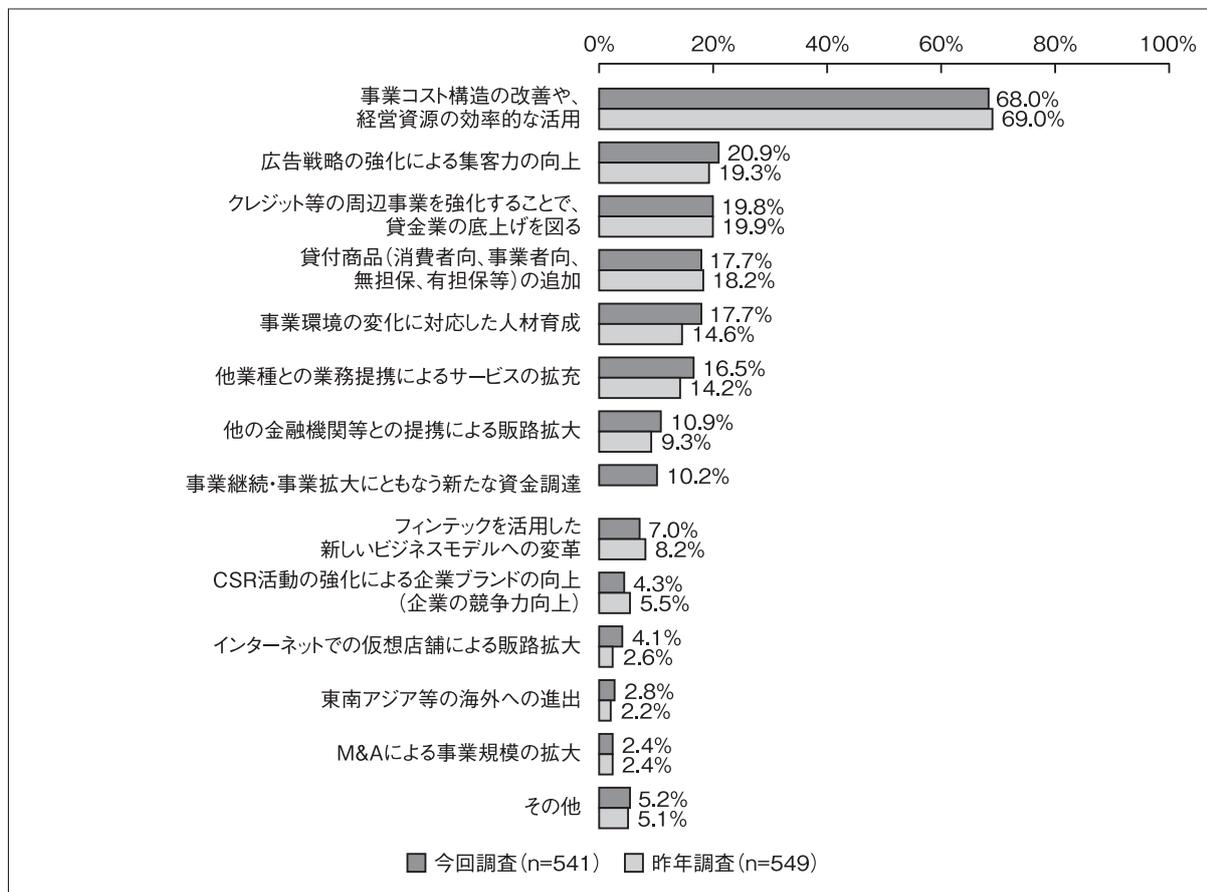
図24-2 【関心のあるフィンテックを活用した貸付手段等の詳細】



(5) 今後の事業方針や事業のあり方<現状維持・事業拡大>

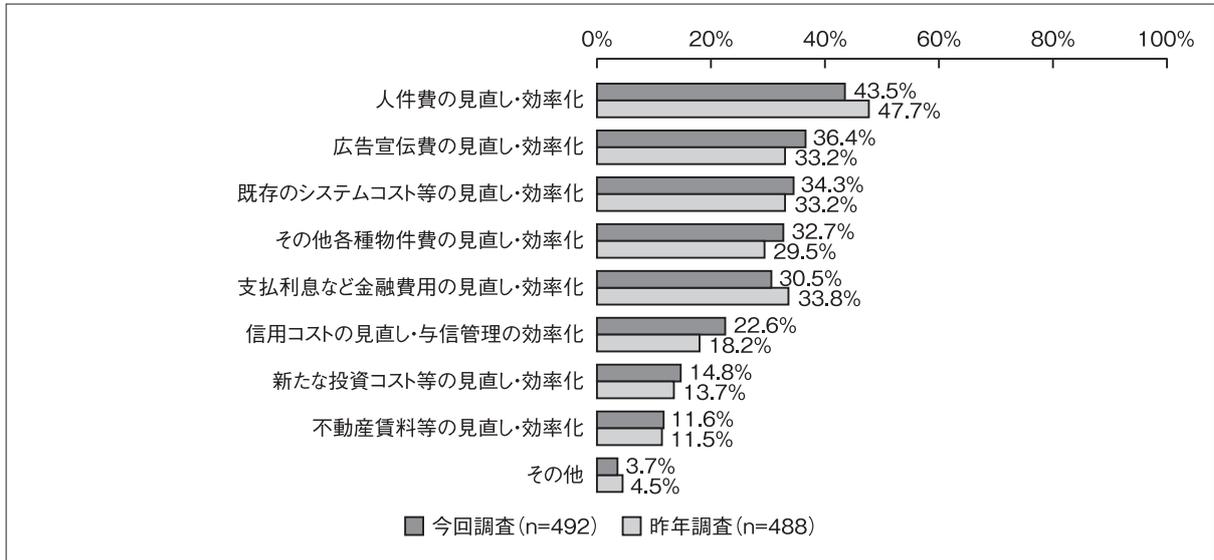
貸金業の今後の見通しで、「現状維持」、「事業拡大」とした貸金業者の今後の事業方針では、68.0%が「事業コスト構造の改善や、経営資源の効率的な活用」と回答している。図25-1

図25-1 【貸金業の今後の見通し】



また、貸金業に係る事業コスト構造を改善するための取組みについてみると、現在取組みを行っているものでは「人件費の見直し・効率化」が43.5%と最も高く、次いで「広告宣伝費の見直し・効率化」が36.4%、「既存のシステムコスト等の見直し・効率化」が34.3%となった。【図25-2】

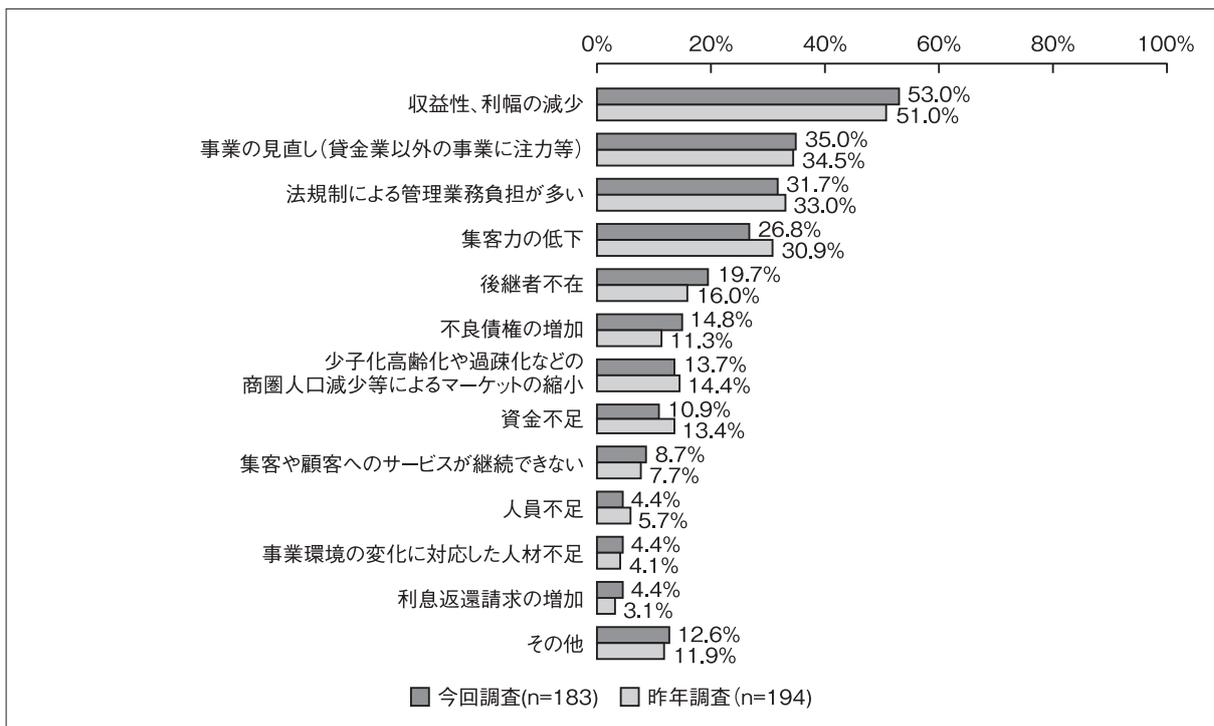
図25-2 【貸金業に係る事業コスト構造を改善するための取組み（複数回答）】



(6) 今後の事業方針や事業のあり方<事業縮小・廃業等>

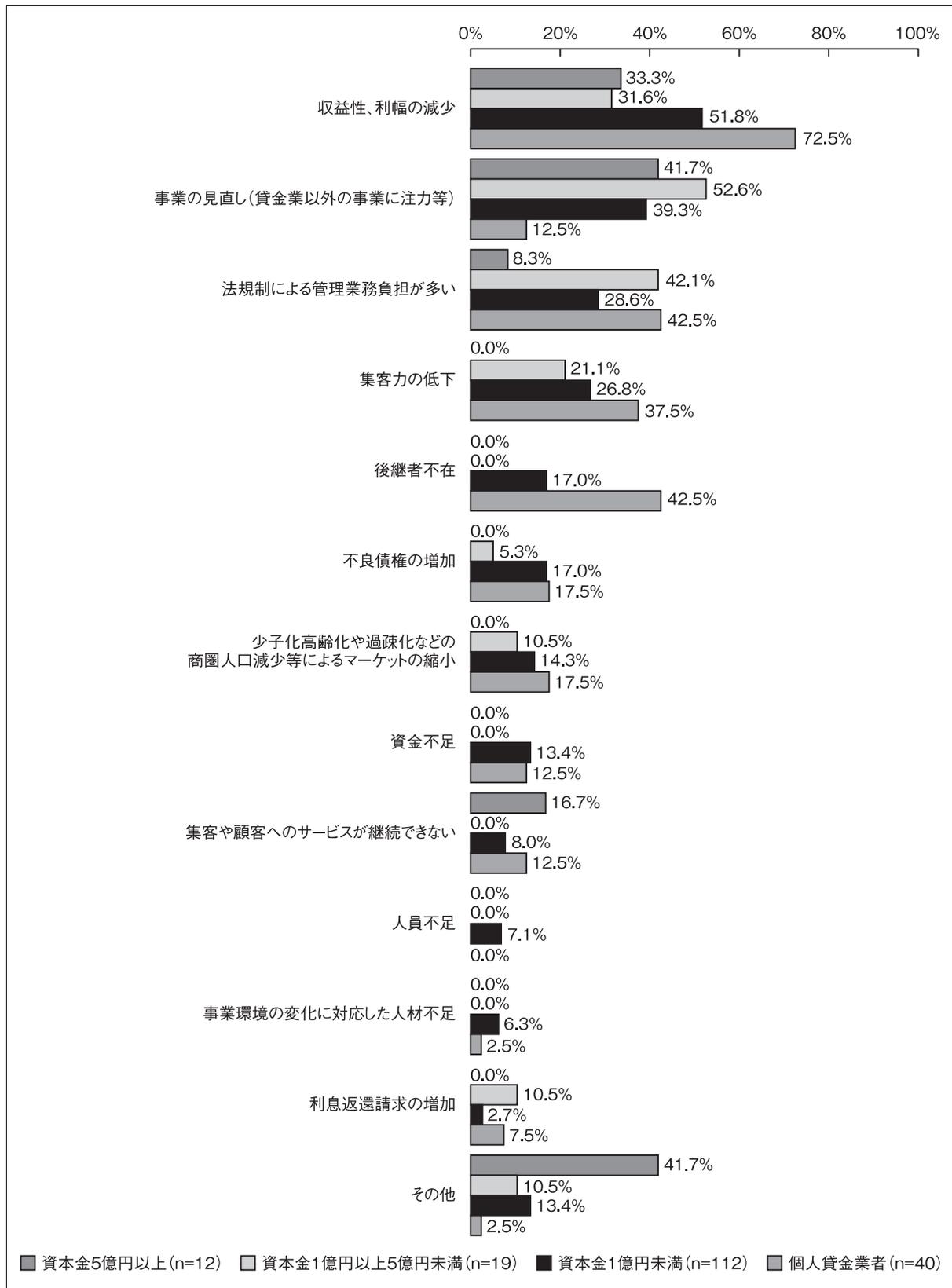
貸金業の今後の見通しで、「事業縮小」、「事業売却」、「転業」、「廃業」とした貸金業者における事業を継続する上での課題や問題点では、53.0%が「収益性・利幅の減少」と回答している。【図26-1】

図26-1 【今後の事業方針や事業のあり方】



また、貸金業者の事業規模別にみると、事業規模が小さい貸金業者ほど収益性の面などで大きな課題を抱えている結果となった。【図26-2】

【図26-2】 事業規模別の事業継続上の課題や問題点



# 年表

(平成18年12月～令和2年3月)

平成18年	12月	・「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」(改正法)が13日に国会で成立、20日に公布	
平成19年	1月	・20日、改正法の第1条施行。ヤミ金融対策として罰則強化がなされる	
	3月	・改正法に定められた貸金業協会の設立を目指した新貸金業協会設立協議会が発足	
	4月	・政府の多重債務対策本部が「多重債務改善プログラム」を決定	
	5月	・従前の貸金業協会(各都道府県に設置)が最後の定時総会で解散を決定	
	7月	・金融庁が新貸金業法の政省令案を公表しパブリックコメントを募集	
	8月	・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針(案)」をまとめパブリックコメントを募集 ・新貸金業協会設立協議会が自主規制基本規則(案)等をまとめパブリックコメントを募集	
	9月	・新貸金業協会設立協議会が新協会概要を策定、全国9カ所で新協会説明会を実施	
	10月	・自民党が新貸金業法の政省令案について、金融庁の当初案を一部修正のうえ了承	
	11月	・新貸金業法に準じた改正政令および内閣府令公布	
	12月	・19日、改正法の第2条が施行。貸金業者の登録要件の強化や行為規制の強化、監督権限の強化がなされる ・内閣総理大臣の認可を受け、日本貸金業協会(JFSA)設立	
	平成20年	3月	・株式会社アエルが東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請
		7月	・株式会社オックスが那覇地方裁判所に民事再生法の適用を申請
9月		・サンライズファイナンス株式会社とリーマン・ブラザーズ・コマーシャル・モーゲージ株式会社が東京地方裁判所へ民事再生法の適用を申請 ・かざかファイナンス株式会社が三和ファイナンス株式会社の全株式を取得し、子会社化	
10月		・アコム株式会社が株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループによるTOB(株式公開買付)により、持分法適用会社から連結子会社となる	
12月		・株式会社レタスカードが大阪地方裁判所に破産手続き開始の申立	
平成21年		1月	・最高裁判所が利息返還請求における請求権の消滅時効の起算点について初の判断を下す
		2月	・株式会社SFCGが東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請(民事再生手続廃止、破産手続へ移行)
		4月	・株式会社オーエムシーカード、株式会社セントラルファイナンス、株式会社クオークの3社が合併した「株式会社セディナ」が発足 ・株式会社テラネットが、全国信用情報センター連合会加盟33情報センターから信用情報事業を継承し、社名を「株式会社日本信用情報機構」に変更 ・改正割賦販売法で明記されたクレジット業界の自主規制団体、「社団法人日本クレジット協会」が発足
		6月	・18日、改正貸金業法の第3条が施行。財産的基礎要件の引上げや指定信用情報機関制度、貸金業務取扱主任者資格試験制度が施行される
		7月	・株式会社三井住友銀行がオリックス・クレジット株式会社の株式の過半数を取得し、子会社化
		8月	・株式会社日本信用情報機構が株式会社シーシービーを合併し、会社略称を「JIC」から「JICC」に変更 ・日本貸金業協会が「平成21年度第1回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
		9月	・アイフル株式会社が私的整理の一種である事業再生ADR(裁判外紛争解決手続)を申込む ・貸金業登録業者数が財務局・都道府県登録をあわせて5,000社を割る
	11月	・株式会社ロプロが東京地方裁判所に会社更生法の適用を申請	

平成22年	12月	・ 日本事業者金融協会が臨時総会で、解散を決定
		・ 金融庁は改正貸金業法附則第67条に定める検討を行うため、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」を設置
		・ 日本貸金業協会が「平成21年度第2回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
		・ 日本貸金業協会が「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第1回事務局会議に召集され、「貸金業界の現状について」を説明
	1月	・ 社団法人日本クレジット協会が経済産業大臣より「認定割賦販売協会」の認定を受ける
		・ 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第2回～第7回事務局会議の開催
	2月	・ 日本貸金業協会が「平成21年度第3回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
		・ 日本貸金業協会が「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」の座長（金融担当副大臣）宛に意見書「改正貸金業法の完全施行に向けて」を提出
	4月	・ 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第8回～第10回事務局会議の開催
		・ 金融庁が指定信用情報機関として指定するにあたって、貸金業者が債務者からの利息返還請求に応じた場合に、債務者の信用情報に登録される情報（サービス情報71「契約見直し情報」）の登録、利用を認めないことを決定
	6月	・ 日本貸金業協会が「平成21年度第4回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
		・ 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第12回～第13回事務局会議の開催
7月	・ 日本貸金業協会が金融庁長官から「認定個人情報保護団体」認定を受ける	
	・ 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」が「借り手の目線に立った10の方策」を取りまとめ、公表	
8月	・ 貸金業登録業者数が財務局・都道府県登録をあわせて4,000社を割る	
	・ 18日、上限金利の引下げ、総量規制の導入を含む改正貸金業法が完全施行される	
9月	・ 金融庁は改正貸金業法の周知徹底や完全施行による影響を把握、フォローするため、「改正貸金業法フォローアップチーム」を設置	
	・ 金融庁が指定した第三者機関が仲介役となり金融商品にかかわる紛争を解決する「金融ADR」制度が10月よりスタートするのを前に、日本貸金業協会は「金融ADR」についての説明会を実施	
10月	・ 大阪府が改正貸金業法の規制の一部を緩和する「貸金特区」構想を内閣府に提案	
	・ 貸金業登録業者数が財務局・都道府県登録をあわせて3,000社を割る	
11月	・ 金融庁は日本貸金業協会など7団体を「金融ADR」の紛争解決機関に指定	
	・ 株式会社武富士が東京地方裁判所に会社更生法の適用を申請	
12月	・ 「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催	
	・ 金融庁は日本貸金業協会を貸金業法に基づく登録講習機関として登録	
平成23年	1月	・ 「金融ADR」制度がスタート
	4月	・ 「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
11月	・ 日本貸金業協会が「平成22年度第5回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施	
	・ 「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催	
12月	・ 改正割賦販売法が完全施行。クレジット会社に「支払可能額」の調査を義務付け	
	・ 「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催	
1月	・ 中小企業信用機構株式会社が東京地方裁判所に民事再生手続の適用を申請	
	4月	・ 日本貸金業協会は金融庁へ「『東北地方太平洋沖地震』への対応に係る要望書」を提出
		・ 金融庁は、3月に生じた震災の被災者を対象に、総量規制の例外貸付についての手続きの弾力化を図る「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を改正、公布・施行

# 年表 (平成18年12月～令和2年3月)

平成24年

- 6月
  - ・丸和商事株式会社（ニコニコクレジット）が東京地方裁判所に民事再生手続の適用を申請
  - ・「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
  - ・個人信用情報機関の株式会社シー・アイ・シーにおいて、貸金登録残高合計が10兆円を初めて割り込む
- 7月
  - ・「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が、東日本大震災の影響を受けた個人債務者の私的整理指針「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を発表、運用開始
- 8月
  - ・楽天株式会社が楽天KC株式会社のカード事業を楽天クレジット株式会社に承継、個人向けローン事業等をJトラストに譲渡。社名を「楽天カード株式会社」
  - ・金融庁が「多重債務者相談マニュアル」を改訂し、「多重債務者相談の手引き」を作成・公表
- 9月
  - ・株式会社三井住友フィナンシャル・グループ（SMFG）、株式会社三井住友銀行、プロミス株式会社は、SMFGによるプロミス株式会社の完全子会社化に向けた基本契約を締結
- 10月
  - ・株式会社新生銀行は、連結子会社の新生フィナンシャル株式会社が行っている個人向け無担保ローン事業の一部を譲り受け、銀行本体で「カードローンレイク」の取り扱いを開始
  - ・東日本大震災の発生を受けて定められた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が、平成24年3月31日まで延長
- 11月
  - ・日本貸金業協会が「平成23年度第6回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
- 1月
  - ・株式会社ロプロが、会社分割（吸収分割）契約に基づき、株式会社武富士の消費者金融事業を承継
- 3月
  - ・スルガ銀行株式会社は、平成23年4月に経営破綻した丸和商事株式会社（ニコニコクレジット）の全株式を取得し、完全子会社化（商号をダイレクトワン株式会社に変更）すると発表
  - ・東日本大震災の発生を受けて定められた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が、平成24年3月31日をもって終了
- 4月
  - ・住信カード株式会社は、中央三井カード株式会社との吸収合併により、商号を三井住友トラスト・カード株式会社に変更
- 5月
  - ・自民党の「小口金融市場に関する小委員会」が、上限金利を現行の20%から30%に引き上げる利息制限法の改正案を提示
- 7月
  - ・株式会社クラヴィスが、大阪地裁に自己破産を申請
  - ・金融庁が「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」を公表
  - ・「住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令」により、貸金業法施行規則の一部が改正
- 8月
  - ・日本貸金業協会が法務省に「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に関する意見を提出
- 9月
  - ・日本貸金業協会が消費者庁に「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」に対する意見を提出
  - ・SMBCコンシューマーファイナンス株式会社と株式会社三菱東京UFJ銀行が、株式会社モビットへの共同出資の解消と事業分割で基本合意したと発表
  - ・多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター（法テラス）の共催で、「第1回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
- 11月
  - ・金融庁が、「金融ADR」制度のフォローアップに関する有識者会議を設置
  - ・日本貸金業協会が「平成24年度第7回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
- 12月
  - ・日本貸金業協会が消費者庁に「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」に関する意見を提出
  - ・多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター（法テラス）の共催で、「第2回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催

平成25年	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本貸金業協会が警察庁に「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令案（仮称）」等に対する意見を提出</li> <li>日本貸金業協会が法務省に「会社法制の見直しに関する中間試案」に関する意見を提出</li> </ul>	
	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁が「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめを公表</li> <li>日本貸金業協会が「金融ADR」制度のフォローアップに関する有識者会議における議論の取りまとめを踏まえた対応について公表</li> <li>日本貸金業協会が「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」の一部を改正</li> <li>日本貸金業協会が「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部を改正</li> <li>中小企業金融円滑化法が終了</li> </ul>	
	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>イオンクレジットサービス株式会社は、株式会社イオン銀行との経営統合により、銀行持株会社へ移行し、商号をイオンフィナンシャルサービス株式会社に変更</li> <li>「社団法人日本クレジット協会」が、一般社団法人に移行し「一般社団法人日本クレジット協会」に名称変更</li> </ul>	
	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）についてのパブリックコメントを募集</li> <li>金融庁が「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（案）」等に対するパブリックコメントを募集</li> </ul>	
	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本貸金業協会が法務省に「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に関する意見を提出</li> <li>日本貸金業協会が金融庁に「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）に関する意見を提出</li> </ul>	
	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」を一部改正</li> </ul>	
	8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁が「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」を一部改正</li> </ul>	
	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本貸金業協会が「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」の一部を改正</li> <li>株式会社ほくせん（札幌市）が、株式会社NCむろらん（室蘭市）のクレジットカード事業を引き継ぐと発表</li> </ul>	
	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本貸金業協会が「平成25年度第8回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施</li> <li>関東財務局が、ヤミ金融対応などの情報を交換するため、「貸金業監督者合同会議」をさいたま新都心合同庁舎で開催</li> </ul>	
	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁が「利息制限法施行令等の一部を改正する政令（案）」を公表しパブリックコメントを募集</li> </ul>	
	平成26年	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁が「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」を公表しパブリックコメントを募集</li> <li>金融庁が「貸金業法施行令等の一部を改正する政令（案）」を公表しパブリックコメントを募集</li> <li>Jトラスト株式会社が、西京カード株式会社の全ての保有株式を株式会社西京銀行に譲渡</li> </ul>
		3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年4月の消費税率の引上げに伴い、「利息制限法施行令等の一部を改正する政令」が公布</li> <li>株式会社モビットが、吸収分割によりエム・ユー信用保証株式会社に対して信用保証事業に関する権利義務の一部を譲渡</li> <li>企業グループ内での資金の貸付け及び共同出資会社から合併会社への貸付けを貸金業規制の適用除外とすることとした「貸金業法施行令の一部を改正する政令」が、「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」等を含め公布</li> </ul>

# 年表 (平成18年12月～令和2年3月)

4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本貸金業協会が金融庁に「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)に関する意見を提出</li> <li>・金融庁が「新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集(追加版Part1)」を公表</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本貸金業協会が「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」一部改正(案)の意見を募集</li> <li>・株式会社三井住友フィナンシャル・グループは、さくらカード株式会社と株式会社セディナのクレジットカード事業の統合を進め、平成28年4月を目処に両社の合併を実施することにより、クレジットカード事業の再編を行うことを発表</li> <li>・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等を公表</li> <li>・日本貸金業協会が「社内規則策定ガイドライン(「個別ガイドライン」及び「規則記載例」)の一部改正について公表</li> <li>・日本貸金業協会が特定情報を提供するにあたり「特定情報照会サービス運営規則」を制定</li> <li>・日本貸金業協会が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加</li> <li>・日本貸金業協会がシステムリスク管理態勢関係や、経営者保証ガイドライン関係、反社会的勢力による被害防止関係等の「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部を改正</li> <li>・金融庁が金融・資本市場活性化に向けた提言書を発表</li> <li>・経営再建中のアイフル株式会社が金融支援の継続で銀行団と合意したと発表</li> <li>・改正会社法が成立。監査等委員会設置会社制度や、多重代表訴訟制度の新設、社外取締役の要件厳格化がなされる。(平成27年5月1日施行)</li> <li>・ヤフー株式会社が、Jトラスト株式会社の連結子会社であるKCカード株式会社が新たに設立する予定のクレジットカード事業を核とする子会社、ケーシー株式会社の株式を取得し、連結子会社化することについて発表</li> <li>・金融庁が登録等に関する警察庁長官への意見聴取等に係る権限を財務局長に委任する等の「貸金業法施行令の一部を改正する政令(案)」を公表</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本貸金業協会が協会員を対象に、「特定情報照会サービス」の提供を開始</li> <li>・最高裁が貸金業法4条1項2号により定義されている同法6条1項9号の「役員」に監査役は含まれないと判決</li> <li>・金融庁が金融検査において認められた個別の指摘事例等を取りまとめ、「金融検査結果事例集(平成25事務年度版)」を公表</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本貸金業協会が社内規則策定ガイドライン(「規定記載例」及び個別ガイドライン)の改正に伴い、全協会員を対象に平成26年度社内規則の点検を実施</li> <li>・金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令(案)」に対するパブリックコメントの結果等について公表</li> <li>・日本貸金業協会が「平成27年度税制改正要望」を取りまとめ、関係機関へ提出</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁が顧客ニーズに応える経営や、人口減少への備え、企業統治等の重点課題等を含む金融機関向けの新検査方針を公表</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社エポスカードが、株式会社ゼロファーストを吸収合併したことを発表</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本貸金業協会が「平成26年度第9回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施</li> <li>・日本貸金業協会が、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人日本クレジット協会、日本クレジットカード協会と合同で、「消費者信用関係団体共同キャンペーン」を実施</li> <li>・改正犯罪収益移転防止法が成立</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁が「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集(平成26年12月改訂版)を公表</li> </ul>

平成27年	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社NUCSはNUCSブランドをKCカード株式会社(現Jトラストカード株式会社)へ譲渡</li> <li>ケーシー株式会社(現ワイジェイカード株式会社)が、KCカード株式会社(現Jトラストカード株式会社)のクレジット事業を承継</li> <li>東京商工リサーチが昨年に倒産した企業の負債総額が1兆8,740億円(前年比32.6%減)、1990年以来、24年ぶりに負債総額2兆円を割れ込んだと公表</li> </ul>
	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人全国銀行協会が反社会的勢力との取引を排除するため、預金保険機構を通じて警察庁のデータを取得する仕組みを導入すると公表</li> <li>法務省が「民法(債権分野)改正に関する要綱案」を決定。法定利率の引き下げ(5%→3%)等</li> </ul>
	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>新生フィナンシャル株式会社の子会社である新生カード株式会社が、新生銀行グループ内の組織再編として、株式会社アプラスへ吸収合併</li> <li>株式会社きらやか銀行が、きらやかターンアラウンドパートナーズ株式会社を吸収合併</li> <li>日本貸金業協会が「貸金業が担う資金供給機能等の現状と動向に関する調査結果報告」を公表</li> </ul>
	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>筑波銀行が、株式会社いばぎんカードを吸収合併</li> <li>日本貸金業協会が金融庁と「意見交換会(第10回)」を実施</li> </ul>
	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本貸金業協会が「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の改正案に対する意見書を提出</li> </ul>
	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本貸金業協会が「特定情報フィードバックサービス」の受付を開始</li> <li>金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令(案)」を公表</li> </ul>
	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令(案)」のパブリックコメント結果等を公表</li> </ul>
	8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁が「多重債務者相談強化キャンペーン2015」の実施を公表</li> </ul>
	9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本貸金業協会が「資金需要者等の現状と動向に関する調査結果報告」を公表</li> </ul>
	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビジネクスト株式会社が株式会社ビジエンスを吸収合併</li> <li>金融庁が「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を公表</li> </ul>
	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本貸金業協会が、協会員各社と無登録業者のインターネット広告出稿の撲滅活動のため「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施</li> <li>日本貸金業協会が「平成27年度第10回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施</li> </ul>
	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁が、FinTechに関する一元的な相談・情報交換窓口「FinTechサポートデスク」を設置</li> </ul>
平成28年	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本貸金業協会が「改正犯罪収益移転防止法と貸金業における実務対応」に関する説明会を実施</li> </ul>
	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果報告」を公表</li> <li>株式会社セディナがさくらカード株式会社を吸収合併</li> </ul>
	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「平成28年熊本地震」を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行</li> <li>「平成28年熊本地震」を踏まえた「犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正」が公布・施行</li> </ul>
	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁が貸金業者向けの総合的な監督指針(本編)(新旧対照表)を公表</li> <li>金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」の改正案を公表</li> </ul>
	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)を公表</li> <li>金融庁が貸金業者向けの総合的な監督指針(本編)(新旧対照表)を公表</li> <li>金融庁が指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針を公表</li> </ul>

# 年表 (平成18年12月～令和2年3月)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本貸金業協会が、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加</li> <li>第7回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の実施</li> <li>日本貸金業協会が「監査ガイドライン」を改定</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について公表</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>シンキ株式会社が新生パーソナルローン株式会社に社名変更</li> <li>株式会社栄光が東京地裁に自己破産を申請</li> <li>金融庁が検査・監督のあり方問う有識者会議を立ち上げる</li> <li>金融庁が多重債務者相談強化キャンペーン2016の実施について公表</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務省が民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見を募集</li> <li>日本貸金業協会が貸金業法第2条に定める「金銭の貸借の媒介」について公表</li> <li>金融庁が「貸金業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」の公布</li> <li>株式会社日専連ベネフルが株式会社ヒタックスカードを吸収合併</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本貸金業協会が「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部を改正</li> <li>個人情報保護委員会が「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編)(案)」に関する意見を募集</li> <li>日本貸金業協会が「会費規則」及び「会費規則に関する細則」の一部を改正</li> <li>日本貸金業協会が「金融庁と貸金業界との意見交換会(第13回)」を実施</li> <li>金融庁が中小企業向け個人情報保護法全国説明会を開催</li> <li>日本貸金業協会が「資金需要者等の借入れに対する意識や行動に関する調査結果報告」を公表</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本貸金業協会が「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施</li> <li>法務省が民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見募集の結果を公表</li> <li>日本貸金業協会が、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加</li> <li>日本貸金業協会が「平成28年度第11回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施</li> <li>個人情報保護委員会が「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編)(案)」に関する意見募集の結果を公表</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>割賦販売法の一部を改正する法律が公布</li> <li>第8回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の開催</li> <li>個人情報保護委員会及び金融庁が、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等について実務指針(案)」に関する意見を募集</li> <li>金融庁が「金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等及び監督指針等の改正案」を公表</li> <li>金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令(案)」等を公表</li> </ul>
平成29年 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁が「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績を公表</li> <li>個人情報保護委員会及び金融庁が「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等について実務指針(案)」に関する意見募集の結果を公表</li> </ul>

平成30年	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本貸金業協会が「貸金業法関係法令等に係るFAQ」を公表</li> <li>・金融庁が「金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等及び監督指針等の改正案」に対するパブリックコメントの結果等について公表</li> <li>・金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令（案）」等に対するパブリックコメントの結果を公表</li> <li>・日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果報告」を公表</li> </ul>
	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正資金決済法施行 ※利用者の資産保護を目的として仮想通貨の法的定義を明確にし、仮想通貨と現金を交換する登録制を導入し、顧客の本人確認を義務つけた</li> <li>・改正銀行法施行 ※銀行による事業会社への出資を5%、持ち株会社も15%で制限していたが、当局の認可を得れば上限を超えて出資できる</li> <li>・東京商工リサーチが2016年度の全国の企業倒産状況を公表 ※8,381件前年度比3.5%減、8年連続で減少</li> </ul>
	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本貸金業協会が「個人情報保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する意見募集の結果について公開</li> <li>・金融庁から「金融機関における個人情報保護に関するQ &amp; A」が公開</li> <li>・日本貸金業協会が「金融庁と貸金業界との意見交換会（第14回）の概要及び関係資料」を公開</li> <li>・民法（債権法）改正成立 ※施行は平成32年4月1日</li> <li>・フィンテックの普及を目指す改正銀行法が成立</li> <li>・改正個人情報保護法が施行</li> </ul>
	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁が「第9回多重債務問題及び消費者向金融等に関する懇談会」を開催</li> </ul>
	8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁は2018年夏に検査局を廃止し、業務を監督局に統合すると発表 ※金融機関のガバナンスの点検等は新設の「総合政策局」が担う</li> </ul>
	9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣に設けられた「多重債務者対策本部」において、多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士連合会、日本司法支援センター（法テラス）の共催で、「多重債務者相談強化キャンペーン2017」の開催を決定。</li> <li>・日本貸金業協会から協会員に対し「銀行カードローンの保証業務に関するお願い」を発信</li> <li>・みずほ銀行とソフトバンクが出資する株式会社J.Scoreが国内初となるAIを使った個人向け融資サービスを開始した</li> </ul>
	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁から「平成28年度金融レポート」が公表される</li> </ul>
	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本貸金業協会が「平成29年度第12回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施</li> <li>・日本貸金業協会が「ヤミ金融サイト・パトロールキャンペーン」を実施</li> </ul>
	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新生銀行は平成30年4月に銀行カードローン「レイク」の新規融資を止め、同事業を再編すると発表</li> </ul>
	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察庁は銀行の新規個人向け融資取引についてオンラインで暴力団情報の照会に応じるシステムの運用を始める</li> </ul>
	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日銀が銀行による2017年の不動産向けの新規貸出額が11兆7143億円と前年比5.2%減と発表 ※前年を下回ったのは6年ぶり、13年に大規模な金融緩和に踏み切って以来初</li> <li>・新生銀行は平成30年4月に予定するカードローン事業の再編で「レイク」ブランドを残すことを決定 ※新たなブランド名「レイクALSA（アルサ）」</li> </ul>
	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果報告」を公表</li> </ul>
	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「一般社団法人日本仮想通貨交換業協会」が設立</li> </ul>

# 年表

(平成18年12月～令和2年3月)

平成30年	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本貸金業協会が「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)」に関する意見募集の結果公表</li> <li>日本貸金業協会が「金融庁と貸金業界との意見交換会(第16回)の概要及び関係資料」を公開</li> <li>金融庁から「利息制限法施行令等の一部を改正する政令(案)及び貸金業施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」が公開</li> </ul>	
	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立</li> <li>金融庁が「第11回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催</li> </ul>	
	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「平成30年7月豪雨」を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行</li> <li>「平成30年7月豪雨」を踏まえた「犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正」が公布・施行</li> <li>「一般社団法人キャッシュレス推進協議会」が設立</li> <li>日本貸金業協会が「一般社団法人キャッシュレス推進協議会」に団体会員として入会</li> <li>金融庁が「総合政策局」、「企画市場局」、「監督局」の3局体制に組織再編</li> </ul>	
	8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁が「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」を公表</li> </ul>	
	9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣に設けられた「多重債務者対策本部」において、多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター(法テラス)の共催で「多重債務者相談強化キャンペーン2018」を実施</li> <li>「平成30年北海道胆振東部地震関連」を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行</li> <li>「平成30年北海道胆振東部地震関連」を踏まえた「犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正」が公布・施行</li> <li>金融庁が「フィンテック・サミット2018」を開催</li> <li>日本貸金業協会が「資金需要者等の現状と動向に関する調査結果」を公表</li> </ul>	
	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル等依存症対策基本法が施行</li> </ul>	
	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本貸金業協会が「平成30年度第13回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施</li> <li>日本貸金業協会が「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施</li> <li>「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」改正によりオンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法が追加</li> </ul>	
	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本貸金業協会が「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見及び警察庁・共管各省庁の考え方を掲載</li> <li>りそなカード株式会社と株式会社関西クレジット・サービスの合併等によりクレジットカード会社の再編を決定</li> <li>経済産業省から金融庁に対して「給与前払いサービス」が貸金業に該当するかの照会に対し、金融庁は貸金業に該当しない旨を回答</li> <li>金融庁が「第12回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催</li> </ul>	
	平成31年	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京商工リサーチが人手不足倒産が前年度比で2割増加で過去最高と公表</li> <li>「民法及び家事事件手続法」の一部が改正され、自筆証書遺言の方式が緩和</li> </ul>
		2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>日銀の「貸出先別貸出金」統計で国内銀行の不動産業向け融資の残高が2018年度末で78兆9,370億円と4年連続で過去最高水準を更新</li> </ul>
		3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁が「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」の更新</li> <li>金融庁よりソーシャルレンディングの匿名化解除に関する公式見解が公表</li> </ul>

## 令和元年

- |     |  |
|-----|--|
| 4月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>東京商工リサーチが2019年度の全国の企業倒産状況を公表。8,631件（前年度比6.4%増）、負債総額1兆2,647億3,200万円（同21.8%減）と件数が2008年度以来11年ぶりに増加に転じる</li> <li>金融庁が「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について公表</li> </ul>  |
| 5月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁が「利息制限法施行令等の一部を改正する政令（案）及び貸金業施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」について公表</li> <li>日本貸金業協会が「貸付型ファンドに関するQ &amp; A」を公表</li> <li>日本貸金業協会がギャンブル等依存症問題啓発週間に「ギャンブル依存度チェック」サイトを臨時開設</li> <li>日本貸金業協会が「貸金業務取扱主任者ライブラリー」を開設</li> </ul>  |
| 6月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁が「第13回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催</li> <li>日本貸金業協会が「金融庁と貸金業界との意見交換会（第18回）」の概要及び関係資料を公開</li> <li>みずほFG、LINE Credit社でスコアリングサービス「LINE Score」を提供開始</li> </ul>  |
| 7月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>日本貸金業協会が教育機関で「ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策」をテーマに講演</li> <li>(株)千代田信用が青森地裁に自己破産を申請</li> </ul>   |
| 8月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>LINE、個人向けローンサービス「LINE Pocket Money」を提供開始</li> <li>NTTドコモ、金融機関向けに「ドコモ レンディングプラットフォーム」の提供を開始</li> </ul>   |
| 9月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁が「フィンテック・サミット2019」を開催</li> <li>金融庁が「多重債務者相談強化キャンペーン2019」の実施について公表</li> <li>金融庁がFinTech Innovation Hub活動報告「多様なフィンテックステークホルダーとの対話から見えた10の主要な発見（Key Findings）」について公表</li> <li>金融庁が「利息制限法施行令等の一部を改正する政令（案）及び貸金業施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について公表</li> <li>金融庁が「令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害に対する金融上の措置の要請」について公表</li> <li>日本貸金業協会が「資金需要者等の現状と動向に関する調査結果」を公表</li> </ul> |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁が「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」を公表</li> <li>「令和元年台風第19号」を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行</li> <li>金融庁が「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」（2019年9月）について公表</li> <li>消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げ。キャッシュレス決済に係るポイント還元制度が開始</li> <li>日本貸金業協会が「若年者への貸付に関するアンケート調査結果」を公表</li> <li>日本貸金業協会が「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施</li> </ul>   |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁が道路交通法の改正に係る「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」について公表</li> <li>日本貸金業協会が「若年者への貸付実態調査結果」を公表</li> <li>日本貸金業協会が「令和元年度第14回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施</li> <li>日本貸金業協会が東京都予算に対する知事ヒアリングに出席し、成年年齢引下げを見据え施策拡充を要望</li> </ul>  |

# 年表

(平成18年12月～令和2年3月)

令和2年

- |     |  |
|-----|--|
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本貸金業協会が「金融トラブル防止のためのQ &amp; Aガイドブック」を配布開始</li> <li>・金融庁が「第14回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催</li> <li>・SMBCコンシューマーファイナンス、業界初となる日本貸金業協会の監修による金融経済教育セミナーを実施</li> </ul>  |
| 1月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁が貸金業者登録番号記載の緩和等に係る「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」を公表</li> <li>・日本貸金業協会が犯収法・マネロンリスクへの実務上の留意点をテーマに研修会を開催</li> <li>・日本貸金業協会が成人式配布用として若年層向け啓発用冊子10万5千部を全国の教育委員会等に無償提供</li> </ul>  |
| 2月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府が、2019年10～12月期の国内総生産(GDP、季節調整済み)速報値を発表。実質で前期比1.6%減、年率換算で6.3%減となり、5四半期ぶりのマイナス</li> <li>・厚生労働省が、新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」に指定</li> </ul>  |
| 3月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行</li> <li>・金融庁が貸金業者登録番号記載の緩和に係る「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等を公表</li> <li>・金融庁が「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」について公表</li> <li>・金融庁が給料ファクタリング業は「貸金業に該当する」との見解</li> <li>・日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果報告」を公表</li> <li>・みずほ銀行、子会社ユーシーカードを完全子会社化</li> </ul> |

**「新しい貸金市場を実現するため、  
中立・公正な信頼される自主規制機関をめざす」**

**【基本理念】**

1. 健全な資金の供給により国民経済の発展に貢献する
2. 社会から信頼され、安心して利用していただける  
新しい貸金市場をつくる
3. 中立・公正な自主規制機関として自立する

**【行動指針】**

1. 社会から信頼される新しい貸金市場をつくろう
2. 自信と誇りの持てる協会にしよう
3. 迅速・丁寧・誠実な対応を心がけよう
4. 無駄をなくして効率的な仕事をしよう
5. 風通しの良い明るい職場にしよう



<https://www.j-fsa.or.jp>